2　この法律は、昭和三十八年十月三十一日限りその効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用については、この法律は、その時以後も、なおその効力を有する。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（通商産業・内閣総理大臣署名）

法律第七十八号（昭三五・五・二）

◎放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「使用及び販売の業の許可」を「使用の許可及び届出並びに販売及び廃棄の業の許可」に、「使用者、販売業者、廃棄業者等の義務」を「使用者、販売業者、廃棄業者等の義務」に改める。

第一条中「その他の取扱並びに放射性同位元素装備機器及び放射線発生装置の使用」を「、廃棄その他の取扱い、放射線発生装置の使用及び放射性同位元素によって汚染された物の廃棄その他の取扱い」に改める。

第二条第二項中「含有物」の下に「（機器に装備されているこれらのものを含む。）」を加え、同条中第三項を削り、第四項を第三項とする。

第二章の章名を次のように改める。

第二章　使用の許可及び届出並びに販売及び廃棄の業の許可

第三条第一項中「放射性同位元素、放射性同位元素装備機器」を「放射性同位元素（次条第一項に規定するものを除く。）」に改め、同条第二項第二号中「放射性同位元素装備機器若しくは」を削り、同項第五号中「、放射性同位元素装備機器」を削り、同項第七号中「又は」を「及び」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（使用の届出）

第三条の二　政令で定める数量以下の密封された放射性同位元素を使用しようとする者は、政令で定めるところにより、あらかじめ、放射性同位元素の種類及び数量、使用の場所、貯蔵施設の位置、構造、設備及び貯蔵能力その他総理府令で定める事項を科学技術庁長官に届け出なければならない。

2　前項の届出をした者（以下「届出使用者」という。）は、同項の規定により届け出た事項のうち、放射性同位元素の種類及び数量、使用の場所又は貯蔵施設の位置、構造、設備及び貯蔵能力を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を科学技術庁長官に届け出なければならない。

3　届出使用者は、第一項の規定により届け出た事項（前項に規定するものを除く。）を変更したときは、変更の日から三十日以内に、その旨を科学技術庁長官に届け出なければならない。

第四条の次に次の一条を加える。

（廃棄の業の許可）

第四条の二　放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物を業として廃棄しようとする者は、政令で定めるところにより、科学技術庁長官の許可を受けなければならない。

2　前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を科学技術庁長官に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　廃棄事業所の所在地

三　廃棄の方法

四　放射性同位元素及び放射性同位元素によって汚染された物の詰替えをする施設（以下「廃棄物詰替施設」という。）の位置、構造及び設備

五　放射性同位元素及び放射性同位元素によって汚染された物を貯蔵する施設（以下「廃棄物貯蔵施設」という。）の位置、構造及び設備

六　廃棄施設の位置、構造及び設備

3　第五条各号列記以外の部分中「第三条第一項」を「第二十六条第一項」に改め、同条第一号中「第二十六条第一項」を「第四条第一項」に改める。

第六条第四号中「、放射性同位元素装備機器」を削る。

第七条の次に次の一条を加える。

（廃棄の業の許可の基準）

第七条の二　科学技術庁長官は、第四条の二第一項の許可の申請があつた場合においては、その申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

一　廃棄物詰替施設の位置、構造及び設備が政令で定める技術上の基準に適合するものであること。

二　廃棄物貯蔵施設の位置、構造及び設備が政令で定める技術上の基準に適合するものであること。

三　廃棄施設の位置、構造及び設備が政令で定める技術上の基準に適合するものであること。

四　その他放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物による放射線障害の発生するおそれがないこと。

第八条第一項中「又は第四条第一項」を「、第四条第一項又は第四条の二第一項」に改める。

第九条第一項中「又は第四条第一項」を「、第四条第一項又は第四条の二第一項」に改め、同条第二項第四号中「放射性同位元素装備機器若しくは」を削り、同条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　第四条の二第一項の許可をした場合において交付する許可証には、次の事項を記載しなければならない。

一　許可の年月日及び許可の番号

二　氏名又は名称及び住所

三　廃棄事業所の所在地

四　廃棄の方法

五　廃棄物貯蔵施設の貯蔵能力

六　許可の条件

第十条第一項中「使用者」を「許可使用者」に改め、同条第二項中「使用者」を「許可使用者」に改め、同項中「変更しようとするとき」の下に「（第五項に規定する変更をしようとするときを除く。）」を加え、同条第四項中「使用者」を「許可使用者」に改め、同条に次の一項を加える。

認めるときは、その技術上の基準に適合させるため、届出使用者に対し、貯蔵施設の移転、修理又は改造を命ずることができる。

第十四条に次の一項を加える。

4　科学技術庁長官は、廃棄物詰替施設、廃棄物貯蔵施設又は廃棄施設の位置、構造又は設備が第七条の二第一号、第二号又は第三号の技術上の基準に適合していないと認めるときは、その技術上の基準に適合させるため、廃棄業者に対し、廃棄物詰替施設、廃棄物貯蔵施設又は廃棄施設の移転、修理又は改造を命ずることができる。

第十五条中「使用者」を「許可使用者及び届出使用者（以下「使用者」という。）」に改め、「放射性同位元素装備機器」を削る。

第十六条中「第二号から第四号」を「第四号から第六号」に改め、同条に次の一項を加える。

2　廃棄業者（第三十条第四号から第六号までに規定する者を含む。以下次条から第十九条までにおいて同じ。）は、放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の詰替えをする場合においては、総理府令で定める技術上の基準に従つてしなければならない。

第十七条に次の一項を加える。

2　廃棄業者は、放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物を保管する場合においては、総理府令で定める技術上の基準に従つてしなければならない。

第十八条中「運輸省令」の下に「次項において同じ。」を加え、同条に次の一項を加える。

2　廃棄業者及び廃棄業者から運搬を委託された者は、放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物を運搬する場合（船舶又は航空機により運搬する場合を除く。）においては、総理府令で定める技術上の基準に従つてしなければならない。

第十九条に次の一項を加える。

2　廃棄業者は、放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物を廃棄する場合においては、総理府令で定める技術上の基準に従つてしなければならない。

第二十条中「及び販売業者」を「、販売業者及び廃棄業者」に改め、同条第一項中「詰替施設」の下に「、廃棄物詰替施設」を、「貯蔵施設」の下に「、廃棄物貯蔵施設」を加える。

第二十一条第一項中「及び販売業者」を「、販売業者

5　許可使用者は、政令で定める数量以下の放射性同位元素を、非破壊検査その他政令で定める目的のため一時的に使用する場合において、第三条第二項第四号に掲げる事項を変更しようとするときには、総理府令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を科学技術庁長官に届け出なければならない。

第十一条の次に次の一条を加える。

（廃棄施設等の変更）

第十一条の二　第四条の二第一項の許可を受けた者（以下「廃棄業者」という。）は、同条第二項第一号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から三十日以内に、許可証を添えてその旨を科学技術庁長官に届け出て、許可証の訂正を受けなければならない。

2　廃棄業者は、第四条の二第二項第二号から第六号までに掲げる事項を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、科学技術庁長官の許可を受けなければならない。

3　第七条の二及び第八条の規定は、前項の許可に準用する。

4　第二項の規定により変更の許可を受けた廃棄業者で許可証に記載された事項に変更を生じたものは、その許可を受けた日から三十日以内に、許可証を科学技術庁長官に提出し、訂正を受けなければならない。

第十二条中「使用者及び販売業者」を「許可使用者、販売業者及び廃棄業者」に改める。

第三章の章名を次のように改める。

第三章　使用者、販売業者、廃棄業者等の義務

第十三条第一項中「使用者」を「許可使用者」に改め、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　届出使用者は、その貯蔵施設の位置、構造及び設備を政令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

第十三条に次の一項を加える。

4　廃棄業者は、その廃棄物詰替施設、廃棄物貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備を第七条の二第一号から第三号までの技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

第十四条第一項中「使用者」を「許可使用者」に改め、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　科学技術庁長官は、貯蔵施設の位置、構造又は設備が前条第一項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、その技術上の基準に適合させるため、許可使用者に対し、貯蔵施設の移転、修理又は改造を命ずることができる。

第十四条に次の一項を加える。

3　廃棄業者は、総理府令で定めるところにより、帳簿を備え、放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の保管又は廃棄に関する事項及び第一項第四号に掲げる事項を記載しなければならない。

第二十六条各号列記以外の部分中「使用者又は販売業者」を「許可使用者、販売業者又は廃棄業者」に、

第四条の二第一項」に改め、「放射性同位元素装備機器」を削り、「若しくは放射性同位元素の販売」を「、放射性同位元素の販売若しくは放射性同位元素若しくは放射性同位元素によつて汚染された物の廃棄の業」に改め、同条第二項中「又は販売業者」を「、販売業者又は廃棄業者」に改め、同条第三項中「及び販売業者」を「、販売業者及び廃棄業者」に改める。

第二十二条から第二十四条まで中「及び販売業者」を「、販売業者及び廃棄業者」に改め、「譜替施設」の下に「、廃棄物詰替施設」を、「貯蔵施設」の下に「、廃棄物貯蔵施設」を加える。

第二十五条第一項第二号中「放射性同位元素装備機器又は」を削り、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　廃棄業者は、総理府令で定めるところにより、帳簿を備え、放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の保管又は廃棄に関する事項及び第一項第四号に掲げる事項を記載しなければならない。

第二十六条各号列記以外の部分中「使用者又は販売業者」を「許可使用者、販売業者又は廃棄業者」に、「若しくは第四条第一項」を「、第四条第一項若しくは第四条の二第一項」に改め、「、放射性同位元素装備機器」を削り、「若しくは放射性同位元素の販売」を「、放射性同位元素の販売若しくは放射性同位元素若しくは放射性同位元素によつて汚染された物の廃棄」に改め、同条第三号中「又は第十一条第一項」を「、第十一条第一項又は第十一条の二第一項」に、「した場合」を「変更した場合」に改め、同条第四号中「第十四条」を「第十四条第一項、第三項又は第四項」に改め、同条第七号中「第三号若しくは第三号」を「第三号若しくは第四号」に、「第三十条第一号若しくは第三号」に改め、同条に次の一項を加える。

2　科学技術庁長官は、届出使用者が次の各号の一に該当する場合は、一年以内の期間を定めて放射性同位元素の使用の停止を命ずることができる。

一　第三条の二第二項の規定により届け出なければならない事項を届け出ないで変更した場合

二　第十四条第二項の規定による命令に違反した場合

三　第十五条、第十六条第一項、第十七条第一項、第十八条第一項又は第十九条第一項の技術上の基

三　廃棄物貯蔵施設の能力の範囲内で所持する場合

廃棄物の貯蔵又は廃棄物の処分の業に関し、第二十三条第一項中「又は放射性同位元素装備機器」を削る。

第二十三条中「及び販売業者」を「、販売業者及び廃棄物貯蔵施設」に改め、同条第二号から第四号を「廃棄者に対し第二号から第四号」を「廃棄物貯蔵施設」に改め、同条第四号を削る。

第二十三条第一項中「及び販売業者」を「、販売業者」に改め、同条第二項中「及び販売業者」を「、販売業者」に改め、同条第三項

第五十五条中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、同条第三号中「若しくは第三十二条」を「第三十二条若しくは第三十三条第三項」に改め、同号を同条第五号とし、同条第二号中「若しくは第二項」を「、第二項若しくは第三項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同号を同条第四号とし、同条第一号を同条第三号とし、同条に第一号及び第二号として次のように加える。

一　第三条の二第一項の規定による届出をしないで同項に規定する事項を変更した者

二　第十条第五項の規定による届出をしないで第三条第二項第四号に掲げる事項を変更した者

第五十八条第三号中「第三十五条第三項」を「第三十五条第四項」に改める。

第五十九条第一号中「第十条第一項又は第十一条第一項」を「第三条の二第三項、第十条第一項、第十一条第一項又は第十一条の二第一項」に改め、同条第二号中「又は第十一条第四項又は第十一条の二第四項」を「、第十一条第四項又は第十一条の二第四項」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過規定）

2　この法律の施行の際現にこの法律による改正前の放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（以下「旧法」という。）第三条第一項の許可を受けている者（次項の規定によりこの法律による改正後の放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（以下「新法」という。）第三条の二第一項の届出をしたものとみなされる者及び附則第四項の規定により許可の申請をした者を除く。）は、この法律の施行後一月以内に、科学技術庁長官に許可証を提出し、訂正を受けなければならない。

3　この法律の施行の際現に旧法第三条第一項の許可を受けている者で、新法第三条の二第一項に規定する放射性同位元素を使用しているものは、新法の規定の適用については、同項の届出をしたものとみなす。

4　この法律の施行の際現に放射性同位元素（新法第二条第二項の放射性同位元素をいう。以下同じ。）を装備している機器（その使用について、旧法第三条第一項の許可を受けている機器を除く。）を所有している者で、その放射性同位元素を使用しようとするものは、この法律の施行後一月以内に、旧法第三条第一項の許可の申請又は新法第三条の二第二項の届出をしなければならない。

5　この法律の施行の際現に放射性同位元素を装備している機器を所有している者で、その放射性同位元素を棄てて販売しようとするものは、この法律の施行後一月以内に、旧法第四条第一項の許可を受けている者にあつては新法第十一条第二項の規定による許可の申請を、その他の者にあつては新法第四条第一項の許可の申請をしなければならない。

6　この法律の施行の際現に放射性同位元素を装備している機器（その使用について、旧法第三条第一項の許可を受けている機器を除く。）を所有している者で、附則第四項又は前項の規定による許可の申請又は届出をしないものは、この法律の施行後二月以内に、その氏名及び住所（法人にあつては、その名称、住所及び代表者の氏名）並びにその所有する放射性同位元素を装備している機器の種類及び数量を科学技術庁長官に届け出なければならない。

7　附則第四項若しくは附則第五項の規定により許可の申請をした者で許可を与えられなかつたもの又は前項の規定により届出をした者は、新法第三十条第一号、第二号又は第三号の規定に該当する場合を除き、総理府令で定めるところにより、その所有する放射性同位元素を使用者、販売業者若しくは廃棄業者に譲り渡し、又は新法第十九条第一項の技術上の基準に従い廃棄しなければならない。

8　前項の規定により放射性同位元素を譲り渡す場合においては、新法第二十九条の規定は、適用しない。

9　附則第四項又は附則第五項の規定により許可の申請又は届出をした者は、この法律の施行の日からこれらの者が新法第三条第一項、第四条第一項、第十条第二項若しくは第十一条第二項の許可若しくは不許可の処分を受け、又は新法第三条の二第一項若しくは第二項の届出をするまでの間は、新法第三条第一項、第三条の二第一項若しくは第三項、第四条第一項、第十条第一項又は第十一条の規定にかかわらず、その機器に装備されている放射性同位元素を使用し、又は棄てて販売することができる。ただし、旧法第三条第三項に規定する放射性同位元素装備機器の使用については、この限りで

第十一条第二項若しくは第十一条の二第二項」に「許可を取り消し」を「処分をし」に改め、「又は」の下に「第三条の二」、「第十条第一項、第十一条第一項、第十一条の二第一項若しくは」を、「国家公安委員会」の下に「又は海上保安庁長官」を加え、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次のように加える。

科学技術庁長官は、第三条の二第一項又は第二項の規定により届出を受理したときは、遅滞なく、その旨を関係行政機関の長に連絡しなければならない。

第四十九条中「第四条第一項」の下に「、第四条の二第一項」を加え、「若しくは第十一条第二項」を「、第十一条第二項若しくは第十一条の二第二項」に、「第三十五条第一項第一号」を「第三十五条第二項」に改める。

第五十一条第一項中「放射性同位元素装備機器」を「放射性同位元素を装備している機器」に改める。

第五十二条第一号中「放射性同位元素」、放射性同位元素装備機器」を「同項に規定する放射性同位元素」に改め、同条第三号中「第三十六条」を「第三十六条第一項」に、「又は販売」を「、販売又は廃棄」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　第四条の二第一項の許可を受けないで放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物を棄てて廃棄した者

第五十三条第一号中「第九条第四項」を「第九条第五項」に改め、「同条第五号中「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同号を同条第六号とし、同条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　第十一条の二第二項の規定による許可を受けないで第四条の二第二項第二号から第六号までに掲げる事項を変更した者

第五十四条第四号を同条第六号とし、同条に第五号として次のように加える。

五　第二十六条第二項の規定による使用の停止の命令に違反した者

第五十四条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、同条第一号中「又は第十一条第三項」を「、第十一条第三項又は第十一条の二第三項」に改め、同号を同条第二号とし、同条に第一号として次のように加える。

一　第三条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして同項に規定する放射性同位元素を使用した者

ない。

10 附則第四項、附則第五項又は附則第六項の規定により許可の申請又は届出をした者及びこれらの者から運搬の委託を受けた者（これらの者の従業者で職務上その機器に装備されている放射性同位元素を所持するものを含む。）は、この法律の施行の日から新法第三条第一項、第四条第一項、第十条第二項若しくは第十一条第二項の許可が与えられ、新法第三条の二第一項若しくは第二項の届出がなされ、又は附則第七項の規定により放射性同位元素の譲渡若しくは廃棄がなされるまでの間は、新法第三十条の規定にかかわらず、その機器に装備されている放射性同位元素を所持することができる。

11 旧法第三十五条第一項の放射線取扱主任者免状は、新法の規定の適用については、新法第三十五条第一項の第一種放射線取扱主任者免状とみなす。

12 この法律の施行の際現に旧法第三十五条第一項第一号の放射線取扱主任者試験に合格している者で旧法第三十五条第一項の放射線取扱主任者免状の交付を受けていない者は、総理府令で定めるところにより、新法第三十五条第一項の第一種放射線取扱主任者免状の交付を受けることができる。

13 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（科学技術庁設置法の一部改正）

14 科学技術庁設置法（昭和三十一年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第十三号の二中「、放射性同位元素装備機器」を削り、同条第十三号の五を同条第十三号の六とし、同条第十三号の四中「、放射性同位元素装備機器」を削り、同号を同条第十三号の五とし、同条第十三号の三の次に次の一号を加える。

十三の四　放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の廃棄の業を許可すること。

（内閣総理大臣署名）

法律第七十九号（昭三五・五・一〇）

◎原子力委員会設置法の一部を改正する法律

原子力委員会設置法（昭和三十年法律第百八十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「四人」を「六人」に改め、同条第二項中「二人」を「三人」に改める。

第十一条第二項中「二人」を「三人」に改める。

附　則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行により新たに任命される委員の任期は、原子力委員会設置法第九条第一項の規定にかかわらず、内閣総理大臣の指定するところにより、一人については昭和三十六年十二月三十一日まで、一人については昭和三十八年六月三十日までとする。

（内閣総理大臣署名）

法律第八十号（昭三五・五・一一）

◎船主相互保険組合法の一部を改正する法律

船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第百七十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「漁船保険法（昭和十二年法律第二十三号）第一条第二項に定める漁船」を「漁船法（昭和二十五年法律第百七十八号）第二条第一項（定義）に規定する漁船で総トン数千トン未満のもの」に、「その所有又は賃借する船舶」を「その所有し、又は賃借する木船」に、「船舶所有者（船舶賃借人を含む。以下「船主」という。）」を「自己」に改め、同条第三項中「その所有又は賃借する船舶」を「その所有し、賃借し、若しくは用船し、又は回航を請け負う船舶で木船以外のもの」に、「船主の」を「自己の」に改め、同条第四項各号列記以外の部分を次のように改める。

前二項に規定する費用及び責任は、次に掲げるものとする。

第二条第四項第一号中「船主」を「当該船舶の所有者又は賃借人（前項に規定する費用及び責任にあつては、その回航請負人を含む。）」に改め、同項第二号中「船主が負担」を「当該船舶の所有者又は賃借人（前項に規定する費用及び責任にあつては、その用船者及び回航請負人を含む。以下「船主等」という。）が負担し、」に改め、同項第三号を次のように改める。

三　検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）第十四条第一項、第二十二条第三項又は第二十三条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）（汚染等をした船舶等についての措置）の措置がとられた船舶について、船主等が負担すべき当該措置に要する費用

第二条第四項第四号中「船主」を「船主等」に改める。

第十二条第二項中「所有」を「所有し、」に、「船舶の運航に伴つて生ずる船主の」を「第二条第二項又は第三項に規定する」に、「その船舶」を「当該契約に係る船舶」に改める。

第十四条第一項中「加入申込証二通に」の下に「組合員たる資格に係る事項並びに」を加える。

第十五条第一項中「所有」を「所有し、」に改める。

第二十七条第三項第五号中「若しくは保険事故の発生又は」を「、保険事故の発生、」に改め、「譲渡」の下に「その他の理由」を加える。

第四十五条第一項中「組合員の数若しくは」の下に「その所有し、若しくは賃借する」を加える。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・運輸・内閣総理大臣署名）

法律第八十一号（昭三五・五・一四）

◎臨時船舶建造調整法の一部を改正する法律

臨時船舶建造調整法（昭和二十八年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和三十六年三月三十一日」を「昭和四十年三月三十一日」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（運輸・内閣総理大臣署名）

法律第八十二号（昭三五・五・一六）

◎引揚者給付金等支給法の一部を改正する法律（参法）

引揚者給付金等支給法（昭和三十二年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第十八条中「三年間」を「四年間」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（厚生・内閣総理大臣署名）

法律第八十三号（昭三五・五・一六）

◎刑法の一部を改正する法律

刑法（明治四十年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第十三号中「第二百三十五条、第二百三十六条」を「第二百三十五条乃至第二百三十六条」に改める。

第二百三十五条の次に次の一条を加える。

第二百三十五条ノ二　他人ノ不動産ヲ侵奪シタル者ハ十年以下ノ懲役ニ処ス

第二百四十三条中「第二百三十五条、第二百三十六条」を「第二百三十五条乃至第二百三十六条」に改める。

第二百四十四条第一項中「第二百三十五条ノ罪及ビ其未遂罪」を「第二百三十五条ノ罪、第二百三十五条ノ二ノ罪及ビ此等ノ罪ノ未遂罪」に改める。

第二百六十二条の次に次の一条を加える。

第二百六十二条ノ二　境界標ヲ損壊、移動若クハ除去シ又ハ其他ノ方法ヲ以テ土地ノ境界ヲ認識スルコト能ハザルニ至ラシメタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ千円以下ノ罰金ニ処ス

附　則

1　この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

2　罰金等臨時措置法（昭和二十三年法律第二百五十一号）第三条第一項の規定は、この法律による改正後の刑法第二百六十二条ノ二の罪につき定めた罰金についても、適用されるものとする。

（法務・内閣総理大臣署名）

法律第八十四号（昭三五・五・一七）

◎住宅地区改良法

目次

第一章　総則（第一条―第四条）
第二章　住宅地区改良事業
第一節　事業計画（第五条―第八条）
第二節　改良地区の整備、改良住宅の建設等（第九条―第十九条）
第三節　測量及び調査（第二十条―第二十四条）
第四節　費用の負担及び補助（第二十五条―第二十九条）
第五節　補則（第三十条―第三十二条）
第三章　雑則（第三十三条―第三十六条）
第四章　罰則（第三十七条―第三十九条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、不良住宅が密集する地区の改良事業に関し、事業計画、改良地区の整備、改良住宅の建設その他必要な事項について規定することにより、当該地区の環境の整備改善を図り、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅の集団的建設を促進し、もつて公共の福祉に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「住宅地区改良事業」とは、この法律で定めるところに従つて行なわれる改良地区の整備及び改良住宅の建設に関する事業並びにこれに附帯する事業をいう。

2　この法律において「施行者」とは、住宅地区改良事業を施行する者をいう。

3　この法律において「改良地区」とは、第四条の規定により指定された土地の区域をいう。

4　この法律において「不良住宅」とは、主として居住の用に供される建築物又は建築物の部分でその構造又は設備が著しく不良であるため居住の用に供することが著しく不適当なものをいう。

5　不良住宅の判定の基準に関し必要な事項は、政令で定める。

6　この法律において「改良住宅」とは、第十七条の規定により施行者が建設する住宅及びその附帯施設をいう。

7　この法律において「地区施設」とは、児童遊園、共同浴場、集会所、共同作業場その他改良地区内に建設される住宅の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設で政令で定めるものをいう。

8　この法律において「公共施設」とは、道路、公園、広場その他公共の用に供する施設で政令で定めるものをいう。

（施行者）

第三条　住宅地区改良事業は、市町村が施行する。

2　都道府県は、市町村が住宅地区改良事業を施行することが困難な場合その他特別の事情がある場合においては、住宅地区改良事業を施行することができる。

3　特別区の存する区域においては、住宅地区改良事業は、都が施行する。

（改良地区）

第四条　建設大臣は、不良住宅が密集して、保安、衛生等に関し危険又は有害な状況にある一団地で政令で定める基準に該当するものを改良地区として指定することができる。

2　前項の規定による指定は、住宅地区改良事業を施行しようとする者の申出に基づいてしなければならない。この場合において、市町村がその申出をしようとするときは、都道府県知事を経由してしなければならない。

3　第一項の規定による指定は、都市計画法（大正八年法律第三十六号）第二条の規定により決定された都市計画区域内の土地については、都市計画審議会の議を経てしなければならない。

4　第一項の規定による指定は、建設省令で定めるところにより、官報に告示することによつて行なう。

5　第一項の規定により指定があつたときは、第二項の申出をした者は、建設省令で定めるところにより、その旨を改良地区内の適当な場所に掲示しなければならない。

第二章　住宅地区改良事業

第一節　事業計画

（事業計画の認可）

第五条　施行者は、事業計画を定め、建設省令で定めるところにより、建設大臣の認可を受けなければならない。この場合において、市町村がその申請をしようとするときは、都道府県知事を経由してしなければならない。

2　前項の規定は、施行者が事業計画を変更しようとする場合（政令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。）に準用する。

（事業計画）

第六条　事業計画においては、改良地区内の土地の利用に関する基本計画及び住宅地区改良事業の実施計画を定めなければならない。

2　改良地区内の土地の利用に関する基本計画においては、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

一　住宅並びに公共施設、地区施設及びその他の施設の用に供すべき土地の規模及び配置

二　公共施設、地区施設及びその他の施設の種類

三　その他建設省令で定める事項

3　住宅地区改良事業の実施計画においては、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

一　住宅地区改良事業を施行する土地の区域

二　改良住宅の建設戸数

三　工事の設計

四　資金計画

五　その他建設省令で定める事項

4　事業計画は、環境の整備改善を図り、災害を防止し、衛生を向上し、その他改良地区を健全な住宅地区に形成するように定めなければならない。

5　事業計画は、公共施設その他の施設に関する都市計画に適合して定めなければならない。

6　公共施設その他の施設に関する都市計画が決定されているため改良地区内に住宅を建設することができないことその他特別の事情により第四項の規定を適用し難い場合においては、改良地区内の土地の利用に関する基本計画は、定めることを要しない。

7　改良地区内の土地の利用に関する基本計画において住宅の用に供すべきものと定められた土地に建設される住宅は、改良住宅、公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）の規定による公営住宅、日本住宅公団法（昭和三十年法律第五十三号）の規定による住宅又は一団地の住宅経営に関する都市計画事業により建設される住宅とする。

8　この法律に規定するもののほか、事業計画の設定の技術的基準その他事業計画に関し必要な事項は、建設省令で定める。

（事業計画に関する協議）

第七条　施行者は、事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業計画又はその変更に関係のある次の各号に掲げる者に協議しなければならない。

一　公共施設の管理者又は管理者となるべき者

二　地区施設の設置について許可、認可その他の処分をする権限を有する行政機関

三　改良地区内において住宅経営をしようとする地方公共団体、日本住宅公団及び一団地の住宅経営に関する都市計画事業を行なう者

（事業計画又はその変更の認可の告示）

第八条　建設大臣は、事業計画又はその変更の認可をしたときは、建設省令で定めるところにより、その旨を官報に告示しなければならない。

2　前項の告示があつたときは、施行者は、施行者で定めるところにより、その旨を改良地区内の適当な場所に掲示しなければならない。

第二節　改良地区の整備、改良住宅の建設等

（建築行為等の制限）

第九条　前条第一項の告示があつた日後、改良地区内において、住宅地区改良事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築を行ない、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行なおうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2　都道府県知事は、前項に規定する許可の申請があつた場合において、その許可を与えようとするときは、あらかじめ、施行者の意見をきかなければならない。

3　都道府県知事は、第一項に規定する許可をする場合において、住宅地区改良事業の施行のため必要があると認めるときは、許可に期限その他必要な条件を附することができる。この場合において、これらの条件は、当該許可を受けた者に不当な義務を課するものであつてはならない。

4　都道府県知事は、第一項の規定に違反し、又は前項の規定により附した条件に違反した者がある場合においては、これらの者又はこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物又は物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、住宅地区改良事業の施行に対する障害を排除するため必要な限度において、当該土地の原状回復又は当該建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命ずることができる。

5　都道府県知事は、前項の規定により土地の原状回

（土地の整備のための土地の収用等）

第十三条 施行者は、前条の規定による土地の整備のため必要がある場合においては、改良地区内の土地又はその土地にある土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第五条第一項各号に掲げる権利を収用することができる。

2 施行者は、前条の規定による土地の整備のため必要がある場合においては、改良地区内の不良住宅以外の建築物、工作物その他の物件の所有者で当該物件の存する土地に関し施行者に対抗することができる権利を有しないものに対して、相当の期限を定めて、当該物件の移転を命じ、当該物件の占有者で当該物件に関し所有者に対抗することができる権利を有しないものに対して、相当の期限を定めて、当該物件を所有者に引き渡すべきことを命ずることができる。

（一時収容施設の設置）

第十四条 施行者は、第十八条の規定により改良住宅に入居させるべき者を一時収容するため必要がある場合においては、これに必要な施設を設置しなければならない。

（一時収容施設等の設置のための土地等の使用）

第十五条 施行者は、前条の施設その他改良地区内における住宅地区改良事業の施行のため欠くことのできない材料置場等の施設を設置するため必要な土地又はこれに関する所有権以外の権利を使用することができる。

（土地収用法の適用）

第十六条 第十一条第一項若しくは第十三条第一項の規定による収用又は前条の規定による使用に関しては、この法律に特別の規定がある場合のほか、土地収用法の規定を適用する。

（改良住宅の建設）

第十七条 施行者は、改良地区の指定の日において、改良地区内に居住する者で、住宅地区改良事業の施行に伴いその居住する住宅を失うことにより、住宅に困窮すると認められるものの世帯の数に相当する戸数の住宅を建設しなければならない。

2 施行者は、前項の規定により建設しなければならない住宅の戸数が、次条の規定により改良住宅に入居させるべき者の世帯の数に比較して過不足を生ずることが明らかとなつた場合においては、これを増減することができる。

3 第一項の規定により建設する住宅は、第六条第六項に規定する場合その他特別の事情がある場合を除き、改良地区内に建設しなければならない。

4 第一項の規定により建設する住宅は、原則として、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）に規定する耐火建築物又は簡易耐火建築物としなければならない。

（改良住宅に入居させるべき者）

第十八条 施行者は、次の各号に掲げる者で、改良住宅への入居を希望し、かつ、住宅に困窮すると認められるものを改良住宅に入居させなければならない。

一 次に掲げる者で住宅地区改良事業の施行に伴い住宅を失つたもの

イ 改良地区の指定の日から引き続き改良地区内に居住していた者。ただし、改良地区の指定の日後に別世帯を構成するに至つた者を除く。

ロ イただし書に該当する者及び改良地区の指定の日後に改良地区内に居住するに至つた者。ただし、政令で定めるところにより、施行者が承認した者に限る。

ハ 改良地区の指定の日後にイ又はロに該当する者と同一の世帯に属するに至つた者

二 前号イ、ロ又はハに該当する者で改良地区の指定の日後に改良地区内において災害により住宅を失つたもの

三 前二号に掲げる者と同一の世帯に属する者

（整備完了後の土地の引渡し）

第十九条 施行者は、第十二条の規定による改良地区内の土地の整備を完了したときは、遅滞なく、事業計画で定めるところに従つて、第十条第一号若しくは第三号に掲げる者又は地区施設その他の施設を設置すべき者にその土地を引き渡さなければならない。

第三節 測量及び調査

（測量及び調査のための土地の立入り等）

第二十条 都道府県知事又は市町村長は、住宅地区改良事業の施行の準備又は施行のため他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行なう必要がある場合においては、その必要の限度において、他人の占有する土地に、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。

2 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、立ち入ろうとする日の三日前までに、その旨を土地の占有者に通知しなければならない。

3 第一項の規定により、建築物が所在し、又はかき、又は移転し、若しくは除却しようとするときは、あらかじめ、その原状回復又は移転若しくは除却を命ずべき者について聴聞を行なわなければならない。ただし、それらの者が正当な理由がなくて聴聞に応じないときは、この限りでない。

6 第四項の規定により土地の原状回復又は建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命じようとする場合において、過失がなくてその原状回復又は移転若しくは除却を命ずべき者を確知することができないときは、都道府県知事は、それらの者の負担において、その措置を自ら行ない、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行なわせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、これを原状回復し、又は移転し、若しくは除却すべき旨及びその期限までに原状回復し、又は移転し、若しくは除却しないときは、都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者が、原状回復し、又は移転し、若しくは除却する旨を、政令で定めるところにより、公告しなければならない。

7 前項の規定により土地を原状回復し、又は建築物その他の工作物若しくは物件を移転し、若しくは除

該障害物を伐除した後、遅滞なく、その旨をその所有者及び占有者に通知しなければならない。

（証明書等の携帯）

第二十二条　第二十条第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。

2　前条の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行なおうとする者は、その身分を示す証明書及び市町村長又は都道府県知事の許可証を携帯しなければならない。

3　前二項に規定する証明書又は許可証は、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

（土地の立入り等に伴う損失の補償）

第二十三条　都道府県又は市町村は、第二十条第一項又は第二十一条第一項若しくは第三項の規定による行為により他人に損失を与えた場合においては、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2　前項の規定による損失の補償については、損失を与えた者と損失を受けた者とが協議しなければならない。

4　日出前及び日没後においては、土地の占有者の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入つてはならない。

5　土地の占有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

（障害物の伐除及び土地の試掘等）

第二十一条　前条第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行なう者は、その測量又は調査を行なうにあたり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくはかき、さく等（以下「障害物」という。）を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリング若しくはこれらに伴う障害物の伐除（以下「試掘等」という。）を行なおうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けて当該土地に試掘等を行なうことができる。この場合において、市町村長が許可を与えようとするときは障害物の所有者及び占有者に、都道府県知事が許可を与えようとするときは土地又は障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。

2　前項の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行なおうとする者は、伐除しようとする日又は試掘等をなおうとする日の三日前までに、当該障害物又は当該土地若しくは障害物の所有者及び占有者に通知しなければならない。

3　第一項の規定により障害物を伐除しようとする場合（土地の試掘又はボーリングに伴う障害物の伐除をしようとする場合を除く。）において、当該障害物の所有者及び占有者がその場所にいないためその同意を得ることが困難であり、かつ、その現状を著しく損傷しないときは、都道府県知事若しくは市町村長又はその命じた者若しくは委任した者は、前二項の規定にかかわらず、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて、ただちに、当該障害物を伐除することができる。この場合においては、当該土地の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けて当該土地に試掘等を行なうことができる。この場合において、市町村長が許可を与えようとするときは障害物の所有者及び占有者に、都道府県知事が許可を与えようとするときは土地又は障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。

2　前項の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行なおうとする者は、伐除しようとする日又は試掘等をなおうとする日の三日前までに、当該障害物又は当該土地若しくは障害物の所有者及び占有者に通知しなければならない。

3　第一項の規定により障害物を伐除しようとする場合（土地の試掘又はボーリングに伴う障害物の伐除をしようとする場合を除く。）において、当該障害物の所有者及び占有者がその場所にいないためその同意を得ることが困難であり、かつ、その現状を著しく損傷しないときは、都道府県知事若しくは市町村長又はその命じた者若しくは委任した者は、前二項の規定にかかわらず、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて、ただちに、当該障害物を伐除することができる。この場合においては、当該土地の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けて当該土地に試掘等を行なうことができる。この場合において、市町村長が許可を与えようとするときは障害物の所有者及び占有者に、都道府県知事が許可を与えようとするときは土地又は障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。

4　日出前及び日没後においては、土地の占有者の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入つてはならない。

5　土地の占有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

（障害物の伐除及び土地の試掘等）

第二十一条　前条第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行なう者は、その測量又は調査を行なうにあたり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくはかき、さく等（以下「障害物」という。）を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリング若しくはこれらに伴う障害物の伐除（以下「試掘等」という。）を行なおうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けて当該土地に試掘等を行なうことができる。この場合において、市町村長が許可を与えようとするときは障害物の所有者及び占有者に、都道府県知事が許可を与えようとするときは土地又は障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。

2　前項の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行なおうとする者は、伐除しようとする日又は試掘等をなおうとする日の三日前までに、当該障害物又は当該土地若しくは障害物の所有者及び占有者に通知しなければならない。

3　第一項の規定により障害物を伐除しようとする場合（土地の試掘又はボーリングに伴う障害物の伐除をしようとする場合を除く。）において、当該障害物の所有者及び占有者がその場所にいないためその同意を得ることが困難であり、かつ、その現状を著しく損傷しないときは、都道府県知事若しくは市町村長又はその命じた者若しくは委任した者は、前二項の規定にかかわらず、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて、ただちに、当該障害物を伐除することができる。この場合においては、当該土地の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けて当該土地に試掘等を行なうことができる。この場合において、市町村長が許可を与えようとするときは障害物の所有者及び占有者に、都道府県知事が許可を与えようとするときは土地又は障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。

4　日出前及び日没後においては、土地の占有者の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入つてはならない。

5　土地の占有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

（障害物の伐除及び土地の試掘等）

第二十一条　前条第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行なう者は、その測量又は調査を行なうにあたり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくはかき、さく等で囲まれた他人の占有する土地に立ち入ろうとする場合においては、その立ち入ろうとする者は、立入りの際、あらかじめ、その旨をその土地の占有者に告げ

者がその書類の受領を拒んだとき、又は過失がなくてその者の住所、居所その他書類を送付すべき場所を確知することができないときは、政令で定めるところにより、その書類の内容を公告することをもつて書類の送付にかえることができる。

2　前項の公告があつた場合においては、その公告があつた日から起算して十日を経過した日に、当該書類が送付を受けるべき者に到達したものとみなす。

（技術的援助の請求）

第三十二条　市町村は建設大臣又は都道府県知事に対して、都道府県は建設大臣に対して、住宅地区改良事業の施行の準備又は施行のため、それぞれ住宅地区改良事業に関し専門的知識を有する職員の技術的援助を求めることができる。

第三章　雑則

（監督）

第三十三条　建設大臣は、都道府県知事若しくは市町村長又は施行者に対して、これらの者が行なう処分又は工事が、この法律、この法律に基づく命令又はこれらに基づく建設大臣の処分に違反していると認められる場合においては、住宅地区改良事業の適正な施行を確保するため必要な限度において、その処分の取消し、変更若しくは停止又はその工事の中止若しくは変更その他必要な措置を命ずることができる。

（報告、勧告等）

第三十四条　建設大臣は都道府県又は市町村に対して、都道府県知事は市町村に対して、住宅地区改良事業の施行又は改良住宅の管理及び処分に関し、この法律の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又は住宅地区改良事業の施行の促進を図り、若しくは改良住宅の管理及び処分を適正に行なわせるため必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。

（異議の申立て及び訴願）

第三十五条　第九条第四項、第十一条第二項又は第十三条第二項の規定による命令について不服のある者は、その命令があつた日から三十日以内にその命令をした施行者である都道府県知事又はその命令をした施行者である都道府県若しくは市町村の長に異議の申立てをすることができる。

2　前項の規定による異議の申立てがあつたときは、都道府県知事又は施行者である都道府県若しくは市町村の長は、申立てを受理した日から三十日以内に文書をもつて決定しなければならない。

3　前項の規定による決定に不服のある者は、決定の通知を受けた日から二十日以内に建設大臣に訴願することができる。

4　訴願法（明治二十三年法律第百五号）第十二条の規定は、第一項の規定による異議の申立てについて準用する。

（協議）

第三十六条　建設大臣は、次の各号に掲げる事項に関する処分をしようとするときは、あらかじめ、厚生大臣と協議しなければならない。

一　第四条の規定による改良地区の指定

二　第五条の規定による事業計画又はその変更の認可

三　第二十九条第一項において準用する公営住宅法第十三条第一項の規定による承認

四　第二十九条第一項において準用する公営住宅法第二十条の規定による家賃、同法第十七条各号の条件以外の入居者の具備すべき条件又は入居者の選考方法の変更命令

五　第二十九条第一項において準用する公営住宅法第二十四条第一項の規定による譲渡の承認又は同条第三項の規定による用途廃止の承認

六　第二十九条第一項において準用する公営住宅法第二十四条の二第一項の規定による譲渡の承認

第四章　罰則

第三十七条　次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一　第九条第四項の規定による命令に違反して、土地の原状回復をせず、又は建築物その他の工作物若しくは物件を移転し、若しくは除却しなかつた者

二　第二十条第一項の規定による土地の立入りを拒み、又は妨げた者

三　第二十一条第一項に規定する場合において、市町村長の許可を受けないで障害物を伐除した者又は都道府県知事の許可を受けないで土地に試掘等を行なつた者

第三十八条　次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一　第十一条第二項の規定による命令に違反して、不良住宅を明け渡さなかつた者

二　第十三条第二項の規定による命令に違反して、建築物、工作物その他の物件を移転せず、又は所有者に引き渡さなかつた者

三　第二十四条第二項の規定に違反して、同条第一項の規定による標識を移転し、除却し、汚損し、又は損壊した者

第三十九条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（不良住宅地区改良法の廃止）

2　不良住宅地区改良法（昭和二年法律第十四号）は、廃止する。

（登録税法の一部改正）

3　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二十一号ノ二の次に次の一号を加える。

二十一ノ三　都道府県又ハ市町村ガ住宅地区改良法ニ依ル住宅地区改良事業ノ施行ノ為ニスル土地又ハ建物ノ権利ノ取得又ハ所有権ノ保存ノ登記

（建設省設置法の一部改正）

4　建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第二十一号中「不良住宅地区改良」を「住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）の施行」に改める。

（国有財産特別措置法の一部改正）

5　国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第六条の二第一項中「公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第四号に規定する第二種公営住宅で耐火性能を有する構造の地上階数三以上のものに限る。以下同じ。）」を「公営住宅等（公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第四号に規定する第二種公営住宅又は住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第二条第六項に規定する改良住宅で耐火性能を有する構造の地上階数三以上のものをいう。以下同じ。）」に、「当該公営住宅」を「当該公営住宅等」に改め、「公営住宅法第七条第三項」の下に「又は住宅地区改良法第

二十七条第三項」を加える。

第六条の二第二項中「公営住宅」を「公営住宅等」に改める。

（租税特別措置法の一部改正）

6　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項第一号中「、不良住宅地区改良法（昭和二年法律第十四号）」を削り、「道路法（昭和二十七年法律第百八十号）」の下に「、住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）」を加える。

（内閣総理・大蔵・厚生・建設大臣署名）

法律第八十五号（昭三五・五・一〇）

◎行政管理庁設置法の一部を改正する法律

行政管理庁設置法（昭和二十三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中第十三号を第十四号とし、同条第十二号の次に次の一号を加える。

十三　各行政機関の業務及び前号に規定する業務に関する苦情の申出につき必要なあつせんを行なうこと。

第三条第三項から第五項まで中「第十三号」を「第十四号」に改め、同条第六項を削る。

第三条の二中第八項を第九項とし、同条第七項の表を次のように改め、同項を同条第八項とする。

名称	位置	管轄区域
函館行政監察局	函館市	渡島支庁、檜山支庁及び後志支庁の所管区域並びに函館市
旭川行政監察局	旭川市	宗谷支庁、留萌支庁、網走支庁及び上川支庁の所管区域並びに稚内市、留萌市、北見市、網走市、紋別市、旭川市、十勝支庁、釧路支庁、根室支庁及び十勝支庁の所管区域並びに根室市、釧路市及び帯広市
釧路行政監察局	釧路市	釧路支庁、根室支庁及び十勝支庁の所管区域並びに根室市、釧路市及び帯広市
青森行政監察局	青森市	青森県
岩手行政監察局	盛岡市	岩手県
秋田行政監察局	秋田市	秋田県
山形行政監察局	山形市	山形県
福島行政監察局	福島市	福島県
茨城行政監察局	水戸市	茨城県
栃木行政監察局	宇都宮市	栃木県
群馬行政監察局	前橋市	群馬県
埼玉行政監察局	浦和市	埼玉県
千葉行政監察局	千葉市	千葉県
神奈川行政監察局	横浜市	神奈川県
新潟行政監察局	新潟市	新潟県
山梨行政監察局	甲府市	山梨県
長野行政監察局	長野市	長野県
富山行政監察局	富山市	富山県
石川行政監察局	金沢市	石川県
岐阜行政監察局	岐阜市	岐阜県
静岡行政監察局	静岡市	静岡県
三重行政監察局	津　市	三重県
福井行政監察局	福井市	福井県
滋賀行政監察局	大津市	滋賀県
京都行政監察局	京都市	京都府
兵庫行政監察局	神戸市	兵庫県
奈良行政監察局	奈良市	奈良県
和歌山行政監察局	和歌山市	和歌山県
鳥取行政監察局	鳥取市	鳥取県
島根行政監察局	松江市	島根県
岡山行政監察局	岡山市	岡山県
山口行政監察局	山口市	山口県
徳島行政監察局	徳島市	徳島県
愛媛行政監察局	松山市	愛媛県
高知行政監察局	高知市	高知県
佐賀行政監察局	佐賀市	佐賀県
長崎行政監察局	長崎市	長崎県
熊本行政監察局	熊本市	熊本県
大分行政監察局	大分市	大分県
宮崎行政監察局	宮崎市	宮崎県
鹿児島行政監察局	鹿児島市	鹿児島県

第三条の二中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項の表中「札幌管区行政監察局」を「北海道管区行政監察局」に、「仙台管区行政監察局」を「東北管区行政監察局」に、「東京管区行政監察局」を「関東管区行政監察局」に、「名古屋管区行政監察局」を「中部管区行政監察局」に、「大阪管区行政監察局」を「近畿管区行政監察局」に、「広島管区行政監察局」を「中国管区行政監察局」に、「高松管区行政監察局」を「四国管区行政監察局」に、「福岡管区行政監察局」を「九州管区行政監察局」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　行政管理庁長官は、前項の事務のほか、管区行政監察局に、第二条第三号に掲げる事務のうち行政機関の機構、定員及び運営に関する調査の事務並びに同条第十四号に掲げる事務のうち行政管理局及び統計基準局の所掌する事務を分掌させることができる。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（内閣総理大臣署名）

法律第八十六号（昭三五・五・一〇）

◎行政書士法の一部を改正する法律（衆法）

行政書士法（昭和二十六年法律第四号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「行政書士会を設立することができる」を「一箇の行政書士会を設立しなければならない」に改める。

第十六条中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三　入会及び退会に関する規定

第十六条の次に次の三条を加える。

（会則の認可）

第十六条の二　行政書士会の会則を定め、又はこれを変更するには、都道府県知事の認可を受けなければならない。

（入会）

第十六条の三　行政書士は、登録を受けた都道府県の区域内に設立された行政書士会に入会届を提出した

時から、当該行政書士会の会員となる。

（会則の遵守義務）

第十六条の四　行政書士は、その所属する行政書士会の会則を守らなければならない。

第十七条を次のように改める。

（行政書士会の報告義務）

第十七条　行政書士会は、所属の行政書士が、この法律又はこの法律に基づく命令、規則その他都道府県知事の処分に違反したと認めるときは、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

第十八条を次のように改める。

（行政書士会連合会）

第十八条　行政書士会は、会則を定めて、全国を通じて一箇の行政書士会連合会を設立しなければならない。

2　行政書士会連合会は、行政書士の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、行政書士会及びその会員の指導及び連絡に関する事務を行なうことを目的とする。

（監督）

第十八条の二　都道府県知事は行政書士会につき、自治庁長官は行政書士会連合会につき、必要があると認めるときは、報告を求め、又はその行なう業務について勧告することができる。

第十九条の見出しを「（非行政書士等の取締り）」に改め、同条第一項中「行政書士でない者は」を「行政書士会に入会している行政書士でない者は」に改める。

第二十条中「行政書士連合会」を「行政書士会連合会」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、昭和三十五年十月一日から施行する。ただし、附則第二項から第五項までの規定は、公布の日から施行する。

（行政書士会に関する経過規定）

2　この法律の公布の際現に存する行政書士会は、この法律の施行前に、この法律による改正後の行政書士法（以下「新法」という。）第十六条及び第十六条の二の規定の例により、会則を変更し、都道府県知事の認可を受けることができる。

3　前項の規定による会則の変更は、この法律の施行の日にその効力を生ずるものとし、この法律による改正前の行政書士法の規定により設立された行政書士会は、同項の規定により認可を受けたものに限り、この法律の施行後も、引き続き、新法の規定による行政書士会として存続するものとする。

4　行政書士は、この法律の公布の日から同法の施行の日の前日までの間において、新法第十五条から第十六条の二までの規定の例により、会則を定めて都道府県知事の認可を受け、行政書士会を設立することができる。

5　前項の規定により認可を受けた会則は、この法律の施行の日にその効力を生ずるものとし、当該行政書士会は、この法律の施行の日において新法の規定により設立されたものとみなす。

（行政書士会連合会の設立）

6　新法の規定による行政書士会は、この法律の施行後三月以内に、新法第十八条の規定による行政書士会連合会を設立しなければならない。

（総理府令への委任）

7　この法律による改正前の行政書士法の規定による行政書士会及び行政書士会連合会の解散に関し必要な事項は、総理府令で定める。

（内閣総理大臣署名）

法律第八十七号（昭三五・五・二〇）

◎交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律

交付税及び譲与税配付金特別会計法（昭和二十九年法律第百三号）の一部を次のように改正する。

附則第十四項中「若しくは第十項」を「、第十項若しくは前項」に改め、「臨時地方財政特別交付金又は」の下に「臨時地方特別交付金に関する法律による臨時地方特別交付金若しくは」を加え、同項以下を一項ずつ繰り下げ、附則第十三項の次に次の一項を加える。

14　政府は、当分の間、毎会計年度、当該年度における所得税、法人税及び酒税の収入見込額のそれぞれ百分の〇・三に相当する金額の合算額（当該年度の前年度以前の年度における臨時地方特別交付金に関する法律（昭和三十五年法律第六十八号）による臨時地方特別交付金に相当する金額で、まだこの会計に繰り入れていないものがあるときは、これを加算し、当該前年度以前の年度において当該臨時地方特別交付金に相当する金額をこえてこの会計に繰り入れたものがあるときは、これを控除した額）に相当する金額を、予算で定めるところにより、一般会計からこの会計に繰り入れるものとする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（内閣総理・大蔵大臣署名）

法律第八十八号（昭三五・五・二〇）

◎一般会計の歳出の財源に充てるための国有林野事業特別会計からする繰入金に関する法律

1　政府は、一般会計の歳出の財源に充てるため、昭和三十五年度において、国有林野事業特別会計から、十一億円を限り、一般会計に繰り入れることができる。

2　前項の規定による繰入金に相当する額は、国有林野事業特別会計法（昭和二十二年法律第三十八号）第十三条第一項の積立金の額から減額して整理するものとする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・農林大臣臨時代理・内閣総理大臣署名）

法律第八十九号（昭三五・五・二〇）

◎商工会の組織等に関する法律

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　商工会
　第一節　通則（第三条―第十条）
　第二節　事業（第十一条・第十二条）
　第三節　会員（第十三条―第二十条）
　第四節　設立（第二十一条―第二十七条）
　第五節　管理（第二十八条―第四十八条）
　第六節　監督（第四十九条―第五十一条）
　第七節　解散及び清算（第五十二条―第五十五条）
第三章　商工会等の行なう小規模事業者のための事業の助成（第五十六条）
第四章　雑則（第五十七条―第六十一条）
第五章　罰則（第六十二条―第六十六条）
附則

第一章　総則

（法律の目的）

第一条　この法律は、主として町村における商工業の総合的な改善発達を図るための組織として商工会を設け、あわせて商工会及び商工会議所の行なう小規模事業者のための事業活動を促進するための措置を講じ、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「商工業者」とは、次のいずれか一に該当する者をいう。

一　自己の名をもつて商行為をすることを業とする者

二　店舗その他これに類似する設備によつて物品を販売することを業とする者

三　鉱業を営む者

四　商法（明治三十二年法律第四十八号）第五十二条第二項の規定により会社とみなされる社団

五　有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第二条の規定により商人とみなされる有限会社

2　この法律において「小規模事業者」とは、常時使用する従業員の数が二十人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、五人）以下の商工業者をいう。

第二章　商工会

第一節　通則

（目的）

第三条　商工会は、その地区内における商工業の総合的な改善発達を図ることを目的とする。

（人格）

第四条　商工会は、法人とする。

（名称）

第五条　商工会は、その名称中に商工会という文字を用いなければならない。

2　商工会でない者は、商工会という名称を用いてはならない。

（原則）

第六条　商工会は、営利を目的としてはならない。

2　商工会は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行なつてはならない。

3　商工会は、これを特定の政党のために利用してはならない。

（地区）

第七条　商工会の地区は、一の町村の区域とする。ただし、商工業の状況により必要があるときは、一の市又は隣接する二以上の市町村の区域とすることができる。

2　商工会の地区は、他の商工会の地区又は商工会議所の地区と重複するものであつてはならない。

（市町村の廃置分合に伴う地区の特例）

第八条　商工会の設立後にその地区たる市町村について廃置分合があつた場合において、その商工会の地区を廃置分合後の市町村の区域とするための定款の変更をし、又はその商工会が解散するまでの間は、前条第一項の規定にかかわらず、その商工会の地区は、廃置分合前の市町村の区域とする。

（登記）

第九条　商工会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2　前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（民法の準用）

第十条　民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）及び第五十条（法人の住所）の規定は、商工会について準用する。

第二節　事業

（事業の範囲）

第十一条　商工会は、第三条の目的を達成するため、次に掲げる事業の全部又は一部を行なうものとする。

一　商工業に関し、相談に応じ、又は指導を行なうこと。

二　商工業に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

三　商工業に関する講習会又は講演会を開催すること。

四　展示会、共進会等を開催し、又はこれらの開催のあつせんを行なうこと。

五　商工会としての意見を公表し、これを国会、行政庁等に具申し、又は建議すること。

六　行政庁等の諮問に応じて、答申すること。

七　前各号に掲げるもののほか、商工業者の委託を受けて当該商工業者が行なうべき事務（その従業員のための事務を含む。）を処理し、その他商工会の目的を達成するために必要な事業を行なうこと。

（手数料）

第十二条　商工会は、定款で定めるところにより、手数料を徴収することができる。

第三節　会員

（資格）

第十三条　商工会の会員たる資格を有する者は、その地区内において、引き続き六月以上営業所、事務所、工場又は事業場を有する商工業者とする。ただし、定款で別段の定めをしたときは、六月以上であることを要しない。

（加入）

第十四条　商工会は、会員たる資格を有する者が商工会に加入しようとするときは、正当な理由がないのにその加入を拒み、又はその加入につき不当な条件を附してはならない。

2　商工会に加入しようとする者は、加入につきその商工会の承諾を得、かつ、加入金を納めた時に、その商工会の会員となる。ただし、定款で別段の定めをしたときは、この限りでない。

（議決権及び選挙権）

第十五条　会員は、各一個の議決権及び選挙権を有する。

2　会員は、定款で定めるところにより、あらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて、議決権又は選挙権を行使することができる。

3　前項の規定により議決権又は選挙権を行使する者は、出席者とみなす。

4　第二項の代理人は、その代理権を証する書面を商工会に提出しなければならない。

（会費）

第十六条　会員は、定款で定めるところにより、会費を納入しなければならない。

2　会員は、会費の払込みについて、相殺をもつて商工会に対抗することができない。

（過怠金）

第十七条　商工会は、定款で定めるところにより、会費の納入その他会員たるの義務を怠つた会員に対して、過怠金を課することができる。

（会員権の停止）

第十八条　商工会は、定款で定めるところにより、会費の納入その他会員たるの義務を怠つた会員に対して、総会の議決によつてその権利の行使を停止することができる。

2　前項の規定による権利の行使の停止は、その権利の行使を停止された会員にその旨を通知しなければ、これをもつてその会員に対抗することができない。

（脱退）

第十九条　会員は、六十日前までに予告し、事業年度の終りにおいて商工会を脱退することができる。

2　会員は、次の場合には、脱退する。

一　会員たる資格を喪失した場合

二　死亡し、又は解散した場合

三　除名された場合

（除名）

第二十条　商工会は、次の各号の一に該当する会員を総会の議決によつて除名することができる。この場合には、商工会は、その会員に対して、その総会の会日の一週間前までにその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

一　長期間にわたつて会費の納入その他会員たるの義務を怠つた会員

二　商工会の体面を傷つけ、又は商工会の目的遂行に反する行為を行なつた会員

三　その他定款で定める理由に該当する会員

2　第十八条第二項の規定は、会員の除名について準用する。

（発起人）

第二十一条　商工会を設立するには、その会員になろうとする十五人以上の商工業者が発起人となることを要する。

（創立総会）

第二十二条　発起人は、定款、事業計画及び収支予算を作成し、定款並びに事業計画及び収支予算の概要を会議の日時、場所及び議題とともに公告して、創立総会を開かなければならない。

2　前項に規定する公告は、会日の少なくとも二週間前までに、会員たる資格を有するすべての者に対し周知させることができるように行なわなければならない。

3　発起人が作成した定款、事業計画及び収支予算の承認その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

4　創立総会においては、前項の定款、事業計画又は収支予算を修正することができる。ただし、地区及び会員たる資格に関する定款の規定については、この限りでない。

5　創立総会の議事は、会員たる資格を有する者で、その会日までに発起人に対し会員となる旨を申し出たものの二分の一以上が出席して、その出席者の三分の二以上で決定する。

6　第十五条、商法第二百三十九条第五項、第二百四十条第二項（特別利害関係人の議決権）、第二百四十三条（総会の延期又は続行の決議）、第二百四十四条（議事録）、第二百四十七条から第二百五十条まで、第二百五十二条及び第二百五十三条（決議の取消し又は無効）の規定は、創立総会について準用する。この場合において、商法第二百四十三条中「第二百三十二条ノ規定ヲ適用セズ」とあるのは「商工会の組織等に関する法律第二十二条第一項ノ規定ニ依ル公告ハ之ヲ為スコトヲ要セズ」と、同法第二百四十四条第二項中「取締役」とあるのは「発起人」と、同法第二百四十七条第一項中「第三百四十三条」とあるのは「商工会の組織等に関する法律第二十二条第五項」と読み替えるものとする。

（設立の認可）

第二十三条　発起人は、創立総会の終了後、遅滞なく、申請書に定款、事業計画及び収支予算並びに通商産業省令で定める事項を記載した書面を添附して、通商産業大臣に設立の認可を申請しなければならない。

2　通商産業大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、設立しようとする商工会が次の各号に適合していないと認めるときは、同項の認可をしてはならない。

一　設立の手続並びに定款及び事業計画の内容が法令に違反しないこと。

二　第十三条本文に規定する者の二分の一以上が会員となるものであること。

三　その設立がその地区内の商工業の総合的な改善発達に寄与するものであること。

四　その事業を実施するために必要な経済的基礎を有すること。

（認可又は不認可の通知）

第二十四条　通商産業大臣は、前条第一項の認可の申請があつたときは、遅滞なく、認可又は不認可の処分をし、その旨を当該発起人に通知しなければならない。

2　通商産業大臣は、前項の規定により不認可の通知をするときは、その理由をあわせて通知しなければならない。

（事務の引渡し）

第二十五条　設立の認可があつたときは、発起人は、遅滞なく、その事務を役員に引き渡さなければならない。

（成立の時期）

第二十六条　商工会は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

（商法の準用）

第二十七条　商法第四百二十八条（設立無効の訴え）の規定は、商工会の設立について準用する。

第五節　管理

（定款）

第二十八条　商工会の定款には、次の事項を記載しなければならない。

一　目的
二　名称
三　事業
四　地区
五　事務所の所在地
六　会員たる資格に関する事項
七　会員の加入及び脱退に関する事項
八　会員の権利及び義務に関する事項
九　会費に関する事項
十　役員に関する事項
十一　総会に関する事項

十一　経理に関する事項
十二　事業年度
十三　公告の方法
（規約）

第二十九条　商工会の業務の執行について必要な事項は、定款で定めなければならないものを除き、規約で定めることができる。

（役員）

第三十条　商工会に、役員として、会長一人、副会長二人以内、理事二十人以内及び監事二人以内を置く。

2　役員は、会員（法人にあつては、その役職員）でなければならない。ただし、理事は、商工会の運営上特に必要がある場合には、その定数の十分の一以内に限り、会員（法人にあつては、その役職員）であることを要しない。

3　設立当時の役員は、会員になろうとする商工業者（法人にあつては、その役職員）でなければならない。ただし、理事は、商工会の運営上特に必要がある場合には、その定数の十分の一以内に限り、会員になろうとする商工業者（法人にあつては、その役職員）であることを要しない。

（役員の職務）

第三十一条　会長は、商工会を代表し、その業務を総理する。

2　副会長は、定款で定めるところにより、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行なう。

3　理事は、定款で定めるところにより、会長及び副会長を補佐して会務を掌理し、会長及び副会長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び副会長が欠員のときはその職務を行なう。

4　監事は、商工会の業務及び会計の状況を監査し、その監査の結果を総会に報告する。

（役員の任免）

第三十二条　役員は、定款で定めるところにより、総会において選任し、又は解任する。ただし、設立当時の役員は、創立総会において選任する。

2　次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一　禁治産者、準禁治産者、破産者で復権を得ないもの又は未成年者

二　禁錮以上の刑に処せられた者で、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しないもの

（役員の変更の届出）

第三十三条　商工会は、役員に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

（役員の任期）

第三十四条　役員の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。

2　設立当時の役員の任期は、前項の規定にかかわらず、創立総会において定める期間とする。ただし、その期間は、一年六月をこえてはならない。

3　役員は、再任されることができる。

（監事の兼職の禁止）

第三十五条　監事は、会長、副会長、理事又は商工会の職員を兼ねてはならない。

（代表権の制限）

第三十六条　商工会と会長との利益が相反する事項については、会長は、代表権を有しない。この場合には、監事が商工会を代表する。

（定款その他の書類の備付け及び閲覧）

第三十七条　会長は、定款、規約及び総会の議事録をその商工会の主たる事務所に備えて置かなければならない。

2　会員は、いつでも、前項に規定する書類の閲覧を求めることができる。この場合には、会長は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

（決算関係書類の提出、備付け及び閲覧）

第三十八条　会長は、通常総会の会日の一週間前までに、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を監事に提出し、かつ、これらを主たる事務所に備えて置かなければならない。

2　会長は、監事の意見書を添えて前項に規定する書類を通常総会に提出し、その承認を求めなければならない。

3　会員は、いつでも、第一項に規定する書類の閲覧を求めることができる。この場合には、会長は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

（会計帳簿等の閲覧）

第三十九条　会員は、総会員の十分の一以上の同意を得て、いつでも、会計に関する帳簿及び書類の閲覧を求めることができる。この場合には、会長は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

（商法等の準用）

第四十条　商法第二百五十四条第三項（取締役と会社との関係）、第二百五十四条ノ二（取締役の義務）及び第二百五十八条第一項（欠員の場合の処置）の規定は、役員について準用する。

2　民法第五十五条（代表権の委任）の規定は、会長について準用する。

（総会の招集）

第四十一条　会長は、定款で定めるところにより、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。

第四十二条　会長は、必要があると認めるときは、臨時総会を招集することができる。

2　会長は、会員が総会員の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を会長に提出して総会の招集を請求したときは、その請求のあつた日から三週間以内に、臨時総会を招集しなければならない。

3　前項の規定による請求をした会員は、同項の請求をした日から二週間以内に会長が総会招集の手続をしないときは、通商産業大臣の承認を得て総会を招集することができる。会長の職務を行なう者がない場合において、会員が総会員の五分の一以上の同意を得たときも、同様とする。

（総会招集の手続）

第四十三条　総会の招集は、少なくとも会日の一週間前までに、会議の目的たる事項、日時及び場所を示し、定款に定めた方法に従つてしなければならない。

（総会の決議）

第四十四条　次の事項は、総会の議決を経なければならない。

一　定款の変更
二　規約の設定、変更又は廃止
三　事業計画及び収支予算の決定又は変更
四　その他定款で定める事項

2　会長は、総会において定款の変更の決議があつたときは、遅滞なく、申請書に変更の理由その他通商産業省令で定める事項を記載した書面を添附して、通商産業大臣に定款の変更の認可を申請しなければならない。

3　定款の変更は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4　第二十三条第二項及び第二十四条の規定は、第二項の認可について準用する。

（総会の議事等）

第四十五条　総会は、この法律に別段の定めのある場

合を除き、総会員の二分の一以上の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない。

2　総会の議事は、この法律に別段の定めのある場合を除き、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3　議長は、定款で定めるところによる。

4　総会においては、第四十三条の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。ただし、出席者の三分の二以上の同意があつた場合は、この限りでない。

（特別の議決）

第四十六条　次の事項は、総会員の二分の一以上が出席し、その出席者の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

一　定款の変更

二　解散

三　会員の除名

（商法の準用）

第四十七条　商法第二百三十九条第五項、第二百四十条第二項（特別利害関係人の議決権）、第二百四十三条（総会の延期又は続行の決議）、第二百四十四条（議事録）、第二百四十七条から第二百五十条まで、第二百五十二条及び第二百五十三条（決議の取消し又は無効）の規定は、総会について準用する。この場合において、商法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは「商工会の組織等に関する法律第四十三条」と、同法第二百四十七条第一項中「第三百四十三条」とあるのは「商工会の組織等に関する法律第四十六条」と読み替えるものとする。

（総代会）

第四十八条　会員の総数が二百人をこえる商工会は、定款で定めるところにより、総会に代わるべき総代会を設けることができる。

2　総代は、定款で定めるところにより、会員のうちから、その住所、事業の種類等に応じて公平に選挙されなければならない。

3　総代の定数は、その選挙の時における会員の総数の十分の二（会員の総数が五百人をこえる商工会にあつては、百人）を下つてはならない。

4　総代の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。

5　総会に関する規定は、総代会について準用する。ただし、総代会においては、総代の選挙をし、又は解散の議決をすることはできない。

第六節　監督

（届出等）

第四十九条　商工会は、設立の登記をしたときは、その日から二週間以内に、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。主たる事務所を移転したときも、同様とする。

2　商工会は、毎事業年度、通常総会の終了の日から一月以内に、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を通商産業大臣に提出しなければならない。

（報告及び検査）

第五十条　通商産業大臣は、この法律の適正かつ円滑な実施を確保するため必要があると認めるときは、商工会に対して、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、商工会の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提出しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（警告等）

第五十一条　通商産業大臣は、商工会の運営がこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくは定款に違反し、又は著しく不当であると認めるときは、その商工会に対して警告を発し、それによつてもなお改善されないと認めるときは、次の各号の一に掲げる処分をすることができる。

一　業務の一部の停止

二　設立の認可の取消し

2　通商産業大臣は、商工会が第二十三条第二項第二号に規定する要件を欠くに至つたと認めるときは、その商工会に対して警告を発し、それによつてもなお当該要件をみたすことが困難であると認めるときは、その設立の認可の取消しをすることができる。

3　通商産業大臣は、市町村の区域の一部を地区とし又は地区の一部とする商工会について、それをそのまま存置することが不適当であると認めるときは、その商工会に対して、第七条第一項に適合するようにその地区を変更し、又は解散すべき旨の勧告をすることができる。

4　通商産業大臣は、前項の勧告を受けた商工会がその勧告に従わないときは、その設立の認可の取消しをすることができる。

5　通商産業大臣は、第一項又は第二項に規定する処分をする場合には関係都道府県知事、第三項の勧告又は前項に規定する処分をする場合には関係都道府県知事及び関係市町村長の意見をきかなければならない。

第七節　解散及び清算

（解散）

第五十二条　商工会は、次の場合には、解散する。

一　総会において解散の決議をした場合

二　破産した場合

三　設立の認可を取り消された場合

2　商工会は、前項第一号の規定により解散したときは、解散の日から二週間以内に、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

（清算人）

第五十三条　清算人は、前条第一項第一号の規定による解散の場合には総会において選任し、同項第三号の規定による解散の場合には通商産業大臣が選任する。

（民法の準用）

第五十四条　清算人は、財産処分の方法を定め、総会の議決を経て、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

2　総会が前項の議決をしないとき又はすることができないときは、清算人は、通商産業大臣の認可を受けて、財産処分の方法を定めなければならない。

3　残余財産は、商工会又はその目的と類似の公益目的を有する法人その他の団体に帰属させなければならない。

4　第二十四条の規定は、第一項及び第二項の認可について準用する。

（民法の準用）

第五十五条　民法第七十条（破産）、第七十三条、第七十五条、第七十六条、第七十八条から第八十一条まで、第八十二条（解散に係るものを除く。）及び第八十三条（清算）の規定は、商工会の解散及び清算について準用する。

第三章　商工会等の行なう小規模事業者のための事業の助成

（助成）

第五十六条　国は、政令で定めるところにより、都道府県が、商工会又は商工会議所の行なう小規模事業者の経営又は技術の改善発達のための事業の実施に要する経費について補助する場合には、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、当該補助に要す

ならない。

る経費の一部を補助することができる。

第四章　雑則

（不服の申立て）

第五十七条　この法律の規定による通商産業大臣の処分（第六十一条の規定により通商産業大臣の権限の一部が通商産業局長又は都道府県知事に委任された場合には、当該通商産業局長又は都道府県知事の処分）に不服のある者は、通商産業大臣に対して不服の申立てをすることができる。

2　不服の申立ては、処分のあつたことを知つた日から三十日以内に、理由を記載した申立書を通商産業大臣に提出してしなければならない。ただし、処分の日から六十日を経過したときは、不服の申立てをすることができない。

3　正当な理由により前項の期間内に不服の申立てをすることができなかつたことを疎明したときは、同項の期間経過後でも、不服の申立てをすることができる。

第五十八条　通商産業大臣は、不服の申立てが不適法であると認めるときは、直ちにこれを却下する。

2　前項の規定による却下の決定は、文書をもつて行ない、かつ、理由を附さなければならない。

3　通商産業大臣は、決定書の写しを申立人に送付しなければならない。

第五十九条　通商産業大臣は、不服の申立てがあつたときは、前条第一項の規定により却下する場合を除き、相当な期間をおいて予告したうえ、公開による聴聞を行なわなければならない。

2　聴聞に際しては、不服の申立てをした者及び利害関係者に対して、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第六十条　通商産業大臣は、聴聞の結果を参酌して、事案の決定を行なう。

2　第五十八条第二項及び第三項の規定は、前項の決定について準用する。

（通商産業大臣の権限の委任）

第六十一条　通商産業大臣は、政令で定めるところにより、この法律に基づく権限の一部を通商産業局長又は都道府県知事に行なわせることができる。

第五章　罰則

第六十二条　第二十三条第一項の規定による申請書又は添附書類に虚偽の記載をして提出した発起人は、三万円以下の罰金に処する。

第六十三条　第五十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした商工会の役員又は職員は、一万円以下の罰金に処する。

第六十四条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第六十五条　次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした商工会の発起人、役員又は清算人は、一万円以下の過料に処する。

一　第九条第一項の政令に違反して登記することを怠つたとき。

二　第十四条第一項、第三十七条、第三十八条又は第三十九条後段の規定に違反したとき。

三　第二十二条第六項、第二十七条若しくは第四十七条において準用する商法の規定又は第五十五条において準用する民法の規定による公告をせず、又は不正の公告をしたとき。

四　第四十四条第二項の規定による申請書又は添附書類に虚偽の記載をして提出したとき。

五　第四十九条第一項又は第五十二条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

六　第四十九条第二項に規定する書類を同項に規定する期間内に提出しなかつたとき。

七　第五十五条において準用する民法の規定による破産宣告の請求をしなかつたとき。

八　定款、事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録又は議事録に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

第六十六条　第五条第二項の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して二月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置等）

第二条　この法律の施行の際現に商工会という名称を用いている者は、この法律の施行後三年以内に、その名称を変更しなければならない。

2　第五条第二項の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者には、適用しない。

第三条　この法律の施行の日前四年間に行なわれた市町村の廃置分合によつて、町村が消滅し、その町村の区域の全部が商工会議所の地区である市町村の区域の一部となつた場合において、消滅前の町村（以下この条において「旧町村」という。）の区域に、その区域の商工業者で組織する団体で商工会の目的と類似の公益目的を有し、かつ、第十一条各号に掲げる事業の全部又は一部を行なつているもの（以下この条において「地域商工団体」という。）が旧町村の消滅前から引き続き存続しているときは、第七条第一項の規定にかかわらず、当該旧町村の区域を地区として商工会を設立することができる。この法律の施行の際現に二以上の市町村の区域を地区とする商工会議所の地区の一部である一又は二以上の町村の区域に、この法律の施行の日の一年以上前から引き続き地域商工団体がある場合において、その町村の区域が引き続き商工会議所の地区の一部であり、かつ、その町村がこの法律の施行の日から二年以内に市町村の廃置分合によつて消滅し、旧町村の区域の全部が商工会議所の地区である市町村の区域の一部となつたときも、同様とする。

2　前項の規定により商工会を設立しようとするときは、この法律の施行の日（前項後段の場合は、当該廃置分合の日）から一年以内に、旧町村の区域においいて引き続き六月以上営業所、事務所、工場又は事業場を有する商工業者の総数の二分の一以上の連署をもつて、その代表者から、その区域を地区とする商工会議所に対し、旧町村の区域を当該商工会議所の地区から除外すべき旨の申出をしなければならない。

3　前項の申出があつたときは、商工会議所は、同項の代表者と協議しなければならない。

4　前項の規定による協議をすることができず、又は協議がととのわない場合においては、当事者は、通商産業大臣に裁定を申請することができる。

5　通商産業大臣は、前項の規定による申請に基づいて裁定をしようとするときは、関係都道府県知事及び関係市町村長の意見をきかなければならない。

6　裁定は、文書をもつて行ない、かつ、理由を附してこれを当事者に交付しなければならない。

7　通商産業大臣の裁定があつたときは、当該商工会議所の地区に関する当事者間の協議がととのつたものとみなす。

（登録税法の一部改正）

第四条　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「日本商工会議所」の下に「、商工会」を、「商工会議所法」の下に「、商工会の組織等に関する法律」を加える。

（所得税法の一部改正）

第五条　所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第八号中「日本商工会議所」の下に「、商工会」を加える。

（法人税法の一部改正）

第六条　法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「日本商工会議所」の下に「、商工会」を加える。

（中小企業庁設置法の一部改正）

第七条　中小企業庁設置法（昭和二十三年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号の二の次に次の一号を加える。

二の三　商工会の組織等に関する法律（昭和三十五年法律第八十九号）の施行に関すること。

（地方税法の一部改正）

第八条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第一号中「日本商工会議所」の下に「、商工会」を加える。

（商工会議所法の一部改正）

第九条　商工会議所法（昭和二十八年法律第百四十三号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項ただし書中「県の区域、」を削り、「又は」及び「若しくは」の下に「隣接する」を加え、同条第三項中「相互に」を「他の商工会議所の地区又は商工会の地区と」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（市町村の廃置分合に伴う地区の特例）

第八条の二　商工会議所の設立後にその地区たる市町村について廃置分合があつた場合において、その商工会議所の地区を廃置分合後の市町村の区域とするための定款の変更をし、又はその商工会議所が解散するまでの間は、前条第一項の規定にかかわらず、その商工会議所の地区は、廃置分合前の市町村の区域とする。

第五十九条第二項を次のように改める。

2　通商産業大臣は、市町村の区域の一部を地区とし又は地区の一部とする商工会議所について、それをそのまま存置することが不適当であると認めるときは、その商工会議所に対して、第八条第一項に適合するようにその地区を変更し、又は解散すべき旨の勧告をすることができる。

第五十九条第二項の次に次の二項を加える。

3　通商産業大臣は、前項の勧告を受けた商工会議所がその勧告に従わないときは、その設立の認可の取消しをすることができる。

4　通商産業大臣は、第一項に規定する処分をする場合には関係都道府県知事及び日本商工会議所、第二項の勧告又は前項に規定する処分をする場合には関係都道府県知事、関係市町村長及び日本商工会議所の意見をきかなければならない。

（商工会議所法の一部改正に伴う経過措置等）

第十条　この法律の施行の際現に存する商工会議所であつて、県の区域を地区とするもの又は隣接しない二以上の市町村の区域を地区とするものについての改正後の商工会議所法第八条第一項の規定の適用については、この法律の施行後三月間は、同項ただし書中「町の区域又は隣接する市と市町村若しくは隣

接する町と町村をあわせたものの区域」とあるのは、「県の区域、町の区域又は市町村若しくは町と町村をあわせたものの区域」とする。

2　附則第三条第三項の規定による当事者間の協議がととのつた場合又は同条第四項の裁定があつた場合において、商工会議所がその協議又は裁定に基づいてその地区を縮少するときは、商工会議所法第八条第一項の規定にかかわらず、当該商工会議所の地区は、市若しくは町の区域又は市と市町村若しくは町と町村をあわせたものの区域の一部とすることができる。

（内閣総理・法務・大蔵・通商産業大臣署名）

法律第九十号（昭三五・六・一）

◎航空法の一部を改正する法律

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十六条の二」を「第五十六の五」に、「第百三十一条の二」を「第百三十一条の三」に改める。

第二条第二項中「第十九条」を「第十九条本文」に改め、同条第六項中「三千メートル」の下に「（ヘリポートの着陸帯にあつては、二千メートル以下で運輸省令で定める長さ）」を、「六百メートル」の下に「、ヘリポートの着陸帯にあつては当該短辺と当該一直線との距離に十五度の角度の正切を乗じた長さに当該短辺の長さの二分の一を加算した長さ」を加え、同条第七項中「上方へ」の下に「五十分の一以上で」を加え、同条第八項中「中心として」の下に「四千メートル以下で」を加え、同条第九項中「七分の一」の下に「（ヘリポートにあつては、四分の一以上で運輸省令で定める勾配）」を加え、同条第十一項中「航空路における」を削り、「指定するもの」を「告示で指定するもの」に改め、同条第十二項中「公共の用に供する」を「運輸大臣が告示で指定する」に、「指定するもの」を「告示で指定するもの」に改め、同条第十三項中「有視界飛行状態」を「有視界気象状態」に改め、同条第十四項中「計器飛行状態」を「計器気象状態」に、「有視界飛行状態」を「有視界気象状態」に改める。

第二条中第十九項を第二十一項とし、第十八項を第十九項とし、第十七項を第十八項とし、第十六項を第十七項とし、第十五項の次に次の一項を加える。

16　この法律において「計器飛行方式」とは、計器気象状態において飛行する航空機に適応するように運輸省令で定める飛行の方法をいう。

第二条第十九項の次に次の一項を加える。

20　この法律において「利用航空運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、航空運送事業を経営する者の行なう運送を利用して貨物を運送する事業をいう。

第十四条の二中「第十条第四項（第十条の二第二項において準用する場合を含む。）」を「第十条第四項」に改める。

第十六条第一項に次のただし書を加える。

但し、航空機の修理又は改造の能力が運輸省令で

定める技術上の基準に適合することについて事業場ごとに行なう運輸大臣の認定を受けた者が当該認定に係る修理又は改造をする場合であつて、運輸省令で定めるところにより、その認定を受けた者が当該航空機について第十条第四項の基準に適合することを確認するときは、この限りでない。

第十六条第三項中「(第十条の二第二項において準用する場合を含む。)」を削り、同条に次の一項を加える。

4　第一項但書の認定に関し必要な事項は、運輸省令で定める。

第十七条第一項中「当該航空機の用に供するための発動機、プロペラその他運輸省令で定める」を「発動機、プロペラその他運輸省令で定める航空機の」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　第一項の装備品の修理又は改造の能力が運輸省令で定める技術上の基準に適合することについて事業場ごとに行なう運輸大臣の認定を受けた者が当該認定に係る修理又は改造を行ない、且つ、運輸省令で定めるところにより、第十条第四項の基準に適合することについて確認をした装備品は、前条第一項の規定の適用については、第一項の予備品証明を受けたものとみなす。

第十七条に次の三項を加える。

4　予備品証明及び前項の確認には、運輸省令で定めるところにより、有効期間及び当該予備品に係る航空機の型式の限定を附するものとする。

5　予備品証明及び第三項の確認は、当該予備品について運輸省令で定める範囲の修理若しくは改造をした場合又は当該予備品が航空機に装備されるに至つた場合は、その効力を失う。

6　第三項の認定に関し必要な事項は、運輸省令で定める。

第十九条本文中「改造をした場合」の下に「(第十六条第一項の修理又は改造をした場合を除く。)」を加え、「(第十条の二第二項において準用する場合を含む。)」を削り、同条ただし書を次のように改める。

但し、確認をし又は確認を受けることが著しく困難な運輸省令で定める本邦外の地域において航空機の整備をした場合において、運輸省で定めるところにより、一定の資格を有する技術者が航空機の安全性が確保されていることについて確認をしたときは、この限りでない。

第二十五条第三項中「(機体関係、発動機関係、プロペラ関係、計器関係又は電気関係の別)」を削る。

第四十条に後段として次のように加える。

供用開始後において、告示及び掲示した事項について変更がある場合(第四十三条第一項に規定する事由による場合を除く。)も同様である。

第四十三条第一項中「加えようとするとき」の下に「(飛行場の標点の位置を変更しようとするときを含む。)」を加え、同条第二項ただし書中「又は転移表面」を「、転移表面又は水平表面」に改める。

第四十九条第一項中「又は転移表面」を「、転移表面又は水平表面(これらの投影面が一致する部分については、これらのうち最も低い表面とする。)」に改め、「建造物」の下に「(その告示の際現に建造中である建造物の当該建造工事に係る部分を除く。)」を加え、同項ただし書を次のように改める。

但し、仮設物その他の運輸省令で定める物件(進入表面又は転移表面に係るものを除く。)で飛行場の設置者の承認を受けて設置し又は留置するもの及び供用開始の予定期日前に除去される物件については、この限りでない。

第四十九条第二項及び第三項中「又は転移表面」を「、転移表面又は水平表面」に改め、同条第三項中「出るに至つたもの」の下に「及び同項の告示の際現に建造中であつた建造物で当該建造工事によりこれらの表面の上に出るに至つたもの」を加える。

第五十条第一項中「又は転移表面」を「、転移表面又は水平表面」に改める。

第五十一条を次のように改める。

(航空障害燈)

第五十一条　地表又は水面から六十メートル以上の高さの物件の設置者は、運輸省令で定めるところにより、当該物件に航空障害燈を設置しなければならない。但し、運輸大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

2　飛行場の設置者は、運輸省令で定めるところにより、当該飛行場の進入表面、転移表面又は水平表面の投影面と一致する区域内にある物件(前項の規定により航空障害燈を設置すべき物件を除く。)で運輸省令で定めるものに航空障害燈を設置しなければならない。

3　運輸大臣は、運輸省令で定めるところにより、前二項の規定により航空障害燈を設置すべき物件以外の物件で、航空機の航行の安全を著しく害するおそれがあるものに航空障害燈を設置しなければならない。

4　前二項の物件の所有者又は占有者は、これらの規定により飛行場の設置者又は運輸大臣の行なう航空障害燈の設置を拒むことができない。

5　運輸大臣及び第一項又は第二項の規定により航空障害燈を設置した者は、運輸省令で定める方法に従い、当該航空障害燈を管理しなければならない。

6　運輸大臣は、第一項又は第二項の規定により航空障害燈を設置した者の当該航空障害燈の管理の方法が前項の運輸省令に従つていないと認めるときは、その者に対し、設備の改善その他その是正のため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

第五十一条の次に次の一条を加える。

(昼間障害標識)

第五十一条の二　昼間において航空機からの視認が困難であると認められる煙突、鉄塔その他の運輸省令で定める物件で地表又は水面から六十メートル以上の高さのものの設置者は、運輸省令で定めるところにより、当該物件に昼間障害標識を設置しなければならない。

2　運輸大臣は、運輸省令で定めるところにより、前項の規定により昼間障害標識を設置すべき物件以外の物件で、航空機の航行の安全を著しく害するおそれがあるものに昼間障害標識を設置しなければならない。

3　前条第四項から第六項までの規定は、昼間障害標識について準用する。

第五十六条第二項本文中「第五十一条第一項、第三項及び第四項」を「第五十一条第二項、第四項及び第五項」に改め、同項ただし書中「又は転移表面」を「、転移表面又は水平表面」に改める。

第五章中第五十六条の二を第五十六条の五とし、第五十六条の次に次の三条を加える。

(第一種空港等の特例)

第五十六条の二　運輸大臣は、第一種空港及び政令で定める第二種空港について、延長進入表面、円錐表面又は外側水平表面を指定することができる。

2　延長進入表面は、進入表面を含む平面のうち、進入表面の外側底辺、進入表面の斜辺の外側上方への延長線及び当該底辺に平行な直線でその進入表面の内側底辺からの水平距離が一万五千メートルであるものにより囲まれる部分とする。

3　円錐表面は、水平表面の外縁に接続し、且つ、空港の標点を含む鉛直面との交線が水平面に対し外側上方へ五十分の一以上で運輸省令で定める勾配を有

する円錐面であつて、その投影面が当該標点を中心として一万六千五百メートル以下で運輸省令で定める長さの半径で水平に描いた円周で囲まれるもののうち、航空機の離陸及び着陸の安全を確保するために必要な部分とする。

4　外側水平表面は、前項の円錐面の上縁を含む水平面がであつて、その投影面が空港の標点を中心として二万四千メートル以下で運輸省令で定める長さの半径で水平に描いた円周で囲まれるもの（投影面が水平表面又は円錐表面の投影面と一致する部分を除く。）のうち、航空機の離陸及び着陸の安全を確保するために必要な部分とする。

第五十六条の三　運輸大臣は、前条第一項の指定をし又は指定をした事項に変更を加える場合には、空港の附近の土地の所有者その他の利害関係を有する者の利益を著しく害することとならないように配慮しなければならない。

2　第三十八条第三項、第三十九条第二項及び第四十条の規定は、前条第一項の指定をし又は指定をした事項に変更を加える場合に準用する。

第五十六条の四　何人も、第五十六条の二第一項に規定する空港について前条第二項において準用する第四十条の告示があつた後においては、その告示で示された延長進入表面、円錐表面又は外側水平表面（これらの投影面が一致する部分については、これらのうち最も低い表面とする。）の上に出る高さの建造物（その告示の際現に建造中である建造物の当該建造工事に係る部分を除く。）、植物その他の物件を設置し、植栽し、又は留置してはならない。

2　第四十九条第一項但書の規定は、円錐表面及び外側水平表面について準用する。

3　第四十九条第二項の規定は第一項の規定に違反する物件について、同条第三項から第七項までの規定は第一項の告示の際現に存する物件で延長進入表面、円錐表面又は外側水平表面の上に出るものについて準用する。

第五十八条第一項中「運輸省令で定める様式の」を削る。

第五十九条に次の一号を加える。

四　その他運輸省令で定める航空の安全のために必要な書類

第六十条第二号中「計器飛行状態において」を「計器飛行方式により」に改め、同条第三号を次のように改める。

三　運輸大臣が告示で指定する空域を飛行する場合

第六十三条中「計器飛行状態の場合若しくは飛行の途中において計器飛行状態において飛行することが予想される場合」を「計器飛行方式により飛行しようとする場合」に改める。

第六十五条第二項の表航空機の欄中「計器飛行状態において」を「計器飛行方式により」に改める。

第六十六条第一項の表航空機の欄中「飛行する航空機」の下に「（飛行中常時地上物標又は航空保安施設を利用できると認められるものを除く。）」を加える。

第七十六条第一項第一号中「、火災その他の航空機の事故」を「又は火災」に改め、同項に次の一号を加える。

四　その他運輸省令で定める航空機に関する事故

第七十六条に次の一項を加える。

3　機長は、飛行中航空保安施設の機能の障害その他の航空機の航行の安全に影響を及ぼすおそれがあると認められる運輸省令で定める事態が発生したことを知つたときは、他からの通報により知つたときを除いて、運輸省令で定めるところにより運輸大臣にその旨を報告しなければならない。

第七十九条ただし書中「やむを得ない事由がある場

合において、運輸大臣の許可を受けたとき」を「運輸大臣の許可を受けた場合」に改める。

第八十一条の次に次の一条を加える。

（捜索又は救助のための特例）

第八十一条の二　前三条の規定は、運輸省令で定める航空機が航空機の事故、海難その他の事故に際し捜索又は救助のために行なう航行については、適用しない。

第八十二条中「有視界飛行状態においては九百メートル以上、計器飛行状態においては三百メートル以上」を「九百メートル（計器飛行方式により飛行する場合にあつては、三百メートル）以上」に改める。

第八十六条の次に次の一条を加える。

第八十六条の二　航空運送事業を経営する者は、貨物若しくは手荷物又は旅客の携行品その他航空機内に持ち込まれ若しくは持ち込まれようとしている物件について、形状、重量その他の事情により前条第一項の物件であることを疑うに足りる相当な理由がある場合は、当該物件の輸送若しくは航空機内への持ち込みを拒絶し、託送人若しくは所持人に対し当該物件の取卸しを要求し、又は自ら当該物件を取り卸すことができる。但し、自ら物件を取り卸すことができるのは、当該物件の託送人又は所持人がその場に居合わせない場合に限る。

2　運輸大臣は、航空の安全を確保するため特に必要があると認めるときは、航空運送事業を経営する者に対し、前項の規定による措置を講ずべきことを命ずることができる。

第九十一条中「五キロメートル」を「五千メートル（七千三百メートル）」に改める。

第九十四条（見出しを含む。）中「有視界飛行状態」を「有視界気象状態」に改め、同条の次に次の見出し及び一条を加える。

（計器飛行方式）

第九十四条の二　航空機は、計器気象状態において飛行する場合又は航空交通管制区若しくは航空交通管制圏のうち運輸大臣が告示で指定する空域を飛行する場合は、計器飛行方式により飛行しなければならない。但し、運輸大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

第九十五条の見出しを削り、同条中「計器飛行状態において」を「計器飛行方式により」に改める。

第九十六条に次の一項を加える。

2　第二条第十二項の運輸大臣が指定する飛行場の業務に従事する者（運輸省令で定める飛行場の工事に関する業務に従事する者を含む。）は、その業務に関し、運輸大臣が当該飛行場における航空交通の安全のために与える指示に従わなければならない。

第九十七条第一項中「計器飛行状態において、航空交通管制圏内の飛行場」を「計器飛行方式により、第二条第十二項の運輸大臣が指定する飛行場」に改め、同条第二項中「計器飛行状態において飛行しようとするとき（前項の場合を除く。）又は有視界飛行状態において」を「前項の場合を除き、」に改める。

第百一条第一項第三号を次のように改め、同項第五号ロ中「不定期航空運送事業」の下に「、利用航空運送事業」を加える。

三　事業計画が経営上及び航空保安上適切なものであること。

第百二十二条の次に次の二条を加える。

（利用航空運送事業）

第百二十二条の二　利用航空運送事業を経営しようとする者は、運輸大臣の免許を受けなければならない。

2　第百条第二項及び第三項並びに第百一条の規定は、前項の免許について準用する。この場合において

て、第百条第二項中「運航開始」とあるのは「事業開始」と、「事業計画（航空機の運航及びこれを行うために必要な整備に関する計画をいう。以下同じ。）」とあるのは「運輸省令で定める事業計画」と読み替えるものとする。

第百二十二条の三　第百三条及び第百五条から第百二十条までの規定は、利用航空運送事業について準用する。この場合において、第百三条中「運航」とあるのは、「事業」と読み替えるものとする。

2　第三十条第二項の規定は、前項において準用する第百十九条の規定による事業の停止又は免許の取消の場合に準用する。

第百二十五条第二項中「当該航空運送事業者又は航空機使用事業者」を「当該定期航空運送事業者、不定期航空運送事業者（第百二十一条第一項の免許を受けた者をいう。以下同じ。）、利用航空運送事業者（第百二十二条の二第一項の免許を受けた者をいう。以下同じ。）又は航空機使用事業者（第百二十三条第一項の免許を受けた者をいう。以下同じ。）」に改める。

第百二十六条第一項中「、運輸大臣の指定する航空路によらないで」を削り、同項に次のただし書を加える。

但し、航空路のみを航行する場合は、この限りでない。

第八章中第百三十一条の二を第百三十一条の三とし、第百三十一条の次に次の一条を加える。

（外国人国際利用航空運送事業）

第百三十一条の二　第百二十二条の二第一項の規定にかかわらず、第四条第一項各号に掲げる者は、運輸大臣の許可を受けて、左の各号に掲げる貨物の運送を行なう利用航空運送事業を経営することができる。

一　本邦内から発送されて本邦外に到達する貨物

二　本邦外から発送されて本邦内に到達する貨物

三　本邦外から発送されて、本邦を経由して、本邦外に到達する貨物

2　第百二十九条第二項及び第三項の規定は、前項の許可について準用する。この場合において、第百二十九条第二項中「運航開始」とあるのは、「事業開始」と読み替えるものとする。

3　第百二十九条の二から第百二十九条の五までの規定は、第一項の許可を受けた者（以下「外国人国際利用航空運送事業者」という。）について準用する。

第百三十四条第一項中「航空運送事業」を「利用航空運送事業」を加える。

第百三十五条の表第一号の二中「十二万四千円」を「二十二万三千円」に改め、同表第二号中「六万七千二百円」を「二十二万三千円」に改め、同表第三号中「三万四千七百円」を「六万四千四百円」に改め、同表第四号中「一万六千八百円」を「三万八千四百円」に改め、同表中同号の次に次の一号を加える。

四の二　第十六条第一項但書又は第十七条第三項の認定を申請する者	九万円。但し、本邦外の事業場について認定を行なう場合は、九万円の範囲内で政令で定める金額に政令で定める金額を加算した額

第百三十五条の表第七号の二を次のように改める。

七の二　第二十九条の二第一項の技能証明につい ての限定の変更を申請する者	五百六十円。但し、運輸省の航空機を使用する場合及び本邦外において実地試験を行なう場合は、五百六十円の範囲内で政令で定める金額に政令で定める金額を加算した額

第百三十七条を次のように改める。

（訴願）

第百三十七条　この法律の規定による行政官庁の処分に不服のある者は、運輸大臣に訴願をすることができる。

第百三十七条の二に次の二項を加える。

2　この法律の規定により運輸大臣の権限に属する事

項で左の各号に掲げるものは、政令で定めるところにより、防衛長官に委任するものとする。

一　第九十四条の二但書、第九十六条第一項及び第九十七条第一項に規定する事項であつて、政令で定める飛行場の航空交通管制圏に係るもの

二　第九十六条第二項に規定する事項であつて、政令で定める飛行場に係るもの

三　第九十七条第二項に規定する事項であつて、政令で定める飛行場から出発する航空機に係るもの

四　第九十八条に規定する事項であつて、政令で定める飛行場に到着した航空機に係るもの

3　運輸大臣は、前項の規定による委任により防衛庁長官が行なう業務の運営に関する事項を統制するものとする。

第百四十三条第三号中「同条の規定による確認をしないで」を「同条本文の確認をせず、且つ、これを受けないで」に改める。

第百四十三条の二第一号中「第十条の二第二項において準用する」を削り、同条第二号中「第十六条第三項の基準」を「第十条第四項の技術上の基準」に、「同条」を「第十六条」に改める。

第百五十条第二号中「第四十九条第一項」の下に「（第五十六条第二項で準用する場合を含む。）又は第五十六条の四第一項」を加え、同号の次に次の一号を加える。

二の二　第五十一条第六項（第五十一条の二第三項において準用する場合を含む。）又は第百三十一条の二第一項」に改める。

第百五十七条中「不定期航空運送事業者」の下に「、利用航空運送事業者」を加え、同条第二号及び第三号中「第百二十二条第一項」の下に「又は第百二十二条の三第一項」を加え、同条第四号及び第五号中「第百二十二条第一項」の下に「、第百二十二条の三第一項」を加える。

二の二　第五十一条第六項（第五十一条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

第百五十条に次の一号を加える。

十一　第九十六条第二項の規定による指示に従わなかつた者

第百五十三条第二号中「第一項から第三項まで」に改める。

第百五十四条第一項第六号の次に次の一号を加える。

六の二　第九十四条の二の規定に違反して、計器飛行状態において航空機を運航したとき。

第百五十四条第一項第七号中「計器飛行方式によらないで」に改め、同項第八号中「第九十六条第二項」に改める。

第百五十五条第一号中「第百二十一条第一項」の下に「、第百二十二条の二第一項」を加え、同条第二号中「第百二十二条第一項」の下に「、第百二十二条の三第一項」を加える。

第百五十六条第二項において準用する第百十九条」を「第百二十九条第一項又は第百三十一条の二第一項」に改める。

第百五十七条中「不定期航空運送事業者」の下に「、利用航空運送事業者」を加え、同条第二号及び第三号中「第百二十二条第一項」の下に「又は第百二十二条の三第一項」を加え、同条第四号及び第五号中「第百二十二条第一項」の下に「、第百二十二条の三第一項」を加える。

第百五十七条の二中「外国人国際航空運送事業者」の下に「又は外国人国際利用航空運送事業者」を、「第百二十九条の二」、「第百二十九条の四」及び「第百二十九条の五」の下に、それぞれ、「（第百三十一条の二第三項において準用する場合を含む。）」を加える。

第百六十条第一号中「第百七条」の下に「（第百二十二条の三第一項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第二号中「第百二十二条第一項」の下に「、第百二十二条の三第一項」を加える。

別表事業用操縦士の項第四号中「計器飛行状態の下

において、」を「計器飛行方式により」に改め、同項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　不定期航空運送事業の用に供する回転翼航空機の操縦を行なうこと（計器飛行方式により有償の旅客の運送を行なう運航を除く。）。

別表一等航空整備士の項から航空工場整備士の項まで中「第十九条」を「第十九条本文」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和三十五年六月一日から施行する。

（〈リポートに関する経過規定）

第二条　運輸大臣は、この法律の施行後、遅滞なく、この法律の施行の際現に存する〈リポートについて、改正後の航空法（以下「新法」という。）第二条第六項、第七項及び第九項の規定による進入区域、進入表面及び転移表面を告示するとともに、現地においてこれらを掲示するものとする。

（航空交通管制圏に関する経過規定）

第三条　この法律の施行の際現に存する公共の用に供する飛行場は、新法第二条第十二項の規定の適用については、同項の規定により運輸大臣が指定した飛行場とみなす。

（水平表面に関する経過規定）

第四条　この法律の施行の際現に存する物件であつて、改正前の第五十六条第二項（改正前の第五十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による告示後この法律の施行のときまでに公共の用に供する飛行場の水平表面の上に出るに至つたもの（この法律の施行の際現に存する植物で成長してこの法律の施行後水平表面の上に出るに至つたもの及びこの法律の施行の際現に建造中である建造物で当該建造工事によりこの法律の施行後水平表面の上に出るに至つたものを含む。）については、新法第四十九条第一項（新法第五十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定は、その高さの限度において、適用しない。

2　運輸大臣又は飛行場の設置者は、前項に規定する物件の所有者その他の権原を有する者に対し、新法第四十九条第三項から第七項までの規定の例により、当該物件の水平表面の上に出る部分を除去すべきことを求めることができる。

（航空障害燈等に関する経過規定）

第五条　この法律の施行の際現に存する物件で地表又は水面からの高さが六十メートル以上のもの（この法律の施行の際現に存する植物で成長して地表又は水面からの高さが六十メートル以上となるに至つたもの及びこの法律の施行の際現に建造中である建造物で当該建造工事により地表又は水面からの高さが六十メートル以上となるに至つたものを含む。）については、新法第五十一条第一項及び第五十一条の二第一項の規定は、適用しない。

（利用航空運送事業に関する経過規定）

第六条　この法律の施行の際現に利用航空運送事業を経営している者は、この法律の施行の日から三月間は、新法第百二十二条の二第一項の規定にかかわらず、同項の免許又は新法第百三十一条の二第一項の許可を受けなくても当該事業を引き続いて経営することができる。その者がその期間内に当該事業についてこれらの免許又は許可の申請をした場合において、その免許又は許可をする旨又はしない旨の通知を受ける日までの間についても同様とする。

（罰則に関する経過規定）

第七条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（運輸省設置法の一部改正）

第八条　運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第四十四号の九中「航空運送事業」の下に「、利用航空運送事業」を加える。

第二十八条の二第一項第十三号中「航空運送事業」の下に「、利用航空運送事業」を加える。

（内閣総理・運輸大臣署名）

法律第九十一号（昭三五・六・九）

◎国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律（衆法）

国会議員の秘書の給料等に関する法律（昭和三十二年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「二万三千三百円」を「二万四千四百円」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行し、昭和三十五年四月一日から適用する。

2　国会議員の秘書が昭和三十五年四月一日以後の分としてすでに支給を受けた給料は、改正後の国会議員の秘書の給料等に関する法律による給料の内払とみなす。

（内閣総理大臣署名）

法律第九十二号（昭三五・六・九）

◎特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

別表第三を次のように改める。

別表第三

官職名	俸給月額
秘書官	八号俸　五三、四〇〇円
	七号俸　四八、七〇〇円
	六号俸　四四、〇〇〇円
	五号俸　三九、三〇〇円
	四号俸　三四、六〇〇円
	三号俸　三〇、三〇〇円
	二号俸　二六、四〇〇円
	一号俸　二二、六〇〇円

附　則

1　この法律は、公布の日から施行し、昭和三十五年四月一日から適用する。

2　この法律の施行前に改正前の特別職の職員の給与

に関する法律の規定に基づいてすでに秘書官に支払われた昭和三十五年四月一日からこの法律の施行の日の属する月の末日までの期間に係る給与は、改正後の特別職の職員の給与に関する法律の規定による給与の内払とみなす。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第九十三号（昭三五・六・九）

◎一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第六号を次のように改める。

六　給与を決定する諸条件の地域差に対応する給与に関する適当と認める措置（一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十二年法律第百五十四号）附則第二十二項に規定する暫定手当の整理を含む。）を国会及び内閣に同時に勧告するため、全国の各地における生計費等の調査研究を行なうこと

第五条第一項中「特殊勤務手当」の下に「、隔遠地手当」を加える。

第十三条を次のように改める。

（特殊勤務手当）

第十三条　著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を俸給で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

2　特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

第十三条の次に次の一条を加える。

（隔遠地手当）

第十三条の二　離島その他の交通の著しく困難な地に所在する官署として人事院規則で指定するものに勤務する職員には、隔遠地手当を支給する。

2　隔遠地手当の月額は、職員の受けるべき俸給及び扶養手当の月額の合計額の百分の二十五をこえない範囲内で人事院規則で定める。

第十九条の四第二項中「百分の六十五」を「百分の七十五」に改める。

第十九条の六中「扶養手当」の下に「、隔遠地手当」を加える。

別表第一から別表第七までを次のように改める。

別表第一　行政職俸給表

イ　行政職俸給表(一)

職務の級 / 号俸	1等級 俸給月額	2等級 俸給月額	2等級 昇給期間	3等級 俸給月額	3等級 昇給期間	4等級 俸給月額	4等級 昇給期間	5等級 俸給月額	5等級 昇給期間	6等級 俸給月額	6等級 昇給期間	7等級 俸給月額	7等級 昇給期間	8等級 俸給月額	8等級 昇給期間
	円	円	月	円	月	円	月	円	月	円	月	円	月	円	月
1	60,400	44,400	12	31,800	12	22,400	12	17,300	12	13,300	12	10,800	12	7,200	12
2	62,900	46,600	12	33,600	12	23,500	12	18,300	12	14,300	12	11,600	12	7,400	12
3	65,400	48,900	12	35,400	12	24,600	12	19,300	12	15,300	12	12,400	12	7,700	12
4	67,900	51,200	12	37,200	12	25,800	12	20,300	12	16,300	12	13,300	12	8,000	12
5	70,500	53,500	12	39,000	12	27,000	12	21,300	12	17,300	12	14,300	12	8,400	12
6	73,100	55,800	12	40,800	12	28,200	12	22,400	12	18,300	12	15,300	12	9,200	12
7	75,700	58,100	12	42,600	12	29,400	12	23,500	12	19,300	12	16,300	12	10,000	12
8	78,600	60,400	15	44,400	12	30,600	12	24,600	12	20,300	12	17,300	12	10,800	12
9	81,800	62,900	18	46,600	15	31,800	12	25,800	12	21,300	12	18,300	12	11,600	12
10		65,400	24	48,900	18	33,600	12	27,000	15	22,400	12	19,300	12	12,400	12
11		67,900		51,200	24	35,400	12	28,200	18	23,500	15	20,300	15	13,300	15
12				53,500		37,200	15	29,400	21	24,600	18	21,300	18	14,300	18
13						39,000	18	30,600	24	25,800	21	22,400	21	15,300	21
14						40,800	24	31,800		27,000	24	23,500	24	16,300	24
15						42,600				28,200		24,600		17,300	

備考　この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

別表第二　税務職俸給表

職務の等級 / 号俸	1等級 俸月	1等級 給額	1等級 昇給期間	2等級 俸月	2等級 給額	2等級 昇給期間	3等級 俸月	3等級 給額	3等級 昇給期間	4等級 俸月	4等級 給額	4等級 昇給期間	5等級 俸月	5等級 給額	5等級 昇給期間	6等級 俸月	6等級 給額	6等級 昇給期間	7等級 俸月	7等級 給額	7等級 昇給期間
		円	月		円	月		円	月		円	月		円	月		円	月		円	月
1		39,000	12		31,800	12		24,600	12		19,300	12		15,300	12		12,300	12		7,800	12
2		40,800	12		33,600	12		25,800	12		20,300	12		16,300	12		13,300	12		8,300	12
3		42,600	12		35,400	12		27,000	12		21,300	12		17,300	12		14,300	12		8,800	12
4		44,400	12		37,200	12		28,200	12		22,400	12		18,300	12		15,300	12		9,300	12
5		46,600	15		39,000	12		29,400	12		23,500	12		19,300	12		16,300	12		10,000	12
6		48,900	18		40,800	15		30,600	12		24,600	12		20,300	12		17,300	12		10,700	12
7		51,200	24		42,600	18		31,800	12		25,800	12		21,300	12		18,300	12		11,500	12
8		53,500			44,400	24		33,600	12		27,000	12		22,400	12		19,300	12		12,300	12
9					46,600	24		35,400	12		28,200	12		23,500	12		20,300	12		13,300	12
10					48,900			37,200	15		29,400	15		24,600	12		21,300	12		14,300	12
11								39,000	18		30,600	18		25,800	15		22,400	15		15,300	15
12								40,800	24		31,800	21		27,000	18		23,500	18		16,300	18
13								42,600			33,600	24		28,200	21		24,600	21		17,300	24
14											35,400			29,400	24		25,800	24		18,300	
15														30,600			27,000				

備考　この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第三　公安職俸給表

イ　公安職俸給表(一)

職務の等級 / 号俸	1等級 俸月	1等級 給額	1等級 昇給期間	2等級 俸月	2等級 給額	2等級 昇給期間	3等級 俸月	3等級 給額	3等級 昇給期間	4等級 俸月	4等級 給額	4等級 昇給期間	5等級 俸月	5等級 給額	5等級 昇給期間	6等級 俸月	6等級 給額	6等級 昇給期間	7等級 俸月	7等級 給額	7等級 昇給期間
		円	月		円	月		円	月		円	月		円	月		円	月		円	月
1		39,000	12		31,800	12		24,600	12		17,300	12		12,300	12		9,700	12		8,400	12
2		40,800	12		33,600	12		25,800	12		18,300	12		13,300	12		10,500	12		8,800	12
3		42,600	12		35,400	12		27,000	12		19,300	12		14,300	12		11,400	12		9,200	12
4		44,400	12		37,200	12		28,200	12		20,300	12		15,300	12		12,300	12		9,700	12
5		46,600	15		39,000	12		29,400	12		21,300	12		16,300	12		13,300	12		10,500	12
6		48,900	18		40,800	15		30,600	12		22,400	12		17,300	12		14,300	12		11,400	12
7		51,200	24		42,600	18		31,800	12		23,500	12		18,300	12		15,300	12		12,300	12
8		53,500			44,400	24		33,600	12		24,600	12		19,300	12		16,300	12		13,300	12
9					46,600	24		35,400	12		25,800	12		20,300	12		17,300	12		14,300	12
10					48,900			37,200	15		27,000	12		21,300	12		18,300	12		15,300	12
11								39,000	18		28,200	12		22,400	12		19,300	12		16,300	12
12								40,800	24		29,400	15		23,500	15		20,300	12		17,300	12
13								42,600			30,600	18		24,600	15		21,300	12		18,300	12
14											31,800	21		25,800	18		22,400	15		19,300	12
15											33,600	24		27,000	21		23,500	15		20,300	12
16											35,400			28,200	24		24,600	18		21,300	12
17														29,400	24		25,800	21		22,400	15
18														30,600			27,000	24		23,500	18
19																	28,200	24		24,600	21
20																	29,400			25,800	24
21																				27,000	24
22																				28,200	

備考　この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ　行政職俸給表(二)

職務の等級 / 号俸	1等級 俸給月額	1等級 昇給期間	2等級 俸給月額	2等級 昇給期間	3等級 俸給月額	3等級 昇給期間	4等級 俸給月額	4等級 昇給期間	5等級 俸給月額	5等級 昇給期間
	円	月	円	月	円	月	円	月	円	月
1	18,100	9	13,300	9	10,900	9	7,300	9	5,700	6
2	18,700	9	13,900	9	11,500	9	7,500	9	5,900	6
3	19,300	9	14,500	9	12,100	9	7,800	9	6,100	6
4	19,900	9	15,100	9	12,700	9	8,200	9	6,300	6
5	20,500	9	15,700	9	13,300	9	8,700	9	6,500	6
6	21,100	9	16,300	9	13,900	9	9,200	9	6,700	6
7	21,700	9	16,900	9	14,500	9	9,700	9	6,900	6
8	22,300	9	17,500	9	15,100	9	10,300	9	7,100	6
9	22,900	9	18,100	9	15,700	9	10,900	9	7,300	9
10	23,500	9	18,700	9	16,300	9	11,500	9	7,500	9
11	24,100	9	19,300	9	16,900	12	12,100	9	7,800	9
12	24,700	9	19,900	9	17,500	12	12,700	12	8,200	9
13	25,300	12	20,500	9	18,100	12	13,300	12	8,700	9
14	25,900	12	21,100	9	18,700	12	13,900	12	9,200	9
15	26,500	12	21,700	12	19,300	15	14,500	15	9,700	12
16	27,100	12	22,300	12	19,900	15	15,100	15	10,300	12
17	27,700	15	22,900	12	20,500	15	15,700	15	10,900	12
18	28,300	15	23,500	12	21,100	15	16,300	15	11,500	15
19	28,900	15	24,100	15	21,700	15	16,900	15	12,100	15
20	29,500	15	24,700	15	22,300	15	17,500	15	12,700	15
21	30,100	15	25,300	15	22,900	15	18,100	15	13,300	15
22	30,700	15	25,900	15	23,500	18	18,700	15	13,900	15
23	31,300	15	26,500	15	24,100	18	19,300	15	14,500	15
24	31,900	18	27,100	18	24,700	18	19,900	18	15,100	15
25	32,500	18	27,700	18	25,300	18	20,500	18	15,700	15
26	33,100		28,300		25,900		21,100	18	16,300	15
27							21,700	18	16,900	15
28							22,300		17,500	15
29									18,100	18
30									18,700	18
31									19,300	18
32									19,900	18
33									20,500	

備考　この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ　海事職俸給表(二)

職務の等級 / 号俸	1等級 俸給月額	1等級 昇給期間	2等級 俸給月額	2等級 昇給期間	3等級 俸給月額	3等級 昇給期間	4等級 俸給月額	4等級 昇給期間
	円	月	円	月	円	月	円	月
1	18,600	12	13,700	12	9,700	12	6,700	12
2	19,600	12	14,600	12	10,400	12	7,100	12
3	20,600	12	15,600	12	11,200	12	7,500	12
4	21,600	12	16,600	12	12,000	12	7,900	12
5	22,600	12	17,600	12	12,800	12	8,300	12
6	23,600	12	18,600	12	13,700	12	9,000	12
7	24,600	12	19,600	12	14,600	12	9,700	12
8	25,600	15	20,600	12	15,600	12	10,400	12
9	26,600	15	21,600	12	16,600	12	11,200	12
10	27,600	18	22,600	12	17,600	12	12,000	12
11	28,600	18	23,600	15	18,600	15	12,800	12
12	29,600	18	24,600	18	19,600	18	13,700	12
13	30,600	18	25,600	18	20,600	18	14,600	12
14	31,600	18	26,600	18	21,600	18	15,600	15
15	32,600	21	27,600	21	22,600	18	16,600	18
16	33,600	21	28,600	21	23,600	21	17,600	18
17	34,600	24	29,600	24	24,600	21	18,600	21
18	35,600	24	30,600	24	25,600	24	19,600	21
19	36,600		31,600		26,600	24	20,600	24
20					27,600		21,600	24
21							22,600	

備考　この表は、船舶に乗り組む職員（海事職俸給表(一)の適用を受ける者を除く。）で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第五　教育職俸給表

イ　教育職俸給表(一)

職務の等級 / 号俸	1等級 俸給月額	2等級 俸給月額	2等級 昇給期間	3等級 俸給月額	3等級 昇給期間	4等級 俸給月額	4等級 昇給期間	5等級 俸給月額	5等級 昇給期間	6等級 俸給月額	6等級 昇給期間
	円	円	月	円	月	円	月	円	月	円	月
1	60,400	31,700	12	21,400	12	17,800	12	11,500	12	8,400	12
2	62,900	33,300	12	22,800	12	19,000	12	12,500	12	9,100	12
3	65,400	34,900	12	24,200	12	20,200	12	13,500	12	9,900	12
4	67,900	36,500	12	25,700	12	21,400	12	14,500	12	10,700	12
5	70,500	38,200	12	27,200	12	22,800	12	15,500	12	11,500	12
6	73,100	39,900	12	28,700	12	24,200	12	16,600	12	12,500	12
7	75,700	41,600	12	30,200	12	25,700	12	17,800	12	13,500	12
8	78,600	43,300	12	31,700	12	27,200	12	19,000	12	14,500	12
9	81,800	45,000	12	33,300	12	28,700	15	20,200	15	15,500	12
10		46,700	12	34,900	12	30,200	15	21,400	15	16,600	12
11		48,400	12	36,500	12	31,700	15	22,800	15	17,800	12
12		50,100	12	38,200	15	33,300	15	24,200	15	19,000	12
13		52,000	12	39,900	15	34,900	15	25,700	18	20,200	15
14		54,100	15	41,600	15	36,500	15	27,200	18	21,400	18
15		56,200	15	43,300	15	38,200	15	28,700	18	22,800	18
16		58,300	15	45,000	18	39,900	15	30,200	18	24,200	18
17		60,400	18	46,700	21	41,600	15	31,700	21	25,700	21
18		62,900	21	48,400	21	43,300	18	33,300	21	27,200	21
19		65,400	24	50,100	24	45,000	21	34,900	24	28,700	24
20		67,900		52,000		46,700	24	36,500	24	30,200	24
21						48,400	24	38,200		31,700	
22						50,100					

備考　(一)　この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する学長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二)　この表の2等級の18号俸、19号俸及び20号俸は、大学院を置く大学の教授で人事院規則で定めるもののみに適用する。

(三)　大学院を置く大学教授で人事院規則で定めるものについては、2等級の15号俸、16号俸及び17号俸に昇給する場合は、昇給期間を12月とする。

(四)　大学院を置く大学の助教授で人事院規則で定めるものについては、3等級の13号俸、14号俸及び15号俸に昇給する場合は、昇給期間を12月とする。

ロ　公安職俸給表(二)

職務の等級 / 号俸	1等級 俸給月額	1等級 昇給期間	2等級 俸給月額	2等級 昇給期間	3等級 俸給月額	3等級 昇給期間	4等級 俸給月額	4等級 昇給期間	5等級 俸給月額	5等級 昇給期間	6等級 俸給月額	6等級 昇給期間	7等級 俸給月額	7等級 昇給期間	8等級 俸給月額	8等級 昇給期間
	円	月	円	月	円	月	円	月	円	月	円	月	円	月	円	月
1	39,000	12	31,800	12	24,600	12	19,300	12	15,300	12	12,300	12	8,100	12	6,600	12
2	40,800	12	33,600	12	25,800	12	20,300	12	16,300	12	13,300	12	8,500	12	6,900	12
3	42,600	12	35,400	12	27,000	12	21,300	12	17,300	12	14,300	12	9,100	12	7,300	12
4	44,400	12	37,200	12	28,200	12	22,400	12	18,300	12	15,300	12	9,700	12	7,700	12
5	46,600	15	39,000	12	29,400	12	23,500	12	19,300	12	16,300	12	10,500	12	8,100	12
6	48,900	18	40,800	15	30,600	12	24,600	12	20,300	12	17,300	12	11,400	12	8,500	12
7	51,200	24	42,600	18	31,800	12	25,800	12	21,300	12	18,300	12	12,300	12	9,100	12
8	53,500		44,400	24	33,600	12	27,000	12	22,400	12	19,300	12	13,300	12	9,700	12
9			46,600	24	35,400	12	28,200	12	23,500	12	20,300	12	14,300	12	10,500	12
10			48,900		37,200	15	29,400	15	24,600	12	21,300	12	15,300	12	11,400	12
11					39,000	18	30,600	18	25,800	15	22,400	15	16,300	12	12,300	12
12					40,800	24	31,800	21	27,000	18	23,500	18	17,300	15	13,300	12
13					42,600		33,600	24	28,200	21	24,600	21	18,300	15	14,300	12
14							35,400		29,400	21	25,800	21	19,300	18	15,300	15
15									30,600	24	27,000	24	20,300	18	16,300	18
16									31,800		28,200	24	21,300	18	17,300	21
17											29,400		22,400	21	18,300	21
18													23,500	24	19,300	24
19													24,600	24	20,300	24
20													25,800		21,300	

備考　この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第四　海事職俸給表

イ　海事職俸給表(一)

職務の等級 / 号俸	1等級 俸給月額	1等級 昇給期間	2等級 俸給月額	2等級 昇給期間	3等級 俸給月額	3等級 昇給期間	4等級 俸給月額	4等級 昇給期間	5等級 俸給月額	5等級 昇給期間
	円	月	円	月	円	月	円	月	円	月
1	34,200	12	24,800	12	18,600	12	13,500	12	8,500	12
2	35,900	12	26,100	12	19,700	12	14,500	12	9,100	12
3	37,600	12	27,400	12	20,900	12	15,500	12	9,700	12
4	39,300	12	28,700	12	22,200	12	16,500	12	10,300	12
5	41,000	12	30,000	12	23,500	12	17,500	12	11,300	12
6	42,700	12	31,400	12	24,800	12	18,600	12	12,400	12
7	44,400	12	32,800	12	26,100	12	19,700	12	13,500	12
8	46,100	12	34,200	12	27,400	12	20,900	12	14,500	12
9	47,800	12	35,900	12	28,700	12	22,200	12	15,500	12
10	49,500	15	37,600	12	30,000	12	23,500	15	16,500	12
11	51,200	18	39,300	12	31,400	15	24,800	18	17,500	15
12	52,900	24	41,000	15	32,800	18	26,100	18	18,600	18
13	54,600	24	42,700	18	34,200	21	27,400	18	19,700	18
14	56,300		44,400	24	35,900	24	28,700	21	20,900	18
15			46,100		37,600		30,000	24	22,200	18
16							31,400		23,500	18
17									24,800	21
18									26,100	24
19									27,400	

備考　この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ　教育職俸給表(二)

職務の等級 / 号俸	1等級 俸給月額	1等級 昇給期間	2等級 俸給月額	2等級 昇給期間	3等級 俸給月額	3等級 昇給期間
	円	月	円	月	円	月
1	27,900	12	11,500	12	7,700	12
2	29,000	12	12,500	12	8,000	12
3	30,100	12	13,500	12	8,400	12
4	31,200	12	14,500	12	9,100	12
5	32,300	12	15,500	12	9,900	12
6	33,500	12	16,500	12	10,700	12
7	35,000	12	17,500	12	11,500	12
8	36,500	12	18,500	12	12,500	12
9	38,100	12	19,500	12	13,500	12
10	39,700	12	20,500	12	14,500	12
11	41,300	12	21,500	12	15,500	12
12	42,900	12	22,500	12	16,500	12
13	44,500	12	23,500	12	17,500	12
14	46,100	12	24,600	12	18,500	12
15	47,700	12	25,700	12	19,500	12
16	49,300	15	26,800	12	20,500	12
17	50,900	18	27,900	12	21,500	12
18	52,500	21	29,000	12	22,500	12
19	54,100	24	30,100	12	23,500	15
20	55,700		31,200	12	24,600	18
21			32,300	12	25,700	18
22			33,500	12	26,800	18
23			35,000	12	27,900	24
24			36,500	15	29,000	24
25			38,100	15	30,100	
26			39,700	15		
27			41,300	15		
28			42,900	18		
29			44,500	21		
30			46,100	21		
31			47,700	24		
32			49,300			

備考　この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ　教育職俸給表(三)

職務の等級 / 号俸	1等級 俸給月額	1等級 昇給期間	2等級 俸給月額	2等級 昇給期間	3等級 俸給月額	3等級 昇給期間
	円	月	円	月	円	月
1	22,100	12	9,100	12	7,700	12
2	23,100	12	9,900	12	8,000	12
3	24,100	12	10,700	12	8,400	12
4	25,100	12	11,500	12	9,100	12
5	26,100	12	12,300	12	9,900	12
6	27,200	12	13,200	12	10,700	12
7	28,300	12	14,100	12	11,500	12
8	29,400	12	15,100	12	12,300	12
9	30,500	12	16,100	12	13,200	12
10	31,700	12	17,100	12	14,100	12
11	32,900	12	18,100	12	15,100	12
12	34,100	12	19,100	12	16,100	12
13	35,300	12	20,100	12	17,100	12
14	36,500	12	21,100	12	18,100	12
15	37,800	12	22,100	12	19,100	12
16	39,100	12	23,100	12	20,100	15
17	40,600	12	24,100	12	21,100	18
18	42,200	15	25,100	12	22,100	21
19	43,800	18	26,100	12	23,100	21
20	45,400	21	27,200	12	24,100	24
21	47,000	21	28,300	12	25,100	
22	48,600	24	29,400	12		
23	50,200		30,500	15		
24			31,700	15		
25			32,900	15		
26			34,100	15		
27			35,300	15		
28			36,500	15		
29			37,800	18		
30			39,100	21		
31			40,600	21		
32			42,200	24		
33			43,800			

備考　この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ　医療職俸給表(二)

職務の等級 / 号俸	1等級 俸給月額	昇給期間	2等級 俸給月額	昇給期間	3等級 俸給月額	昇給期間	4等級 俸給月額	昇給期間	5等級 俸給月額	昇給期間	6等級 俸給月額	昇給期間
	円	月	円	月	円	月	円	月	円	月	円	月
1	35,400	12	25,700	12	15,100	12	10,800	12	8,400	12	7,400	12
2	37,200	12	26,900	12	16,100	12	11,600	12	9,200	12	7,700	12
3	39,000	12	28,100	12	17,100	12	12,400	12	10,000	12	8,000	12
4	40,800	12	29,300	12	18,100	12	13,200	12	10,800	12	8,400	12
5	42,600	12	30,500	12	19,100	12	14,100	12	11,600	12	9,200	12
6	44,400	15	31,800	12	20,100	12	15,100	12	12,400	12	10,000	12
7	46,600	18	33,600	12	21,100	12	16,100	12	13,200	12	10,800	12
8	48,900	24	35,400	12	22,100	12	17,100	12	14,100	12	11,600	15
9	51,200	24	37,200	15	23,300	12	18,100	12	15,100	12	12,400	18
10	53,500		39,000	18	24,500	12	19,100	12	16,100	12	13,200	24
11			40,800	24	25,700	12	20,100	12	17,100	12	14,100	
12			42,600	24	26,900	12	21,100	12	18,100	12		
13			44,400		28,100	15	22,100	12	19,100	12		
14					29,300	18	23,300	15	20,100	15		
15					30,500	18	24,500	18	21,100	18		
16					31,800	21	25,700	21	22,100	21		
17					33,600	24	26,900	21	23,300	24		
18					35,400		28,100	24	24,500	24		
19							29,300	24	25,700			
20							30,500					

備考　この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ　医療職俸給表(三)

職務の等級 / 号俸	1等級 俸給月額	昇給期間	2等級 俸給月額	昇給期間	3等級 俸給月額	昇給期間	4等級 俸給月額	昇給期間
	円	月	円	月	円	月	円	月
1	20,200	12	15,200	12	10,200	12	7,700	12
2	21,200	12	16,200	12	10,900	12	8,300	12
3	22,200	12	17,200	12	11,600	12	8,900	12
4	23,200	12	18,200	12	12,400	12	9,500	12
5	24,200	12	19,200	12	13,200	12	10,200	12
6	25,200	12	20,200	12	14,200	12	10,900	12
7	26,200	12	21,200	12	15,200	12	11,600	12
8	27,200	12	22,200	12	16,200	12	12,400	12
9	28,300	12	23,200	12	17,200	12	13,200	12
10	29,500	15	24,200	12	18,200	12	14,200	15
11	30,700	18	25,200	15	19,200	15	15,200	18
12	31,900	21	26,200	18	20,200	18	16,200	21
13	33,100	21	27,200	21	21,200	24	17,200	24
14	34,300	24	28,300	21	22,200	24	18,200	24
15	35,600	24	29,500	24	23,200		19,200	
16	36,900		30,700	24				
17			31,900					

備考　この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第六　研究職俸給表

職務の等級 / 号俸	1等級 俸給月額	2等級 俸給月額	昇給期間	3等級 俸給月額	昇給期間	4等級 俸給月額	昇給期間	5等級 俸給月額	昇給期間	6等級 俸給月額	昇給期間	7等級 俸給月額	昇給期間
	円	円	月	円	月	円	月	円	月	円	月	円	月
1	60,400	39,000	12	29,400	12	21,300	12	13,100	12	11,100	12	7,200	12
2	62,900	40,800	12	30,600	12	22,400	12	14,100	12	12,100	12	7,400	12
3	65,400	42,600	12	31,800	12	23,500	12	15,100	12	13,100	12	7,700	12
4	67,900	44,400	12	33,200	12	24,600	12	16,100	12	14,100	12	8,000	12
5	70,500	46,600	12	34,600	12	25,800	12	17,100	12	15,100	12	8,400	12
6	73,100	48,900	12	36,000	12	27,000	12	18,100	12	16,100	12	9,300	12
7	75,700	51,200	12	37,500	12	28,200	12	19,100	12	17,100	12	10,200	12
8	78,600	53,500	12	39,000	12	29,400	12	20,200	12	18,100	12	11,100	12
9	81,800	55,800	15	40,800	12	30,600	12	21,300	12	19,100	12	12,100	12
10		58,100	18	42,600	12	31,800	12	22,400	12	20,200	12	13,100	12
11		60,400	24	44,400	12	33,200	12	23,500	12	21,300	12	14,100	15
12		62,900		46,600	15	34,600	12	24,600	12	22,400	12	15,100	18
13				48,900	18	36,000	12	25,800	12	23,500	12	16,100	21
14				51,200	24	37,500	15	27,000	12	24,600	15	17,100	24
15				53,500		39,000	18	28,200	12	25,800	18	18,100	
16						40,800	18	29,400	12	27,000	18		
17						42,600	18	30,600	12	28,200	21		
18						44,400	24	31,800	12	29,400	21		
19						46,600	24	33,200	15	30,600	24		
20						48,900		34,600	18	31,800	24		
21								36,000	21	33,200			
22								37,500	24				
23								39,000	24				
24								40,800					

備考　この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七　医療職俸給表

イ　医療職俸給表(一)

職務の等級 / 号俸	1等級 俸給月額	2等級 俸給月額	昇給期間	3等級 俸給月額	昇給期間	4等級 俸給月額	昇給期間	5等級 俸給月額	昇給期間
	円	円	月	円	月	円	月	円	月
1	60,400	41,300	12	30,200	12	21,400	12	13,500	12
2	62,900	42,900	12	31,700	12	22,800	12	14,500	12
3	65,400	44,500	12	33,300	12	24,200	12	15,500	12
4	67,900	46,100	12	34,900	12	25,700	12	16,600	12
5	70,500	47,700	12	36,500	12	27,200	12	17,800	12
6	73,100	49,300	12	38,100	12	28,700	12	19,000	12
7	75,700	50,900	12	39,700	12	30,200	12	20,200	12
8	78,600	52,800	12	41,300	12	31,700	12	21,400	12
9	81,800	54,700	12	42,900	12	33,300	12	22,800	12
10		56,600	15	44,500	12	34,900	12	24,200	12
11		58,500	18	46,100	15	36,500	12	25,700	12
12		60,400	24	47,700	18	38,100	15	27,200	12
13		62,900		49,300	18	39,700	15	28,700	12
14				50,900	21	41,300	18	30,200	15
15				52,800	24	42,900	18	31,700	15
16				54,700		44,500	18	33,300	15
17						46,100	21	34,900	15
18						47,700	24	36,500	15
19						49,300		38,100	18
20								39,700	21
21								41,300	24
22								42,900	

備考　この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行し、別表第一から別表第七までの改正規定及び附則第二項から附則第四項までの規定は、昭和三十五年四月一日から適用する。

（俸給表の改正に伴う措置）

2　昭和三十五年三月三十一日において一般職の職員の給与に関する法律（以下「法」という。）第六条の二後段又は第八条第五項若しくは第八項ただし書の規定の適用により職務の等級の最高の号俸をこえる俸給月額を受ける職員の同年四月一日における俸給月額は、人事院規則の定めるところによる。

3　前項の規定により昭和三十五年四月一日における俸給月額を決定される職員の同日以降における最初の法第八条第八項ただし書の規定による昇給については、その者の同年三月三十一日における俸給月額を受けていた期間を、前項の規定により決定される同年四月一日における俸給月額を受ける期間に通算する。

（給与の内払）

4　この法律の施行前に改正前の法の規定に基づいてすでに支払われた昭和三十五年四月一日からこの法律の施行の日の属する月の末日までの期間に係る給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

（地方自治法の一部改正）

5　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二百四条第二項中「特殊勤務手当」の下に「、隔遠地手当、へき地手当」を加える。

（市町村立学校職員給与負担法の一部改正）

6　市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「特殊勤務手当」の下に「、隔遠地手当、へき地手当」を加える。

（国家公務員災害補償法の一部改正）

7　国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「特殊勤務手当（人事院規則で定めるものを除く。）」の下に「、隔遠地手当」を加える。

（へき地教育振興法の一部改正）

8　へき地教育振興法（昭和二十九年法律第百四十三号）の一部を次のように改正する。

第五条の二中「、特殊勤務手当として」を削る。

（内閣総理・各省大臣署名）

法律第九十四号（昭三五・六・九）

◎防衛庁職員給与法の一部を改正する法律

防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「及び自衛官には通勤手当を支給し」を「には通勤手当を」に改め、「通勤手当、」の下に「特殊勤務手当、隔遠地手当、」を、「宿日直手当を」の下に「、自衛官には通勤手当、特殊勤務手当及び隔遠地手当を、それぞれ」を加え、同条第二項中「第十二条」を「第十二条から第十三条の二まで」に改める。

第十五条を次のように改める。

第十五条　削除

第十九条中「扶養手当」の下に「、特殊勤務手当、隔遠地手当」を加える。

第二十五条第二項中「三千九百円」を「四千二百円」に改める。

第二十七条第二項本文中「、特殊勤務手当」の下に「、隔遠地手当」を加え、「及び特殊勤務手当」を「、特殊勤務手当及び隔遠地手当」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一　事務次官、議長及び参事官等俸給表

事務次官 議長	官職 / 等級 / 号俸	参事官等 1等級		2等級		3等級	
俸給月額		俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間
円		円	月	円	月	円	月
90,000	1	50,400	12	36,200	12	20,800	12
	2	53,000	12	38,200	12	22,000	12
	3	55,600	12	40,300	12	23,000	12
	4	58,300	12	42,300	12	24,200	12
	5	60,900	12	44,300	12	25,500	12
	6	63,500	12	46,300	12	26,700	12
	7	66,100	12	48,400	12	27,900	12
	8	68,700	15	50,400	12	29,400	12
	9	71,600	18	53,000	15	30,700	12
	10	74,500	24	55,600	18	32,100	12
	11	77,300		58,300	24	33,400	12
	12			60,900		34,800	12
	13					36,200	12
	14					38,200	12
	15					40,300	12
	16					42,300	15
	17					44,300	18
	18					46,300	24
	19					48,400	

別表第二　自衛官俸給表

階級 / 号俸	陸将 海将 空将 甲			陸将補 海将補 空将補		1等陸佐 1等海佐 1等空佐		2等陸佐 2等海佐 2等空佐		3等陸佐 3等海佐 3等空佐		1等陸尉 1等海尉 1等空尉		2等陸尉 2等海尉 2等空尉	
	俸給月額	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給額	昇給期間	俸給月額	昇給期間
	円	円	月	円	月	円	月	円	月	円	月	円	月	円	月
1	73,800	56,800	12	48,200	12	39,100	12	33,100	12	28,700	12	24,800	12	20,100	12
2	77,500	59,500	12	50,400	12	41,200	12	34,800	12	30,200	12	26,100	12	21,200	12
3	81,200	62,300	12	52,500	12	43,400	12	36,900	12	31,500	12	27,300	12	22,400	12
4	85,100	65,000	12	54,600	12	45,500	12	39,100	12	33,100	12	28,700	12	23,500	12
5	88,800	67,700	12	56,800	12	48,200	12	41,200	12	34,800	12	30,200	12	24,800	12
6		70,800	12	59,500	12	50,400	12	43,400	12	36,900	12	31,500	12	26,100	12
7		73,800	15	62,300	15	52,500	12	45,500	12	39,100	12	33,100	12	27,300	12
8		77,500	18	65,000	18	54,600	15	48,200	15	41,200	15	34,800	15	28,700	15
9		81,200	24	67,700	18	56,800	18	50,400	18	43,400	18	36,900	18	30,200	18
10		85,100		70,800	24	59,500	24	52,500	24	45,500	24	39,100	21	31,500	21
11				73,800		62,300		54,600	24	48,200	24	41,200	24	33,100	21
12								56,800		50,400		43,400		34,800	24
13														36,900	
14															

備考　陸将、海将又は空将で、甲の欄に掲げる俸給月額を受けるべき官職及びその官職を占の号俸による俸給月額を受けるに至つた時から長期間経過したときは、当該俸給月額を

3等陸尉 3等海尉 3等空尉	1等陸曹 1等海曹 1等空曹	2等陸曹 2等海曹 2等空曹	3等陸曹 3等海曹 3等空曹	陸士長 海士長 空士長	1等陸士 1等海士 1等空士	2等陸士 2等海士 2等空士	3等陸士 3等海士 3等空士

俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	俸給月額
円	月	円	月	円	月	円	月	円	月	円	月	円	円
17,700	12	13,900	12	11,600	12	10,500	12	8,600	12	7,500	12	6,800	6,300
18,300	12	15,200	12	12,800	12	11,600	12	9,600	12	8,000	12		
18,900	12	16,300	12	13,900	12	12,800	12	10,500	12	8,600			
20,100	12	17,500	12	15,200	12	13,900	15	11,600	15				
21,200	12	18,600	12	16,300	12	15,200	18	12,800					
22,400	12	19,800	12	17,500	12	16,300							
23,500	12	20,900	12	18,600	15								
24,800	15	22,200	15	19,800	18								
26,100	18	23,500	18	20,900	21								
27,300	21	24,800	21	22,200	24								
28,700	21	26,100	21	23,500									
30,200	24	27,600	24										
31,500	24	29,000	24										
33,100		30,500											

める者の俸給の号俸は、総理府令で定める。この場合において、その官職を占める者が最高こえる俸給月額を定めることができる。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行し、第十四条、第十五条、第十九条及び第二十七条第二項の改正規定を除き、昭和三十五年四月一日から適用する。

（俸給の切替え）

2　昭和三十五年四月一日において切り替えられる職員の俸給月額は、次項に定めるものを除き、この法律による改正前の防衛庁職員給与法（以下「旧法」という。）の適用により同年三月三十一日においてその者が属していた職務の等級（統合幕僚会議の議長たる自衛官以外の自衛官にあつては、階級をいう。以下同じ。）における俸給の幅のうちその者が受けていた俸給月額に対応する当該職務の等級における号俸と同一のこの法律による改正後の防衛庁職員給与法（以下「新法」という。）別表第一若しくは別表第二又は一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十五年法律第九十三号）による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）別表第一から別表第七までに定める職務の等級における号俸による額とする。

3　昭和三十五年三月三十一日において旧法第五条第二項の規定又は同法同条第三項若しくは第四項の規定により準用する一般職の職員の給与に関する法律第六条の二後段の規定若しくは第八条第八項ただし書の規定により職務の等級の最高の号俸による俸給月額をこえる俸給月額を受けていた職員の同年四月一日における俸給月額については、政令で定めるところによる。

（昇給に要する期間の通算）

4　前項の規定により昭和三十五年四月一日における俸給月額を決定される職員のその日以降における最初の新法第五条第四項の規定により準用する一般職の職員の給与に関する法律第八条第八項ただし書の規定による昇給については、その者の同年三月三十一日における俸給月額を受けていた期間を、前項の規定により決定される同年四月一日における俸給月額を受ける期間に通算する。

（昭和三十五年四月一日以降における差額の支給）

5　昭和三十五年四月一日以降において防衛庁職員給与法の一部を改正する法律（昭和三十四年法律第百二十号）附則第七項の規定による差額を自衛官に対して支給する場合における同項の規定の適用については、同項前段中「同年四月一日における新法の規定」とあるのは、「昭和三十五年四月一日における防衛庁職員給与法の一部を改正する法律（昭和三十五年法律第九十四号）による改正後の防衛庁職員給与法の規定」とする。

（給与の内払）

6　この法律の施行前に旧法の規定に基づいてすでに職員に支払われた昭和三十五年四月一日以降の期間に係る給与は、新法の規定による給与の内払とみなす。

（内閣総理・大蔵大臣署名）

法律第九十五号（昭三五・六・一一）

◎医療金融公庫法

目次

第一章　総則（第一条―第七条）
第二章　役員及び職員（第八条―第十七条）
第三章　業務（第十八条―第二十一条）
第四章　会計（第二十二条―第二十八条）
第五章　監督（第二十九条―第三十一条）
第六章　雑則（第三十二条）
第七章　罰則（第三十三条―第三十五条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　医療金融公庫は、国民の健康な生活を確保するに足りる医療の適正な普及向上に資するため、私立の病院、診療所等の設置及びその機能の向上に必要な長期かつ低利の資金であつて一般の金融機関が融通することを困難とするものを融通することを目的とする。

（法人格）

第二条　医療金融公庫（以下「公庫」という。）は、法人とする。

（事務所）

第三条　公庫は、事務所を東京都に置く。

（資本金）

第四条　公庫の資本金は、十億円とし、政府がその全額を出資する。

（登記）

第五条　公庫は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2　前項の規定により登記を必要とする事項は、登記した後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（名称の使用制限）

第六条　公庫でない者は、医療金融公庫という名称又はこれに類する名称を用いてはならない。

（民法の準用）

第七条　民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）及び第五十条（法人の住所）の規定は、公庫に準用する。

第二章　役員及び職員

（役員）

第八条　公庫に、役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事一人を置く。

（役員の職務及び権限）

第九条　理事長は、公庫を代表し、その業務を総理する。

2　理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して公庫の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3　監事は、公庫の業務を監査する。

（役員の任命）

第十条　理事長及び監事は、主務大臣が任命する。

2　理事は、理事長が主務大臣の認可を受けて任命する。

（役員の任期）

第十一条　役員の任期は、四年とする。

2　役員は、再任されることができる。

（役員の欠格条項）

第十二条　国会議員、国家公務員（審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地位にある者であつて、非常勤のものを除く。）、地方公共団体の議会の議員、地方公共団体の長若しくは常勤の職員又は政党

の役員は、公庫の役員となることができない。

（役員の兼職禁止）

第十三条　役員は、営利を目的とする団体の役員となり、若しくは自ら営利事業に従事し、又は第十八条に規定する施設の開設を目的とする法人の役員となり、若しくは自らこれらの施設を開設してはならない。

（代表権の制限）

第十四条　公庫と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合においては、監事が公庫を代表する。

（職員の任命）

第十五条　公庫の職員は、理事長が任命する。

（役員及び職員の公務員たる性質）

第十六条　役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（退職手当の支給の基準）

第十七条　公庫は、役員及び職員に対する退職手当の支給の基準を設けようとするときは、あらかじめ、主務大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第三章　業務

（業務の範囲）

第十八条　公庫は、第一条に規定する目的を達成するため、病院、診療所、薬局その他政令で定める施設を開設する個人又は医療法人、民法第三十四条の規定により設立した法人その他政令で定める法人に対し、当該施設（当該施設の運営に関し必要な附属施設を含むものとし、薬局にあつては、調剤のために必要な施設とする。）の設置、整備又は運営に必要な資金の貸付けの業務を行なう。

（業務の委託等）

第十九条　公庫は、主務大臣の認可を受けて、金融機関に対し、その業務の一部を委託することができる。

2　前項の規定により業務の委託を受けた金融機関（以下「受託金融機関」という。）の役員又は職員であつて当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（業務方法書）

第二十条　公庫は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。

2　前項の規定による国庫納付金は、同項に規定する

れを変更しようとするときも、同様とする。

2　前項の業務方法書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　貸付金の使途、貸付けの相手方、利率、償還期限、据置期間、貸付金額の限度、償還の方法、担保に関する事項等貸付けに関する業務の方法

二　業務委託の基準

（事業計画及び資金計画）

第二十一条　公庫は、四半期ごとに、事業計画及び資金計画を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第四章　会計

（予算及び決算）

第二十二条　公庫の予算及び決算に関しては、公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）の定めるところによる。

（国庫納付金）

第二十三条　公庫は、毎事業年度の損益計算上利益金を生じたときは、これを翌事業年度の五月三十一日までに国庫に納付しなければならない。

2　前項の規定による国庫納付金は、同項に規定する

日の属する会計年度の前年度の政府の歳入とする。

3　第一項の利益金の計算の方法並びに同項の規定による国庫納付金の納付の手続及びその帰属する会計については、政令で定める。

（借入金）

第二十四条　公庫は、主務大臣の認可を受けて、政府から資金の借入れをすることができる。

2　前項に規定する場合を除くほか、公庫は、資金の借入れをしてはならない。

（余裕金の運用等）

第二十五条　公庫は、次の方法による場合のほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一　国債の保有

二　資金運用部への預託

2　公庫は、業務に係る現金を国庫以外に預託してはならない。

（資金の交付等）

第二十六条　公庫は、業務を行なうため必要があるときは、受託金融機関に対し、貸付けに必要な資金を交付することができる。

2　公庫は、業務を行なうため必要があるときは、政令で定めるところにより、業務に係る現金を銀行に預け入れることができる。

（会計帳簿）

第二十七条　公庫は、主務大臣の定めるところにより、業務の性質及び内容並びに業務の運営及び経理の状況を適切に示すため必要な帳簿を備えなければならない。

（会計検査院の検査）

第二十八条　会計検査院は、必要があると認めるときは、受託金融機関につき、当該委託業務に係る会計を検査することができる。

第五章　監督

（監督）

第二十九条　公庫は、主務大臣が監督する。ただし、公庫を当事者又は参加人とする訴訟については、法務大臣が監督する。

2　主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公庫に対して、業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（役員の解任）

第三十条　主務大臣は、公庫の役員が第十二条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

2　主務大臣は、公庫の役員が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、これを解任することができる。

一　この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

二　刑事事件により有罪の判決の言渡しを受けたとき。

三　破産の宣告を受けたとき。

四　心身の故障により職務を執ることができないとき。

（報告及び検査）

第三十一条　主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公庫若しくは受託金融機関に対して報告を求め、又はその職員に公庫若しくは受託金融機関の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。ただし、受託金融機関に対しては、当該委託業務の範囲内に限る。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章　雑則

（主務大臣）

第三十二条　この法律における主務大臣は、厚生大臣及び大蔵大臣とする。ただし、前条第一項に規定する主務大臣の権限は、厚生大臣又は大蔵大臣がそれぞれ単独に行使することを妨げない。

第七章　罰則

第三十三条　第三十一条第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、その違反行為をした公庫の役員若しくは職員又は受託金融機関の役員若しくは職員を三万円以下の罰金に処する。

第三十四条　次の各号のいずれかに該当する場合においては、その違反行為をした公庫の役員又は職員を三万円以下の過料に処する。

一　この法律により主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二　第五条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三　第十八条に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四　第二十五条第一項の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五　第二十五条第二項の規定に違反して業務に係る現金を国庫以外に預託したとき。

六　第二十九条第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

第三十五条　第六条の規定に違反して医療金融公庫という名称又はこれに類する名称を用いた者は、一万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第二十六項の規定は、公庫の成立の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（設立の手続）

2　主務大臣は、公庫の理事長又は監事となるべき者を指名する。

3　前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、公庫の成立の時において、この法律の規定によりそれぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

4　主務大臣は、設立委員を命じて、公庫の設立に関する事務を処理させる。

5　設立委員は、設立の準備を完了したときは、遅滞なく、政府に対して資本金の払込みの請求をしなければならない。

6　設立委員は、資本金の払込みがあつた日（資本金が分割して払い込まれる場合においては、第一回の払込みがあつた日）において、その事務を附則第二項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

7　附則第二項の規定により指名された理事長となるべき者は、前項の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

8　公庫は、前項の規定による設立の登記をすることによつて成立する。

9　公庫が成立したときは、主務大臣は、遅滞なく、その旨を官報で公示しなければならない。

（共済組合の組合員期間の特例）

10　公庫の設立の際現に国家公務員共済組合法（昭和

三十三年法律第百二十八号。以下「組合法」という。）第三条の国家公務員共済組合（以下「組合」という。）の組合員（組合法の長期給付に関する規定の適用を受けない者、組合法第百二十五条の規定の適用を受ける者及びその退職により組合法による退職年金の支給を受ける権利を取得する者を除く。以下「組合員」という。）であつた者が退職し、引き続き公庫の役員又は職員（以下「役職員」という。）となつた場合において、その者が、そのなつた日から六十日以内に、政令で定めるところにより、その引き続く役職員としての在職期間を、これに引き続き再び組合員の資格を取得したとき（以下「復帰したとき」という。）の組合法第三十八条の規定による組合員期間の計算上組合員期間とみなされることを希望する旨をその組合に申し出たときは、当該退職（以下「転出」という。）に係る組合法の長期給付は、その申出をした者（以下「復帰希望役職員」という。）が引き続き役職員として在職する間、その支払を差し止める。

11　復帰希望役職員が引き続き役職員として在職し、引き続き復帰したときは、転出に係る組合法の長期給付は、廃疾年金については転出の時にさかのぼつてその支給を停止し、退職一時金及び廃疾一時金については、これを受ける権利は、消滅する。

12　復帰希望役職員が、引き続き役職員として在職し、引き続き復帰したときは、組合法の長期給付に関する規定（第六章の規定を除く。）の適用については、その者は、当該役職員であつた期間引き続き組合員であつたものとみなす。ただし、当該役職員であつた期間に発した疾病又は負傷に係る廃疾給付については、この限りでない。

13　前項の場合において、組合法第四十二条第二項の規定の適用については、同項中「俸給」とあるのは、「俸給（組合の運営規則で定める仮定俸給を含む。）」とする。

14　復帰希望役職員及び公庫については、当該復帰希望役職員の転出の時にさかのぼつて、組合法第六章（短期給付及び福祉事業に係る部分を除く。）の規定を準用する。この場合において、組合法第九十九条第二項各号列記以外の部分中「及び国の負担金」とあるのは「、公庫の負担金及び国の負担金」と、同項第二号中「国の負担金」とあるのは「公庫の負担金」と、第百条第一項中「俸給」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定俸給」と、第百二条中「各省各庁の長又は職員団体」とあり、又は「国又は職員団体」とあるのは「公庫」とする。

15　復帰希望役職員が引き続き役職員として在職しなくなつたとき（引き続き復帰したときを除く。）は、その組合又は組合法第二十一条第一項の国家公務員共済組合連合会は、政令で定めるところにより、当該復帰希望役職員及び公庫に対し、これらの者が負担した掛金又は負担金を返還しなければならない。

（登録税法の一部改正）

16　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条中「第二号ノ九」を「第二号ノ十」に改め、第二号ノ十を第二号ノ十一とし、第二号ノ九を第二号ノ十とし、第二号ノ八の次に次の一号を加える。

二ノ九　医療金融公庫自己ノ為ニスル登記又ハ登録

（印紙税法の一部改正）

17　印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第五号ノ四ノ四の次に次の一号を加える。

五ノ四ノ五　医療金融公庫ノ発スル証書、帳簿

（所得税法の一部改正）

18　所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第五号中「及び中小企業信用保険公庫」を「、中小企業信用保険公庫及び医療金融公庫」に改める。

（法人税法の一部改正）

19　法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「中小企業信用保険公庫」の下に「、医療金融公庫」を加える。

（大蔵省設置法の一部改正）

20　大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中第六号の五を第六号の六とし、第六号の四の次に次の一号を加える。

六の五　医療金融公庫を監督すること。

（厚生省設置法の一部改正）

21　厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第五条中第四十二号の二を第四十二号の三とし、第四十二号の次に次の一号を加える。

四十二の二　医療金融公庫を監督すること。

第十条中第二号の二を第二号の三とし、第二号の次に次の一号を加える。

二の二　医療金融公庫を監督すること。

（国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律の一部改正）

22　国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和二十五年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「中小企業信用保険公庫」の下に「、医療金融公庫」を加える。

（予算執行職員等の責任に関する法律の一部改正）

23　予算執行職員等の責任に関する法律（昭和二十五年法律第百七十二号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「中小企業信用保険公庫」の下に「、医療金融公庫」を加える。

（地方税法の一部改正）

24　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第二号中「中小企業信用保険公庫」の下に「、医療金融公庫」を加える。

（公庫の予算及び決算に関する法律の一部改正）

25　公庫の予算及び決算に関する法律の一部を次のように改正する。

第一条中「及び中小企業信用保険公庫」を「、中小企業信用保険公庫及び医療金融公庫」に改める。

（中小企業金融公庫法の一部改正）

26　中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第四号の二を第四号とし、第四号の三を第四号の二とする。

27　前項の規定は、同項の規定の施行前に中小企業金融公庫が同項の規定による改正前の中小企業金融公庫法第二条第三号に掲げる者に対して行なつた貸付けに影響を及ぼすものではない。

（内閣総理・法務・大蔵・厚生・通商産業大臣署名）

法律第九十六号（昭三五・六・一三）

◎国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「世帯主たる職員に対しては三トン、その他の職員に対しては一トンを、それぞれ公定小売価格」を「次の表の上欄に掲げる支給地域の区分に応じ、世帯主たる職員に対しては同表の中欄に掲げる数量（世帯主たる職員のうち内閣総理大臣の定める者に対しては、同表の中欄に掲げる数量の三分の二に相当する数量）、その他の職員に対しては同表の下欄に掲げる数量を、それぞれ小売価格」に改め、同項に次の表を加える。

支給地域の区分	世帯主たる職員	その他の職員
甲地	三・六トン	一・二トン
乙地	三・三トン	一・一トン
丙地	三トン	一トン

第二条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　前項の表に掲げる支給地域の区分は、別表に掲げるところによる。

第三条に次の一項を加える。

2　内閣総理大臣は、第一条第三項、第二条第二項及び前項に規定する定めをするについては、人事院の勧告に基づいてこれをしなければならない。

第四条　人事院は、この法律に定める給与に関して調査研究し、必要と認めるときは、国会及び内閣に同時に勧告することができる。

第五条中「第五項」を「第六項」に、「前条」を「第三条第二項」に、「基いて」を「基づいて」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表　石炭手当支給地域区分

甲地	旭川市	狩太町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極村、倶知安町及び赤井川村
	釧路市	
	帯広市	
	北見市	
	網走市	
	留萌市	
	稚内市	
	紋別市	
	士別市	
	名寄市	
	根室市	
	後志支庁管内	江部乙町、音江村、深川町、妹背牛町、秩父別町、一已村、納内村、多度志村、雨龍村、北龍村、沼田町及び幌加内町
	空知支庁管内	
	上川支庁管内	
	留萌支庁管内	
	宗谷支庁管内	
	網走支庁管内	
	日高支庁管内	日高村
	十勝支庁管内	
	釧路支庁管内	
	根室支庁管内	
乙地	札幌市	
	小樽市	

	室蘭市	
	夕張市	
	岩見沢市	
	苫小牧市	
	美唄市	
	芦別市	
	江別市	
	赤平市	
	三笠市	
	千歳市	
	砂川市	
	滝川市	
	歌志内市	
	石狩支庁管内	
	渡島支庁管内	長万部町
	檜山支庁管内	瀬棚町、北檜山町及び今金町
	後志支庁管内のうち甲地に含まれる地域以外の地域	
	空知支庁管内のうち甲地に含まれる地域以外の地域	
	胆振支庁管内	
	日高支庁管内のうち甲地に含まれる地域以外の地域	
丙地	函館市	
	渡島支庁管内のうち乙地に含まれる地域以外の地域	
	檜山支庁管内のうち乙地に含まれる地域以外の地域	

備考　この表に掲げる名称は、昭和三十五年一月一日における名称とし、同表に定める地域は、それらの名称を有するものの同日における区域を用いて示された地域とし、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によつて影響されないものとする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（内閣総理・各省大臣署名）

法律第九十七号（昭三五・六・二一）

◎国有鉄道運賃法の一部を改正する法律

国有鉄道運賃法（昭和二十三年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項を次のように改める。

2　旅客運賃の等級は、一等及び二等とする。

第三条を次のように改める。

（鉄道の普通旅客運賃）

第三条　鉄道の普通旅客運賃は、左の各号の定めるところによる。

一　二等の賃率は、営業キロ一キロメートルごとに、三百キロメートルまでの部分については二円四十銭、三百キロメートルをこえる部分については一円二十銭とする。

二　一等の賃率は、二等の賃率の二倍とする。

第五条第二項中「三等」を「二等」に改める。

第六条を次のように改める。

（急行料金、寝台料金その他の料金）

第六条　特別急行料金、急行料金及び準急行料金並び

に客車及び船室の寝台その他の設備の利用についての料金は、日本国有鉄道が定める。

第七条第二項中「別表第三」を「別表第二」に改める。

第九条の二中「、第六条第二項」を「、第六条」に改め、同条第五号を次のように改める。

五　第六条の特別急行料金、急行料金及び準急行料金並びに寝台料金その他の料金

別表第一中「賃運等」を「賃運等」に、「賃運等」を「賃運等」に改める。

別表第二を次のように改め、別表第三を削る。

別表第二

第七条第二項の規定による車扱貨物賃率表

（一グラムトンにつき）

等級 / キロ程	普通 1	普通 2	普通 3	普通 4	普通 5	普通 6	普通 7	普通 8	普通 9	普通 10	特別 1	特別 2	特別 3	特別 4
キロメートルまで	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
5	168	136	115	107	103	100	95	92	88	84	100	92	85	79
10	199	162	137	127	122	118	113	109	105	100	118	109	101	93
15	230	187	158	147	141	137	131	127	121	115	137	127	117	108
20	262	213	180	167	160	155	149	144	137	131	155	144	132	123
25	293	238	201	187	180	174	167	161	154	147	174	161	148	137
30	324	264	223	207	199	193	184	178	170	162	193	178	164	152
35	356	289	245	227	218	211	202	196	187	178	211	196	180	167
40	387	314	266	247	237	230	220	213	203	194	230	213	196	181
45	418	340	288	267	256	248	238	230	220	209	248	230	212	196
50	450	365	309	287	275	267	256	247	236	225	267	247	228	211
55	481	391	331	307	295	286	274	265	253	241	286	265	243	225
60	512	416	352	327	314	304	291	282	269	256	304	282	259	240
65	544	442	374	347	333	323	309	299	285	272	323	299	275	255
70	575	467	395	367	352	341	327	316	302	287	341	316	291	270
75	606	493	417	387	371	360	345	333	318	303	360	333	307	284
80	638	518	438	407	391	379	363	351	335	319	379	351	323	299
85	669	544	460	426	410	397	380	368	351	334	397	368	339	314
90	700	569	481	446	429	416	398	385	368	350	416	385	355	328
95	732	594	503	466	448	434	416	402	384	366	434	402	370	343
100	763	620	524	486	467	453	434	420	401	381	453	420	386	358
110	800	650	550	510	490	475	455	440	420	400	475	440	405	375
120	837	680	575	534	513	497	476	460	439	419	497	460	424	392
130	874	710	601	557	535	519	497	481	459	437	519	481	442	410
140	911	740	626	581	558	541	518	501	478	456	541	501	461	427
150	948	770	652	604	581	563	539	522	498	474	563	522	480	444
160	985	801	677	628	603	585	560	542	517	493	585	542	499	462

170	1,022	831	703	652	626	607	581	562	537	511	607	562	518	479
180	1,059	861	728	675	649	629	603	583	556	530	629	583	536	497
190	1,096	891	754	699	672	651	624	603	576	548	651	603	555	514
200	1,133	921	779	723	694	673	645	623	595	567	673	623	574	531
210	1,170	951	805	746	717	695	666	644	614	585	695	644	592	549
220	1,207	981	830	769	739	717	686	664	634	603	717	664	611	566
230	1,244	1,010	855	793	762	738	707	684	653	622	738	684	630	583
240	1,280	1,040	880	816	784	760	728	704	672	640	760	704	648	600
250	1,317	1,070	905	840	807	782	749	724	691	659	782	724	667	617
260	1,354	1,100	931	863	829	804	770	745	711	677	804	745	685	635
270	1,390	1,130	956	886	852	826	791	765	730	695	826	765	704	652
280	1,427	1,160	981	910	874	847	812	785	749	714	847	785	722	669
290	1,464	1,189	1,006	933	897	869	833	805	769	732	869	805	741	686
300	1,501	1,219	1,032	957	919	891	853	825	788	750	891	825	760	703
310	1,537	1,249	1,057	980	942	913	874	846	807	769	913	846	778	721
320	1,574	1,279	1,082	1,003	964	935	895	866	826	787	935	866	797	738
330	1,611	1,309	1,107	1,027	987	956	916	886	846	805	956	886	815	755
340	1,647	1,339	1,133	1,050	1,009	978	937	906	865	824	978	906	834	772
350	1,684	1,368	1,158	1,074	1,032	1,000	958	926	884	842	1,000	926	853	790
360	1,721	1,398	1,183	1,097	1,054	1,022	979	946	903	860	1,022	946	871	807
370	1,758	1,428	1,208	1,121	1,077	1,044	1,000	967	923	879	1,044	967	890	824
380	1,794	1,458	1,234	1,144	1,099	1,065	1,021	987	942	897	1,065	987	908	841
390	1,831	1,488	1,259	1,167	1,122	1,087	1,041	1,007	961	916	1,087	1,007	927	858
400	1,868	1,518	1,284	1,191	1,144	1,109	1,062	1,027	981	934	1,109	1,027	946	876
410	1,904	1,547	1,309	1,214	1,166	1,130	1,083	1,047	1,000	952	1,130	1,047	964	892
420	1,940	1,576	1,334	1,237	1,188	1,152	1,103	1,067	1,018	970	1,152	1,067	982	909
430	1,976	1,605	1,358	1,260	1,210	1,173	1,124	1,087	1,037	988	1,173	1,087	1,000	926
440	2,012	1,635	1,383	1,283	1,232	1,195	1,144	1,107	1,056	1,006	1,195	1,107	1,019	943
450	2,048	1,664	1,408	1,306	1,254	1,216	1,165	1,126	1,075	1,024	1,216	1,126	1,037	960
460	2,084	1,693	1,433	1,329	1,277	1,237	1,185	1,146	1,094	1,042	1,237	1,146	1,055	977
470	2,120	1,723	1,458	1,352	1,299	1,259	1,206	1,166	1.113	1,060	1.259	1,166	1,073	994
480	2,156	1,752	1,482	1,375	1,321	1,280	1,226	1,186	1,132	1,078	1,280	1,186	1,091	1,011
490	2,192	1,781	1,507	1,398	1,343	1,302	1,247	1,206	1,151	1,096	1,302	1,206	1,110	1,028
500	2,228	1,810	1,532	1,421	1,365	1,323	1,267	1,225	1,170	1,114	1,323	1,225	1,128	1,045
525	2,316	1,882	1,592	1,476	1,418	1,375	1,317	1,274	1,216	1,158	1,375	1,274	1,172	1,086
550	2,403	1,953	1,652	1,532	1,472	1,427	1,367	1,322	1,262	1,202	1,427	1,322	1,217	1,127
575	2,491	2,024	1,713	1,588	1,526	1,479	1,417	1,370	1,308	1,245	1,479	1,370	1,261	1,168
600	2,579	2,095	1,773	1,644	1,579	1,531	1,467	1,418	1,354	1,289	1,531	1,418	1,305	1,209
625	2,666	2,166	1,833	1,700	1,633	1,583	1,516	1,466	1,400	1,333	1,583	1,466	1,350	1,250
650	2,754	2,237	1,893	1,756	1,687	1,635	1,566	1,514	1,446	1,377	1,635	1,514	1,394	1,291
675	2,841	2,308	1,953	1,811	1,740	1,687	1,616	1,563	1,492	1,421	1,687	1,563	1,438	1,332
700	2,929	2,380	2,014	1,867	1,794	1,739	1,666	1,611	1,538	1,464	1,739	1,611	1,483	1,373
725	3,016	2,451	2,074	1,923	1,848	1,791	1,716	1,659	1,584	1,508	1,791	1,659	1,527	1,414
750	3,104	2,522	2,134	1,979	1,901	1,843	1,765	1,707	1,630	1,552	1,843	1,707	1,571	1,455
775	3,192	2,593	2,194	2,035	1,955	1,895	1,815	1,755	1,676	1,596	1,895	1,755	1,616	1,496
800	3,279	2,664	2,254	2,090	2,009	1,947	1,865	1,804	1,722	1,640	1,947	1,804	1,660	1,537
825	3,367	2,735	2,315	2,146	2,062	1,999	1,915	1,852	1,768	1,683	1,999	1,852	1,704	1,578
850	3,454	2,807	2,375	2,202	2,116	2,051	1,965	1,900	1,813	1,727	2,051	1,900	1,749	1,619
875	3,542	2,878	2,435	2,258	2,169	2,103	2,014	1,948	1,859	1,771	2.103	1,948	1,793	1,660
900	3,629	2,949	2,495	2,314	2,223	2,155	2,064	1,996	1,905	1,815	2,155	1,996	1,837	1,701

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

（民事訴訟費用法の一部改正）

2　民事訴訟費用法（明治二十三年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「二等以下」を「二等以下一等」に、「二等」を「一等」に改める。

（刑事訴訟費用法の一部改正）

3　刑事訴訟費用法（大正十年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第四条中「二等以下」を「一等以下」に改める。

（通行税法の一部改正）

4　通行税法（昭和十五年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

第百九十七条の二第一項第一号ロ中「二等又は一等」を「一等」に改める。

5　公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

（公職選挙法の一部改正）

第百九十七条の二第一項第一号ロ中「二等又は一等」を「一等」に改める。

6　国家公務員等の旅費に関する法律の一部を次のように改正する。

法律第百十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に、「二等及び一等」を「一等」に改める。

第三条第一項中「又は第五号」を削り、同条第二項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第四条第一項第一号ロ中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第五条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第十二条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第十三条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第十四条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第十五条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第十六条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第十七条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第十八条第一項中「及び特別二等車料金」を「、特別二等車料金及び一等特別座席料金」に改める。

第十九条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第二十条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第二十一条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第二十二条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第二十三条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第二十四条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第二十五条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第二十六条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第二十七条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第二十八条第一項中「又は第五号」を削り、同条第二項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第二十九条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第三十条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第三十一条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第三十二条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第三十三条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第三十四条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第三十五条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第三十六条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第三十七条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第三十八条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第三十九条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第四十条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第四十一条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第四十二条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第四十三条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第四十四条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第四十五条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第四十六条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第四十七条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第四十八条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第四十九条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第五十条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第五十一条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第五十二条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第五十三条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第五十四条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第五十五条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第五十六条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第五十七条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第五十八条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第五十九条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第六十条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第六十一条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第六十二条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第六十三条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第六十四条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第六十五条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第六十六条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第六十七条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第六十八条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第六十九条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第七十条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第七十一条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第七十二条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第七十三条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第七十四条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第七十五条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第七十六条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第七十七条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第七十八条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第七十九条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第八十条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第八十一条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第八十二条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第八十三条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第八十四条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第八十五条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第八十六条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第八十七条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第八十八条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第八十九条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第九十条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第九十一条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第九十二条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第九十三条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第九十四条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第九十五条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第九十六条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第九十七条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第九十八条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第九十九条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第百条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第百一条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第百二条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第百三条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第百四条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第百五条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第百六条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第百七条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第百八条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第百九条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第百十条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第百十一条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第百十二条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第百十三条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第百十四条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第百十五条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第百十六条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第百十七条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第百十八条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第百十九条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第百二十条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第百二十一条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第百二十二条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第百二十三条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第百二十四条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第百二十五条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第百二十六条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第百二十七条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第百二十八条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第百二十九条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第百三十条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第百三十一条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第百三十二条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第百三十三条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第百三十四条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第百三十五条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第百三十六条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第百三十七条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第百三十八条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第百三十九条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第百四十条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第百四十一条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第百四十二条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第百四十三条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第百四十四条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第百四十五条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第百四十六条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第百四十七条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第百四十八条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第百四十九条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第百五十条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第百五十一条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第百五十二条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第百五十三条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第百五十四条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第百五十五条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第百五十六条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第百五十七条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第百五十八条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第百五十九条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第百六十条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第百六十一条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第百六十二条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第百六十三条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第百六十四条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第百六十五条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第百六十六条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第百六十七条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第百六十八条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第百六十九条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第百七十条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第百七十一条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第百七十二条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第百七十三条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第百七十四条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第百七十五条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第百七十六条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第百七十七条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第百七十八条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第百七十九条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第百八十条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第百八十一条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第百八十二条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第百八十三条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第百八十四条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第百八十五条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第百八十六条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第百八十七条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第百八十八条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第百八十九条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第百九十条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第百九十一条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第百九十二条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第百九十三条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第百九十四条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第百九十五条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第百九十六条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第百九十七条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第百九十八条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第百九十九条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第二百条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第二百一条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第二百二条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第二百三条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第二百四条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第二百五条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第二百六条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第二百七条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第二百八条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第二百九条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第二百十条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第二百十一条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第二百十二条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第二百十三条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第二百十四条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第二百十五条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第二百十六条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第二百十七条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第二百十八条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第二百十九条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第二百二十条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第二百二十一条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第二百二十二条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第二百二十三条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第二百二十四条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第二百二十五条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第二百二十六条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第二百二十七条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第二百二十八条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第二百二十九条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第二百三十条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第二百三十一条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第二百三十二条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第二百三十三条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第二百三十四条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第二百三十五条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第二百三十六条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第二百三十七条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第二百三十八条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第二百三十九条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第二百四十条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第二百四十一条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第二百四十二条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第二百四十三条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第二百四十四条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第二百四十五条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第二百四十六条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第二百四十七条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第二百四十八条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第二百四十九条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第二百五十条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第二百五十一条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第二百五十二条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第二百五十三条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第二百五十四条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第二百五十五条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第二百五十六条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第二百五十七条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第二百五十八条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第二百五十九条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第二百六十条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第二百六十一条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第二百六十二条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第二百六十三条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第二百六十四条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第二百六十五条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第二百六十六条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第二百六十七条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第二百六十八条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第二百六十九条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第二百七十条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第二百七十一条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第二百七十二条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第二百七十三条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第二百七十四条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第二百七十五条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第二百七十六条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第二百七十七条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第二百七十八条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第二百七十九条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第二百八十条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第二百八十一条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第二百八十二条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第二百八十三条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第二百八十四条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第二百八十五条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第二百八十六条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第二百八十七条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第二百八十八条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第二百八十九条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第二百九十条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第二百九十一条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第二百九十二条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第二百九十三条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第二百九十四条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第二百九十五条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第二百九十六条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第二百九十七条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第二百九十八条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第二百九十九条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第三百条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第三百一条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第三百二条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第三百三条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第三百四条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第三百五条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第三百六条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第三百七条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第三百八条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第三百九条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第三百十条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第三百十一条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第三百十二条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第三百十三条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第三百十四条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第三百十五条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第三百十六条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第三百十七条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第三百十八条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第三百十九条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第三百二十条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第三百二十一条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第三百二十二条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第三百二十三条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第三百二十四条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第三百二十五条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第三百二十六条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第三百二十七条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第三百二十八条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第三百二十九条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第三百三十条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第三百三十一条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第三百三十二条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第三百三十三条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第三百三十四条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第三百三十五条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第三百三十六条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第三百三十七条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第三百三十八条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第三百三十九条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第三百四十条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第三百四十一条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第三百四十二条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第三百四十三条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第三百四十四条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第三百四十五条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第三百四十六条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第三百四十七条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第三百四十八条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第三百四十九条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第三百五十条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第三百五十一条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第三百五十二条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第三百五十三条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第三百五十四条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第三百五十五条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第三百五十六条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第三百五十七条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第三百五十八条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第三百五十九条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第三百六十条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第三百六十一条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第三百六十二条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第三百六十三条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第三百六十四条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第三百六十五条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第三百六十六条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第三百六十七条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第三百六十八条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第三百六十九条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第三百七十条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第三百七十一条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第三百七十二条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第三百七十三条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第三百七十四条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第三百七十五条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第三百七十六条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第三百七十七条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第三百七十八条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第三百七十九条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第三百八十条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第三百八十一条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第三百八十二条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第三百八十三条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第三百八十四条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第三百八十五条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第三百八十六条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第三百八十七条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第三百八十八条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第三百八十九条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第三百九十条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第三百九十一条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第三百九十二条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第三百九十三条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第三百九十四条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第三百九十五条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第三百九十六条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第三百九十七条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第三百九十八条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第三百九十九条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第四百条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第四百一条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第四百二条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第四百三条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第四百四条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第四百五条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第四百六条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第四百七条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第四百八条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第四百九条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第四百十条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第四百十一条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第四百十二条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第四百十三条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第四百十四条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第四百十五条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第四百十六条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第四百十七条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第四百十八条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第四百十九条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第四百二十条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第四百二十一条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第四百二十二条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第四百二十三条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第四百二十四条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第四百二十五条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第四百二十六条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第四百二十七条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第四百二十八条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第四百二十九条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第四百三十条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第四百三十一条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第四百三十二条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第四百三十三条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第四百三十四条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第四百三十五条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第四百三十六条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第四百三十七条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第四百三十八条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第四百三十九条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第四百四十条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第四百四十一条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第四百四十二条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第四百四十三条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第四百四十四条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第四百四十五条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第四百四十六条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第四百四十七条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第四百四十八条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第四百四十九条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第四百五十条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第四百五十一条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第四百五十二条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第四百五十三条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第四百五十四条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第四百五十五条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第四百五十六条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第四百五十七条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第四百五十八条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第四百五十九条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第四百六十条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第四百六十一条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第四百六十二条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第四百六十三条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第四百六十四条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第四百六十五条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第四百六十六条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第四百六十七条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第四百六十八条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第四百六十九条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第四百七十条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第四百七十一条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第四百七十二条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第四百七十三条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第四百七十四条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第四百七十五条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第四百七十六条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第四百七十七条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第四百七十八条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第四百七十九条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第四百八十条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第四百八十一条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第四百八十二条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第四百八十三条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第四百八十四条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第四百八十五条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第四百八十六条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第四百八十七条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第四百八十八条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第四百八十九条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第四百九十条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第四百九十一条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第四百九十二条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第四百九十三条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第四百九十四条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第四百九十五条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第四百九十六条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第四百九十七条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第四百九十八条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第四百九十九条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第五百条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第五百一条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第五百二条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第五百三条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第五百四条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める。

第五百五条第一項第一号中「二等又は一等」を「一等」に改める

法律第九十八号（昭三五・六・二三）

◎外務省設置法の一部を改正する法律

外務省設置法（昭和二十六年法律第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

第六条中第六項を第八項とし、第一項から第五項までを二項ずつ繰り下げ、同条に第一項及び第二項として次のように加える。

外務省に、外務審議官一人を置く。

2　外務審議官は、命を受け、重要な外交政策の企画立案及びその実施に関する事務を総括整理する。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（外務・内閣総理大臣署名）

法律第九十九号（昭三五・六・二三）

◎国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律

（国家公務員災害補償法の一部改正）

第一条　国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）の一部を次のように改正する。

第九条第三号を次のように改め、同条第六号を削る。

三　障害補償

イ　第一種障害補償

ロ　第二種障害補償

第十三条第一項中「障害補償として、」を「同表に定める第一級から第三級までの等級に該当する身体障害がある場合には、第一種障害補償として、当該障害が存する期間、同表に定める障害の等級に応じ、一年につき平均給与額に同表に定める日数を乗じて得た金額を毎年支給し、同表に定める第四級から第十四級までの等級に該当する身体障害がある場合には、第二種障害補償として、」に改め、同条第四項に次のただし書を加え、同条第五項中「加重した場合には、」の下に「人事院規則で定めるところにより、」を加える。

ただし、同項の規定による等級が第三級以上になる場合は、この限りでない。

第十三条に次の一項を加える。

6　第一種障害補償を受ける者の当該身体障害の程度に変更があつたため、新たに別表第一中の他の等級に該当するに至つた場合は、国は、人事院規則で定めるところにより、新たに該当するに至つた等級に応ずる障害補償を行なうものとし、その後は、従前の障害補償は、行なわない。

第十四条中「国は、」の下に「人事院規則で定めるところにより、」を加える。

第十九条を次のように改める。

第十九条　削除

第二十条第一項中「補償を受けるべき者」を「第二種障害補償又は遺族補償を受けるべき者」に改める。

第二十五条中「労働者災害補償保険審査官」の下に「の決定」を加え、「労働者災害補償保険審査会の決定」を「労働保険審査会の裁決」に改める。

第二十六条第一項中「補償を」の下に「受け若しくは」を、「文書」の下に「その他の物件」を加える。

第二十七条第一項中「補償を」の下に「受け若しくは」を加える。

第二十八条第二項を削る。

第三十四条第一号中「文書」の下に「その他の物件」を加える。

別表第一日数の欄中「一、三四〇」を「二四〇」に、「一、一九〇」を「二一三」に、「一、〇五〇」を「一八八」に改め、同表第十三級の項中「第三の足指を含み」を「第二の足指を含み」に改め、同表備考一中「万国式視力表」を「万国式試視力表」に改める。

別表第二等級の欄中「第一級　第二級　第三級」を削り、同表日数の欄中「二四〇　二一三　一八八」を削る。

（特別職の職員の給与に関する法律の一部改正）

第二条　特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「給与」の下に「及び公務による災害補償」を加える。

第十四条の次に次の一条を加える。

（災害補償）

第十五条　特別職の職員（第一条第三十号及び第三十一号に掲げる特別職の職員を除く。以下この条において同じ。）の公務上の災害に対する補償及び公務上の災害を受けた特別職の職員に対する福祉施設については、一般職の職員の例による。

（労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律の一部改正）

第三条　労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律（昭和二十二年法律第百六十七号）の一部を次のように改正する。

第一項中「及び第六十八条の規定並びに国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）第一条に規定する職員に係る」を「、第六十八条及び」に改め、「当該基準」の下に「（船員法第九十二条に規定する基準による場合において、障害の程度が同法の別表に掲げる第一級から第三級までに該当するときは、国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）第十三条第一項中「平均給与額に同表に定める日数」とあるのは、「船員法第九十二条に規定する標準報酬の月額に同法の別表に定める月

に改める。

（内閣総理・法務・大蔵・運輸大臣署名）

数の六分の一の月数」と読み替えて国家公務員災害補償法第十三条第一項（第一種障害補償に関する部分に限る。）及び関係規定を適用した場合における基準とする。）」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中国家公務員災害補償法第二十六条第一項、第二十七条第一項及び第三十四条第一号の改正規定は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

（障害補償に関する経過措置）

第二条　この法律（前条ただし書に係る部分を除く。）の施行前に生じた事由に係る障害補償については、なお従前の例による。

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第三条　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第八十一条第二項中「又は同法第十九条の規定による打切補償若しくはこれに相当する補償を受けた時」を削る。

附則第二十条第三項中「第九十九条中」を「第八十一条第二項中「公務傷病がなおつた時」とあるのは「公務傷病がなおつた時又は労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第八十一条の規定による打切補償若しくはこれに相当する補償を受けた時」と、第九十九条中」に改める。

（第一種障害補償等の額に関する調整措置）

第四条　改正後の国家公務員災害補償法（以下「新法」という。）の規定による第一種障害補償を受ける者が、同時に、国家公務員共済組合法の規定による公務による廃疾年金を受けることができる場合（同法第八十六条の規定により、当該年金の一部の支給を停止される場合を除く。）には、その者に支給すべき新法の規定による第一種障害補償の年額は、当分の間、新法の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者の区分により、その年額から当該廃疾年金の算定の基礎となつた俸給年額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た金額に相当する金額を減じた額とする。

一　国家公務員共済組合法別表第三の上欄の一級に該当する者　百分の五十七・五

二　同欄の二級に該当する者　百分の四十二

三　同欄の三級に該当する者　百分の二十六・五

第五条　新法の規定による休業補償又は第一種障害補償を受ける者が、同時に、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の規定による障害年金の支給を受けることができる場合には、その者に支給すべき新法の規定によるこれらの補償の金額は、当分の間、新法の規定にかかわらず、次の各号の定めるところによる。

一　休業補償については、その金額からその支給期間に対応する期間に係る当該障害年金の額の百分の五十七・五に相当する金額を減じた額

二　第一種障害補償については、その年額から当該障害年金の額の百分の五十七・五に相当する金額を減じた額

第六条　新法の規定による第一種障害補償又はこれに相当する補償を受ける者についての恩給法（大正十二年法律第四十八号）第五十八条ノ五の規定の適用については、同条中「六年間」とあるのは「当該補償ヲ受クル間」と、「当該補償又ハ給付ノ金額ノ六分ノ一ニ相当スル金額」とあるのは「当該補償ノ年額」と読み替えるものとする。

（内閣総理・大蔵大臣署名）

法律第百号（昭三五・六・一三）

◎裁判官の災害補償に関する法律

裁判官の公務上の災害に対する補償及び公務上の災害を受けた裁判官に対する福祉施設については、一般職の国家公務員の例による。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　裁判官の公務上の災害に対する補償に相当する給与で、この法律の施行前に支給すべき事由の生じたものの支給については、なお従前の例による。

（法務・大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第百一号（昭三五・六・一三）

◎天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和三十年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

3　昭和三十五年五月のチリ地震津波が第二条第一項の規定により政令で同項の天災として指定された場合における政令で定める都道府県の区域に係る当該天災についてのこの法律の規定の適用については、同条第四項第一号中「漁具の購入資金として貸し付けられる場合は一千万円」とあるのは「漁具の購入資金として貸し付けられる場合は一千万円、真珠又はかきの養殖に必要な資金として貸し付けられる場合は五十万円、その他の漁業経営に必要な資金として貸し付けられる場合は二十万円」とする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

法律第百二号（昭三五・六・二三）

◎日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約等の締結に伴う関係法令の整理に関する法律

目次

第一章　総理府関係（第一条―第十一条）
第二章　法務省関係（第十二条―第十五条）
第三章　大蔵省関係（第十六条―第二十四条）
第四章　厚生省関係（第二十五条）
第五章　通商産業省関係（第二十六条）
第六章　運輸省関係（第二十七条―第二十九条）
第七章　郵政省関係（第三十条―第三十二条）
附則

第一章　総理府関係

第一条　調達庁設置法（昭和二十四年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号の次に次の一号を加える。

一の二　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（以下「合衆国軍協定」という。）第十五条第一項(a)に規定する諸機関（以下「諸機関」という。）の需要する労務の調達

第三条第三号中「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定（以下「行政協定」という。）」を「合衆国軍協定」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三の二　合衆国軍協定第十八条第五項(g)の規定により同項の他の規定の適用を受けない請求のあつせん及びこれに関する紛争の処理

第四条第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二　諸機関との間に労務の提供に関する契約を締結すること。

第七条第十六号中「行政協定」を「合衆国軍協定」に改め、同号の次に次の一号を加える。

十六の二　合衆国軍協定第十八条第五項(g)の規定により同項の他の規定の適用を受けない請求のあつせん及びこれに関する紛争の処理に関すること。

第八条第三号を次のように改める。

三　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十三号）の施行に関すること。

第九条第一号中「駐留軍等の労働者」を「駐留軍等及び諸機関のため」に改める。

第十二条第一項第二号を次のように改める。

二　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律による損失の補償

第十二条第二項を次のように改める。

2　中央不動産審議会は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第十二条第二項の規定により、内閣総理大臣の諮問に応じ、意見を述べることができる。

第二条　日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条

約第三条に基く行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律

第一条中「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定」を「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（以下「協定」という。）」に改める。

第二条を次のように改める。

（定義）

第二条　この法律において「合衆国」とは、アメリカ合衆国をいう。

2　この法律において「合衆国軍隊」とは、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にある合衆国の陸軍、空軍及び海軍をいう。

3　この法律において「合衆国軍隊の構成員」、「軍属」又は「家族」とは、協定第一条に規定する合衆国軍隊の構成員、軍属又は家族をいう。

4　この法律において「合衆国軍隊の構成員等」とは、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにその家族をいう。

5　この法律において「契約者」とは、協定第十四条第一項に規定する人及び被用者をいう。

6　この法律において「軍人用販売機関等」とは、協定第十五条第一項(a)に規定する諸機関をいう。

第三条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法

第一条中「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定」を「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」に改める。

第四条　日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律（昭和二十七年法律第百七十四号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約（以下「条約」という。）」を「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約」に改め、「アメリカ合衆国軍隊」の下に、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第十五条第一項(a)に規定する諸機関」を加える。

第五条　日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基き駐留する合衆国軍隊に水面を使用させるための漁船の操業制限等に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律

第一条を次のように改める。

（漁船の操業の制限又は禁止）

第一条　内閣総理大臣は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の陸軍、空軍又は海軍が水面を使用する場合において、必要があるときは、農林大臣の意見をきき、一定の区域及び期間を定めて、漁船の操業を制限し、又は禁止することができる。

第六条　日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律（昭和二十八年法律第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基き日本国内及びその附近に配備された」を「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にある」に改める。

第七条　自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

附則第十二項中「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律」を「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約」に改める。

第八条　日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百八十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律」を「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律」に改め、同条中「行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例法」を「合衆国軍協定の実施に伴う地方税法の臨時特例法」に改める。

第九条　国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（昭和三十一年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第六号中「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律」を「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律」に改める。

第十条　国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律（昭和三十二年法律第百四号）の一部を次のように改正する。

本則第一項中「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律」を「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律」に改める。

第十一条　駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第百五十八号）の一部を次のように改正する。

る。

第二条各号列記以外の部分中「掲げる者であつて、」の下に「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊若しくは」を加え、「駐留する」を「駐留していた」に改め、同条中第七号を第八号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、同条第二号中「雇用する者」を「雇用していた者」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号中「（昭和二十四年法律第百二十九号）」を削り、「雇用する者」を「雇用していた者」に改め、同号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一　アメリカ合衆国の軍隊及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第十五条第一項(a)に規定する諸機関に労務を提供するため、同協定第十二条第四項の規定及び調達庁設置法（昭和二十四年法律第百二十九号）第四条第十三号又は第十三号の二の規定により調達庁長官が締結した契約に基づき国が雇用する者

第六条中「第二条第一号から第三号まで及び第七号」を「第二条第一号、第四号及び第八号」に改める。

第十条第一項中「第二条第一号から第三号まで若しくは第七号」を「第二条第一号、第四号若しくは第八号」に改める。

第十四条中「現に第二条第一号に掲げる者に該当する」を「第二条第二号に規定する労務者であつた者」に改める。

第三条中「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定」を「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（以下「協定」という。）」に改める。

第四条を次のように改める。

第四条　第一条及び第二条の規定は、協定第十八条第五項(g)の規定により同項の他の規定の適用を受けない損害については、適用しない。

第十三条　日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定に伴う刑事特別法（昭和二十七年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法

第一条を次のように改める。

（定義）

第一条　この法律において「協定」とは、日本国と

ファリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定

目次

第一条　定義
第二条　基地の提供
第三条　基地の使用
第四条　基地の返還
第五条　出入及び通過の権利
第六条　施設及び区域の共同使用
第七条　公共の役務及び公益事業
第八条　労務
第九条　調達
第十条　通貨及び銀行業務
第十一条　税関
第十二条　入国及び出国
第十三条　運転免許証及び車両の登録
第十四条　裁判権
第十五条　請求の処理及び解決
第十六条　合衆国軍隊の構成員及び軍属の刑事裁判権
第十七条　合衆国軍隊の構成員及び軍属の民事裁判権
第十八条　合衆国軍隊の構成員及び軍属の課税
第十九条　合衆国軍隊の構成員及び軍属の財産の輸入及び輸出
第二十条　合衆国軍隊の構成員及び軍属の運転免許証及び車両の登録
第二十一条　合衆国軍隊の構成員及び軍属の出入及び居住
第二十二条　合衆国軍隊の構成員及び軍属の雇用
第二十三条　合衆国軍隊の構成員及び軍属の社会保障
第二十四条　合衆国軍隊の構成員及び軍属の家畜
第二十五条　合衆国軍隊の構成員及び軍属の自動車保険
第二十六条　合衆国軍隊の構成員及び軍属の獣医業務
第二十七条　合衆国軍隊の構成員及び軍属の郵便業務
第二十八条　合衆国軍隊の構成員及び軍属の免税品
第二十九条　合衆国軍隊の構成員及び軍属の輸出税等
第三十条　合衆国軍隊の構成員及び軍属の動物検疫
第三十一条　合衆国軍隊の構成員及び軍属の写真撮影
第三十二条　合衆国軍隊の構成員及び軍属の旅行
第三十三条　合衆国軍隊の構成員及び軍属の武器
第三十四条　合衆国軍隊の構成員及び軍属の特別の措置
第三十五条　合同委員会
第三十六条　特別調達庁
第三十七条　日本国政府の費用負担
第三十八条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第三十九条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第四十条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第四十一条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第四十二条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第四十三条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第四十四条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第四十五条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第四十六条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第四十七条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第四十八条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第四十九条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第五十条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第五十一条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第五十二条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第五十三条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第五十四条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第五十五条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第五十六条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第五十七条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第五十八条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第五十九条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第六十条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第六十一条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第六十二条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第六十三条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第六十四条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第六十五条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第六十六条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第六十七条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第六十八条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第六十九条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第七十条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第七十一条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第七十二条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第七十三条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第七十四条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第七十五条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第七十六条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第七十七条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第七十八条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第七十九条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第八十条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第八十一条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第八十二条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第八十三条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第八十四条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第八十五条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第八十六条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第八十七条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第八十八条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第八十九条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第九十条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第九十一条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第九十二条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第九十三条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第九十四条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第九十五条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第九十六条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第九十七条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第九十八条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第九十九条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第百条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第百一条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第百二条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第百三条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第百四条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第百五条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第百六条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第百七条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第百八条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第百九条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第百十条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第百十一条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第百十二条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第百十三条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第百十四条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第百十五条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第百十六条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第百十七条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第百十八条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第百十九条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第百二十条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第百二十一条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第百二十二条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第百二十三条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第百二十四条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第百二十五条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第百二十六条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第百二十七条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第百二十八条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第百二十九条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第百三十条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第百三十一条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第百三十二条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第百三十三条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第百三十四条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第百三十五条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第百三十六条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第百三十七条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第百三十八条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第百三十九条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第百四十条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第百四十一条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第百四十二条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第百四十三条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第百四十四条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第百四十五条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第百四十六条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第百四十七条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第百四十八条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第百四十九条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第百五十条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第百五十一条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第百五十二条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第百五十三条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第百五十四条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第百五十五条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第百五十六条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第百五十七条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第百五十八条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第百五十九条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第百六十条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第百六十一条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第百六十二条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第百六十三条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第百六十四条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第百六十五条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第百六十六条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第百六十七条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第百六十八条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第百六十九条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第百七十条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第百七十一条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第百七十二条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第百七十三条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第百七十四条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第百七十五条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第百七十六条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第百七十七条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第百七十八条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第百七十九条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第百八十条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第百八十一条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第百八十二条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第百八十三条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第百八十四条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第百八十五条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第百八十六条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第百八十七条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第百八十八条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第百八十九条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第百九十条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第百九十一条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第百九十二条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第百九十三条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第百九十四条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第百九十五条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第百九十六条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第百九十七条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第百九十八条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第百九十九条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第二百条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録

ファリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録

目次

第一条　定義
第二条　基地の提供
第三条　基地の使用
第四条　基地の返還
第五条　出入及び通過の権利
第六条　施設及び区域の共同使用
第七条　公共の役務及び公益事業
第八条　労務
第九条　調達
第十条　通貨及び銀行業務
第十一条　税関
第十二条　入国及び出国
第十三条　運転免許証及び車両の登録
第十四条　裁判権
第十五条　請求の処理及び解決
第十六条　合衆国軍隊の構成員及び軍属の刑事裁判権
第十七条　合衆国軍隊の構成員及び軍属の民事裁判権
第十八条　合衆国軍隊の構成員及び軍属の課税
第十九条　合衆国軍隊の構成員及び軍属の財産の輸入及び輸出
第二十条　合衆国軍隊の構成員及び軍属の運転免許証及び車両の登録
第二十一条　合衆国軍隊の構成員及び軍属の出入及び居住
第二十二条　合衆国軍隊の構成員及び軍属の雇用
第二十三条　合衆国軍隊の構成員及び軍属の社会保障
第二十四条　合衆国軍隊の構成員及び軍属の家畜
第二十五条　合衆国軍隊の構成員及び軍属の自動車保険
第二十六条　合衆国軍隊の構成員及び軍属の獣医業務
第二十七条　合衆国軍隊の構成員及び軍属の郵便業務
第二十八条　合衆国軍隊の構成員及び軍属の免税品
第二十九条　合衆国軍隊の構成員及び軍属の輸出税等
第三十条　合衆国軍隊の構成員及び軍属の動物検疫
第三十一条　合衆国軍隊の構成員及び軍属の写真撮影
第三十二条　合衆国軍隊の構成員及び軍属の旅行
第三十三条　合衆国軍隊の構成員及び軍属の武器
第三十四条　合衆国軍隊の構成員及び軍属の特別の措置
第三十五条　合同委員会
第三十六条　特別調達庁
第三十七条　日本国政府の費用負担
第三十八条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第三十九条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第四十条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第四十一条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第四十二条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第四十三条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第四十四条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第四十五条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する合意議事録
第四十六条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆

に改める。

第二条を次のように改める。

（定義）

第二条　この法律において「合衆国」とは、アメリカ合衆国をいう。

2　この法律において「合衆国軍隊」とは、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にある合衆国の陸軍、空軍及び海軍をいう。

3　この法律において「合衆国軍隊の構成員」、「軍属」又は「家族」とは、協定第一条に規定する合衆国軍隊の構成員、軍属又は家族をいう。

4　この法律において「契約者等」とは、協定第十四条第一項に規定する人（法人を除く。）及び同項に規定する被用者をいう。

5　この法律において「軍人用販売機関等」とは、協定第十五条第一項(a)に規定する諸機関をいう。

第九条第一号中「部隊又は合衆国軍隊の構成員の携帯品」を「部隊の携行品」に改め、同条第四号中「郵便物」を「公用郵便物」に改める。

第二十一条　日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国税犯則取締法等の臨時特例に関する法律

第一条中「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定」を「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（以下「協定」という。）」に改める。

第二条を次のように改める。

（定義）

第二条　この法律において「合衆国軍隊」とは、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第三条に基く行政協定」を「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（以下「協定」という。）」に改める。

第二条を次のように改める。

（定義）

第二条　この法律において「合衆国軍隊」とは、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴うたばこ専売法等の臨時特例に関する法律

第一条中「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定」を「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律」に改める。

第二条を次のように改める。

（定義）

第二条　この法律において「合衆国軍隊」とは、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律」に改め、「適用し、同法第九条第四号の規定は、前項第四号の場合にのみ」を削る。

第二十三条　日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び塩専売法（昭和二十四年法律第百十二号）」を「、塩専売法（昭和二十四年法律第百二号）及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）」に改める。

第三条中「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律」を「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律」に改める。

第四条中「又はトランプ類税法」を「、トランプ類税法又は輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律」に、「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う関税法等

第二条　この法律において「合衆国軍隊」とは、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の陸軍、空軍及び海軍をいう。

2　この法律において「合衆国軍隊の構成員」、「軍属」又は「家族」とは、協定第一条に規定する合衆国軍隊の構成員、軍属又は家族をいう。

3　この法律において「契約者等」とは、協定第十四条第一項に規定する人（法人を除く。）及び同項に規定する被用者をいう。

4　この法律において「軍人用販売機関等」とは、協定第十五条第一項(a)に規定する諸機関をいう。

5　この法律において「製造たばこ」又は「製造たばこ用巻紙」とは、たばこ専売法第一条第三項又は第四項に規定する製造たばこ又は製造たばこ用巻紙をいう。

6　この法律において「塩」とは、塩専売法第一条第一項に規定する塩をいう。

第三条第二項中「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律」を「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律」に改める。

第四条中「又はトランプ類税法」を「、トランプ類税法又は輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律」に、「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律」を「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律」に改める。

第二十四条　日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴うたばこ専売法等の臨時特例に関する法律

法の特例に関する法律（昭和二十七年法律第百二十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う水先法の特例に関する法律

本則中「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定」を「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」に改める。

第二十九条　日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律（昭和二十七年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う電波法の特例に関する法律

本則中「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定」を「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」に改める。

第三十条　日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う郵便法の特例に関する法律（昭和二十七年法律第百二十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「改正後の日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律」を「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律」に改める。

第四章　厚生省関係

第二十五条　水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）の一部を次のように改正する。

附則第十条中「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定」を「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」に改める。

第五章　通商産業省関係

第二十六条　輸出検査法（昭和三十二年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第四十六条第一号中「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第一条の規定」を「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約」に改め、同条第二項中「第九十七条の二」を「第九十七条の三」に改める。

第二十八条　日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う水先法の特例に関する法律（昭和二十七年法律第百二十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う水先法の特例に関する法律

本則中「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律（昭和二十七年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う電波法の特例に関する法律

本則第一項中「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定（以下単に「行政協定」という。）」を「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（以下「合衆国軍協定」という。）」に改め、本則第二項中「行政協定」を「合衆国軍協定」に改める。

第七章　郵政省関係

第三十条　日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定等の実施に伴う公衆電気通信法等の特例に関する法律（昭和二十七年法律第百七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律

本則第一項中「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定（以下単に「行政協定」という。）」を「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（以下「合衆国軍協定」という。）」に改め、本則第二項中「行政協定」を「合衆国軍協定」に改める。

第八章　運輸省関係

第二十七条　日本国との平和条約の効力発生並びに日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う道路運送法等の特例に関する法律（昭和二十七年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基く施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う道路運送法等の特例に関する法律

本則第一項中「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定」を「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」に改める。

第三十一条　日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う電波法の特例に関する法律（昭和二十七年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う郵便法の特例に関する法律

本則中「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定」を「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約の効力発生の日から施行する。

（第二条関係の経過規定）

第二条　この法律による改正前の日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律第二条第二号に規定する合衆国軍隊、同条第六号に規定する契約者又は同条第七号に規定する軍人用販売機関等若しくは合衆国軍隊の構成員等が、同法第三条の表の上欄に規定する償却資産の所有、電気及びガスの使用又は動産の所有、使用若しくは移転（以下「償却資産の所有等」という。）をした場合において、この法律の施行前に同欄に規定する証明を受けなかつたときは、この法律による改正後の日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律第三条の規定の適用について は、同法第二条第二項に規定する合衆国軍隊、同条第五項に規定する契約者、同条第六項に規定する軍人用販売機関等又は同条第四項に規定する合衆国軍隊の構成員等において当該償却資産の所有等をするものとみなす。

（第三条関係の経過規定）

第三条　この法律の施行前に、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基づき日本国に駐留するアメリカ合衆国の軍隊の用に供する土地等の使用又は収用に関し、この法律による改正前の日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の規定によつてされた処分又は手続は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の用に供する土地等の使用又は収用に関し、この法律による改正後の日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の規定によつてされた処分又は手続とみなす。

（第四条関係の経過規定）

第四条　この法律の施行の際、現に日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基づき駐留するアメリカ合衆国軍隊のために労務に服する者で国が雇用するものは、別段の措置がされない限り、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊のために労務に服する者として、同一の勤務条件をもつて、引き続き国に雇用されるものとする。

（第五条関係の経過規定）

第五条　この法律の施行前に、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基づき日本国に駐留するアメリカ合衆国の陸軍、海軍又は空軍の水面の使用に関し、この法律による改正前の日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う漁船の操業制限等に関する法律第一条の規定によつてされた漁船の操業の制限若しくは禁止又はこれらにより生じた損失の補償に関する手続は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の陸軍、空軍又は海軍の水面の使用に関し、この法律による改正後の日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律第一条の規定によつてされた漁船の操業の制限若しくは禁止又はこれらにより生じた損失の補償に関する手続とみなす。

（第六条関係の経過規定）

第六条　この法律による改正後の日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律（以下「新特別損失補償法」という。）の適用については、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基づき日本国内及びその附近に配備されたアメリカ合衆国軍隊のこの法律の施行前の行為は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基き駐留する合衆国軍隊に水面を使用させるための漁船の操業制限等に関する法律第一条の規定によつてされた漁船の操業の制限若しくは禁止又はこれらにより生じた損失の補償に関する手続は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の陸軍、空軍又は海軍の水面の使用に関し、この法律による改正後の日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律第一条の規定によつてされた漁船の操業の制限若しくは禁止又はこれらにより生じた損失の補償に関する手続とみなす。

（第七条関係の経過規定）

第七条　この法律による改正後の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律第二条第三項第六号の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度分以後の国有資産等所在市町村交付金について適用し、この法律の施行の日の属する年度の翌年度分以前の国有資産等所在市町村交付金については、なお従前の例による。

（第八条関係の経過規定）

第八条　この法律による改正後の国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律本則第一項の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度分以後の国有提供施設等所在市町村助成交付金について適用し、この法律の施行の日の属する年度分以前の国有提供施設等所在市町村助成交付金については、なお従前の例による。

（第九条関係の経過規定）

第九条　この法律の施行前に生じた損害については、なお従前の例による。

（第十条関係の経過規定）

第十条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第十七条第十二項の規定により日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定第十七条の当該時に存在した規定が適用されるべき事件については、この法律による改正後の日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法第

十条から第十九条までの規定を適用しない。この場合においては、この法律による改正前の日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定に伴う刑事特別法第十条から第十九条まで並びに日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定に伴う刑事特別法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第二百六十四号)附則第二項及び第三項の規定の定めるところによる。

2　この法律の施行前に合衆国軍事裁判所又は合衆国軍隊によつてされた抑留又は拘禁についての刑事補償法(昭和二十五年法律第一号)の適用に関しては、なお従前の例による。

(第十六条関係の経過規定)

第十一条　日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基づき駐留するアメリカ合衆国軍隊のためにこの法律の施行前に労務に服した者に対してこの法律の施行後において支払うべき給料その他の給与の支払に係る委託については、なお従前の例による。

(第十九条関係の経過規定)

第十二条　この法律による改正前の日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(以下「旧所得税法等特例法」という。)第三条第一項又は揮発油(揮発油税法(昭和三十二年法律第五十五号)第二条第一項に規定する揮発油をいう。以下この条において同じ。)で、次項に規定するもの以外のものについては、これを新所得税法等特例法第九条第一項又は第十条第一項の規定の適用を受けた物品又は揮発油とみなして、同法第十一条(当該物品又は揮発油のうち、この法律の施行前に旧所得税法等特例法第九条第二項又は第十条第二項に規定する証明がされなかつたものについては、新所得税法等特例法第九条第二項又は第十条第二項及び第十一条)の規定を適用する。

3　旧所得税法等特例法第九条第一項又は第十条第一項の規定の適用を受けた物品又は揮発油で、この法律の施行前に、これらの規定に規定する用途以外の用途に供するために、旧所得税法等特例法第十一条第一項に規定する譲渡又は譲受けをされたものについては、なお従前の例による。

(第二十条関係の経過規定)

第十三条　この法律の施行前にこの法律による改正前の日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(以下「旧関税法等特例法」という。)第三条第一項又は第四条第二号若しくは第三号の規定の適用を受けた物品又は揮発油で、この法律の施行前に、これらの規定に規定する用途以外の用途に供するために、旧所得税法等特例法第十一条第一項に規定する譲渡又は譲受けをされたものについては、なお従前の例による。

(第二十条関係の経過規定)

第十四条　この法律による改正前の日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(以下「新関税法等特例法」という。)第六条の規定の適用を受けた物品とみなして、同法第十一条から第十三条まで及び附則第三項(当該物品のうち、旧関税法等特例法第六条第三号に掲げるもので、この法律の施行前に旧関税法等特例法第八条に規定する証明がされなかつたものについては、新関税法等特例法第八条、第十条から第十三条まで及び附則第三項)の規定を適用する。

2　前項の規定の適用を受ける物品について、この法律の施行前に旧関税法等特例法の規定に基づいてされた処分又は手続は、新関税法等特例法の規定に基づいてされた処分又は手続とみなす。

3　旧関税法等特例法第六条の規定の適用を受けた物品(当該物品を使用して製造された物品及びその副産物を含む。)で、この法律の施行前に旧関税法等特例法第十一条第一項に規定する譲渡若しくは同法第

第六条の規定の適用を受けた物品で、第三項に規定するもの以外のものについては、これをこの法律による改正後の日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(以下「新関税法等特例法」という。)第六条の規定の適用を受けた物品とみなして、同法第十一条から第十三条まで及び附則第三項(当該物品のうち、旧関税法等特例法第六条第三号に掲げるもので、この法律の施行前に旧関税法等特例法第八条に規定する証明がされなかつたものについては、新関税法等特例法第八条、第十条から第十三条まで及び附則第三項)の規定を適用する。

2　前項の規定の適用を受ける物品について、この法律の施行前に旧関税法等特例法の規定に基づいてされた処分又は手続は、新関税法等特例法の規定に基づいてされた処分又は手続とみなす。

3　旧関税法等特例法第六条の規定の適用を受けた物品(当該物品を使用して製造された物品及びその副産物を含む。)で、この法律の施行前に旧関税法等特例法第十一条第一項に規定する譲渡若しくは同法第十二条第一項に規定する譲受け又は同法附則第三項に規定する譲受けをされたものについては、なお従前の例による。

(第二十四条関係の経過規定)

第十五条　この法律の施行前にした行為及び附則第十二条第三項又は附則第十三条第三項の規定により従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(罰則の適用に関する経過規定)

第十六条　この法律の施行前にした行為及び附則第十三条第三項の規定により従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(内閣総理・各省大臣署名)

法律第百三号(昭三五・六・二四)

◎日本電信電話公社法の一部を改正する法律

日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第二百五十号)の一部を次のように改正する。

第六十二条第一項中に次のただし書を加える。

但し、公社が国際復興開発銀行と締結する外貨資金の借入契約に基づき当該銀行に引き渡すためにする外貨電信電話債券(外国通貨をもつて表示する電信電話債券をいう。以下同じ。)の発行及び政令で定めるところにより、外貨電信電話債券を失つた者からの請求によりその者に交付するためにする外貨電信電話債券の発行については、郵政大臣の認可を受けることを要しない。

第六十二条第二項中「電信電話債券」の下に「(同項但書の政令で定めるところにより、外貨電信電話債券を失つた者からの請求によりその者に交付するために発行する外貨電信電話債券を除く。)」を加える。

第六十二条第五項中「電信電話債券の債権者」の下に「及び公社に対して資金の貸付けをしている国際復

興開発銀行」を加える。

第六十二条中第九項を第十五項とし、第八項に次のただし書を加え、同項を同条第十項とする。

但し、外貨電信電話債券につき同項の規定により委託を受けた事項については、この限りでない。

第六十二条第七項中「発行」の下に「、償還、利子の支払その他電信電話債券」を加え、同項を同条第九項とし、同条第六項の次に次の二項を加える。

7　電信電話債券の消滅時効は、元金については十年、利子については五年をもつて完成する。

8　政府は、鉄道債券及び電信電話債券等に係る債務の保証に関する法律（昭和二十八年法律第百二十九号）の規定によるほか、第二項の外貨電信電話債券を失つた者に交付するために発行する外貨電信電話債券に係る債務について保証契約をすることができる。

改正後の第六十二条第十項の次に次の四項を加える。

11　公社は、郵政大臣の認可を受けて、外貨電信電話債券の発行、償還、利子の支払その他外貨電信電話債券に関する事務の全部又は一部を外国の銀行、信託会社又は証券業者に委託することができる。

12　外貨電信電話債券（公社が国際復興開発銀行と締結する外貨資金の借入契約に基づき当該銀行に引き渡したために発行したものを除く。次項において同じ。）の利子及びその償還により受けるべき差益（以下この項において「利子等」という。）については、租税その他の公課を課さない。但し、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）第二条第一項に規定する個人若しくは法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）第一条第一項第一号に掲げる法人又はこれらに準ずるものとして政令で定めるものが支払を受ける利子等については、この限りでない。

13　所得税法第四十一条第二項の規定は、外貨電信電話債券の利子で前項但書に規定する政令で定めるものの支払を受けるものについては、適用しない。

14　公社が国際復興開発銀行と締結する外貨資金の借入契約に基づき引き渡した外貨電信電話債券を、外資に関する法律（昭和二十五年法律第百六十三号）第三条に規定する外国投資家が譲り受けたときは、当該外貨電信電話債券に係る貸付金償還について同法第十三条の二の規定による大蔵大臣の指定を受けたものとみなして、同法の規定を適用する。

第七十四条中「及び第七項」を「、第九項及び第十一項」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　国際復興開発銀行からの外資の受入について日本開発銀行、日本輸出入銀行、愛知用水公団等が発行する債券の利子に対する所得税の免除に関する法律（昭和二十八年法律第百六号）の一部を次のように改正する。

本則中「又は日本国有鉄道」を「、日本国有鉄道又は日本電信電話公社」に、「又は日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）第四十二条の二第二項」を「、日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）第四十二条の二第二項又は日本電信電話公社法（昭和二十七年法律第二百五十号）第六十二条第一項」に改める。

（大蔵・郵政・内閣総理大臣署名）

法律第百四号（昭三五・六・二五）

◎裁判所法の一部を改正する法律

裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第六十条第二項の次に次の一項を加える。

裁判所書記官は、前項の事務を掌る外、裁判所の事件に関し、裁判官の命を受けて、裁判官の行なう法令及び判例の調査その他必要な事項の調査を補助する。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（法務・内閣総理大臣署名）

法律第百五号（昭三五・六・二五）

◎道路交通法

目次

第一章　総則（第一条―第九条）
第二章　歩行者の通行方法（第十条―第十五条）
第三章　車両及び路面電車の交通方法
第一節　通則（第十六条―第二十一条）
第二節　速度（第二十二条―第二十四条）
第三節　横断等の禁止（第二十五条）
第四節　追越し等（第二十六条―第三十二条）
第五節　踏切の通過（第三十三条）
第六節　交差点における通行方法等（第三十四条―第三十八条）
第七節　緊急自動車等（第三十九条―第四十一条）
第八節　徐行及び一時停止（第四十二条・第四十三条）
第九節　停車及び駐車（第四十四条―第五十一条）
第十節　煙火及び合図（第五十二条―第五十四条）
第十一節　乗車、積載及び牽引（第五十五条―第六十一条）
第十二節　整備不良車両の運転の禁止等（第六十二条・第六十三条）
第四章　運転者及び雇用者等の義務
第一節　運転者の義務（第六十四条―第七十一条）
第二節　交通事故の場合の措置等（第七十二条・第七十三条）
第三節　雇用者等の義務（第七十四条・第七十五条）
第五章　道路の使用等
第一節　道路における禁止行為等（第七十六条―第八十条）
第二節　危険防止等の措置（第八十一条―第八十三条）
第六章　自動車及び原動機付自転車の運転免許
第一節　通則（第八十四条―第八十七条）
第二節　免許の申請等（第八十八条―第九十一条）
第三節　免許証等（第九十二条―第九十五条）
第四節　運転免許試験（第九十六条―第百条）
第五節　免許証の更新等（第百一条・第百二条）
第六節　免許の取消し、停止等（第百三条―第百七条）

第七章　雑則（第百八条―第百十四条）
第八章　罰則（第百十五条―第百二十四条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図ることを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　道路　道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二条第一項に規定する道路、道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二条第八項に規定する自動車道及び一般交通の用に供するその他の場所をいう。

二　歩道　歩行者の通行の用に供するため縁石線又はさくその他これに類する工作物によつて区画された道路の部分をいう。

三　車道　車両の通行の用に供するため縁石線又はさくその他これに類する工作物によつて区画された道路の部分をいう。

四　横断歩道　道路標識及び道路標示により歩行者の横断の用に供するための場所であることが示されている道路の部分をいう。

五　交差点　十字路、丁字路その他二以上の道路が交わる場合における当該二以上の道路（歩道と車道の区別のある道路においては、車道）の交わる部分をいう。

六　安全地帯　路面電車に乗降する者若しくは横断している歩行者の安全を図るため道路に設けられた島状の施設又は道路標識及び道路標示により安全地帯であることが示されている道路の部分をいう。

七　車両通行区分帯　車両が定められた通行の区分に従い道路の定められた部分を通行すべきことが道路標示により示されている場合における当該道路標示により示されている道路の部分をいう。

八　車両　自動車、原動機付自転車、軽車両及びトロリーバスをいう。

九　自動車　原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であつて、原動機付自転車以外のものをいう。

十　原動機付自転車　総理府令で定める大きさ以下の総排気量又は定格出力を有する原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車をいう。

十一　軽車両　自転車、荷車その他人若しくは動物の力により、又は他の車両に牽引され、かつ、レールによらないで運転する車（そり及び牛馬を含む。）であつて、小児用の車以外のものをいう。

十二　トロリーバス　架線から供給される電力により、かつ、レールによらないで運転する車をいう。

十三　路面電車　レールにより運転する車をいう。

十四　信号機　人力又は電気により操作され、かつ、道路の交通に関し、文字又は燈火により進め、注意、止まれ又はその他の信号を表示する装置をいう。

十五　道路標識　道路の交通に関し、規制又は指示を表示する標示板をいう。

十六　道路標示　道路の交通に関し、規制又は指示を表示する標示で、路面にえがかれた道路鋲、ペイント、石等による線、記号又は文字をいう。

十七　運転　道路において、車両又は路面電車（以下「車両等」という。）をその本来の用い方に従つて用いることをいう。

十八　駐車　車両等が客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により継続的に停止すること（貨物の積卸しのための停止で五分をこえない時間内のもの及び人の乗降のための停止を除く。）、又は車両等が停止し、かつ、当該車両等の運転をする者（以下「運転者」という。）がその車両等を離れて直ちに運転することができない状態にあることをいう。

十九　停車　車両等が停止することで駐車以外のものをいう。

二十　徐行　車両等が直ちに停止することができるような速度で進行することをいう。

二十一　追越し　車両が他の車両等に追いついた場合において、その進路を変えてその追いついた車両等の側方を通過し、かつ、当該車両等の前方に出ることをいう。

（自動車等の種類）

第三条　自動車は、総理府令で定める車体の大きさ及び構造並びに原動機の大きさを基準として、大型自動車、普通自動車、特殊自動車、自動三輪車、自動二輪車（側車付きのものを含む。以下同じ。）及び軽自動車に区分する。

2　原動機付自転車は、総理府令で定める車体の構造及び原動機の大きさを基準として、第一種原動機付自転車及び第二種原動機付自転車に区分する。

（信号機の設置等）

第四条　都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）又はその委任を受けた者は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるときは、信号機を設置し、及び管理することができる。

2　道路を通行する歩行者（小児用の車を含む。以下同じ。）又は車両等は、信号機の表示する信号に従わなければならない。

3　公安委員会は、交通のひんぱんな交差点その他交通の危険を防止するために必要と認められる場所には、信号機を設置するようにつとめなければならない。

4　信号機の表示する信号の意味その他信号機について必要な事項は、政令で定める。

（罰則　第二項については第百十九条第一項第一号、第百二十一条第一項第一号、同条第二項、第百二十二条）

第五条　道路を通行する歩行者又は車両等は、交通整理のため行なう警察官の手信号その他の信号（以下「手信号等」という。）に従わなければならない。

2　警察官は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため特に必要があると認めるときは、信号機の表示する信号にかかわらず、これと異なる意味を表示する手信号等をすることができる。この場合において、歩行者又は車両等は、当該警察官の手信号等に従わなければならない。

3　前二項の手信号等の意味は、政令で定める。

（罰則　第一項及び第二項については第百十九条第一項第一号、同条第二項、第百二十一条第一項第一号、第百二十二条）

（混雑緩和の措置）

第六条　警察官は、車両等の通行が著しく停滞したことにより道路における交通が著しく混雑するおそれがある場合において、当該道路における交通の円滑を図るためやむを得ないと認めるときは、その現場における混雑を緩和するため必要な限度において、その現場に進行してくる車両等の通行を禁止し、若しくは制限し、その現場にある車両等の運転者に対し、当該車両等を後退させることを命じ、又

（警察官の手信号等に従う義務）

は第三章第一節、第三節若しくは第六節に規定する通行方法と異なる通行方法によるべきことを命ずることができる。

2　警察官は、前項の規定による措置のみによつては、その現場における混雑を緩和することができないと認めるときは、その混雑を緩和するため必要な限度において、その現場にある関係者に対し必要な指示をすることができる。

（罰則　第一項においては第百二十条第一項第一号）

（通行の禁止及び制限）

第七条　公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるときは、当該道路につき、区間を定めて、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限することができる。

2　公安委員会は、政令で定めるところにより、前項の禁止又は制限のうち区間又は期間の短いものを警察署長に行なわせることができる。

3　警察官は、道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合において、道路における危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において、当該道路につき、一時、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限することができる。

（罰則　第百十九条第一項第一号、同条第二項、第百二十一条第一項第一号、第百二十二条）

（道路の管理者に対する通知）

第八条　公安委員会又は警察署長は、道路法による道路について、前条第一項又は第二項の規定により通行を禁止し、又は制限しようとするときは、あらかじめ、当該道路の管理者に禁止又は制限の対象、区間、期間（期間を定めないときは、禁止又は制限の始期）及び理由を通知しなければならない。緊急を要する場合で、あらかじめ、当該道路の管理者に通知するいとまがなかつたときは、事後において、すみやかにこれらの事項を通知しなければならない。

（道路標識等の設置等）

第九条　公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるときは、道路標識又は道路標示（以下この条及び第七十六条において「道路標識等」という。）を設置することができる。

3　警察官は、道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合において、道路における危険を防止するため制限又は指定のうち政令で定めるものは、政令で定めるところにより、道路標識等を設置して行なわなければならない。第十二条第一項の規定により歩道を設ける場合又は第二十条第一項の規定により車両通行区分帯を設ける場合も、同様とする。

3　道路標識等の種類、様式、設置場所その他道路標識等について必要な事項は、総理府令・建設省令で定める。

第二章　歩行者の通行方法

（通行区分）

第十条　歩行者は、歩道と車道の区別のない道路においては、道路の右側端に寄つて通行しなければならない。

2　歩行者は、歩道と車道の区別のある道路においては、次の各号に掲げる場合を除き、歩道を通行しなければならない。

一　車道を横断するとき。

二　道路工事等のため歩道を通行することができないとき、その他やむを得ないとき。

（行列等の通行）

第十一条　学生生徒の隊列、葬列その他の行列（以下「行列」という。）及び歩行者の通行を妨げるおそれのある者で、政令で定めるものは、政令で定めるところにより、行列の通行について、警察官の指示に従わなければならない。

2　前項の政令で定める行列以外の行列は、前条第二項の規定にかかわらず、歩道と車道の区別のある道路において、車道を通行することができる。この場合においては、車道の右側端に寄つて通行しなければならない。

3　警察官は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるときは、第一項の行列の指揮者に対し、区間を定めて当該行列が道路又は車道の左側端に寄つて通行すべきことを命ずることができる。

（罰則　第一項については第百二十一条第一項第二号　第二項及び第三項については第百二十一条第一項第三号）

（横断歩道及び横断の方法）

第十二条　公安委員会は、歩行者の横断の安全を図るため、横断歩道を設けることができる。

2　歩行者は、道路を横断しようとするときは、前項の横断歩道がある場所の附近においては、その横断歩道によつて道路を横断しなければならない。

3　歩行者は、斜めに道路を横断してはならない。

（横断の禁止の場所）

第十三条　歩行者は、車両等の直前又は直後で道路を横断してはならない。ただし、横断歩道によつて道路を横断するとき、又は信号機の表示する信号若しくは警察官の手信号等に従つて道路を横断するときは、この限りでない。

2　歩行者は、公安委員会が道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めて指定した道路の区間においては、道路を横断してはならない。

（目が見えない者、幼児等の保護）

第十四条　目が見えない者（目が見えない者に準ずる者を含む。以下同じ。）、幼児等の保護者は、白色に塗つたつえを携えていなければならない。

2　目が見えない者以外の者（耳がきこえない者を除く。）は、白色に塗つたつえを携えて道路を通行してはならない。

（通行方法の指示）

第十五条　警察官は、第十条、第十二条第二項若しくは第三項又は第十三条の規定に違反して道路を通行している歩行者に対し、当該各条に規定する通行方法によるべきことを指示することができる。

（罰則　第百二十一条第一項第四号）

第三章　車両及び路面電車の交通方法

第一節　通則

（通則）

第十六条　道路における車両及び路面電車の交通方法については、この章の定めるところによる。

2　この章の規定の適用については、自動車又は原動機付自転車により他の車両を牽引する場合における当該牽引される車両は、その牽引する自動車又は原動機付自転車の一部とする。

（通行区分）

第十七条　車両は、歩道と車道の区別のある道路においては、車道を通行しなければならない。ただし、道路外の施設又は場所に出入するためやむを得ないときは、歩道を横断することができる。

2　前項ただし書の場合において、車両は、歩道に入る直前で一時停止し、かつ、歩行者の通行を妨げないようにしなければならない。

3　車両は、道路（歩道と車道の区別のある道路においては、車道。以下この章において同じ。）の中央（軌道が道路の側端に寄つて設けられている場合においては、当該道路の軌道敷を除いた部分の中央。以下この章において同じ。）から左の部分（以下「左側部分」という。）を通行しなければならない。

4　車両は、次の各号に掲げる場合においては、前項の規定にかかわらず、道路の中央から右の部分（以下「右側部分」という。）にその全部又は一部をはみ出して通行することができる。この場合において、車両は、第一号に掲げる場合を除き、そのはみ出し方ができるだけ少なくなるようにしなければならない。

一　当該道路が一方通行（道路における車両の通行につき一定の方向にする通行が禁止されていることをいう。以下同じ。）となつているとき。

二　当該道路の左側部分の幅員が当該車両の通行のため十分なものでないとき。

三　当該車両が道路の損壊、道路工事その他の障害のため当該道路の左側部分を通行することができないとき。

四　当該道路の左側部分の幅員が三メートルに満たない道路において、他の車両を追い越そうとするとき（当該道路の右側部分を見とおすことができ、かつ、反対の方向からの交通を妨げるおそれがない場合に限る。）。

五　公安委員会が、勾配の急な道路のまがりかど附近について、当該道路における交通の危険を防止するため特に必要があると認めて区間及び通行の方法を指定した場合において、当該車両が当該指定に従い通行するとき。

5　車両は、安全地帯に入つてはならない。

（罰則　第一項から第三項まで及び第五項については第百二十条第一項第二号、第百二十二条）

（通行の優先順位）

第十八条　車両相互の間の通行の優先順位は、次の順序による。

一　自動車（自動二輪車及び軽自動車を除く。）及びトロリーバス

二　自動二輪車及び軽自動車

三　原動機付自転車

四　軽車両

2　前項第一号に掲げる自動車及びトロリーバス相互の間、同項第二号に掲げる自動車相互の間又は同項第三号に掲げる原動機付自転車相互の間の通行の優先順位は、第二十二条第一項の規定に基づく政令又は軌道法（大正十年法律第七十六号）第十四条（同法第三十一条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づく命令で定める最高速度の順序による。

（並進する場合の通行区分）

第十九条　当該道路の左側部分の幅員が三メートルをこえる道路においては、自動車（自動二輪車及び軽自動車を除く。）及びトロリーバスは当該道路の中央

寄り又は左側部分の中央を、自動二輪車、転自動車及び原動機付自転車は当該道路の左側部分の中央を、軽車両は当該道路の左側端寄りを、それぞれ通行しなければならない。ただし、追越しをするとき、第二十七条若しくは第四十条第二項の規定により一時進路を譲るとき、第三十四条第一項、第二項若しくは第三項の規定により道路の左側若しくは中央に寄るとき、又は第四十条第一項の規定により道路の左側に寄るときは、この限りでない。

（車両通行区分帯）

第二十条　公安委員会は、車両の交通の円滑を図るため政令で定める基準により、車両通行区分帯を設けることができる。

2　車両は、車両通行区分帯の設けられた道路においては、前条の規定にかかわらず、車両通行区分帯について政令で定める通行の区分に従い、当該車両通行区分帯を通行しなければならない。

3　公安委員会は、交通の状況により特に必要があると認めるときは、車両通行区分帯について前項の政令で定める通行の区分と異なる通行の区分を指定することができる。この場合において、車両は、当該通行の区分に従い、当該車両通行区分帯を通行しなければならない。

4　車両は、追越しをするとき、第三十四条第一項、第二項若しくは第三項の規定により道路の左側若しくは中央に寄るとき、第四十条第二項の規定により道路の左側に寄るとき、又は道路の状況その他の事情により一時進路を譲るときは、第二項及び前項後段の規定によらないことができる。

（罰則　第二項及び第三項については第百二十条第一項第三号、同条第二項、第百二十二条）

（軌道敷内の通行）

第二十一条　車両（トロリーバスを除く。以下この条及び次条において同じ。）は、左折し、右折し、横断し、若しくは転回するため軌道敷を横切る場合又は危険防止のためやむを得ない場合を除き、軌道敷内を通行してはならない。

2　車両は、次の各号に掲げる場合においては、前項の規定にかかわらず、軌道敷内を通行することができる。この場合において、車両は、路面電車の通行を妨げてはならない。

一　当該道路の左側部分から軌道敷を除いた部分の幅員が当該車両の通行のため十分なものでないとき。

二　当該車両が、道路の損壊、道路工事その他の障害のため当該道路の左側部分を通行することができないとき。

三　公安委員会が、交通のひんぱんな道路について、当該道路における車両の通行の円滑を図るため特に必要があると認めて場所及び必要に応じて時間又は通行の方法を指定した場合において、もつぱら人を運搬する構造の普通自動車が当該指定に従い通行するとき。

3　軌道敷内を通行する車両は、後方から路面電車が接近してきたときは、当該路面電車の正常な運行に支障を及ぼさないように、すみやかに軌道敷外に出るか、又は当該路面電車から必要な距離を保つようにしなければならない。

（罰則　第百二十一条第一項第五号、第百二十二条）

第二節　速度

（車両の最高速度）

第二十二条　車両が道路を通行する場合の最高速度は、政令で定める。

2　公安委員会は、区域又は道路の区間を指定し、当該区域内の道路又は当該道路の区間を通行する車両

（追越しの方法）

第二十八条　車両は、他の車両を追い越そうとするときは、その追い越されようとする車両（以下この条及び次条において「前車」という。）の右側を通行しなければならない。

2　車両は、路面電車を追い越そうとするときは、当該車両が追いついた路面電車の左側を通行しなければならない。ただし、軌道が道路の左側端に寄つて設けられているときは、この限りでない。

3　前二項の場合においては、追越しをしようとする車両（以下次条において「後車」という。）は、反対の方向からの交通及び前車又は路面電車の前方の交通に十分に注意し、かつ、前車又は路面電車の速度及び道路並びに道路の状況に応じて、できる限り安全な速度と方法で進行しなければならない。

（罰則　第百二十条第一項第二号、第百二十二条）

（追越しを禁止する場合）

第二十九条　後車は、前方にある自動車又はトロリーバス（以下この条及び次条において「自動車等」という。）その他の自動車等と並進しているときは、追越しをしてはならない。

2　後車は、前車が他の自動車等を追い越そうとしているときは、追越しをしてはならない。

（罰則　第百二十条第一項第二号、第百二十二条）

（路面電車等の最高速度）

第三十三条　公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るため特に必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定し、当該区域内の道路又は当該道路の区間を通行する路面電車又はトロリーバスについて、軌道法第十四条の規定に基づく命令で定める最高速度をこえない範囲内で、これと異なる最高速度を定めることができる。

（最低速度）

第三十四条　自動車が、高速自動車国道（高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第四条第一項に規定する道路をいう。以下同じ。）を通行する場合の最低速度は、政令で定める。

2　公安委員会は、道路における交通の円滑を図るため特に必要があると認めるときは、道路（高速自動車国道を除く。）の区間を指定し、当該道路の区間を通行する自動車について、最低速度を定めることができる。

（横断等の禁止）

第三十五条　車両は、歩行者又は他の車両等の正常な交通を妨害するおそれがあるときは、横断し、転回し、又は後退してはならない。

2　公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため特に必要があると認めるときは、道路の区間を指定し、当該道路の区間における車両の横断、転回又は後退を禁止することができる。

（罰則　第一項については第百二十条第一項第二号、第百二十二条　第二項については第百二十条第一項第四号、同条第二項、第百二十二条）

第四節　追越し等

（車間距離の保持）

第三十六条　車両等は、同一の進路を進行している他の車両等の直後に進行するときは、その直前の車両等が急に停止したときにおいてもこれに追突するのを避けることができるため必要な距離を、これから保たなければならない。

（進路を譲る義務）

第三十七条　車両（道路運送法第三条第一項第一号に掲げる一般乗合旅客自動車運送事業又は同条第三項第一号に掲げる特定旅客自動車運送事業の用に供する自動車（以下「乗合自動車」という。）及びトロリーバスを除く。）は、車両通行区分帯の設けられた道路を通行する場合を除き、第十八条に規定する通行の優先順位（以下「優先順位」という。）が先である車両に追いつかれ、かつ、道路の中央との間にその追いついた車両が通行するのに十分な余地がない場合においては、道路の左側に寄つてこれに進路を譲らなければならない。優先順位が同じである車両に追いつかれ、かつ、道路の中央との間にその追いついた車両が通行するのに十分な余地がない場合において、その追いついた車両の速度よりもおそい速度で引き続き進行しようとするときも、同様とする。

（罰則　第百二十条第一項第二号、第百二十二条）

（踏切の通過）

第五節　踏切の通過

（踏切の通過）

第三十八条　車両等は、踏切を通過しようとするときは、踏切の直前で停止し、かつ、安全であることを確認した後でなければ進行してはならない。ただし、信号機の表示する信号に従うときは、踏切の直前で停止しないで進行することができる。

2　車両等は、踏切を通過しようとする場合において、その踏切を通過しようとする車両の後方に、当該踏切に接近するため警音器を鳴らしている緊急自動車があるときは、その緊急自動車の通行を妨げてはならない。

（罰則　第百二十条第一項第二号、第百二十二条）

（踏切の通過方法）

第三十九条　車両は、踏切を通過するときは、踏切の遮断機が閉じようとしているとき、警報機が鳴り始めたとき、又は踏切の警手が手を上げ、若しくは振つているときは、踏切に入つてはならない。

2　車両は、踏切を通過するときは、踏切の前後の道路の状況に応じ、踏切内において車両が堅牢な施設と接触するおそれがあるときは、その通過に際し、当該施設に接触しないような速度で進行しなければならない。

（罰則　第百二十条第一項第二号、第百二十二条）

（踏切内の停止の禁止）

第四十条　車両は、踏切内において、自動車の故障その他やむを得ない理由により停止するときは、直ちに踏切内から車両を移動するために必要な措置をとらなければならない。

（罰則　第百二十条第一項第二号、第百二十二条）

（追越しを禁止する場所）

第四十一条　自動車等は、交差点、道路のまがりかど附近、上り坂の頂上附近、勾配の急な下り坂又は公安委員会が道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るため必要があると認めて指定した場所においては、他の自動車等を追い越してはならない。

2　原動機付自転車又は軽車両は、前項の場所においては、原動機付自転車にあつては他の原動機付自転車又は自動車等を、軽車両にあつては他の車両を追い越してはならない。

（罰則　第百二十条第一項第三号、同条第二項、第百二十二条）

（停車中の路面電車がある場合の停止又は徐行）

第四十一条　車両は、乗客の乗降のため停車中の路面電車に追いついたときは、当該路面電車の乗客が乗降を終わり、又は当該路面電車から降りた者で当該車両の前方において当該路面電車の左側を横断し、若しくは横断しようとしているものがいなくなるまで、当該路面電車の後方で停止しなければならない。ただし、路面電車に乗降する者の安全を図るため設けられた安全地帯があるとき、又は当該路面電車に乗降する者がいない場合において当該路面電車の左側に当該路面電車から一・五メートル以上の間隔を保つことができるときは、徐行して当該路面電車の左側を通過することができる。

（罰則　第百二十条第一項第二号、第百二十二条）

（徐行等の禁止）

第四十二条　車両は、法令の規定若しくは警察官の命令により、又は危険を防止するため、停止し、若しくは停止しようとして徐行している車両等又はこれらに続いて停止し、若しくは徐行している車両等に追いついたときは、その前方にある車両等の側方を通過して当該車両等の前方に割り込み、又はその前方を横切つてはならない。

（罰則　第百二十条第一項第二号、第百二十二条）

て、踏切の遮断機が閉じようとし、若しくは閉じている間又は踏切の警報機が警報している間は、当該踏切に入つてはならない。

（罰則　第百十九条第一項第二号、同条第二項、第百二十二条）

第六節　交差点における通行方法等

（左折又は右折）

第三十四条　車両は、左折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側に寄り、かつ、徐行しなければならない。

2　自動車、第二種原動機付自転車又はトロリーバスは、右折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の中央に寄り、かつ、交差点の中心の直近の内側（公安委員会が交差点の状況により、特に必要があると認めて指定した場所においては、外側）を徐行しなければならない。

3　第一種原動機付自転車又は軽車両は、右折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側に寄り、かつ、交差点の側端に沿つて徐行しなければならない。

4　左折又は右折しようとする車両が、前三項の規定により、それぞれ道路の左側又は中央に寄ろうとして手又は方向指示器による合図をしたときは、その後方にある車両は、当該合図をした車両の進行を妨げてはならない。

（罰則　第一項から第三項までについては第百二十一条第一項第五号、第百二十二条　第四項については第百二十条第一項第二号、第百二十二条）

（先入、先順位及び左方の車両等の優先）

第三十五条　車両等は、交通整理の行なわれていない交差点に入ろうとする場合において、既に他の道路から当該交差点に入つている車両等があるときは、当該車両等の進行を妨げてはならない。

2　車両は、交通整理の行なわれていない交差点に入ろうとする場合において、他の道路から同時に当該交差点に入ろうとしている路面電車又は優先順位が先である車両があるときは、当該車両等の進行を妨げてはならない。

3　車両は、交通整理の行なわれていない交差点に入ろうとする場合において、左方の道路から同時に当該交差点に入ろうとしている優先順位が同じである車両があるときは、当該車両の進行を妨げてはならない。路面電車が交通整理の行なわれていない交差点に入ろうとする場合において、左方の道路から同時に当該交差点に入ろうとしている路面電車があるときも、同様とする。

（罰則　第百二十条第一項第二号、第百二十二条）

（広い道路にある車両等の優先）

第三十六条　車両等は、交通整理の行なわれていない交差点に入ろうとする場合において、その通行している道路の幅員よりもこれと交差する道路の幅員が明らかに広いものであるときは、徐行しなければならない。

2　前項の場合において、幅員が広い道路から当該交差点に入ろうとする車両等があるときは、車両等は、幅員が広い道路にある当該車両等の進行を妨げてはならない。

3　前項の場合において、幅員が広い道路を進行する車両等については、前条第二項及び第三項の規定は、適用しない。

（罰則　第一項及び第二項については第百二十条第一項第二号、第百二十二条）

（直進及び左折車両等の優先）

第三十七条　車両等は、交差点で右折する場合において、当該交差点において直進し、又は左折しようとする車両等があるときは、第三十五条第一項又は第三十条第一項並びに第三十四条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

2　前項に規定するもののほか、第六十八条の規定に違反する車両等を取り締まる場合における緊急自動車については、同条の規定は、適用しない。

3　もつぱら交通の取締りに従事する自動車で総理府令で定めるものについては、第十九条並びに第二十条第二項及び第三項の規定は、適用しない。

第八節　徐行及び一時停止

（徐行すべき場所）

第四十二条　車両等は、交通整理の行なわれていない交差点で左右の見とおしのきかないもの、道路のまがりかど附近、上り坂の頂上附近、勾配の急な下り坂又は公安委員会が道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るため必要があると認めて指定した場所においては、徐行しなければならない。

（罰則　第百二十条第一項第三号、同条第二項、第百二十二条）

（指定場所における一時停止）

第四十三条　交差点に入ろうとする車両等は、公安委員会が道路又は交通の状況により特に必要があると認めて指定した場所においては、一時停止しなければ

ならない場合においても、停止することを要しない。この場合においては、他の交通に注意して徐行しなければならない。

（緊急自動車の優先）

第四十条　交差点又はその附近において、緊急自動車がサイレンを鳴らし、かつ、赤色の灯火をつけて接近してきたときは、路面電車は交差点を避けて、車両（緊急自動車を除く。以下この条において同じ。）は交差点を避け、かつ、道路の左側に寄つて一時停止しなければならない。

2　前項以外の場所において、緊急自動車が接近してきたときは、車両は、道路の左側に寄つて、これに進路を譲らなければならない。

（罰則　第百二十条第一項第二号、第百二十二条）

（緊急自動車等の特例）

第四十一条　緊急自動車については、第二十九条、第三十条第一項、第三十四条第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該車両等の進行を妨げてはならない。

2　車両等は、交差点で直進し、又は左折しようとするときは、当該交差点において既に右折している車両等の進行を妨げてはならない。

（罰則　第百二十条第一項第二号、第百二十二条）

（歩行者の保護）

第三十八条　車両等は、交通整理の行なわれている交差点で左折し、又は右折するときは、信号機の表示する信号又は警察官の手信号等に従つて道路を横断している歩行者の通行を妨げてはならない。

2　車両等は、交通整理の行なわれていない交差点又はその附近において歩行者が道路を横断しているときは、その歩行者の通行を妨げてはならない。

（罰則　第百二十条第一項第二号、第百二十二条）

第七節　緊急自動車等

（緊急自動車の通行区分等）

第三十九条　緊急自動車（消防自動車、救急自動車その他政令で定める自動車で、当該緊急用務のため、政令で定めるところにより、運転中のものをいう。以下同じ。）は、第十七条第四項に規定する場合のほか、追越しをするためその他やむを得ない必要があ

ばならない。ただし、当該交差点において交通整理が行なわれているときは、この限りでない。

（罰則　第百二十条第一項第三号、同条第二項、第百二十二条）

第九節　停車及び駐車

（停車及び駐車を禁止する場所）

第四十四条　車両は、次の各号に掲げる道路の部分においては、法令の規定若しくは警察官の命令により、又は危険を防止するため一時停止する場合のほか、停車し、又は駐車してはならない。ただし、乗合自動車又はトロリーバスが、その属する運行系統に係る停留所又は停留場において、乗客の乗降のため停車するとき、又は運行時間を調整するため駐車するときは、この限りでない。

一　交差点、横断歩道、踏切又は軌道敷内

二　交差点の側端又は道路のまがりかどから五メートル以内の部分

三　安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に十メートル以内の部分

四　乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から十メートル以内の部分

三　消防用機械器具の置場若しくは消防用防火水槽の側端又はこれらの道路に接する出入口から五メートル以内の部分

四　消火栓又は消防用防火水槽の吸水口若しくは吸管投入孔から五メートル以内の部分

五　火災報知機から一メートル以内の部分

六　前各号に掲げるもののほか、公安委員会が道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めて指定した場所

2　車両は、第四十八条第一項の規定により駐車する場合に当該車両の右側の道路上に三・五メートル以上の余地がないこととなる場所においては、駐車してはならない。ただし、貨物の積卸しを行なう場合で運転者がその車両を離れないとき、若しくは運転者がその車両を離れたが直ちに運転に従事することができる状態にあるとき、又は傷病者の救護のためやむを得ないときは、この限りでない。

3　公安委員会が交通がひんぱんでないと認めて指定した区域においては、前項本文の規定は、適用しない。

（罰則　第一項及び第二項については第百二十条第一項第五号、同条第二項）

（当該停留所又は停留場に係る運行系統に属する乗合自動車、トロリーバス又は路面電車の運行時間中に限る。）

五　踏切の前後の側端からそれぞれ前後に十メートル以内の部分

六　前各号に掲げるもののほか、公安委員会が道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めて指定した場所

（罰則　第百二十条第一項第五号、同条第二項）

（駐車を禁止する場所）

第四十五条　車両は、次の各号に掲げる道路の部分においては、駐車してはならない。ただし、第六号に掲げる場所においては、公安委員会の定めるところにより警察署長の許可を受けたときは、この限りでない。

一　人の乗降、貨物の積卸し、駐車又は自動車の格納若しくは修理のため道路外に設けられた施設又は場所の道路に接する自動車用の出入口から三メートル以内の部分

二　道路工事が行なわれている場合における当該工事区域の側端から五メートル以内の部分

（停車又は駐車を禁止する場所の特例）

第四十六条　車両は、公安委員会が、道路又は交通の状況により特に支障がないと認めて、第四十四条又は前条第一項の規定（第四十四条第一号及び第六号並びに前条第一項第五号及び第六号に係るものを除く。）による停車及び駐車を禁止する道路の部分又は駐車を禁止する道路の部分の一部について指定した場所においては、前二条の規定にかかわらず、停車し、又は駐車することができる。

（停車の方法）

第四十七条　車両は、人の乗降又は貨物の積卸しのため停車するときは、できる限り道路の左側端に沿い、かつ、他の交通の妨害とならないようにしなければならない。ただし、一方通行となつている道路で公安委員会が指定した場所においては、道路の右側端に沿つて停車することができる。

（罰則　第百二十条第一項第六号）

（駐車の方法）

第四十八条　車両は、道路の左側端（歩道と車道の区別のない道路で公安委員会が指定した場所においては、道路の左側端から道路の中央に〇・五メートル寄つた線）に沿い、かつ、他の交通の妨害とならないようにして駐車しなければならない。

2　車両は、公安委員会が道路又は交通の状況により特に必要があると認めて指定した場所においては、前項の規定にかかわらず、当該場所について公安委員会が定める方法によつて駐車しなければならない。

（罰則　第百二十条第一項第五号、同条第二項）

（駐車時間の制限）

第四十九条　公安委員会は、道路又は交通の状況により特に必要があると認めるときは、場所を指定し、当該場所において同一の車両が引き続き駐車することができる時間を制限することができる。

（罰則　第百二十条第一項第七号、同条第二項）

（路上駐車場における停車又は駐車の禁止等）

第五十条　公安委員会は、駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）第二条第一号の路上駐車場（以下この条において「路上駐車場」という。）が設けられている場所を第四十四条第六号又は第四十五条第一項第六号に掲げる停車及び駐車を禁止する場所又は駐車を禁止する場所から移動すべきことを命ずることができる。

2　前項の場合において、当該車両が道路における交通の危険を生じさせ、又は著しく交通の妨害となるようとする旨及び指定の期間について、あらかじめ、当該路上駐車場を設置した地方公共団体の意見をきかなければならない。緊急を要する場合で、あらかじめ、当該地方公共団体の意見をきくいとまがなかつたときは、事後において、すみやかに当該指定した旨及び指定の期間を通知しなければならない。

（違法駐車に対する措置）

第五十一条　車両（トロリーバスを除く。以下この条において同じ。）が第四十四条、第四十五条若しくは第四十八条の規定又は第四十九条の規定による公安委員会の処分に違反して駐車していると認められる場合において、当該車両が道路における交通の危険を生じさせ、又は著しく交通の妨害となるおそれがあるときは、警察官は、当該車両の運転者その他当該車両の管理について責任がある者（以下この条において「運転者等」という。）に対し、当該車両の駐車の方法を変更し、又は当該車両を当該駐車が禁止されている場所から移動すべきことを命ずることができる。

2　前項の場合において、当該車両が道路における交通の危険を生じさせ、又は著しく交通の妨害となる

おそれがあり、かつ、現場に当該車両の運転者等がいないときは、警察官は、道路における交通の危険を防止し、又は交通の円滑を図るため必要な限度において、当該車両の駐車の方法の変更その他必要な措置をとり、又は当該車両が駐車している場所からの距離が五十メートルをこえない道路上の場所に当該車両を移動することができる。

3　前項の規定により車両の移動をしようとする場合において、当該車両が駐車している場所からの距離が五十メートルをこえない範囲の地域内の道路上に当該車両を移動する場所がないときは、警察官は、当該車両が駐車している場所を管轄する警察署長にその旨を報告しなければならない。

4　前項の報告を受けた警察署長は、第二項に規定する場所以外の場所に当該車両を移動することができる。この場合において、警察署長は、当該車両を保管しなければならない。

5　警察署長は、前項後段の規定により車両を保管したときは、当該車両の所有者又は使用者（以下この条において「所有者等」という。）に対し、保管を始めた日時及び保管の場所を通知する等すみやかに当該車両を所有者等に返還するため必要な措置を講じなければならない。この場合において、当該車両の所有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、政令で定めるところにより、政令で定める事項を公示しなければならない。

6　前二項に規定する車両の移動、車両の保管、公示等に要した費用は、当該車両の返還を受けるべき所有者等の負担とし、その費用の徴収については、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）第五条及び第六条の規定を準用する。

（罰則　第一項については第百十九条第一項第三号）

第十節　燈火及び合図

（車両等の燈火）

第五十二条　車両等は、夜間（日没時から日出時までの時間をいう。以下この条において同じ。）、道路にあるときは、政令で定めるところにより、前照燈、車幅燈、尾燈その他の燈火をつけなければならない。政令で定める場合においては、夜間以外の時間にあつても、同様とする。

2　車両等が、夜間（前項後段の場合を含む。）、他の車両等と行き違う場合において、他の車両等の交通を妨げるおそれがあるときは、車両等の運転者は、政令で定めるところにより、燈火を消し、燈火の光度を減ずる等燈火を操作しなければならない。

（罰則　第一項については第百二十条第一項第五号、同条第二項　第二項については第百二十条第一項第八号、同条第二項）

（合図）

第五十三条　車両（自転車以外の軽車両を除く。）の運転者は、左折し、右折し、横断し、転回し、徐行し、停止し、後退し、又は同一方向に進行しながら進路を変えるときは、手、方向指示器又は燈火により合図をし、かつ、これらの行為が終わるまで当該合図を継続しなければならない。

2　前項の合図を行なう時期及び合図の方法について必要な事項は、政令で定める。

（罰則　第一項については第百二十条第一項第九号）

（警音器の使用等）

第五十四条　車両等（自転車以外の軽車両を除く。以下この条において同じ。）の運転者は、次の各号に掲げる場合においては、警音器を鳴らさなければならない。

一　左右の見とおしのきかない交差点、見とおしのきかない道路のまがりかど又は見とおしのきかない上り坂の頂上で公安委員会が指定した場所を通行しようとするとき。

二　山地部の道路その他曲折が多い道路について公安委員会が指定した区間における左右の見とおしのきかない交差点、見とおしのきかない道路のまがりかど又は見とおしのきかない上り坂の頂上を通行しようとするとき。

2　車両等の運転者は、法令の規定により警音器を鳴らさなければならないこととされている場合を除き、警音器を鳴らしてはならない。ただし、危険を防止するためやむを得ないときは、この限りでない。

（罰則　第一項については第百二十条第一項第八号、同条第二項　第二項については第百二十一条第一項第六号）

第十一節　乗車、積載及び牽引（けん）

（乗車又は積載の方法）

第五十五条　車両の運転者は、当該車両の乗車のために設備された場所以外の場所に乗車させ、又は乗車若しくは積載のために設備された場所以外の場所に積載して車両を運転してはならない。ただし、もつぱら貨物を運搬する構造の自動車（以下次条及び第五十七条において「貨物自動車」という。）で貨物を積載しているものにあつては、当該貨物を看守するため必要な最小限度の人員をその荷台に乗車させて運転することができる。

2　車両の運転者は、運転者の視野若しくはハンドルその他の装置の操作を妨げ、後写鏡の効用を失わせ、車両の安定を害し、又は外部から当該車両の方向指示器、車両の番号標、制動燈、尾燈若しくは後部反射器を確認することができないこととなるような乗車をさせ、又は積載をして車両を運転してはならない。

3　車両に乗車する者は、当該車両の運転者が前二項の規定に違反することとなるような方法で乗車をしてはならない。

（罰則　第一項及び第二項については第百二十条第一項第十号、第百二十二条、第百二十三条　第三項については第百二十一条第一項第六号）

（乗車又は積載の方法の特例）

第五十六条　車両の運転者は、当該車両の出発地を管轄する警察署長（以下第五十八条までにおいて「出発地警察署長」という。）が当該車両の構造又は道路若しくは交通の状況により支障がないと認めて積載の場所を指定して許可をしたときは、前条第一項の規定にかかわらず、当該車両の乗車又は積載のために設備された場所以外の場所で指定された場所に積載して車両を運転することができる。

2　貨物自動車の運転者は、出発地警察署長が道路又は交通の状況により支障がないと認めて人員を限つて許可をしたときは、前条第一項の規定にかかわらず、当該許可に係る人員の範囲内で当該貨物自動車の荷台に乗車させて貨物自動車を運転することができる。

（乗車又は積載の制限等）

第五十七条　車両（軽車両を除く。以下この項において同じ。）の運転者は、当該車両について政令で定める乗車人員又は積載重量若しくは積載容量の制限をこえて乗車をさせ、又は積載をして車両を運転してはならない。ただし、第五十五条第一項ただし書の規定により、又は前条第二項の規定による許可を受けて貨物自動車の荷台に乗車させる場合にあつては、当該制限をこえる乗車をさせて運転することができる。

2　公安委員会は、道路における危険を防止し、その

2　前項の規定により許可証の交付を受けた車両の運転者は、当該許可に係る車両の運転中、当該許可証を携帯していなければならない。

3　側限外許可を与える場合において、必要があると認めるときは、出発地警察署長は、政令で定めるところにより、当該許可に危険を防止するため必要な条件を付することができる。

4　第二項の許可証の様式その他側限外許可の手続について必要な事項は、総理府令で定める。

（罰則　第三項については第百二十一条第一項第八号、第百二十三条）

（自動車の牽引制限）

第五十九条　自動車の運転者は、牽引するための構造及び装置を有する自動車によつて牽引されるための構造及び装置を有する車両を牽引する場合を除き、他の車両を牽引してはならない。ただし、故障その他の理由により自動車を牽引することがやむを得ない場合において、政令で定めるところにより当該自動車を牽引するときは、この限りでない。

2　自動車の運転者は、他の車両を牽引する場合においては、自動二輪車又は軽自動車によつて牽引するときは一台をこえる車両を、その他の自動車によつて牽引するときは二台をこえる車両を牽引してはならない。

（自動車以外の車両の牽引制限）

第六十条　公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るため必要があると認めるときは、自動車以外の車両によつてする牽引の制限について定めることができる。

2　前項の規定により許可証の交付を受けた車両の運転者は、当該許可に係る車両の運転中、当該許可証を携帯していなければならない。

3　貨物が分割できないものであるため第一項本文の政令で定める積載重量若しくは積載容量の制限又は前項の規定に基づき公安委員会が定める積載重量若しくは積載容量をこえることとなる場合において、出発地警察署長が当該車両の構造又は道路若しくは交通の状況により支障がないと認めて重量又は容量を限つて許可をしたときは、車両の運転者は、第一項本文又は前項の規定にかかわらず、当該許可に係る重量及び容量の範囲内で当該制限をこえる積載をして車両を運転することができる。

（罰則　第一項については第百二十条第一項第十号、第百二十三条、第百二十三条　第二項については第百二十一条第一項第七号、第百二十三条）

（側限外許可証の交付等）

第五十八条　出発地警察署長は、第五十六条又は前条第三項の規定による許可（以下この条において「側限外許可」という。）をしたときは、許可証を交付しなければならない。

2　前項の規定により許可証の交付を受けた車両の運転者は、当該許可に係る車両の運転中、当該許可証を携帯していなければならない。

3　側限外許可を与える場合において、必要があると認めるときは、出発地警察署長は、政令で定めるところにより、当該許可に危険を防止するため必要な条件を付することができる。

4　第二項の許可証の様式その他側限外許可の手続について必要な事項は、総理府令で定める。

（罰則　第三項については第百二十一条第一項第八号、第百二十三条）

（自動車の牽引制限）

第五十九条　自動車の運転者は、牽引するための構造及び装置を有する自動車によつて牽引されるための構造及び装置を有する車両を牽引する場合を除き、他の車両を牽引してはならない。ただし、故障その他の理由により自動車を牽引することがやむを得ない場合において、政令で定めるところにより当該自動車を牽引するときは、この限りでない。

2　自動車の運転者は、他の車両を牽引する場合においては、自動二輪車又は軽自動車によつて牽引するときは一台をこえる車両を、その他の自動車によつて牽引するときは二台をこえる車両を牽引してはならない。

（罰則　第百十九条第一項第五号、同条第二項、第百二十一条、第百二十三条）

（車両の検査等）

第六十一条　警察官は、車両等の乗車、積載又は牽引について危険を防止するため特に必要があると認めるときは、当該車両等を停止させ、及び当該車両等の運転者に対し、危険を防止するため必要な応急の措置をとることを命ずることができる。

（罰則　第百十九条第一項第四号）

第十一節　整備不良車両の運転の禁止等

（整備不良車両の運転の禁止）

第六十二条　車両等の使用者その他車両等の装置の整備について責任を有する者又は運転者は、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第三章若しくはこれに基づく命令の規定（道路運送車両法の規定が適用されない自衛隊の使用する自動車については、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百十四条第二項の規定による防衛庁長官の定め。以下同じ。）又は軌道法第十四条若しくはこれに基づく命令により定められた装置を備えていないか、又はこれらの装置が調整されていないため交通の危険を生じさせるおそれがある車両等（以下「整備不良車両」という。）を運転させ、又は運転してはならない。

（罰則　第百二十一条第一項第七号、第百二十三条）

（危険防止の措置）

第六十三条　警察官は、車両等の乗車、積載又は牽引について危険を防止するため特に必要があると認めるときは、当該車両等を停止させ、及び当該車両等の運転者に対し、危険を防止するため必要な応急の措置をとることを命ずることができる。

（罰則　第百十九条第一項第四号）

他交通の安全を図るため必要があると認めるときは、軽車両の乗車人員又は積載重量若しくは積載容量の制限について定めることができる。

3　貨物が分割できないものであるため第一項本文の政令で定める積載重量若しくは積載容量の制限又は前項の規定に基づき公安委員会が定める積載重量若しくは積載容量をこえることとなる場合において、出発地警察署長が当該車両の構造又は道路若しくは交通の状況により支障がないと認めて重量又は容量を限つて許可をしたときは、車両の運転者は、第一項本文又は前項の規定にかかわらず、当該許可に係る重量及び容量の範囲内で当該制限をこえる積載をして車両を運転することができる。

（罰則　第一項については第百二十条第一項第十号、第百二十三条、第百二十三条　第二項については第百二十一条第一項第七号、第百二十三条）

（側限外許可証の交付等）

第五十八条　出発地警察署長は、第五十六条又は前条第三項の規定による許可（以下この条において「側限外許可」という。）をしたときは、許可証を交付しなければならない。

2　前項の規定により許可証の交付を受けた車両の運

総理府令・運輸省令で定める手続により、もよりの警察署の警察署長又は車両の整備に係る事項について権限を有する行政庁の確認を受けた後でなければ、これを取り除いてはならない。

8　第三項の許可証の様式、第四項の規定により故障車両の運転者に対し交付する文書の様式及び同項の標章の様式は、総理府令・運輸省令で定める。

（罰則　第一項については第百十九条第一項第六号　第二項については第百十九条第一項第七号　第七項については第百二十一条第一項第九号）

第四章　運転者及び雇用者等の義務

第一節　運転者の義務

（無免許運転の禁止）

第六十四条　何人も、第八十四条第一項の規定による公安委員会の運転免許を受けないで（第百三条第二項の規定により運転免許の効力が停止されている場合を含む。）、自動車又は原動機付自転車を運転してはならない。

（罰則　第百十八条第一項第一号、第百二十一条）

（酒気帯び運転の禁止）

第六十五条　何人も、酒気を帯びて（身体に政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態にあることをいう。以下同じ。）、車両等を運転してはならない。

（罰則　第百十八条第二項第二号）

（過労運転等の禁止）

第六十六条　何人も、前条に規定する場合のほか、過労、病気、薬物の影響その他の理由により、正常な運転ができないおそれがある状態で車両等を運転してはならない。

（罰則　第百十八条第一項第二号）

（危険防止の措置）

第六十七条　警察官は、車両等の運転者が、前三条の規定に違反して車両等を運転していると認めるときは、当該車両等を停止させ、及び当該車両等の運転者に対し、第九十二条第一項の運転免許証の提示を求めることができる。

2　前項の場合において、当該車両等の運転者が引き続き前三条の規定に違反して車両等を運転するおそれがあるときは、警察官は、その者が正常な運転ができる状態になるまで車両等の運転をしてはならない旨を指示する等道路における交通の危険を防止するため必要な応急の措置をとることができる。

（罰則　第一項については第百十九条第一項第八号）

（最高速度の遵守）

第六十八条　車両等の運転者は、法令で定める最高速度又は第二十二条第二項若しくは第二十三条の規定に基づき公安委員会が定める最高速度をこえる速度で車両等を運転してはならない。

（罰則　第百十八条第一項第三号、同条第二項、第百二十二条）

（最低速度の遵守）

第六十九条　自動車の運転者は、高速自動車国道又は第二十四条第二項の規定により公安委員会が指定した道路の区間においては、法令の規定により、又は危険を防止するため停行する場合を除き、同条第一項の規定に基づく政令で定める最低速度又は同条第二項の規定に基づき公安委員会が定める最低速度に達しない速度で自動車を運転してはならない。

（罰則　第百二十条第一項第十一号）

（安全運転の義務）

第七十条　車両等の運転者は、当該車両等のハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作し、かつ、道路、交通及び当該車両等の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければ

ならない。

（罰則　第百十九条第一項第九号、同条第二項、第百二十二条）

（運転者の遵守事項）

第七十一条　車両等の運転者は、車両等を運転するときは、第六十四条から第六十六条まで及び前三条に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

一　ぬかるみ又は水たまりを通行するときは、泥よけ器をつけ、又は徐行する等して、泥土、汚水等を飛散させて他人に迷惑を及ぼすことがないようにすること。

二　目が見えない者若しくは耳がきこえない者が白色に塗つたつえを携えて通行しているとき、又は監護者が付き添わない児童若しくは幼児が歩行しているときは、一時停止し、又は徐行して、その通行又は歩行を妨げないようにすること。

三　歩行者が横断歩道を通行しているときは、一時停止し、又は徐行して、その通行を妨げないようにすること。

四　道路の左側部分に設けられた安全地帯の側方を通行する場合において、当該安全地帯に歩行者がいるときは、徐行すること。

五　乗降口のドアを閉じ、貨物の積載を確実に行なう等当該車両等に乗車している者又は積載している貨物の転落を防ぐための必要な措置を講ずること。

六　車両等を離れるときは、その原動機をとめ、完全にブレーキをかける等当該車両等が停止の状態を保つための必要な措置を講ずること。

七　前各号に掲げるもののほか、道路又は交通の状況により、公安委員会が道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るため必要と認めて定めた事項

（罰則　第百二十条第一項第九号）

第二節　交通事故の場合の措置等

（交通事故の場合の措置）

第七十二条　車両等の交通による人の死傷又は物の損壊（以下「交通事故」という。）があつたときは、当該車両等の運転者その他の乗務員（以下この節において「運転者等」という。）は、直ちに車両等の運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等必要な措置を講じなければならない。この場合において、当該車両等の運転者（運転者が死亡し、又は負傷したためやむを得ないときは、その他の乗務員。以下次項において同じ。）は、警察官が現場にいるときは当該警察官に、警察官が現場にいないときは直ちにもよりの警察署（派出所又は駐在所を含む。以下次項において同じ。）の警察官に当該交通事故が発生した日時及び場所、当該交通事故における死傷者の数及び負傷者の負傷の程度並びに損壊した物及びその損壊の程度並びに当該交通事故について講じた措置を報告しなければならない。

2　前項後段の規定により報告を受けたもよりの警察署の警察官は、負傷者を救護し、又は道路における危険を防止するため必要があると認めるときは、当該報告をした運転者に対し、警察官が現場に到着するまで現場を去つてはならない旨を命ずることができる。

3　前二項の場合において、現場にある警察官は、当該車両等の運転者等に対し、負傷者を救護し、又は道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要な指示をすることができる。

4　緊急自動車若しくは傷病者を運搬中の車両又は郵便物運搬用自動車、乗合自動車、トロリーバス若しくは路面電車で当該業務に従事中のものの運転者は、

当該業務のため引き続き当該車両等を運転する必要があるときは、第一項の規定にかかわらず、その他の乗務員に第一項前段に規定する措置を講じさせ、又は同項後段に規定する報告をさせて、当該車両等の運転を継続することができる。

（罰則　第一項については第百十七条、第百十九条第一項第十号　第二項については第百二十条第一項第十二号）

（妨害の禁止）

第七十三条　交通事故があった場合において、当該交通事故に係る車両等の運転者等以外の者で当該車両等に乗車しているものがあるときは、その者は、当該車両等の運転者等が前条第一項前段に規定する措置を講じ、又は同条同項後段に規定する報告をするのを妨げてはならない。

（罰則　第百二十条第一項第九号）

第三節　雇用者等の義務

（雇用者の義務）

第七十四条　車両等の運転者を雇用する者（以下「雇用者」という。）は、その雇用する車両等の運転者（以下「雇用運転者」という。）に、この法律又はこの法律に基づく命令に規定する車両等の安全な運転に関する事項を遵守させるようにつとめなければならない。

2　雇用者は、雇用運転者が第六十六条の規定に違反することを誘発するように時間を拘束した業務を課し、又はそのような条件を付して雇用運転者に車両等を運転させてはならない。

3　雇用者は、雇用運転者が第七十一条第一号の規定に違反することがないように、車両等に泥よけ幕を備えつける等の必要な措置をとらなければならない。

（罰則　第二項については第百十九条第一項第十一号、第百二十三条）

（車両等の運行を管理する者の義務）

第七十五条　車両等の運行を直接管理する地位にある者は、当該業務に関し、法令の規定による運転の免許を受けなければ運転し、又は操縦することができないこととされている車両等を当該免許を受けていない者（法令の規定により当該免許の効力が停止されている者を含む。以下この項において同じ。）に運転することを命じ、又は当該免許を受けていない者が当該車両等を運転することを容認してはならない。

2　車両等の運行を直接管理する地位にある者は、当該業務に関し、車両等の運転者に対し、アルコール又は薬物の影響、過労、病気その他の理由により正常な運転ができないおそれがある状態で車両等を運転することを命じ、又は車両等の運転者がそのような状態で車両等を運転することを容認してはならない。

（罰則　第百十九条第一項第十二号、第百二十三条）

第五章　道路の使用等

第一節　道路における禁止行為等

（禁止行為）

第七十六条　何人も、信号機若しくは道路標識等又はこれらに類似する工作物若しくは物件をみだりに設置してはならない。

2　何人も、信号機又は道路標識等の効用を妨げるような工作物又は物件を設置してはならない。

3　何人も、交通の妨害となるような方法で物件をみだりに道路に置いてはならない。

4　何人も、次の各号に掲げる行為は、してはならない。

一　道路において、酒に酔って交通の妨害となるような程度にふらつくこと。

二　道路において、交通の妨害となるような方法で

寝そべり、すわり、しゃがみ、又は立ちどまっていること。

三　交通のひんぱんな道路において、球戯をし、ローラー・スケートをし、又はこれらに類する行為をすること。

四　石、ガラスびん、金属片その他道路上の人若しくは車両等を損傷するおそれのある物件を投げ、又は発射すること。

五　前号に掲げるもののほか、道路において進行中の車両等から物件を投げること。

六　道路において進行中の自動車、トロリーバス又は路面電車に飛び乗り、若しくはこれらから飛び降り、又はこれらに外からつかまること。

七　前各号に掲げるもののほか、道路又は交通の状況により、公安委員会が、道路における交通の危険を生じさせ、又は著しく交通の妨害となるおそれがあると認めて定めた行為

（罰則　第一項及び第二項については第百十八条第一項第四号、第百二十三条　第三項については第百十九条第一項第十二号、第百二十三条　第四項については第百二十条第二項第九号）

（道路の使用の許可）

第七十七条　次の各号のいずれかに該当する者は、それぞれ当該各号に掲げる行為について当該行為に係る場所を管轄する警察署長（以下この節において「所轄警察署長」という。）の許可（当該行為に係る場所が同一の公安委員会の管理に属する二以上の警察署長の管轄にわたるときは、そのいずれかの所轄警察署長の許可。以下この節において同じ。）を受けなければならない。

一　道路において工事若しくは作業をしようとする者又は当該工事若しくは作業の請負人

二　道路に石材、鋼materials、広告板、アーチその他これらに類する工作物を設けようとする者

三　場所を移動しないで、道路に露店、屋台店その他これらに類する店を出そうとする者

四　前各号に掲げるもののほか、道路において祭礼行事をし、又はロケーションをする等一般交通に著しい影響を及ぼすような通行の形態若しくは方法により道路を使用する行為又は道路に人が集まり一般交通に著しい影響を及ぼすような行為で、公安委員会が、その土地の道路又は交通の状況により、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要と認めて定めたものをしようとする者

2　前項の許可の申請があった場合において、当該申請に係る行為が次の各号のいずれかに該当するときは、所轄警察署長は、許可をしなければならない。

一　当該申請に係る行為が公共に交通の妨害となるおそれがないと認められるとき。

二　当該申請に係る行為が許可に付された条件に従って行なわれることにより交通の妨害となるおそれがなくなると認められるとき。

三　当該申請に係る行為が現に交通の妨害となるおそれはあるが公益上又は社会の慣習上やむを得ないものであると認められるとき。

3　第一項の規定による許可をする場合において、必要があると認めるときは、所轄警察署長は、当該許可に係る行為が前項第一号に該当する場合を除き、当該許可に道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要な条件を付することができる。

4　所轄警察署長は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため特別の必要が生じたときは、前項の規定により付した条件を変更し、又は新たに条件を付することができる。

5　所轄警察署長は、第一項の規定による許可を受けた者が前二項の規定による条件に違反したとき、又は道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため特別の必要が生じたときは、その許可を取り消し、又はその許可の効力を停止することができる。

6　所轄警察署長は、第三項又は第四項の規定による条件に違反した者について前項の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者に対し、あらかじめ、弁明をなすべき日時、場所及び当該処分をしようとする理由を通知して、当該事案について弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。ただし、交通の危険を防止するため緊急やむを得ないときは、この限りでない。

7　第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可の期間が満了したとき、又は第五項の規定により当該許可が取り消されたときは、すみやかに当該工作物の除去その他道路を原状に回復する措置を講じなければならない。

（罰則　第一項については第百十九条第一項第十二号、第百二十三条　第三項及び第四項については第百十九条第一項第十三号、第百二十三条　第七項については第百二十条第一項第十三号、第百二十三条）

（許可の手続）

第七十八条　前条第一項の規定による許可を受けようとする者は、総理府令で定める事項を記載した申請書を所轄警察署長に提出しなければならない。

2　前条第一項の規定による許可に係る行為が道路法第三十二条第一項又は第三項の規定の適用を受けるものであるときは、前項の規定による申請書の提出は、当該道路の管理者を経由して行なうことができる。この場合において、道路の管理者は、すみやかに当該申請書を所轄警察署長に送付しなければならない。

3　所轄警察署長は、前条第一項の規定による許可をしたときは、許可証を交付しなければならない。

4　前項の規定による許可証の交付を受けた者は、当該許可証の記載事項に変更を生じたときは、所轄警察署長に届け出て、許可証に変更に係る事項の記載を受けなければならない。

5　第三項の規定による許可証の交付を受けた者は、当該許可証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、所轄警察署長に許可証の再交付を申請することができる。

6　第一項の申請書の様式、第三項の許可証の様式その他前条第一項の許可の手続について必要な事項は、総理府令で定める。

（罰則　第四項については第百二十一条第一項第九号）

（道路の管理者との協議）

第七十九条　所轄警察署長は、第七十七条第一項の規定による許可をしようとする場合において、当該許可に係る行為が道路法第三十二条第一項又は第三項の規定の適用を受けるものであるときは、あらかじめ、当該道路の管理者に協議しなければならない。

（道路の管理者の特例）

第八十条　道路法による道路の管理者が道路の維持、修繕その他の管理のため工事又は作業を行なおうとするときは、当該道路の管理者は、第七十七条第一項の規定にかかわらず、所轄警察署長に協議すれば足りる。

2　前項の協議について必要な事項は、総理府令・建設省令で定める。

第三節　危険防止等の措置

（違法工作物等に対する措置）

第八十一条　警察署長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、当該違反行為に係る工作物又は物件（以下この節において「工作物等」という。）の除去、移転又は改修、当該違反行為に係る工事又は作業（以下この節において「工事等」という。）の中止その他当該違反行為に係る工作物等又は工事等について、道路における危険を防止し、又は交通の妨害を排除するため必要な措置をとることを命ずることができる。

一　第七十六条第一項又は第二項の規定に違反して工作物等を設置した者

二　第七十六条第三項の規定に違反して物件を置いた者

三　第七十七条第一項の規定に違反して工作物等を設置し、又は工事等を行なつた者

四　第七十七条第三項又は第四項の規定による所轄警察署長が付した条件に違反した者

五　第七十七条第七項の規定に違反して当該工作物の除去その他道路を原状に回復する措置を講じなかつた者

2　警察署長は、前項第一号、第二号又は第三号に掲げる者の氏名及び住所を知ることができないため、これらの者に対し、前項の規定による措置をとることを命ずることができないときは、自ら当該措置をとることができる。この場合において、工作物等を除去したときは、警察署長は、当該工作物等を保管しなければならない。

3　警察署長は、前項後段の規定により工作物等を保管したときは、当該工作物等の占有者、所有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下この節において「占有者等」という。）に対し当該工作物等を返還するため、政令で定めるところにより、政令で定める事項を公示しなければならない。

4　警察署長は、第三項の規定により保管した工作物等が滅失し、又は破損するおそれがあるときは、政令で定めるところにより、当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管することができる。

5　前三項に規定する工作物等の除去、移転、改修、保管、売却、公示等に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき占有者等の負担とし、その費用の徴収については、行政代執行法第五条及び第六条の規定を準用する。

6　第三項に規定する公示の日から起算して六月を経過してもなお第二項の規定により保管した工作物等（第四項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、当該工作物等の所有権は、当該警察署の属する都道府県に帰属する。

（罰則　第一項については第百十九条第一項第十四号、第百二十三条）

（沿道の工作物等の危険防止措置）

第八十二条　警察署長は、沿道の土地に設置されている工作物等が道路における交通の危険を生じさせ、又は著しく交通の妨害となるおそれがあるときは、当該工作物等の占有者等に対し、当該工作物等の除去その他当該工作物等について道路における交通の危険を防止し、又は交通の円滑を図るため必要な措置をとることを命ずることができる。

2　前項の場合において、当該工作物等の占有者等の氏名及び住所を知ることができないため、これらの者に対し、前項の規定による措置をとることを命ずることができないときは、警察署長は、自ら当該措置をとることができる。この場合において、工作物等を除去したときは、警察署長は、当該工作物等を保管しなければならない。

3　前条第三項から第六項までの規定は、前項後段の

2　第二種免許を受けた者は、前項の表の区分に従い当該自動車等を運転することができるほか、次の表の上欄に掲げる免許の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる種類の自動車等を運転することができる。

自動車等の種類	第一種免許の種類
大型自動車	大型免許
普通自動車	普通免許
特殊自動車	特殊免許
自動三輪車	三輪免許
自動二輪車	二輪免許
軽自動車	軽免許
第一種原動機付自転車	第一種原付免許
第二種原動機付自転車	第二種原付免許

（第二種免許）

第八十五条　次の表の上欄に掲げる自動車等を運転しようとする者は、当該自動車等の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる第二種免許を受けなければならない。

自動車等の種類	第二種免許の種類
大型自動車	大型第二種免許
普通自動車	普通第二種免許
特殊自動車	特殊第二種免許
自動三輪車	三輪第二種免許

2　第二種免許を受けた者は、前項の表の区分に従い当該自動車等を当該目的で運転することができるほか、当該第二種免許に対応する第一種免許を受けた者が前条第二項の規定により運転することができる自動車等を運転することができる。

（仮免許）

第八十六条　大型自動車、普通自動車又は自動三輪車を当該自動車に係る第一種免許又は第二種免許を受けないで教習のため運転しようとする者は、仮免許を受けなければならない。

2　仮免許は、自動車の種類及び三月をこえない範囲内において期間を指定して与えるものとする。

3　仮免許を受けた者は、交通がひんぱんでない道路において、その運転者席の横の乗車装置に当該自動車に係る第一種免許又は第二種免許を受けた者を同乗させ、かつ、その指導の下に、前項の規定により指定された種類の自動車を運転することができる。

4　前項の規定により自動車を運転しようとするときは、仮免許を受けた者は、当該自動車の前面及び後面の見やすい位置に総理府令で定める様式の標識をつけなければならない。

（前則　第三項については第百二十条第一項第十四号、第百二十二条）

第二節　免許の申請等

（免許の欠格事由）

第八十八条　次の各号のいずれかに該当する者に対しては、免許を与えない。

一　大型免許（大型自動車に係る仮免許を含む。）、普通免許（普通自動車に係る仮免許を含む。）及び特殊免許については十八歳に、三輪免許（自動三輪車に係る仮免許を含む。）、二輪免許、軽免許、第一種原付免許及び第二種原付免許については十六歳に、それぞれ満たない者

二　精神病者、精神薄弱者、てんかん病者、目が見えない者、耳がきこえない者又は口がきけない者

三　前号に掲げる者のほか、政令で定める身体の障

規定による保管について準用する。

（前則　第一項については第百十九条第一項第十四号、第百二十三条）

（工作物等に対する応急措置）

第八十三条　警察官は、道路又は沿道の土地に設置されている工作物等が著しく道路における交通の危険を生じさせ、又は交通の妨害となるおそれがあり、かつ、急を要すると認めるときは、道路における交通の危険を防止し、又は交通の妨害を排除するため必要な限度において、当該工作物等の除去、移転その他応急の措置をとることができる。

2　前項に規定する措置をとつた場合において、工作物等を除去したときは、警察官は、当該工作物等を当該工作物等が設置されていた場所を管轄する警察署長に差し出さなければならない。この場合において、警察署長は、当該工作物等を保管しなければならない。

3　第八十一条第三項から第六項までの規定は、前項の規定による保管について準用する。

第六章　自動車及び原動機付自転車の運転免許

第一節　通則

（運転免許）

第八十四条　自動車及び原動機付自転車（以下この章において「自動車等」という。）を運転しようとする者は、公安委員会の運転免許（以下「免許」という。）を受けなければならない。

2　免許は、第一種運転免許（以下「第一種免許」という。）、第二種運転免許（以下「第二種免許」という。）及び仮運転免許（以下「仮免許」という。）に区分する。

3　第一種免許を分けて、大型自動車免許（以下「大型免許」という。）、普通自動車免許（以下「普通免許」という。）、特殊自動車免許（以下「特殊免許」という。）、自動三輪車免許（以下「三輪免許」という。）、自動二輪車免許（以下「二輪免許」という。）、軽自動車免許（以下「軽免許」という。）、第一種原動機付自転車免許（以下「第一種原付免許」という。）及び第二種原動機付自転車免許（以下「第二種原付免許」という。）の六種類とする。

4　第二種免許を分けて、大型自動車第二種免許（以下「大型第二種免許」という。）、普通自動車第二種免許（以下「普通第二種免許」という。）、特殊自動車第二種免許（以下「特殊第二種免許」という。）及び自動三輪車第二種免許（以下「三輪第二種免許」という。）の四種類とする。

（第一種免許）

第八十五条　次の表の上欄に掲げる自動車等を運転しようとする者は、当該自動車等の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる第一種免許を受けなければならない。

自動車等の種類	第一種免許の種類
大型自動車	大型免許
普通自動車	普通免許
特殊自動車	特殊免許
自動三輪車	三輪免許
自動二輪車	二輪免許
軽自動車	軽免許
第一種原動機付自転車	第一種原付免許
第二種原動機付自転車	第二種原付免許

2　第一種免許を受けた者は、前項の表の区分に従い当該自動車等を運転することができるほか、次の表の上欄に掲げる免許の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる種類の自動車等を運転することができる。

第一種免許の種類	運転することができる自動車等の種類
大型免許	普通自動車、自動三輪車、軽自動車及び原動機付自転車
普通免許	自動三輪車、軽自動車及び原動機付自転車
特殊免許	軽自動車及び原動機付自転車
三輪免許	軽自動車及び原動機付自転車
二輪免許	軽自動車及び原動機付自転車
軽免許	原動機付自転車
第一種原付免許	第一種原動機付自転車

3　第一種免許を受けた者は、前二項の規定による運転することができる自動車等が道路運送法第三条第二項第一号、第二号若しくは第三号又は同条第三項第一号に掲げる旅客自動車運送事業の用に供される自動車（以下「旅客自動車」という。）であるときは、前二項の規定にかかわらず、当該自動車を当該旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で運転することができない。

（第二種免許）

第八十六条　次の表の上欄に掲げる自動車で旅客自動車であるものを当該旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で運転しようとする者は、当該自動

害のある者

四　アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

五　第百三条第一項の規定により免許を取り消され、その日から起算して一年を経過していない者又は免許の効力が停止されている者

2　免許を現に受けている者は、当該免許と同一の種類の免許を重ねて受けることができない。

（免許の申請）

第八十九条　免許を受けようとする者は、その者の住所地を管轄する公安委員会に、総理府令で定める様式の免許申請書を提出し、かつ、当該公安委員会の行なう運転免許試験を受けなければならない。

（免許の拒否等）

第九十条　公安委員会は、前条の運転免許試験に合格した者に対し、免許を与えなければならない。ただし、自動車等の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反した者で、その者が自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあり、これに免許を与えることが適当でないと認めるものについては、免許を与えず、又は一年をこえない範囲内において免許を保留することができる。

2　公安委員会は、前項ただし書の規定により免許を拒否し、又は保留しようとするときは、当該運転免許試験に合格した者に対し、あらかじめ、弁明をなすべき日時、場所及び当該処分をしようとする理由を通知して、当該事案について弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

（免許の条件）

第九十一条　公安委員会は、前条第一項本文の規定により免許を与える場合において、道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るため必要があると認めるときは、必要な限度において、免許を受ける者の身体の状態又は運転の技能に応じ、その者が運転することができる自動車等の種類を限定し、その他自動車等を運転するについて必要な条件を付することができる。

（罰則　第百十九条第一項第十五号、第百二十二条）

第三節　免許証等

（免許証の交付）

第九十二条　免許は、運転免許証（以下「免許証」という。）を交付して行なう。この場合において、同一人に対し、日を同じくして第一種免許又は第二種免許のうち二以上の種類の免許を与えるときは、一の種類の免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事項を記載して、当該種類の免許に係る免許証の交付に代えるものとする。

2　免許を現に受けている者に対し、当該免許の種類と異なる種類の免許を与えるときは、その異なる種類の免許に係る免許証にその者が現に受けている免許に係る事項を記載して、その者が現に有する免許証と引き換えに交付するものとする。

3　免許証の有効期間（第百一条第二項の規定により免許証の有効期間が更新された場合にあつては、当該更新された免許証の有効期間）は、当該免許証の交付を受けた日（免許証の有効期間が更新された場合にあつては、その更新された日）から起算して三年とする。

（免許証の記載事項）

第九十三条　免許証には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

一　免許証の番号

二　免許の年月日及び免許証の交付年月日

三　免許の種類

四　免許を受けた者の本籍、住所、氏名及び生年月日

2　公安委員会は、前項各号に掲げるもののほか、免許を受けた者について、第九十一条若しくは第百一条第二項（第百二条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、免許に条件を付し、若しくは免許に付されている条件を変更し、又は第百三条の規定により免許の効力を停止し、若しくはその期間を短縮したときは、その者の免許証に当該条件又は当該処分に係る事項を記載しなければならない。

3　前二項に規定するもののほか、免許証の様式その他免許証について必要な事項は、総理府令で定める。

（免許証の記載事項の変更届出等）

第九十四条　免許を受けた者は、前条第一項に規定する免許証の記載事項に変更を生じたときは、すみやかに住所地を管轄する公安委員会（公安委員会の管轄区域を異にして住所を変更したときは、変更した後の住所地を管轄する公安委員会）に届け出て、免許証に変更に係る事項の記載を受けなければならない。

2　前項の規定による公安委員会の管轄区域を異にする住所地の変更の届出を受けた公安委員会は、当該届出をした者の従前の住所地を管轄する公安委員会にその旨を通知しなければならない。

3　免許を受けた者は、免許証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、その者の住所地を管轄する公安委員会に免許証の再交付を申請することができる。

4　第一項に規定する免許証の記載事項の変更の届出の手続及び前項に規定する免許証の再交付の申請の手続は、総理府令で定める。

（罰則　第一項については第百二十一条第一項第九号）

（免許証の携帯及び提示義務）

第九十五条　免許を受けた者は、自動車等を運転するときは、当該自動車等に係る免許証を携帯していなければならない。

2　免許を受けた者は、自動車等を運転している場合において、警察官から第六十七条第一項の規定による免許証の提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

（罰則　第一項については第百二十一条第一項第十号、同条第二項　第二項については第百二十条第一項第九号）

第四節　運転免許試験

（受験資格）

第九十六条　第八十八条第一項各号のいずれかに該当する者は、第一種免許及び仮免許の運転免許試験を受けることができない。

2　第二種免許の運転免許試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

一　二十一歳以上の者で、大型免許、普通免許、特殊免許又は三輪免許を現に受けており（第百三条第二項の規定により当該免許の効力が停止されている場合を除く。）、かつ、当該免許によつて運転することができる自動車の運転の経験の期間が通算して三年（政令で定めるものにあつては、二年）以上のもの

二　その者が受けようとしている第二種免許の種類と異なる種類の第二種免許を現に受けている者（第百三条第二項の規定により当該免許の効力が停止されている者を除く。）

（運転免許試験の方法）

第九十七条　運転免許試験は、免許の種類ごとに次の各号（軽免許、第二種原付免許及び仮免許の運転免許試験については第一号から第三号まで、第二種原付免許の運転免許試験については第一号及び第三号）に掲げる事項について行なう。

一　自動車等の運転について必要な適性

二　自動車等の運転について必要な技能

三　自動車等及び道路の交通に関する法令についての知識

四　自動車等の構造及び取扱方法

2　前項に規定するもののほか、運転免許試験の実施の手続、方法その他運転免許試験について必要な事項は、総理府令で定める。

（自動車教習所の指定）

第九十八条　公安委員会は、自動車の運転に関する技能及び法令並びに自動車の構造及び取扱方法について教習を行なう施設のうち、政令で定める基準に適合するものを、当該施設を設置し、又は管理する者の申請に基づき、指定自動車教習所として指定することができる。

2　公安委員会は、指定自動車教習所について、前項の政令で定める基準に適合しているかどうかを検査し、及び当該指定自動車教習所を設置し、又は管理する者に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

3　公安委員会は、指定自動車教習所が第一項の政令で定める基準に適合しなくなつたときは、その指定を解除することができる。

（運転免許試験の免除）

第九十九条　次の各号のいずれかに該当する者については、政令で定めるところにより、第一種免許の運転免許試験の一部を免除する。

一　指定自動車教習所の発行する卒業証明書を有する者で、当該指定自動車教習所を卒業した日から起算して一年を経過しないもの

二　道路運送車両法第五十五条及びこれに基づく命令の規定による技能検定に合格した者で、一級、二級又は三級の自動車整備士の資格を有するもの

三　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校（旧中学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による工業学校を含む。）又はこれと同等以上の学校の機械科を卒業した者で、在学中自動車に関する学科を修得したもの

四　海外旅行、災害その他政令で定めるやむを得ない理由のため第百一条第一項の免許証の有効期間の更新を受けることができなかつた者で、当該事情がやんだ日から起算して一月を経過しないもの

五　外国の行政庁が与えた自動車等の運転に関する免許を有する者

2　前項に規定する者のほか、免許を受けようとする者が当該免許に係る自動車等を運転することが支障がないと認めたときは、公安委員会は、政令で定める基準に従い、運転免許試験の一部を免除することができる。

（運転免許試験の停止等）

第百条　公安委員会は、不正の手段によつて運転免許試験を受け、又は受けようとした者に対しては、その運転免許試験を停止し、又は合格の決定を取り消すことができる。

2　前項の規定により合格の決定を取り消したときは、公安委員会は、その旨を直ちにその者に通知しなければならない。この場合において、当該運転免許試験に係る免許は、その通知を受けた日に効力を失うものとする。

3　公安委員会は、第一項の規定による処分を受けた者に対し、情状により、一年以内の期間を定めて、運転免許試験を受けることができないものとすることができる。

第五節　免許証の更新等

（免許証の更新及び定期検査）

第百一条　免許証の有効期間の更新（以下「免許証の更新」という。）を受けようとする者は、当該免許証の有効期間が満了する日の一月前から当該期間が満了する日までの間に、その者の住所地を管轄する公安委員会が行なう自動車等の運転について必要な適性検査（以下「適性検査」という。）を受けなければならない。

2　前項の適性検査の結果、当該免許証の更新を受けようとする者が自動車等を運転することが支障がないと認めたときは、当該公安委員会は、当該免許証の更新をしなければならない。この場合において、道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るため必要があると認めるときは、当該公安委員会は、当該免許証の更新を受けようとする者について、その者の身体の状態に応じた条件を新たに付し、又はその者の免許に付されている条件を変更することができる。

3　前二項に定めるもののほか、免許証の更新の申請及び適性検査について必要な事項は、総理府令で定める。

（前則　第二項については第百十九条第一項第十五号、第百二十二条）

（臨時適性検査）

第百二条　公安委員会は、免許を受けた者が第八十八条第一項第一号、第三号若しくは第四号のいずれかに該当する者となり、又は次条第二項第一号に該当することとなつたと疑う理由があるときは、当該免許を受けた者につき、臨時に適性検査を行なうことができる。この場合において、公安委員会は、あらかじめ、適性検査を行なう期日、場所その他必要な事項をその者に通知しなければならない。

2　前項の規定により通知を受けた者は、通知された期日に通知された場所に出頭して適性検査を受けなければならない。

3　前条第二項後段の規定は、第一項の規定により適性検査を行なつた場合について準用する。

（前則　第三項については第百十九条第一項第十五号、第百二十二条）

第六節　免許の取消し、停止等

（免許の取消し、停止等）

第百三条　免許を受けた者が第八十八条第一項第二号、第三号又は第四号のいずれかに該当する者になつたときは、その者の住所地を管轄する公安委員会は、その者の免許を取り消さなければならない。

2　免許を受けた者が、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者の住所地を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、その者の免許を取り消し、又は六月をこえない範囲内で期間を定めて免許の効力を停止することができる。

一　第八十八条第一項第三号に該当するに至らないまでも、それのあるものが生じたとき。程度の身体の障害で自動車等の運転に支障を及ぼ

二　自動車等の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反したとき。

三　前二号に掲げるもののほか、免許を受けた者が自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあるとき。

3　公安委員会は、前項の規定による免許の効力の停止を受けた者（同項第一号に係る者を除く。）から申し出があつたときは、政令で定めるところにより、その者に当該公安委員会又は当該公安委員会が委託

処分に適反した場合において、当該違反が当該車両等の運転者の雇用者の業務に関してなされたものであると認められるときは、公安委員会は、当該雇用者に対し、前項の返還を受けるべき者に当該車両を返納させるよう勧告することができる。

（免許証の保管）

第九条　警察官は、自動車又は原動機付自転車の運転者が自動車又は原動機付自転車の運転に関しての法律の制限に違反したと認めるときは、その違反を現場において検挙するため、免許証の提出を求めることができる。

2　前項の場合において、免許証を提出しようとする者は、保管のため必要があると認めるときは、公安委員会の指定する他の警察官に対し、当該免許証を提出することができる。

3　公安委員会は、前項の規定により提出された免許証について保管の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、これを返還しなければならない。

4　前項の規定により免許証の返還を受けようとする者は、当該免許証の提出をした警察官又はその所属する警察署の警察官に対し、その返還を求めることができる。

5　警察官は、第一項の規定により免許証を保管する場合において、その必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、これを返還しなければならない。

（免許証の返納）

第十条　免許証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、十四日以内に、その者の住所地を管轄する公安委員会に当該免許証を返納しなければならない。

一　免許を受けた日から起算して三年を経過したとき。

二　免許証の記載事項に変更を生じたとき。

三　免許証を汚し、又は破つたとき。

2　公安委員会は、前項第二号の規定により免許証の返納があつたときは、当該返納に係る免許を受けた者に対し、新たな免許証を交付しなければならない。

3　何人も、他人の免許証を譲り受け、又は譲り渡してはならない。

4　何人も、偽りその他不正の手段により免許証の交付を受けてはならない。

（免許証の携帯義務）

第十一条　免許を受けた者は、当該免許に係る車両等を運転するときは、免許証を携帯していなければならない。

2　前項の規定は、第八十五条第一項の規定による仮運転免許証を受けた者が当該仮運転免許に係る車両等を運転するときについて準用する。

3　当該警察官は、第一項の規定により提出を求めた免許証を当該提出者に返還しようとするときは、当該提出者が第八十五条第一項の規定による仮運転免許証を受けた者であるときを除き、当該提出者に対し、当該免許証の提出をした日時及び場所その他の警察庁令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

（免許証の更新）

第十一条　公安委員会は、この法律の規定による免許証の更新をしようとするときは、当該免許証の提出をした者に対し、政令で定めるところにより、当該提出をした者が第八十五条第一項の規定による仮運転免許証を受けた者であるときを除き、当該提出をした者が第九十条第一項の規定による優良運転者であるときは、当該提出をした者に対し

政令で定める。

（道路使用許可の手数料）

第百十三条 都道府県は、警察署長が行なう第七十七条第一項の許可について手数料を徴収することができる。この場合において、その額は、千円をこえない範囲内で、都道府県規則で定める。

（五面公安委員会への権限の委任）

第百十四条 この法律の規定により道公安委員会の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、方面公安委員会に行なわせることができる。

第八章 罰則

第百十五条 みだりに信号機を操作し、若しくは公安委員会が設置した道路標識若しくは道路標示を移転し、又は信号機若しくは公安委員会が設置した道路標識若しくは道路標示を損壊して道路における交通の危険を生じさせた者は、五年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第百十六条 車両等の運転者が業務上必要な注意を怠り、又は重大な過失により他人の建造物を損壊したときは、六月以下の禁錮又は五万円以下の罰金に処する。

第百十七条 第七十二条（交通事故の場合の措置）第一項前段の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第百十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 法令の規定による運転の免許を受けなければ運転し、又は操縦することができないこととされている車両等を当該免許を受けないで（法令の規定により当該免許の効力が停止されている場合を含む。）運転した者

二 第六十五条（酒気帯び運転の禁止）の規定に違反した者で酒に酔い（アルコールの影響により車両等の正常な運転ができないおそれがある状態にあることをいう。）、車両等を運転したもの又は第六十六条（過労運転等の禁止）の規定に違反した者

三 第六十八条（最高速度の遵守）の規定に違反した者

四 第七十六条（禁止行為）第一項又は第二項の規定に違反した者

2 過失により前項第三号の罪を犯した者は、三月以下の禁錮又は五万円以下の罰金に処する。

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一 第四条（信号機の設置等）第二項若しくは第五条（警察官の手信号等に従う義務）第一項若しくは第二項の規定に違反し、又は第七条（通行の禁止及び制限）の規定による公安委員会、警察署長若しくは警察官の禁止若しくは制限に従わなかつた車両等の運転者

二 第三十三条（踏切の通過）の規定の違反となるような行為をした者

三 第五十一条（違法駐車に対する措置）第一項の規定による警察官の命令に従わなかつた者

四 第六十一条（危険防止の措置）の規定による警察官の停止又は命令に従わなかつた者

五 第六十二条（整備不良車両の運転の禁止）の規定に違反した者

六 第六十三条（車両の検査等）第一項の規定による警察官の停止に従わず、提示の要求を拒み、又は検査を拒み、若しくは妨げた者

七 第六十三条（車両の検査等）第二項の規定による警察官の命令に従わなかつた者

八 第六十七条（危険防止の措置）第一項の規定による警察官の停止に従わなかつた者

九 第七十条（安全運転の義務）の規定に違反した者

十 第七十二条（交通事故の場合の措置）第一項後段に規定する報告をしなかつた者

十一 国家公安委員会又は公安委員会が第七十四条（雇用者の義務）第二項に規定する時間を超えて業務として定める業務を課し、又はこれと実質的に同一の結果となる条件として定める条件を付して雇用運転者に車両等を運転させた雇用者

十二 第七十五条（車両等の運行を管理する者の義務）、第七十六条（禁止行為）第三項又は第七十七条（道路の使用の許可）第一項の規定に違反した者

十三 第七十七条（道路の使用の許可）第三項の規定により警察署長が付し、又は同条第四項の規定により警察署長が変更し、若しくは付した条件に違反した者

十四 第八十一条（違法工作物等に対する措置）第一項又は第八十二条（沿道の工作物等の危険防止措置）第一項の規定による警察署長の命令に従わなかつた者

十五 第九十一条（免許の条件）又は第百一条（免許証の更新及び定期検査）第二項後段（第百二条（臨時適性検査）第三項において準用する場合を含む。）の規定による公安委員会の処分に違反した者

十六 第九十二条（免許の取消し等）第一項の規定による公安委員会の処分に違反した者

十七 第九十三条（免許の効力）第一項の規定による公安委員会の処分に違反した者

十八 第九十四条（免許の効力）第二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

十九 第九十五条（免許の効力）第三項の規定による公安委員会の処分に違反した者

二十 第九十六条（免許の効力）第四項の規定による公安委員会の処分に違反した者

二十一 第九十七条（免許の効力）第五項の規定による公安委員会の処分に違反した者

二十二 第九十八条（免許の効力）第六項の規定による公安委員会の処分に違反した者

二十三 第九十九条（免許の効力）第七項の規定による公安委員会の処分に違反した者

二十四 第百条（免許の効力）第八項の規定による公安委員会の処分に違反した者

二十五 第百三条（免許の拒否等）第一項の規定による公安委員会の処分に違反した者

二十六 第百四条（免許の拒否等）第二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

二十七 第百五条（免許の拒否等）第三項の規定による公安委員会の処分に違反した者

二十八 第百六条（免許の拒否等）第四項の規定による公安委員会の処分に違反した者

二十九 第百七条（免許の拒否等）第五項の規定による公安委員会の処分に違反した者

三十 第百八条（免許の拒否等）第六項の規定による公安委員会の処分に違反した者

三十一 第百九条（免許の拒否等）第七項の規定による公安委員会の処分に違反した者

三十二 第百十条（免許の拒否等）第八項の規定による公安委員会の処分に違反した者

三十三 第百十一条（免許の拒否等）第九項の規定による公安委員会の処分に違反した者

三十四 第百十二条（免許の拒否等）第十項の規定による公安委員会の処分に違反した者

三十五 第百十三条（免許の拒否等）第十一項の規定による公安委員会の処分に違反した者

三十六 第百十四条（免許の拒否等）第十二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

三十七 第百十五条（免許の拒否等）第十三項の規定による公安委員会の処分に違反した者

三十八 第百十六条（免許の拒否等）第十四項の規定による公安委員会の処分に違反した者

三十九 第百十七条（免許の拒否等）第十五項の規定による公安委員会の処分に違反した者

四十 第百十八条（免許の拒否等）第十六項の規定による公安委員会の処分に違反した者

四十一 第百十九条（免許の拒否等）第十七項の規定による公安委員会の処分に違反した者

四十二 第百二十条（免許の拒否等）第十八項の規定による公安委員会の処分に違反した者

四十三 第百二十一条（免許の拒否等）第十九項の規定による公安委員会の処分に違反した者

四十四 第百二十二条（免許の拒否等）第二十項の規定による公安委員会の処分に違反した者

四十五 第百二十三条（免許の拒否等）第二十一項の規定による公安委員会の処分に違反した者

四十六 第百二十四条（免許の拒否等）第二十二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

四十七 第百二十五条（免許の拒否等）第二十三項の規定による公安委員会の処分に違反した者

四十八 第百二十六条（免許の拒否等）第二十四項の規定による公安委員会の処分に違反した者

四十九 第百二十七条（免許の拒否等）第二十五項の規定による公安委員会の処分に違反した者

五十 第百二十八条（免許の拒否等）第二十六項の規定による公安委員会の処分に違反した者

五十一 第百二十九条（免許の拒否等）第二十七項の規定による公安委員会の処分に違反した者

五十二 第百三十条（免許の拒否等）第二十八項の規定による公安委員会の処分に違反した者

五十三 第百三十一条（免許の拒否等）第二十九項の規定による公安委員会の処分に違反した者

五十四 第百三十二条（免許の拒否等）第三十項の規定による公安委員会の処分に違反した者

五十五 第百三十三条（免許の拒否等）第三十一項の規定による公安委員会の処分に違反した者

五十六 第百三十四条（免許の拒否等）第三十二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

五十七 第百三十五条（免許の拒否等）第三十三項の規定による公安委員会の処分に違反した者

五十八 第百三十六条（免許の拒否等）第三十四項の規定による公安委員会の処分に違反した者

五十九 第百三十七条（免許の拒否等）第三十五項の規定による公安委員会の処分に違反した者

六十 第百三十八条（免許の拒否等）第三十六項の規定による公安委員会の処分に違反した者

六十一 第百三十九条（免許の拒否等）第三十七項の規定による公安委員会の処分に違反した者

六十二 第百四十条（免許の拒否等）第三十八項の規定による公安委員会の処分に違反した者

六十三 第百四十一条（免許の拒否等）第三十九項の規定による公安委員会の処分に違反した者

六十四 第百四十二条（免許の拒否等）第四十項の規定による公安委員会の処分に違反した者

六十五 第百四十三条（免許の拒否等）第四十一項の規定による公安委員会の処分に違反した者

六十六 第百四十四条（免許の拒否等）第四十二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

六十七 第百四十五条（免許の拒否等）第四十三項の規定による公安委員会の処分に違反した者

六十八 第百四十六条（免許の拒否等）第四十四項の規定による公安委員会の処分に違反した者

六十九 第百四十七条（免許の拒否等）第四十五項の規定による公安委員会の処分に違反した者

七十 第百四十八条（免許の拒否等）第四十六項の規定による公安委員会の処分に違反した者

七十一 第百四十九条（免許の拒否等）第四十七項の規定による公安委員会の処分に違反した者

七十二 第百五十条（免許の拒否等）第四十八項の規定による公安委員会の処分に違反した者

七十三 第百五十一条（免許の拒否等）第四十九項の規定による公安委員会の処分に違反した者

七十四 第百五十二条（免許の拒否等）第五十項の規定による公安委員会の処分に違反した者

七十五 第百五十三条（免許の拒否等）第五十一項の規定による公安委員会の処分に違反した者

七十六 第百五十四条（免許の拒否等）第五十二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

七十七 第百五十五条（免許の拒否等）第五十三項の規定による公安委員会の処分に違反した者

七十八 第百五十六条（免許の拒否等）第五十四項の規定による公安委員会の処分に違反した者

七十九 第百五十七条（免許の拒否等）第五十五項の規定による公安委員会の処分に違反した者

八十 第百五十八条（免許の拒否等）第五十六項の規定による公安委員会の処分に違反した者

八十一 第百五十九条（免許の拒否等）第五十七項の規定による公安委員会の処分に違反した者

八十二 第百六十条（免許の拒否等）第五十八項の規定による公安委員会の処分に違反した者

八十三 第百六十一条（免許の拒否等）第五十九項の規定による公安委員会の処分に違反した者

八十四 第百六十二条（免許の拒否等）第六十項の規定による公安委員会の処分に違反した者

八十五 第百六十三条（免許の拒否等）第六十一項の規定による公安委員会の処分に違反した者

八十六 第百六十四条（免許の拒否等）第六十二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

八十七 第百六十五条（免許の拒否等）第六十三項の規定による公安委員会の処分に違反した者

八十八 第百六十六条（免許の拒否等）第六十四項の規定による公安委員会の処分に違反した者

八十九 第百六十七条（免許の拒否等）第六十五項の規定による公安委員会の処分に違反した者

九十 第百六十八条（免許の拒否等）第六十六項の規定による公安委員会の処分に違反した者

九十一 第百六十九条（免許の拒否等）第六十七項の規定による公安委員会の処分に違反した者

九十二 第百七十条（免許の拒否等）第六十八項の規定による公安委員会の処分に違反した者

九十三 第百七十一条（免許の拒否等）第六十九項の規定による公安委員会の処分に違反した者

九十四 第百七十二条（免許の拒否等）第七十項の規定による公安委員会の処分に違反した者

九十五 第百七十三条（免許の拒否等）第七十一項の規定による公安委員会の処分に違反した者

九十六 第百七十四条（免許の拒否等）第七十二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

九十七 第百七十五条（免許の拒否等）第七十三項の規定による公安委員会の処分に違反した者

九十八 第百七十六条（免許の拒否等）第七十四項の規定による公安委員会の処分に違反した者

九十九 第百七十七条（免許の拒否等）第七十五項の規定による公安委員会の処分に違反した者

百 第百七十八条（免許の拒否等）第七十六項の規定による公安委員会の処分に違反した者

百一 第百七十九条（免許の拒否等）第七十七項の規定による公安委員会の処分に違反した者

百二 第百八十条（免許の拒否等）第七十八項の規定による公安委員会の処分に違反した者

百三 第百八十一条（免許の拒否等）第七十九項の規定による公安委員会の処分に違反した者

百四 第百八十二条（免許の拒否等）第八十項の規定による公安委員会の処分に違反した者

百五 第百八十三条（免許の拒否等）第八十一項の規定による公安委員会の処分に違反した者

百六 第百八十四条（免許の拒否等）第八十二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

百七 第百八十五条（免許の拒否等）第八十三項の規定による公安委員会の処分に違反した者

百八 第百八十六条（免許の拒否等）第八十四項の規定による公安委員会の処分に違反した者

百九 第百八十七条（免許の拒否等）第八十五項の規定による公安委員会の処分に違反した者

百十 第百八十八条（免許の拒否等）第八十六項の規定による公安委員会の処分に違反した者

百十一 第百八十九条（免許の拒否等）第八十七項の規定による公安委員会の処分に違反した者

百十二 第百九十条（免許の拒否等）第八十八項の規定による公安委員会の処分に違反した者

百十三 第百九十一条（免許の拒否等）第八十九項の規定による公安委員会の処分に違反した者

百十四 第百九十二条（免許の拒否等）第九十項の規定による公安委員会の処分に違反した者

百十五 第百九十三条（免許の拒否等）第九十一項の規定による公安委員会の処分に違反した者

百十六 第百九十四条（免許の拒否等）第九十二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

百十七 第百九十五条（免許の拒否等）第九十三項の規定による公安委員会の処分に違反した者

百十八 第百九十六条（免許の拒否等）第九十四項の規定による公安委員会の処分に違反した者

百十九 第百九十七条（免許の拒否等）第九十五項の規定による公安委員会の処分に違反した者

百二十 第百九十八条（免許の拒否等）第九十六項の規定による公安委員会の処分に違反した者

百二十一 第百九十九条（免許の拒否等）第九十七項の規定による公安委員会の処分に違反した者

百二十二 第二百条（免許の拒否等）第九十八項の規定による公安委員会の処分に違反した者

百二十三 第二百一条（免許の拒否等）第九十九項の規定による公安委員会の処分に違反した者

百二十四 第二百二条（免許の拒否等）第百項の規定による公安委員会の処分に違反した者

百二十五 第二百三条（免許の拒否等）第百一項の規定による公安委員会の処分に違反した者

百二十六 第二百四条（免許の拒否等）第百二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

百二十七 第二百五条（免許の拒否等）第百三項の規定による公安委員会の処分に違反した者

百二十八 第二百六条（免許の拒否等）第百四項の規定による公安委員会の処分に違反した者

百二十九 第二百七条（免許の拒否等）第百五項の規定による公安委員会の処分に違反した者

百三十 第二百八条（免許の拒否等）第百六項の規定による公安委員会の処分に違反した者

百三十一 第二百九条（免許の拒否等）第百七項の規定による公安委員会の処分に違反した者

百三十二 第二百十条（免許の拒否等）第百八項の規定による公安委員会の処分に違反した者

百三十三 第二百十一条（免許の拒否等）第百九項の規定による公安委員会の処分に違反した者

百三十四 第二百十二条（免許の拒否等）第百十項の規定による公安委員会の処分に違反した者

百三十五 第二百十三条（免許の拒否等）第百十一項の規定による公安委員会の処分に違反した者

百三十六 第二百十四条（免許の拒否等）第百十二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

百三十七 第二百十五条（免許の拒否等）第百十三項の規定による公安委員会の処分に違反した者

百三十八 第二百十六条（免許の拒否等）第百十四項の規定による公安委員会の処分に違反した者

百三十九 第二百十七条（免許の拒否等）第百十五項の規定による公安委員会の処分に違反した者

百四十 第二百十八条（免許の拒否等）第百十六項の規定による公安委員会の処分に違反した者

百四十一 第二百十九条（免許の拒否等）第百十七項の規定による公安委員会の処分に違反した者

百四十二 第二百二十条（免許の拒否等）第百十八項の規定による公安委員会の処分に違反した者

百四十三 第二百二十一条（免許の拒否等）第百十九項の規定による公安委員会の処分に違反した者

百四十四 第二百二十二条（免許の拒否等）第百二十項の規定による公安委員会の処分に違反した者

百四十五 第二百二十三条（免許の拒否等）第百二十一項の規定による公安委員会の処分に違反した者

百四十六 第二百二十四条（免許の拒否等）第百二十二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

百四十七 第二百二十五条（免許の拒否等）第百二十三項の規定による公安委員会の処分に違反した者

百四十八 第二百二十六条（免許の拒否等）第百二十四項の規定による公安委員会の処分に違反した者

百四十九 第二百二十七条（免許の拒否等）第百二十五項の規定による公安委員会の処分に違反した者

百五十 第二百二十八条（免許の拒否等）第百二十六項の規定による公安委員会の処分に違反した者

百五十一 第二百二十九条（免許の拒否等）第百二十七項の規定による公安委員会の処分に違反した者

百五十二 第二百三十条（免許の拒否等）第百二十八項の規定による公安委員会の処分に違反した者

百五十三 第二百三十一条（免許の拒否等）第百二十九項の規定による公安委員会の処分に違反した者

百五十四 第二百三十二条（免許の拒否等）第百三十項の規定による公安委員会の処分に違反した者

百五十五 第二百三十三条（免許の拒否等）第百三十一項の規定による公安委員会の処分に違反した者

百五十六 第二百三十四条（免許の拒否等）第百三十二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

百五十七 第二百三十五条（免許の拒否等）第百三十三項の規定による公安委員会の処分に違反した者

百五十八 第二百三十六条（免許の拒否等）第百三十四項の規定による公安委員会の処分に違反した者

百五十九 第二百三十七条（免許の拒否等）第百三十五項の規定による公安委員会の処分に違反した者

百六十 第二百三十八条（免許の拒否等）第百三十六項の規定による公安委員会の処分に違反した者

百六十一 第二百三十九条（免許の拒否等）第百三十七項の規定による公安委員会の処分に違反した者

百六十二 第二百四十条（免許の拒否等）第百三十八項の規定による公安委員会の処分に違反した者

百六十三 第二百四十一条（免許の拒否等）第百三十九項の規定による公安委員会の処分に違反した者

百六十四 第二百四十二条（免許の拒否等）第百四十項の規定による公安委員会の処分に違反した者

百六十五 第二百四十三条（免許の拒否等）第百四十一項の規定による公安委員会の処分に違反した者

百六十六 第二百四十四条（免許の拒否等）第百四十二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

百六十七 第二百四十五条（免許の拒否等）第百四十三項の規定による公安委員会の処分に違反した者

百六十八 第二百四十六条（免許の拒否等）第百四十四項の規定による公安委員会の処分に違反した者

百六十九 第二百四十七条（免許の拒否等）第百四十五項の規定による公安委員会の処分に違反した者

百七十 第二百四十八条（免許の拒否等）第百四十六項の規定による公安委員会の処分に違反した者

百七十一 第二百四十九条（免許の拒否等）第百四十七項の規定による公安委員会の処分に違反した者

百七十二 第二百五十条（免許の拒否等）第百四十八項の規定による公安委員会の処分に違反した者

百七十三 第二百五十一条（免許の拒否等）第百四十九項の規定による公安委員会の処分に違反した者

百七十四 第二百五十二条（免許の拒否等）第百五十項の規定による公安委員会の処分に違反した者

百七十五 第二百五十三条（免許の拒否等）第百五十一項の規定による公安委員会の処分に違反した者

百七十六 第二百五十四条（免許の拒否等）第百五十二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

百七十七 第二百五十五条（免許の拒否等）第百五十三項の規定による公安委員会の処分に違反した者

百七十八 第二百五十六条（免許の拒否等）第百五十四項の規定による公安委員会の処分に違反した者

百七十九 第二百五十七条（免許の拒否等）第百五十五項の規定による公安委員会の処分に違反した者

百八十 第二百五十八条（免許の拒否等）第百五十六項の規定による公安委員会の処分に違反した者

百八十一 第二百五十九条（免許の拒否等）第百五十七項の規定による公安委員会の処分に違反した者

百八十二 第二百六十条（免許の拒否等）第百五十八項の規定による公安委員会の処分に違反した者

百八十三 第二百六十一条（免許の拒否等）第百五十九項の規定による公安委員会の処分に違反した者

百八十四 第二百六十二条（免許の拒否等）第百六十項の規定による公安委員会の処分に違反した者

百八十五 第二百六十三条（免許の拒否等）第百六十一項の規定による公安委員会の処分に違反した者

百八十六 第二百六十四条（免許の拒否等）第百六十二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

百八十七 第二百六十五条（免許の拒否等）第百六十三項の規定による公安委員会の処分に違反した者

百八十八 第二百六十六条（免許の拒否等）第百六十四項の規定による公安委員会の処分に違反した者

百八十九 第二百六十七条（免許の拒否等）第百六十五項の規定による公安委員会の処分に違反した者

百九十 第二百六十八条（免許の拒否等）第百六十六項の規定による公安委員会の処分に違反した者

百九十一 第二百六十九条（免許の拒否等）第百六十七項の規定による公安委員会の処分に違反した者

百九十二 第二百七十条（免許の拒否等）第百六十八項の規定による公安委員会の処分に違反した者

百九十三 第二百七十一条（免許の拒否等）第百六十九項の規定による公安委員会の処分に違反した者

百九十四 第二百七十二条（免許の拒否等）第百七十項の規定による公安委員会の処分に違反した者

百九十五 第二百七十三条（免許の拒否等）第百七十一項の規定による公安委員会の処分に違反した者

百九十六 第二百七十四条（免許の拒否等）第百七十二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

百九十七 第二百七十五条（免許の拒否等）第百七十三項の規定による公安委員会の処分に違反した者

百九十八 第二百七十六条（免許の拒否等）第百七十四項の規定による公安委員会の処分に違反した者

百九十九 第二百七十七条（免許の拒否等）第百七十五項の規定による公安委員会の処分に違反した者

二百 第二百七十八条（免許の拒否等）第百七十六項の規定による公安委員会の処分に違反した者

二百一 第二百七十九条（免許の拒否等）第百七十七項の規定による公安委員会の処分に違反した者

二百二 第二百八十条（免許の拒否等）第百七十八項の規定による公安委員会の処分に違反した者

二百三 第二百八十一条（免許の拒否等）第百七十九項の規定による公安委員会の処分に違反した者

二百四 第二百八十二条（免許の拒否等）第百八十項の規定による公安委員会の処分に違反した者

二百五 第二百八十三条（免許の拒否等）第百八十一項の規定による公安委員会の処分に違反した者

二百六 第二百八十四条（免許の拒否等）第百八十二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

二百七 第二百八十五条（免許の拒否等）第百八十三項の規定による公安委員会の処分に違反した者

二百八 第二百八十六条（免許の拒否等）第百八十四項の規定による公安委員会の処分に違反した者

二百九 第二百八十七条（免許の拒否等）第百八十五項の規定による公安委員会の処分に違反した者

二百十 第二百八十八条（免許の拒否等）第百八十六項の規定による公安委員会の処分に違反した者

二百十一 第二百八十九条（免許の拒否等）第百八十七項の規定による公安委員会の処分に違反した者

二百十二 第二百九十条（免許の拒否等）第百八十八項の規定による公安委員会の処分に違反した者

二百十三 第二百九十一条（免許の拒否等）第百八十九項の規定による公安委員会の処分に違反した者

二百十四 第二百九十二条（免許の拒否等）第百九十項の規定による公安委員会の処分に違反した者

二百十五 第二百九十三条（免許の拒否等）第百九十一項の規定による公安委員会の処分に違反した者

二百十六 第二百九十四条（免許の拒否等）第百九十二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

二百十七 第二百九十五条（免許の拒否等）第百九十三項の規定による公安委員会の処分に違反した者

二百十八 第二百九十六条（免許の拒否等）第百九十四項の規定による公安委員会の処分に違反した者

二百十九 第二百九十七条（免許の拒否等）第百九十五項の規定による公安委員会の処分に違反した者

二百二十 第二百九十八条（免許の拒否等）第百九十六項の規定による公安委員会の処分に違反した者

二百二十一 第二百九十九条（免許の拒否等）第百九十七項の規定による公安委員会の処分に違反した者

二百二十二 第三百条（免許の拒否等）第百九十八項の規定による公安委員会の処分に違反した者

二百二十三 第三百一条（免許の拒否等）第百九十九項の規定による公安委員会の処分に違反した者

二百二十四 第三百二条（免許の拒否等）第二百項の規定による公安委員会の処分に違反した者

二百二十五 第三百三条（免許の拒否等）第二百一項の規定による公安委員会の処分に違反した者

二百二十六 第三百四条（免許の拒否等）第二百二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

二百二十七 第三百五条（免許の拒否等）第二百三項の規定による公安委員会の処分に違反した者

二百二十八 第三百六条（免許の拒否等）第二百四項の規定による公安委員会の処分に違反した者

二百二十九 第三百七条（免許の拒否等）第二百五項の規定による公安委員会の処分に違反した者

二百三十 第三百八条（免許の拒否等）第二百六項の規定による公安委員会の処分に違反した者

二百三十一 第三百九条（免許の拒否等）第二百七項の規定による公安委員会の処分に違反した者

二百三十二 第三百十条（免許の拒否等）第二百八項の規定による公安委員会の処分に違反した者

二百三十三 第三百十一条（免許の拒否等）第二百九項の規定による公安委員会の処分に違反した者

二百三十四 第三百十二条（免許の拒否等）第二百十項の規定による公安委員会の処分に違反した者

二百三十五 第三百十三条（免許の拒否等）第二百十一項の規定による公安委員会の処分に違反した者

二百三十六 第三百十四条（免許の拒否等）第二百十二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

二百三十七 第三百十五条（免許の拒否等）第二百十三項の規定による公安委員会の処分に違反した者

二百三十八 第三百十六条（免許の拒否等）第二百十四項の規定による公安委員会の処分に違反した者

二百三十九 第三百十七条（免許の拒否等）第二百十五項の規定による公安委員会の処分に違反した者

二百四十 第三百十八条（免許の拒否等）第二百十六項の規定による公安委員会の処分に違反した者

二百四十一 第三百十九条（免許の拒否等）第二百十七項の規定による公安委員会の処分に違反した者

二百四十二 第三百二十条（免許の拒否等）第二百十八項の規定による公安委員会の処分に違反した者

二百四十三 第三百二十一条（免許の拒否等）第二百十九項の規定による公安委員会の処分に違反した者

二百四十四 第三百二十二条（免許の拒否等）第二百二十項の規定による公安委員会の処分に違反した者

二百四十五 第三百二十三条（免許の拒否等）第二百二十一項の規定による公安委員会の処分に違反した者

二百四十六 第三百二十四条（免許の拒否等）第二百二十二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

二百四十七 第三百二十五条（免許の拒否等）第二百二十三項の規定による公安委員会の処分に違反した者

二百四十八 第三百二十六条（免許の拒否等）第二百二十四項の規定による公安委員会の処分に違反した者

二百四十九 第三百二十七条（免許の拒否等）第二百二十五項の規定による公安委員会の処分に違反した者

二百五十 第三百二十八条（免許の拒否等）第二百二十六項の規定による公安委員会の処分に違反した者

二百五十一 第三百二十九条（免許の拒否等）第二百二十七項の規定による公安委員会の処分に違反した者

二百五十二 第三百三十条（免許の拒否等）第二百二十八項の規定による公安委員会の処分に違反した者

二百五十三 第三百三十一条（免許の拒否等）第二百二十九項の規定による公安委員会の処分に違反した者

二百五十四 第三百三十二条（免許の拒否等）第二百三十項の規定による公安委員会の処分に違反した者

二百五十五 第三百三十三条（免許の拒否等）第二百三十一項の規定による公安委員会の処分に違反した者

二百五十六 第三百三十四条（免許の拒否等）第二百三十二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

二百五十七 第三百三十五条（免許の拒否等）第二百三十三項の規定による公安委員会の処分に違反した者

二百五十八 第三百三十六条（免許の拒否等）第二百三十四項の規定による公安委員会の処分に違反した者

二百五十九 第三百三十七条（免許の拒否等）第二百三十五項の規定による公安委員会の処分に違反した者

二百六十 第三百三十八条（免許の拒否等）第二百三十六項の規定による公安委員会の処分に違反した者

二百六十一 第三百三十九条（免許の拒否等）第二百三十七項の規定による公安委員会の処分に違反した者

二百六十二 第三百四十条（免許の拒否等）第二百三十八項の規定による公安委員会の処分に違反した者

二百六十三 第三百四十一条（免許の拒否等）第二百三十九項の規定による公安委員会の処分に違反した者

二百六十四 第三百四十二条（免許の拒否等）第二百四十項の規定による公安委員会の処分に違反した者

二百六十五 第三百四十三条（免許の拒否等）第二百四十一項の規定による公安委員会の処分に違反した者

二百六十六 第三百四十四条（免許の拒否等）第二百四十二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

二百六十七 第三百四十五条（免許の拒否等）第二百四十三項の規定による公安委員会の処分に違反した者

二百六十八 第三百四十六条（免許の拒否等）第二百四十四項の規定による公安委員会の処分に違反した者

二百六十九 第三百四十七条（免許の拒否等）第二百四十五項の規定による公安委員会の処分に違反した者

二百七十 第三百四十八条（免許の拒否等）第二百四十六項の規定による公安委員会の処分に違反した者

二百七十一 第三百四十九条（免許の拒否等）第二百四十七項の規定による公安委員会の処分に違反した者

二百七十二 第三百五十条（免許の拒否等）第二百四十八項の規定による公安委員会の処分に違反した者

二百七十三 第三百五十一条（免許の拒否等）第二百四十九項の規定による公安委員会の処分に違反した者

二百七十四 第三百五十二条（免許の拒否等）第二百五十項の規定による公安委員会の処分に違反した者

二百七十五 第三百五十三条（免許の拒否等）第二百五十一項の規定による公安委員会の処分に違反した者

二百七十六 第三百五十四条（免許の拒否等）第二百五十二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

二百七十七 第三百五十五条（免許の拒否等）第二百五十三項の規定による公安委員会の処分に違反した者

二百七十八 第三百五十六条（免許の拒否等）第二百五十四項の規定による公安委員会の処分に違反した者

二百七十九 第三百五十七条（免許の拒否等）第二百五十五項の規定による公安委員会の処分に違反した者

二百八十 第三百五十八条（免許の拒否等）第二百五十六項の規定による公安委員会の処分に違反した者

二百八十一 第三百五十九条（免許の拒否等）第二百五十七項の規定による公安委員会の処分に違反した者

二百八十二 第三百六十条（免許の拒否等）第二百五十八項の規定による公安委員会の処分に違反した者

二百八十三 第三百六十一条（免許の拒否等）第二百五十九項の規定による公安委員会の処分に違反した者

二百八十四 第三百六十二条（免許の拒否等）第二百六十項の規定による公安委員会の処分に違反した者

二百八十五 第三百六十三条（免許の拒否等）第二百六十一項の規定による公安委員会の処分に違反した者

二百八十六 第三百六十四条（免許の拒否等）第二百六十二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

二百八十七 第三百六十五条（免許の拒否等）第二百六十三項の規定による公安委員会の処分に違反した者

二百八十八 第三百六十六条（免許の拒否等）第二百六十四項の規定による公安委員会の処分に違反した者

二百八十九 第三百六十七条（免許の拒否等）第二百六十五項の規定による公安委員会の処分に違反した者

二百九十 第三百六十八条（免許の拒否等）第二百六十六項の規定による公安委員会の処分に違反した者

二百九十一 第三百六十九条（免許の拒否等）第二百六十七項の規定による公安委員会の処分に違反した者

二百九十二 第三百七十条（免許の拒否等）第二百六十八項の規定による公安委員会の処分に違反した者

二百九十三 第三百七十一条（免許の拒否等）第二百六十九項の規定による公安委員会の処分に違反した者

二百九十四 第三百七十二条（免許の拒否等）第二百七十項の規定による公安委員会の処分に違反した者

二百九十五 第三百七十三条（免許の拒否等）第二百七十一項の規定による公安委員会の処分に違反した者

二百九十六 第三百七十四条（免許の拒否等）第二百七十二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

二百九十七 第三百七十五条（免許の拒否等）第二百七十三項の規定による公安委員会の処分に違反した者

二百九十八 第三百七十六条（免許の拒否等）第二百七十四項の規定による公安委員会の処分に違反した者

二百九十九 第三百七十七条（免許の拒否等）第二百七十五項の規定による公安委員会の処分に違反した者

三百 第三百七十八条（免許の拒否等）第二百七十六項の規定による公安委員会の処分に違反した者

三百一 第三百七十九条（免許の拒否等）第二百七十七項の規定による公安委員会の処分に違反した者

三百二 第三百八十条（免許の拒否等）第二百七十八項の規定による公安委員会の処分に違反した者

三百三 第三百八十一条（免許の拒否等）第二百七十九項の規定による公安委員会の処分に違反した者

三百四 第三百八十二条（免許の拒否等）第二百八十項の規定による公安委員会の処分に違反した者

三百五 第三百八十三条（免許の拒否等）第二百八十一項の規定による公安委員会の処分に違反した者

三百六 第三百八十四条（免許の拒否等）第二百八十二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

三百七 第三百八十五条（免許の拒否等）第二百八十三項の規定による公安委員会の処分に違反した者

三百八 第三百八十六条（免許の拒否等）第二百八十四項の規定による公安委員会の処分に違反した者

三百九 第三百八十七条（免許の拒否等）第二百八十五項の規定による公安委員会の処分に違反した者

三百十 第三百八十八条（免許の拒否等）第二百八十六項の規定による公安委員会の処分に違反した者

三百十一 第三百八十九条（免許の拒否等）第二百八十七項の規定による公安委員会の処分に違反した者

三百十二 第三百九十条（免許の拒否等）第二百八十八項の規定による公安委員会の処分に違反した者

三百十三 第三百九十一条（免許の拒否等）第二百八十九項の規定による公安委員会の処分に違反した者

三百十四 第三百九十二条（免許の拒否等）第二百九十項の規定による公安委員会の処分に違反した者

三百十五 第三百九十三条（免許の拒否等）第二百九十一項の規定による公安委員会の処分に違反した者

三百十六 第三百九十四条（免許の拒否等）第二百九十二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

三百十七 第三百九十五条（免許の拒否等）第二百九十三項の規定による公安委員会の処分に違反した者

三百十八 第三百九十六条（免許の拒否等）第二百九十四項の規定による公安委員会の処分に違反した者

三百十九 第三百九十七条（免許の拒否等）第二百九十五項の規定による公安委員会の処分に違反した者

三百二十 第三百九十八条（免許の拒否等）第二百九十六項の規定による公安委員会の処分に違反した者

三百二十一 第三百九十九条（免許の拒否等）第二百九十七項の規定による公安委員会の処分に違反した者

三百二十二 第四百条（免許の拒否等）第二百九十八項の規定による公安委員会の処分に違反した者

三百二十三 第四百一条（免許の拒否等）第二百九十九項の規定による公安委員会の処分に違反した者

三百二十四 第四百二条（免許の拒否等）第三百項の規定による公安委員会の処分に違反した者

三百二十五 第四百三条（免許の拒否等）第三百一項の規定による公安委員会の処分に違反した者

三百二十六 第四百四条（免許の拒否等）第三百二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

三百二十七 第四百五条（免許の拒否等）第三百三項の規定による公安委員会の処分に違反した者

三百二十八 第四百六条（免許の拒否等）第三百四項の規定による公安委員会の処分に違反した者

三百二十九 第四百七条（免許の拒否等）第三百五項の規定による公安委員会の処分に違反した者

三百三十 第四百八条（免許の拒否等）第三百六項の規定による公安委員会の処分に違反した者

三百三十一 第四百九条（免許の拒否等）第三百七項の規定による公安委員会の処分に違反した者

三百三十二 第四百十条（免許の拒否等）第三百八項の規定による公安委員会の処分に違反した者

三百三十三 第四百十一条（免許の拒否等）第三百九項の規定による公安委員会の処分に違反した者

三百三十四 第四百十二条（免許の拒否等）第三百十項の規定による公安委員会の処分に違反した者

三百三十五 第四百十三条（免許の拒否等）第三百十一項の規定による公安委員会の処分に違反した者

三百三十六 第四百十四条（免許の拒否等）第三百十二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

三百三十七 第四百十五条（免許の拒否等）第三百十三項の規定による公安委員会の処分に違反した者

三百三十八 第四百十六条（免許の拒否等）第三百十四項の規定による公安委員会の処分に違反した者

三百三十九 第四百十七条（免許の拒否等）第三百十五項の規定による公安委員会の処分に違反した者

三百四十 第四百十八条（免許の拒否等）第三百十六項の規定による公安委員会の処分に違反した者

三百四十一 第四百十九条（免許の拒否等）第三百十七項の規定による公安委員会の処分に違反した者

三百四十二 第四百二十条（免許の拒否等）第三百十八項の規定による公安委員会の処分に違反した者

三百四十三 第四百二十一条

者の遵守事項）、第七十三条（妨害の禁止）、第七十六条（禁止行為）第四項又は第九十五条（免許証の携帯及び提示義務）第二項の規定に違反した者

十　第五十五条（乗車又は積載の方法）第一項若しくは第二項、第五十七条（乗車又は積載の制限等）第二項又は第五十九条（自動車の牽引制限）第一項若しくは第二項の規定に違反した者

十一　第六十九条（最低速度の遵守）の規定に違反して高速自動車国道において自動車を運転した者

十二　第七十二条（交通事故の場合の措置）第二項の規定による警察官の命令に従わなかつた者

十三　第七十七条（道路の使用の許可）第七項の規定に違反した者

十四　第八十七条（仮免許）第三項の規定によらないで自動車を運転した者

十五　偽りその他不正の手段により免許証の交付を受け、又は免許証を他人に譲り渡し、若しくは貸与した者

2　過失により前項第三号、第四号、第五号、第七号又は第八号の罪を犯した者は、三万円以下の罰金に処する。

第百二十二条　次の各号のいずれかに該当する者は、一万円以下の罰金又は科料に処する。

一　第四条（信号機の設置等）第二項若しくは第五条（警察官等の手信号等に従う義務）第一項若しくは第二項の規定に違反し、又は第七条（通行の禁止及び制限）の規定による公安委員会、警察署長若しくは警察官の禁止若しくは制限に従わなかつた歩行者

二　第十一条（行列等の通行）第一項の規定に違反した者（行列にあつては、その指揮者）

三　第十一条（行列等の通行）第二項後段の規定に違反し、又は同条第三項の規定による警察官の命令に従わなかつた行列の指揮者

四　第十五条（通行方法の指示）の規定による警察官の指示に従わなかつた者

五　第二十一条（軌道敷内の通行）第一項、第二項後段若しくは第三項、第二十六条（車間距離の保持）又は第三十四条（左折又は右折）第一項、第二項若しくは第三項の規定の違反となるような行為をした者

六　第五十四条（警音器の使用等）第二項又は第五十五条（乗車又は積載の方法）第三項の規定に違反した者

七　第五十七条（乗車又は積載の制限等）第二項又は第六十条（自動車以外の車両の牽引制限）の規定に基づく公安委員会の定めに違反した者

八　第五十八条（制限外許可証の交付等）第三項の規定により警察署長が付した条件に違反した者

九　第六十三条（車両の検査等）第七項、第七十八条（許可の手続）第四項、第九十四条（免許証の記載事項の変更届出等）第一項又は第百七条（免許証の返納等）第一項の規定に違反した者

十　第九十五条（免許証の携帯及び提示義務）第一項の規定に違反した者

2　過失により前項第十号の罪を犯した者は、一万円以下の罰金又は科料に処する。

第百二十三条　車両等の運転者が、第百十八条第一項第一号若しくは第三号、第百十九条第一項第二号、第二号、第五号、第九号若しくは第十五号、第百二十条第一項第二号、第三号、第四号、第十号若しくは第十四号若しくは第百二十一条第一項第五号の罪を犯し、又は過失により第百十八条第一項第三号、第百十九条第一項第一号、第二号、第五号若しくは第九号若しくは第百二十条第一項第三号若しくは第

四号の罪を犯した場合において、酒気を帯びていたときは、各本条に定める刑の長期又は多額をこえて処断することができる。この場合において、懲役刑については、その長期を二倍したものを長期とし、罰金刑については、その多額を二倍したものを多額とする。

2　前項の規定により刑を加重する場合の加重は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十二条第二号に掲げる再犯加重の先にするものとする。

第百二十三条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第百十八条第一項第四号、第百十九条第二項第五号、第十一号、第十二号、第十三号若しくは第十四号、第百二十条第二項第十号若しくは第十三号又は第百二十一条第一項第七号若しくは第八号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑又は科料を科する。

第百二十四条　この章の規定の適用については、この法律の規定中公安委員会とあるのは、第百十四条の規定により権限の委任を受けた方面公安委員会を含むものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律（以下「新法」という。）は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（道路交通取締法等の廃止）

第二条　道路交通取締法（昭和二十二年法律第百三十号。以下「旧法」という。）及び道路交通取締法施行令（昭和二十八年政令第二百六十一号。以下「旧令」という。）は、廃止する。

（経過規定）

第三条　新法の施行の際、現に旧法及び旧令の規定により運転免許（小型自動四輪車免許及び旧令第五十条の二第一項の規定による仮運転免許を除く。）又は運転許可を受けている者は、それぞれ次の各号に定める区分により、新法の相当規定による免許を受けたものとみなし、その者が旧法及び旧令の規定により交付を受けた運転免許証又は運転許可証は、それぞれ免許の区分に応じ、新法の相当規定により交付を受けた免許証とみなす。この場合において、当該免許証の新法第九十二条第三項に規定する有効期間は、当該運転免許証又は運転許可証に記載されている旧令第五十七条第一項（旧令第六十六条において準用する場合を含む。）の規定による検査の期限までとする。

一　大型自動車免許については、大型免許

二　普通自動車免許については、普通免許

三　けん引自動車免許については、普通免許及び特殊免許

四　特殊作業用自動車免許又は特種自動車免許については、特殊免許

五　自動三輪車免許については、三輪免許

六　側車付自動二輪車免許又は自動二輪車免許については、二輪免許

七　軽自動車免許については、軽免許

八　旧令第五十条の二第二項の規定による仮運転免許については、仮免許

九　第一種運転許可については、第一種原付免許

十　第二種運転許可については、第二種原付免許

十一　大型自動車第二種免許については、大型第二種免許

十二　普通自動車第二種免許又は小型自動四輪車第二種免許については、普通第二種免許

十三　けん引自動車第二種免許については、普通第

二種免許及び特殊第二種免許

十四　自動三輪車第二種免許については、三輪第二種免許

2　新法の施行の際、現に旧法及び旧令の規定により小型自動四輪車免許を受けている者は、新法の規定による普通免許を受けたものとみなし、その者が旧法及び旧令の規定により交付を受けた運転免許証は、新法の相当規定により交付を受けた免許証とみなす。前項後段の規定は、この場合について準用する。

3　前項前段の場合において、その者が運転することができる自動車は、普通自動車については、政令で定めるところにより公安委員会が行なう審査に合格するまでの間は、旧令の規定による小型自動四輪車に限るものとする。

4　新法の施行の際、現に旧令第五十条の二第一項の規定による仮運転免許を受けている者は、当該仮運転免許について指定されている期間内に限り、当該仮運転免許について指定されている種類の自動車に係る新法の規定による第一種免許を受けたものとみなし、その者が旧法及び旧令の規定により交付を受けている運転免許証は、新法の相当規定により交付を受けた当該免許に係る免許証とみなす。

第四条　前条第一項又は第二項の場合において、旧令の規定により公安委員会が運転免許についてした自動車の種類その他の限定又は運転免許若しくは運転許可について付した条件で現にその効力を有するものは、それぞれ新法の相当規定により公安委員会が当該免許について付した条件とみなす。

第五条　新法の施行の際、現に旧法及び旧令に規定する自動車運転者試験に合格して旧法及び旧令の規定による運転免許を受けていない者については、当該自動車運転者試験を行なつた公安委員会は、旧令第四十九条第一項ただし書の規定により運転免許を拒否し、又は保留する場合を除き、新法第八十八条第一項第一号及び第九十条第一項本文の規定にかかわらず、その者に当該自動車運転者試験に係る運転免許に相当する新法の規定による免許を与えなければならない。この場合において、自動車運転者試験を行なつた公安委員会が免許を受けた者の住所地を管轄するものでないときは、当該公安委員会は、すみやかに免許を与えた旨をその者の住所地を管轄する公安委員会に通知しなければならない。

2　前項前段の規定により普通免許を受けた者が運転することができる自動車は、普通自動車については、政令で定めるところにより公安委員会が行なう審査に合格するまでの間は、旧令の規定による小型自動四輪車に限るものとする。

3　新法の施行の際、現に旧法及び旧令の規定により運転許可の申請をして旧法及び旧令の規定による運転許可を受けていない者については、当該申請を受理した公安委員会は、その者が旧令第六十五条の三第一項各号のいずれかに該当し、若しくは同条第二項各号のいずれかに該当しない場合又は旧令第六十六条において準用する旧令第四十九条第一項ただし書の規定により運転許可を拒否する場合を除き、新法第八十八条第一項第一号及び第九十条第一項本文の規定にかかわらず、その者に当該申請をした運転許可に相当する新法の規定による免許を与えなければならない。第一項後段の規定は、この場合について準用する。

第六条　新法の施行の際、現に旧令第五十三条第一項第一号に掲げる公安委員会の指定した自動車練習所その他これに類する施設の発行する卒業証明書を有する者で卒業後一年を経過しないものは、新法第九十九条第一項の適用については、当該施設を卒業して一年を経過しない間は、同条同項第一号に掲げる指定自動車教習所の発行する卒業証明書を有する者で当該指定自動車教習所を卒業した日から起算して一年を経過しないものとみなす。

第七条　附則第三条に規定するもののほか、新法の施行の際、旧法の規定により公安委員会がした道路の通行の禁止若しくは制限又は旧法若しくは旧令の規定により公安委員会がした運転免許若しくは運転許可の取消し若しくは停止その他の処分で現にその効力を有するものは、それぞれ新法の相当規定により公安委員会がした処分とみなす。この場合において、当該処分に期間が定められているときは、その期間は、旧法又は旧令の規定により当該処分がされた日から起算するものとする。

第八条　附則第五条第三項に規定するもののほか、新法の施行の際、現に旧法又は旧令の規定により公安委員会に対してされている運転免許の申請（十八歳未満の者がした小型自動四輪車免許に係る申請を除く。以下この条において同じ。）、届出その他の手続は、それぞれ新法の相当規定により公安委員会に対してされた手続とみなす。この場合において、運転免許の申請、運転免許証若しくは運転許可証の再交付の申請又は運転免許証若しくは運転許可証の記載事項の変更に係る届出を受理した公安委員会が当該手続をした者の住所地を管轄するものでないときは、当該公安委員会は、新法の施行後すみやかに当該手続に係る書類をその者の住所地を管轄する公安委員会に引き継がなければならない。

第九条　新法の施行の際、旧法第九条第六項（第九条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定により公安委員会がした聴聞又は聴聞の手続については、これを新法第百四条の規定により公安委員会がした聴聞又は聴聞の手続とみなし、当該聴聞又は聴聞の手続をした公安委員会は、当該聴聞に係る事案について新法第百三条の規定による処分をすることができる。この場合において、当該処分をした公安委員会が当該処分に係る者の住所地を管轄するものでないときは、当該公安委員会は、すみやかに当該処分をした旨をその者の住所地を管轄する公安委員会に通知しなければならない。

第十条　新法第九十条第一項及び第百三条第二項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、自動車及び原動機付自転車の運転に関し旧法若しくは旧令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反した者は、新法の相当規定又はこれに基づく処分にそれぞれ違反した者とみなす。

第十一条　新法の施行の際、旧法又は旧令の規定により警察署長がした許可その他の処分で現にその効力を有するものは、それぞれ新法の相当規定により警察署長がした処分とみなし、当該許可に係る許可証は、新法の相当規定による許可証とみなす。この場合において、当該処分に期間が定められているときは、その期間は、旧法又は旧令の規定により当該処分がされた日から起算するものとする。

第十二条　新法の施行の際、現に旧法又は旧令の規定により警察署長に対してされている許可の申請その他の手続は、それぞれ新法の相当規定により警察署長に対してされた手続とみなす。

第十三条　新法の施行の際、現に旧法第二十三条の三第一項の規定により交付されている保管証は、新法第百九条第一項の規定により交付された保管証とみなす。この場合において、当該保管証の新法第百九条第六項に規定する有効期間は、旧法第二十三条の三第一項の規定により当該保管証が交付された日から起算するものとする。

第十四条　新法の施行前にした行為に対する罰則の適

用については、なお従前の例による。

（公職選挙法の一部改正）

第十五条 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第百四十一条第一項各号列記以外の部分中「道路交通取締法（昭和二十二年法律第百三十号）第二条第五項に規定する諸車をいう。以下同じ。」を「道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第九号に規定する自動車をいう。以下同じ。」に改める。

（道路運送法の一部改正）

第十六条 道路運送法の一部を次のように改正する。

第六十八条第五項中「、道路交通取締法（昭和二十二年法律第百三十号）の規定にかかわらず」を削る。

（道路法の一部改正）

第十七条 道路法の一部を次のように改正する。

第三十二条に、次の二項を加える。

4 第一項又は前項の規定による許可に係る行為が道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第七十七条第一項の規定の適用を受けるものである場合においては、第二項の規定による申請書の提出は、当該地域を管轄する警察署長を経由して行なうことができる。この場合において、当該警察署長は、すみやかに当該申請書を道路管理者に送付しなければならない。

5 道路管理者は、第一項又は第三項の規定による許可を与えようとする場合において、当該許可に係る行為が道路交通法第七十七条第一項の規定の適用を受けるものであるときは、あらかじめ当該地域を管轄する警察署長に協議しなければならない。

（交通事件即決裁判手続法の一部改正等）

第十八条 交通事件即決裁判手続法（昭和二十九年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「道路交通取締法（昭和二十二年法律第百三十号）又はこれに基く命令に違反する罪」を「道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第八章の罪」に改める。

2 旧法又はこれに基づく命令に違反する罪にあたる事件の即決裁判に関する手続については、なお従前の例による。

（道路整備特別措置法の一部改正）

第十九条 道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項本文中「道路交通取締法（昭和二十二年法律第百三十号）第二条第四項に規定する諸車及び同条第七項に規定する無軌条電車」を「道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第八号に規定する車両」に改め、同条同項ただし書中「同法第十条第三項」を「同法第三十九条第一項」に改める。

（駐車場法の一部改正）

第二十条 駐車場法の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「道路交通取締法（昭和二十二年法律第百三十号）第二条第五項」を「道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第九号」に改め、「自動二輪車」の下に「（側車付きのものを除く。）」を加え、同条第五号中「道路交通取締法第二十一条第一項の規定に基く政令で定める」を「道路交通法第二条第十八号に規定する」に改める。

第六条第一項第一号中「道路交通取締法第十条第三項」を「道路交通法第三十九条第一項」に改める。

（内閣総理・法務・運輸・建設大臣署名）

法律第百六号（昭三五・六・二七）

◎昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害に伴う公営住宅法の特例に関する法律

1 昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害であつて政令で定める地域に発生したものに関し、事業主体が、当該災害により滅失した住宅に当該災害の当時居住していた者に賃貸するため第二種公営住宅を建設するときは、公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第八条第一項の規定にかかわらず、国は、予算の範囲内において、その費用の四分の三を補助することができる。ただし、当該災害により滅失した住宅の戸数の五割に相当する戸数をこえる分については、この限りでない。

2 前項の規定による公営住宅の建設に要する費用についての国の補助金の算定については、公営住宅法第七条第三項の規定を準用する。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

（内閣総理・大蔵・建設大臣署名）

法律第百七号（昭三五・六・二七）

◎昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地域における津波対策事業に関する特別措置法

（目的）

第一条 この法律は、昭和三十五年五月のチリ地震津波（以下「チリ地震津波」という。）による災害を受けた地域における津波対策事業の計画的な実施を図り、もつて国土の保全と民生の安定に資することを目的とする。

（津波対策事業）

第二条 この法律で「津波対策事業」とは、チリ地震津波による災害を受けた政令で定める地域において、海岸又はこれと同様の効用を有する河川でチリ地震津波により著しい災害を受けたもの及びこれらに接続し、かつ、これらと同様の効用を有する海岸又は河川について施行する津波による災害を防止す

るために必要な政令で定める施設の新設又は改良に関する事業（それらの施設について合わせて施行するチリ地震津波に係る災害復旧に関する事業を含む。）をいう。

（津波対策事業計画）

第三条　津波対策事業に関する主務大臣は、当該津波対策事業につき、関係地方公共団体の意見をきき、かつ、チリ地震津波対策審議会の審議を経て、その事業計画（以下「津波対策事業計画」という。）の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

2　津波対策事業計画には、津波対策事業の実施の目標及び事業量を定めなければならない。

3　主務大臣は、第一項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、津波対策事業計画を関係地方公共団体に通知しなければならない。

4　第一項及び前項の規定は、津波対策事業計画の変更について準用する。

（チリ地震津波対策審議会）

第四条　総理府に、チリ地震津波対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2　審議会は、津波対策事業計画に関する事項その他津波対策事業に関する重要事項を審議する。

3　この法律に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

（津波対策事業計画の実施）

第五条　政府は、津波対策事業計画を実施するために必要な措置を講じ、かつ、国の財政の許す範囲内においてその実施を促進することに努めるものとする。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（総理府設置法の一部改正）

2　総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中台風常襲地帯対策審議会の項の次に次のように加える。

チリ地震津波対策審議会	昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地域における津波対策事業に関する特別措置法（昭和三十五年法律第百七号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。

（内閣総理・大蔵・農林・運輸・建設大臣署名）

法律第百八号（昭三五・六・二七）

◎昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた水産業施設の災害復旧事業に関する特別措置法

（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の特例）

第一条　昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害（以下「チリ地震津波災害」という。）を受けた地域についての農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和二十五年法律第百六十九号。以下「暫定措置法」という。）の規定の適用については、チリ地震津波災害を受けた共同利用施設（水産業協同組合の所有するものに限る。）のうち、政令で定める地域内のものについては、暫定措置法第二条第六項及び第七項中「十万円」とあるのは「三万円」と、暫定措置法第三条第二項第五号中「十分の二」とあるのは「十分の九」とし、その他のもの

については、同号中「十分の二」とあるのは「十分の五」とする。

（水産動植物の養殖施設に対する助成措置）

第二条　都道府県が、水産動植物の養殖施設で政令で定めるもの（暫定措置法第二条第四項に規定する共同利用施設に該当するものを除く。）で政令で定める地域に発生したチリ地震津波災害を受けたものの災害復旧事業であつてその工事の費用が三万円以上のものの事業費につき十分の九の範囲内で政令で定める率を下らない率による補助をする場合には、国は、予算の範囲内で、当該都道府県に対し、その補助に要する経費（都道府県が当該政令で定める率をこえる率による補助をする場合には、そのこえる部分の補助に要する経費を除いた経費）の全部を補助することができる。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

法律第百九号（昭三五・六・二七）

◎昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた漁村における漁民の共同利用に供する特定の漁業施設の設置に関する特別措置法

1　都道府県が、昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害に係る漁民の漁業施設、住宅等の被害の大きい部落で政令で定めるもの（以下「特別被害漁村」という。）の全部又は一部をその地区内に含む漁業協同組合の必要とする特定漁業施設設置費につき、当該漁業協同組合に対し、二分の一を下らない率による補助をする場合には、国は、予算の範囲内において、当該都道府県に対し、その補助に要する経費（都道府県が二分の一をこえる率による補助をする場合には、そのこえる部分の補助に要する経費を除いた経費）の全部を補助することができる。

2　前項の特定漁業施設設置費とは、同項の漁業協同組合が特別被害漁村の区域内に住所を有する組合員の共同利用に供するための漁業施設（網漁具を含む。）で政令で定めるものを設置するために要する経費をいうものとする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

法律第百十号（昭三五・六・二七）

◎昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた漁業者の共同利用に供する小型の漁船の建造に関する特別措置法

1　昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害（以下「チリ地震津波災害」という。）に係る小型漁船の被害が著しい都道府県で政令で定めるものが、漁業協同組合の必要とする共同利用小型漁船建造費につき、当該漁業協同組合に対し、三分の二を下らない率による補助をする場合には、国は、予算の範囲内において、当該都道府県に対し、その補助に要する経費（都道府県が三分の二をこえる率による補助をする場合には、そのこえる部分の補助に要する経費を除いた経費）の二分の一を補助することができる。

2　前項の共同利用小型漁船建造費とは、政令で定める要件に該当する漁業協同組合が、政令で定める小型漁船でチリ地震津波災害を受けたもの（沈没、滅失その他政令で定める著しい被害を受けたものに限る。）をチリ地震津波災害の発生の際に所有し、かつ、その営む漁業の用に供していた組合員の共同利用に供するため、政令で定めるところにより小型の漁船を建造するために要する経費をいうものとする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

法律第百十一号（昭三五・六・二八）

◎国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律

国家公務員等退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第三項中「次条第一項」を「第八条第一項」に改め、同条第七項の次に次の一項を加える。

8　第十条の規定による退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、前七項の規定により計算した在職期間に一月未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。

第七条の次に次の一条を加える。

（公庫等から復帰した職員に対する退職手当に係る特例）

第七条の二　職員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）第一条に規定する公庫その他特別の法律により設立された法人でその業務が国又は第二条第一項第二号に規定する法人の事務又は事業と密接な関連を有するものうち政令で定めるものに使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「公庫等職員」という。）となるため退職（第四条（二十五年以上勤続して退職した者のうち同条第三項に規定する政令で定める者以外の者に係る退職手当に関する部分を除く。）又は第五条の規定による退職手当に係る退職を除く。）をし、かつ、引き続き公庫等職員として在職した後引き続いて再び職員となつた者の前条第一項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間は、後の職員としての在職期間に引き続いたものとみなす。

2　前項の規定の適用を受ける職員が退職した場合におけるその者に対する第三条から第五条までの規定による退職手当の額は、第三条から第六条までの規定にかかわらず、退職の日におけるその者の俸給月額に、第一号に掲げる割合から第二号に掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額とする。

一　その者が第三条から第六条までの規定により計算した額の退職手当の支給を受けるものとした場合における当該退職手当の額の当該俸給月額に対する割合

二　その者が前項の退職をした際に支給を受けた退職手当の額のその計算の基礎となつた俸給月額に対する割合（職員としての引き続いた在職期間中に当該退職を二回以上した者については、それぞれの退職に係る当該割合を合計した割合）

第十条第一項を次のように改める。

勤続期間六月以上で退職した職員が退職の日の翌日から起算して一年の期間（その者が失業保険法（昭和二十二年法律第百四十六号）第二十条の三第一項に規定する政令で定める場合の公共職業訓練に相当する公共職業訓練を受ける場合において、当該公共職業訓練を受け終わるべき日がその一年の期間を経過した日以後の日であるときは、その日までの期間）内に失業保険金の支給を受けた一般の退職手当及び前条の規定による退職手当の額が、その者を同法の規定による離職の日以前一年間に被保険者期間が通算して六月以上であつた者と、その者の勤続期間を同法の規定による離職の日まで引き続き同一事業主に被保険者として雇用された期間（勤続期間が一年未満である者については、同法の規定による離職の日まで引き続き同一事業主に被保険者として雇用された期間が一年未満である場合における離職の日以前一年内の通算した被保険者期間）とみなして同法の規定を適用した場合に同法の規定によりその者に支給することができる失業保険金の額に満たないときは、当該退職手当の外、その差額に相当する金額を同法の規定による失業保険金の支給の条件に従い退職手当として、公共職業安定所（政令で定める職員については、その者が当該退職の際所属していた官署又は事務所その他の政令で定める官署又は事務所。以下同じ。）において支給する。

第十条第二項中「退職手当の額を失業保険金の日額」を「一般の退職手当及び前条の規定による退職手当の額をその者につき失業保険法の規定により計算した失業保険金の日額」に改め、同条第三項中「退職手当の支給」を「一般の退職手当及び前条の規定による退職手当の支給」に、「失業保険金の日額に第一項各号の区分に応じ当該各号に掲げる日数を乗じて得た額」を「同項に規定する失業保険金の額」に改める。

第十条第五項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5　第一項又は第三項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で失業保険法第二十六条の二第一項の規定に準じて政令で定めるものが就職する

に至つた場合において、必要があると認められるときは、同条の規定に準じて政令で定めるところにより、就職に要する費用を退職手当として、公共職業安定所において支給することができる。

6　前項の規定による退職手当の支給があつたときは、第一項又は第三項の規定の適用については、当該支給があつた金額に相当する額のこれらの規定による退職手当の支給があつたものとみなす。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　改正後の国家公務員等退職手当法（以下「新法」という。）第七条第八項及び第十条（公共職業安定所に関する部分を除く。）の規定は、昭和三十五年四月一日から適用し、新法第七条の二の規定は、昭和三十五年四月一日以後の退職に係る退職手当について適用する。

3　職員が国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律（昭和三十四年法律第百六十四号。以下「一部改正法」という。）附則第二項に規定する適用日（以下「適用日」という。）前に新法第七条の二第一項に規定する公庫等職員となるため退職した場合（一部改正法附則第三項の規定の適用を受ける職員については、適用日以後に当該退職をした場合を含む。）におけるその者に対する同条第一項の規定の適用については、同項中「第五条の規定による退職手当」とあるのは、「第五条の規定による退職手当に準ずる退職手当」とする。

職員の区分	読み替えられる字句	読み替える字句
一部改正法附則第三項の規定の適用を受ける者	第三条から第六条まで	国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律（昭和三十四年法律第百六十四号）附則第三項
一部改正法附則第四項から第六項までの規定の適用を受ける者（同法附則第三項の規定の適用を受ける者を除く。）	第三条から第六条まで	第三条から第六条まで及び国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律附則第四項から第六項まで
昭和三十五年四月一日前に新法第七条の二第一項の退職をした者	支給を受けた退職手当	この法律の規定による退職手当の支給を受けたものとした場合における当該退職手当

4　新法第七条の二第二項に規定する職員のうち、次の表の上欄に掲げる者については、同項中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えて、同項の規定を適用するものとする。

5　新法第十条第一項又は第三項の規定の適用については、昭和三十五年四月一日において、現に、同日前に公共職業安定所の指示した公共職業訓練を受けている者は、同日に公共職業安定所の指示した公共職業訓練を受けている者とみなす。

6　元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第百五十六号）第五条第一項ただし書中「第四条」の下に「（二十五年以上勤続して退職した者のうち同条第三項に規定する政令で定める者以外の者に係る退職手当に関する部分を除く。）」を加え、「第九条」を「第七条の二、第九条」に改める。

7　前項の規定による改正後の元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律第五条第一項ただし書の規定中国家公務員等退職手当法第四条の規定に係る部分は、昭和三十四年十月一日以後の退職に係る退職手当について適用する。

（内閣総理・大蔵大臣署名）

法律第百十二号（昭三五・六・三〇）

◎農地被買収者問題調査会設置法

（設置）

第一条　総理府に、附属機関として、農地被買収者問題調査会（以下「調査会」という。）を置く。

（所掌事務）

第二条　調査会は、内閣総理大臣の諮問に応じ、次に掲げる法律の規定により農地を買収された者に関する社会的な問題を調査審議する。

一　旧自作農創設特別措置法（昭和二十一年法律第四十三号）第三条第一項又は第五項第一号から第六号まで

二　農地法施行法（昭和二十七年法律第二百三十号）第二条第一項第一号

（組織）

第三条　調査会は、委員二十人以内で組織する。

2　委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3　委員は、非常勤とする。

（会長）

第四条　調査会に、会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2　会長は、会務を総理する。

3　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（専門調査員）

第五条　調査会に、専門の事項を調査させるため、専門調査員十人以内を置くことができる。

2　専門調査員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3　専門調査員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4　専門調査員は、非常勤とする。

（幹事）

第六条　調査会に、幹事十人以内を置く。

2　幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3　幹事は、調査会の所掌事務について、委員を補佐する。

4　幹事は、非常勤とする。

（資料の提出等の要求）

第七条　調査会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

（庶務）

第八条　調査会の庶務は、内閣総理大臣官房において処理する。

（委任規定）

第九条　この法律に定めるもののほか、調査会に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　行政機関職員定員法（昭和二十四年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表総理府の項中「本府　二、六六五人」を「本府　二、六六八人」に、「計　二三、五七九人」を「計　二三、五八二人」に改め、同表合計の項中「六八七、四五四人」を「六八七、四五七人」に改める。

3　総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中農林漁業基本問題調査会の項の次に次のように加える。

農地被買収者問題調査会	農地被買収者問題調査会設置法（昭和三十五年法律第百十二号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。

4　この法律は、公布の日から起算して二年を経過した日に、その効力を失う。

（内閣総理・農林大臣署名）

法律第百十三号（昭三五・六・三〇）

◎自治庁設置法の一部を改正する法律

自治庁設置法（昭和二十七年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

題各を次のように改める。

自治省設置法

本則中「自治庁」を「自治省」に、「自治庁長官」を「自治大臣」に改める。

第二条を次のように改める。

（設置）

第二条　国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項の規定に基づいて、自治省を設置する。

2　自治省の長は、自治大臣とする。

第三条中「資すること」の下に「並びに消防に関する事務を処理し、もつて、水火災等による災害の防除に資すること」を加える。

第四条第十号の次に次の一号を加える。

十の二　民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定に基づき、所掌事務に係る法人の設立を許可すること。

第四条第十四号の次に次の五号を加える。

十四の二　地方公共団体の区域の変更に関する処分をし、又はこれに関する都道府県知事の処分の届出を受理し、及びこれらの場合において、その旨を告示するとともに、関係行政機関に通知すること。

十四の三　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の規定に基づき、都道府県の機関が行なう処分に関する訴願を裁決し、及び都道府県知事の請求に係る審査の裁定を行なうこと。

十四の四　都道府県が加入する地方公共団体の協議会又は組合の設立及び都道府県が行なう機関の共同設置又は事務の委託を許可し、並びにこれらに関する規約の変更を許可し、及び届出を受理すること。

十四の五　合併市町村の建設に関する計画の指導その他市町村の育成及び振興を行なうこと。

十四の六　奄美群島復興特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）の施行に関する事務を行なうこと。

第四条第十六号中「示すこと」を「示し、並びに町村職員恩給組合連合会の定款及びその変更を認可すること」に改め、同条第二十一号中「内閣総理大臣を通じて」を削り、同条第三十一号を次のように改める。

三十一　削除

第四条第三十四号を次のように改める。

三十四　消防団員等公務災害補償責任共済基金の定款の変更を認可し、役員を任命し、及び事業計画書等を承認すること。

第四条第三十四号の次に次の二号を加える。

三十四の二　消防施設強化促進法（昭和二十八年法律第八十七号）の規定に基づき、市町村の消防施設に対し補償金を交付すること。

三十四の三　前号に掲げるもののほか、消防の組織及び運営に関する制度を企画し、及び立案し、消防職員等の教養訓練を実施し、消防に関する試験研究を行ない、並びに消防施設の整備その他消防の運営に関し指導すること。

第四条に次の一項を加える。

2　自治大臣は、国家行政組織法第十六条第一項及び地方自治法（第二百六十一条を除く。）の規定に基づく内閣総理大臣の権限の行使について、内閣総理大臣に助言その他の援助をすることができる。

第五条及び第六条中「長官官房」を「大臣官房」に改める。

第八条二項中「庁務」を「省務」に改め、同条第三項中「内閣総理大臣」を「自治大臣」に改める。

第九条の見出し及び各号列記以外の部分中「長官官房」を「大臣官房」に改め、同条第二号中「長官」を「大臣」に、「庁印」を「省印」に改め、同条第十七号中「他局」を「他局及び他の機関」に改める。

第十条第一号中「補佐すること」を「助言その他の援助をすること」に改め、同条第三号中「地方自治法」を「地方自治法（第二百六十一条を除く。）の規定」に、「補佐すること」を「助言その他の援助をすること」に改め、同条第五号の次に次の二号を加える。

五の二　合併市町村の建設に関する計画の指導その他市町村の育成及び振興に関すること。

五の三　奄美群島復興特別措置法の施行に関すること。

第十一条に次の一号を加える。

十一　選挙制度調査会の庶務に関すること。

第十三条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第十五号までを一号ずつ繰り上げ、同条に次

の一号を加える。

十五　固定資産評価制度調査会の庶務に関すること。

第十七条第七号の二を削る。

第二十三条の三の次に次の一条を加える。

（奄美群島復興審議会）

第二十三条の四　自治省に、奄美群島復興審議会を置く。

2　奄美群島復興審議会の所掌事務、組織、委員の任命その他の事項については、奄美群島復興特別措置法の定めるところによる。

第二十四条の二の次に次の一条を加える。

（外局）

第二十四条の三　国家行政組織法第三条第二項の規定に基づき、自治省の外局として消防庁を置く。

2　消防庁の組織、所掌事務及び権限は、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）の定めるところによる。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和三十五年七月一日から施行する。

（経過規定）

第二条　この法律の施行の際現に総理府及び自治庁の附属機関である機関並びに国家消防本部に附置されている機関で自治省及び消防庁の相当の附属機関となるものの委員（予備委員を含む。以下この条において同じ。）である者は、それぞれ自治省及び消防庁の相当の附属機関の委員となるものとし、この法律の施行の際現に自治庁及び国家消防本部の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもつて自治省の職員となるものとする。

第三条　この法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により内閣総理大臣若しくは自治庁長官又は国家消防本部に対してした許可、認可その他これらに準ずる処分の申請、届出その他の行為は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定に基づいて、自治大臣がし、又は消防庁においてした許可、認可その他これらに準ずる処分とみなす。

2　この法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により内閣総理大臣若しくは自治庁長官又は国家消防本部に対してした許可、認可その他これらに準ずる処分の申請、届出その他の行為は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定に基づいてした許可、認可その他これらに準ずる処分とみなす。

第四条　この法律の施行の際現に内閣総理大臣若しくは自治庁長官又は国家消防本部に対してした許可、認可その他これらに準ずる処分の申請、届出その他の行為は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定に基づいてした許可、認可その他これらに準ずる処分とみなす。

第五条　地方自治法の一部を次のように改正する。

本則（第百四十六条第八項及び第九項、第二百四十六条の二、第二百四十六条の三並びに第二百六十一条を除く。）中「内閣総理大臣」及び「自治庁長官」を「自治大臣」に改める。

第二百四十六条の三中「内閣総理大臣は、第二百四十五条の三第一項及び前条第一項の規定による権限の行使のため、」を「内閣総理大臣にあつては前条第一項の規定による権限の行使のため必要があるとき、自治大臣にあつては第二百四十五条の三第一項及び第二百四十六条の規定による権限の行使のため」に改め、同条後段を削る。

第二百六十一条第二項中「その日から」を「直ちに当該法律を添えてその旨を自治大臣に通知し、自治大臣は、その通知を受けた日から」に改め、同条第四項中「その結果を」の下に「自治大臣に報告し、

自治大臣は、直ちにその旨を」を加える。

（最高裁判所裁判官国民審査法の一部改正）

第六条　最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第二項及び第四十条中「自治庁長官」を「自治大臣」に改める。

第四十四条第二項中「自治庁の職員」を「自治省の職員」に改める。

（消防組織法の一部改正）

第七条　消防組織法の一部を次のように改正する。

本則中「国家消防本部」を「消防庁」に、「国家消防本部長」を「消防庁長官」に、「総理府令」を「自治省令」に改める。

第二条及び第三条を次のように改める。

第二条　国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項の規定に基づき、自治省の外局として消防庁を置く。

第三条　消防庁の長は、消防庁長官とする。

第四条第十六号を次のように改める。

十六　消防団員等公務災害補償責任共済基金法（昭和三十一年法律第百七号）の施行に関する事項

第四条の二第一項、第四条の三第一項及び第四条の四第一項中「附置する」を「置く」に改める。

第五条を次のように改める。

第五条　削除

（地方財政法の一部改正）

第八条　地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第二十一条及び第二十二条中「内閣総理大臣」を「自治大臣」に改める。

（国家行政組織法の一部改正）

第九条　国家行政組織法の一部を次のように改正する。

別表第一総理府の項中「自治庁」を削り、同表中建設省の項の次に次のように加える。

自治省		
	本省	二七〇人
	消防庁	一一八人
	計	三八八人

（総理府設置法の一部改正）

第十条　国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部改正）

第十一条　行政機関職員定員法（昭和二十四年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表総理府の項中「国家消防本部　一一八人」及び「自治庁　二七〇人」を削り、「計　二三、五七九人」を「計　二三、一九一人」に改め、同表中建設省の項の次に次のように加える。

国立国会図書館支部自治省図書館	自治省

（総理府設置法の一部改正）

第十二条　総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十

七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中奄美群島復興審議会の項を削る。

第十七条中「自治庁」を削る。

第十八条の表中自治庁の項を削る。

（公職選挙法の一部改正）

第十三条 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

「自治庁長官」を「自治大臣」に、「自治庁の職員」を「自治省の職員」に改める。

第五条の二第十六項中「自治庁選挙局」を「自治省選挙局」に改める。

第百八条第一項第一号中「内閣総理大臣」を「自治大臣」に改め、同条第二項中「内閣総理大臣」を「自治大臣」に改め、「当選人の住所及び氏名を」の下に「内閣総理大臣に報告し、内閣総理大臣は、直ちにこれを」を加える。

第百十一条第一項第一号及び第二号中「通知を受けた」を「通知があつた」に、「内閣総理大臣から」を「内閣総理大臣は自治大臣に通知し、自治大臣は」に改める。

第百九十二条第四項中「総理府令」を「自治省令」に改める。

（公職選挙法の一部改正）

第十四条 町村職員恩給組合法（昭和二十七年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「自治庁」を「自治省」に改める。

第六条の六中「自治庁長官」を「自治大臣」に改める。

第七条第四項及び第五項中「内閣総理大臣」を「自治大臣」に改める。

（電源開発促進法の一部改正）

第十五条 電源開発促進法（昭和二十七年法律第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

第十条第三項中第六号を削り、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　自治大臣

（自治大学校設置法の一部改正）

第十六条 自治大学校設置法（昭和二十八年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「自治庁」を「自治省」に改める。

第六条第二項中「自治庁長官」を「自治大臣」に改め、同条第三項中「総理府令」を「自治省令」に改める。

（町村職員恩給組合法の一部改正）

第十四条 町村職員恩給組合法（昭和二十七年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「自治庁」を「自治省」に改める。

第六条の六中「自治庁長官」を「自治大臣」に改める。

第七条第四項及び第五項中「内閣総理大臣」を「自治大臣」に改める。

（電源開発促進法の一部改正）

第十五条 電源開発促進法（昭和二十七年法律第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

第十条第三項中第六号を削り、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　自治大臣

（自治大学校設置法の一部改正）

第十六条 自治大学校設置法（昭和二十八年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「自治庁」を「自治省」に改める。

第六条第二項中「自治庁長官」を「自治大臣」に改め、同条第三項中「総理府令」を「自治省令」に改める。

（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正）

第十七条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「自治庁長官」を「自治大臣」に改め、第五十二条第四項中「内閣総理大臣」を「自治大臣」に改める。

（新市町村建設促進法の一部改正）

第十八条 新市町村建設促進法（昭和三十一年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

本則（第二十七条第十三項、第二十八条第一項及び第二十九条の二第一項を除く。）中「内閣総理大臣」を「自治大臣」に改める。

第二十三条第一項中「総理府令」を「自治省令」に改める。

（国土開発縦貫自動車道建設法の一部改正）

第十九条 国土開発縦貫自動車道建設法（昭和三十二年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第十三条第三項中第七号を削り、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　自治大臣

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第二十条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第六号中「総理府（内閣を含む。）、各省」を「総理府（内閣及び自治省を含む。）、各省（自治省を除く。）」に改める。

第三条第二項第一号イ中「、都道府県警察に属する警視正以上の階級にある警察官及び国家消防本部に属する職員」を「及び都道府県警察に属する警視正以上の階級にある警察官」に改める。

第八条中「各省大臣」を「各省大臣（自治大臣を除く。）」に、「自治庁長官」を「自治大臣」に改める。

第百二条第一項中「各省各庁の長」を「各省各庁の長（自治大臣を含む。）」に改める。

第二十一条 総理府（内閣及び自治省を含む。）に所属する職員（この法律による改正後の国家公務員共済組合法第三条第二項第一号に掲げる職員を除く。）をもつて組織される組合は、政令で定めるところにより、国家消防本部に属していた職員に係る権利義務に関する国の事務は、自治省において掌理する。

（市町村職員共済組合法の一部改正）

（交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正）

第二十二条 交付税及び譲与税配付金特別会計法（昭和二十九年法律第百三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「内閣総理大臣及び大蔵大臣」を「大蔵大臣及び自治大臣」に改め、同条第二項を削る。

（奄美群島復興特別措置法の一部改正）

第二十三条 奄美群島復興特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

本則並びに別表第一及び別表第二中「内閣総理大臣」を「自治大臣」に改める。

第七条第一項中「総理府令」を「自治省令」に改める。

第十一条を次のように改める。

（復興計画に基づく事業の予算の見積り等の事務の所管）

第十一条 復興計画に基づく事業の予算に関する見積り及び予算の執行（第五条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による工事に係る予算の執行を除く。）に関する国の事務は、自治省において掌理する。

（市町村職員共済組合法の一部改正）

第二十四条 市町村職員共済組合法（昭和三十一年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。

本則中「自治庁長官」を「自治大臣」に、「総理府令」を「自治省令」に改める。

附則第二十項中「自治庁長官」を「自治大臣」に改める。

（地方財政再建促進特別措置法の一部改正）

第二十五条 地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

本則（第二条第一項、第三条第一項及び第三項並びに第五条を除く。）中「自治庁長官」を「自治大臣」に改める。

第十九条第二項中「総理府令」を「自治省令」に改める。

（消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部改正）

第二十六条 消防団員等公務災害補償責任共済基金法（昭和三十一年法律第百七号）の一部を次のように改正する。

本則中「内閣総理大臣」を「自治大臣」に、「総理府令」を「自治省令」に改める。

附則第十条中「内閣総理大臣」を「自治大臣」に、「国家消防本部」を「消防庁」に改める。

（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正）

第二十七条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「自治庁長官」を「自治大臣」に改め、第五十二条第四項中「内閣総理大臣」を「自治大臣」に改める。

（新市町村建設促進法の一部改正）

第二十八条 新市町村建設促進法（昭和三十一年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

本則（第二十七条第十三項、第二十八条第一項及び第二十九条の二第一項を除く。）中「内閣総理大臣」を「自治大臣」に改める。

第二十三条第一項中「総理府令」を「自治省令」に改める。

（国土開発縦貫自動車道建設法の一部改正）

第二十九条 国土開発縦貫自動車道建設法（昭和三十二年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第十三条第三項中第七号を削り、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　自治大臣

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第三十条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第六号中「総理府（内閣を含む。）、各省」を「総理府（内閣及び自治省を含む。）、各省（自治省を除く。）」に改める。

第三条第二項第一号イ中「、都道府県警察に属する警視正以上の階級にある警察官及び国家消防本部に属する職員」を「及び都道府県警察に属する警視正以上の階級にある警察官」に改める。

第八条中「各省大臣」を「各省大臣（自治大臣を除く。）」に、「自治庁長官」を「自治大臣」に改める。

第百二条第一項中「各省各庁の長」を「各省各庁の長（自治大臣を含む。）」に改める。

第三十一条 総理府（内閣及び自治省を含む。）に所属する職員（この法律による改正後の国家公務員共済組合法第三条第二項第一号に掲げる職員を除く。）をもつて組織される組合は、政令で定めるところにより、国家消防本部に属していた職員に係る権利義務

をこの法律による改正前の国家公務員共済組合法第三条第二項第一号イに掲げる職員をもつて組織する組合から承継するものとする。

（港湾法等の一部改正）

第二十七条　次に掲げる法律の規定中「内閣総理大臣」を「自治大臣」に改める。

一　港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）

二　ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）

三　公営企業金融公庫法（昭和三十二年法律第八十三号）

（当せん金附証票法等の一部改正）

第二十八条　次に掲げる法律の規定中「自治庁長官」を「自治大臣」に改める。

一　当せん金附証票法（昭和二十三年法律第百四十四号）

二　競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）

三　自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）

四　漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）

五　国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第百七十九号）

六　モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）

七　日本住宅公団法（昭和三十年法律第五十三号）

八　愛知用水公団法（昭和三十年法律第百四十一号）

九　首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）

十　森林開発公団法（昭和三十一年法律第八十五号）

十一　国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律（昭和三十二年法律第百四号）

十二　東北開発促進法（昭和三十二年法律第百十号）

十三　労働福祉事業団法（昭和三十二年法律第百二十六号）

十四　台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法（昭和三十三年法律第七十二号）

十五　首都圏市街地開発区域整備法（昭和三十三年法律第九十八号）

十六　公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百四十六号）

十七　昭和三十三年七月、八月及び九月の風水害により被害を受けた地方公共団体の起債に関する法律（昭和三十三年法律第百八十九号）

十八　九州地方開発促進法（昭和三十四年法律第十号）

十九　昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律（昭和三十四年法律第百七十五号）

二十　四国地方開発促進法（昭和三十五年法律第六十三号）

（水防法等の一部改正）

第二十九条　次に掲げる法律の規定中「国家消防本部長」を「消防庁長官」に改める。

一　水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）

二　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）

三　耐火建築促進法（昭和二十七年法律第百六十号）

（地方公務員法等の一部改正）

第三十条　次に掲げる法律の規定中「自治庁」を「自治省」に改める。

一　地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）

二　税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）

（国家公務員法等の一部改正）

第三十一条　次に掲げる法律の規定中「国家消防本部」を「消防庁」に改める。

一　国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）

二　消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）

三　有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）

四　公衆電気通信法（昭和二十八年法律第九十七号）

（行政書士法等の一部改正）

第三十二条　次に掲げる法律の規定中「総理府令」を「自治省令」に改める。

一　行政書士法（昭和二十六年法律第四号）

二　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十九号）

三　入場譲与税法（昭和二十九年法律第百二号）

四　日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百八十八号）

第三十三条　この法律の施行前に、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約等の締結に伴う関係法令の整理に関する法律が施行されないときは、前条第二号中「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律」とあるのは、「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律」と変更して同条の規定を適用する。

（地方公営企業法等の一部改正）

第三十四条　次に掲げる法律の規定中「内閣総理大臣」を「自治大臣」に、「総理府令」を「自治省令」に改める。

一　地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）

二　消防施設強化促進法（昭和二十八年法律第八十七号）

（政治資金規正法等の一部改正）

第三十五条　次に掲げる法律の規定中「自治庁長官」を「自治大臣」に、「総理府令」を「自治省令」に改める。

一　政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）

二　地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）

三　企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法（昭和二十九年法律第百四十二号）

四　地方道路譲与税法（昭和三十年法律第百十三号）

五　特別とん譲与税法（昭和三十二年法律第七十七号）

六　中小企業の資産再評価の特例に関する法律（昭和三十二年法律第百三十八号）

七　行政書士法の一部を改正する法律（昭和三十五年法律第八十六号）

（地方税法等の一部改正）

第三十六条　次に掲げる法律の規定中「自治庁長官」を「自治大臣」に、「総理府令」を「自治省令」に、「自治庁の職員」及び「自治庁職員」を「自治省の職員」に改める。

一　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）

二　国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（昭和三十一年法律第八十二号）

（内閣総理・法務・大蔵・文部・農林・通商産業・運輸・郵政・労働・建設大臣署名）

法律第百十四号（昭三五・六・三〇）

◎昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律

（起債の特例）

第一条 昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地方公共団体のうち政令で定めるものは、次の各号に掲げる場合においては、昭和三十五年度に限り、地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条の規定にかかわらず、地方債をもつてその財源とすることができる。

一　地方税、使用料、手数料その他の徴収金で命令で定めるものの当該災害のための減免であつて、その程度及び範囲が被害の状況に照らし相当と認められるものによつて生ずる財政収入の不足を補う場合

二　当該災害に係る災害救助対策、伝染病予防対策その他これらに類する命令で定める災害対策に通常要する費用で当該地方公共団体の負担に属するものの財源とする場合

（地方債の引受け）

第二条 前条の地方債は、国が資金運用部資金又は簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金をもつてその全額を引き受けるものとする。

2　前項の場合における利息の定率及び償還の方法は、政令で定める。

（起債許可についての協議）

第三条 自治大臣は、第一条の規定による地方債について地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十条の規定による許可をしようとするときは、あらかじめ大蔵大臣と協議しなければならない。この場合において、当該地方債が簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金をもつて引き受けるものであるときは、あわせて郵政大臣と協議しなければならない。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　自治庁設置法の一部を改正する法律（昭和三十二年法律第百十三号）が施行されるまでの間は、第三条中「自治大臣」とあるのは、「自治庁長官」と読み替えるものとする。

（内閣総理・大蔵・郵政大臣署名）

法律第百十五号（昭三五・七・一）

◎建設省設置法の一部を改正する法律

建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第十七号の次に次の一号を加える。

十七の二　公共用地取得制度に関する調査を行なうこと。

第三条第二十六号の二中「日本原子力研究所」の下に「、国民金融公庫、農林漁業金融公庫」を加え、同条第二十六号の五中「並びに」を削り、「行うこと」を「行ない、並びに建設工事用機械技能者の養成及び訓練を行なうこと」に改める。

第四条第二項中「前条第二十三号の五に規定する事務のうち日本住宅公団の経営一般の監督に関するもの、同条第二十五号」を「前条第二十五号」に改め、同条第三項中「及び第十七号」を「、第十七号及び第十七号の二」に改め、同条第六項中「のうち」の下に「日本住宅公団の経営一般の監督に関するもの並びに」を加え、同条第七項中「第二十六号の二」の下に「、第二十六号の四」を加える。

第五条の三第一項中「関するもの」の下に「並びに日本住宅公団の業務で土地区画整理事業及び水面埋立事業以外の事業に係るものに関するもの」を加える。

第六条及び第七条（第七条の見出しを含む。）中「地理調査所」を「国土地理院」に改める。

第八条第一項中「第九号」の下に「、第九号の二」を、「第十一号」の下に「、第十一号の二」を加える。

第九条の二第一項中「関するもの」の下に「同条第二十六号の五に規定する事務のうち建設工事用機械技能者の養成及び訓練に関するもの並びに同条第一号の二に規定する事務のうち産業開発青年隊の幹部の訓練に関するもの」を加える。

第十条第一項の表中河川審議会の項の次に次のように加える。

公共用地取得制度調査会	建設大臣の諮問に応じて公共用地取得制度に関する重要事項を調査審議し、又は当該事項について関係行政機関に建議すること。

第十三条第二項中「、第二号（営繕工事に係るものを除く。）、第二号の二」を削り、「第五号までに掲げる事務」の下に「並びに同条第二号及び第二号の二に掲げる事務（営繕工事に係るものを除く。）」を加え、同条第三項中「、第二号（営繕工事に係るものに限る。）」を削り、「事務」の下に「並びに同条第二号及び第二号の二に掲げる事務のうち営繕工事に係るもの」を加える。

第二十二条を次のように改める。

第二十二条 第十条第一項の表に掲げる附属機関のうち、公共用地取得制度調査会は、昭和三十六年三月三十一日まで置かれるものとする。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（測量法等の一部改正）

2　測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）の一部を次のように改正する。

第四条中「建設省地理調査所」を「建設省国土地理院」に改める。

第一章から第五章まで並びに附則第七項及び第九項中「地理調査所」を「国土地理院」に改める。

3　地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項の表測定単位の数値の算定の基礎の欄中「建設省地理調査所」を「建設省国土地理院」に

改める。

4　自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第百一条第一項中「地理調査所」を「国土地理院」に改める。

（建設・内閣総理大臣署名）

法律第百十六号（昭三五・七・一）

◎母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律

母子福祉資金の貸付等に関する法律（昭和二十七年法律第三百五十号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

4　この法律において「母子福祉団体」とは、配偶者のない女子であつて民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条の規定により現に児童を扶養している者（以下「配偶者のない女子であつて現に児童を扶養している者」という。）の福祉を増進することを主たる目的とする社会福祉法人又は民法第三十四条の規定により設立された法人であつて、その理事の過半数が配偶者のない女子であるものをいう。

第三条第一項中「配偶者のない女子であつて、民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条の規定により現に児童を扶養している者（以下「配偶者のない女子であつて現に児童を扶養している者」という。）」を「配偶者のない女子であつて現に児童を扶養している者」に、「生業資金」を「事業開始資金」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第三条の二　都道府県は、政令で定める事業を行なう母子福祉団体であつて、その事業に使用される者が主として配偶者のない女子であつて現に児童を扶養している者であるものに対し、当該事業につき、事業開始資金及び事業継続資金を貸し付けることができる。

2　前項の規定により母子福祉団体が事業開始資金又は事業継続資金の貸付けを受けようとするときは、当該母子福祉団体の理事の全員が連帯債務を負担する借主として加わらなければならない。

第四条中「前条」を「前二条」に改め、同条第一号中「生業資金」を「事業開始資金」に改め、「十万円以内」の下に「（母子福祉団体に対する貸付けについては、百万円以内）」を加え、同条第五号中「三万円以内」の下に「（母子福祉団体に対する貸付けについては、三十万円以内）」を加える。

第五条第一項中「生業資金」を「事業開始資金」に改め、「住宅補修資金については」の下に「据置期間経過後」を加え、同条第二項中「年三分」の下に「（母子福祉団体に対する貸付金については、年五分）」を加え、同条第三項中「生業資金」を「事業開始資金」に改め、「事業継続資金」の下に「及び住宅補修資金」を加え、同条に次の一項を加える。

4　事業開始資金、事業継続資金又は住宅補修資金の貸付金であつて、災害による被害を受けた者に対し、当該災害による被害を受けた日から一年以内に貸し付けられるものについては、前項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、その据置期間を、貸付けの日から二年をこえない範囲内において延長することができる。

第六条中「貸付金」の下に「（第三条の二第一項の規定による貸付金を除く。）」を加える。

第七条の次に次の一条を加える。

（母子福祉団体に対する監督等）

第七条の二　第三条の二第一項の規定による貸付金の貸付けを受けた母子福祉団体は、当該貸付けの対象となつた事業の経理及び収益の処分については、政令の定めるところに従わなければならない。

2　第三条の二第一項の規定により、母子福祉団体に対する貸付けがなされたときは、都道府県知事は、その貸付けの目的が有効に達せられることを確保するため、当該母子福祉団体に対して、次の各号に掲げる権限を有する。

一　貸付けの対象となつた事業の状況に関し、報告をさせ、又は当該都道府県の職員に当該母子福祉団体の事務所若しくは事業場に立ち入り、当該事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させること。

二　貸付けの対象となつた事業の運営が、その貸付けの目的に照らして不適当であると認める場合において、その事業の運営を改善すべき旨を勧告すること。

三　当該母子福祉団体の理事が法令若しくはこれに基づいてする行政庁の処分又は定款若しくは寄附行為に違反した場合において、当該理事を解職すべき旨を勧告すること。

第八条に次の四号を加える。

四　貸付金の貸付けを受けた者が母子福祉団体である場合において、その団体が母子福祉団体でなくなつたとき。

五　貸付金の貸付けを受けた者が母子福祉団体である場合において、その団体が貸付けの対象となつた事業を廃止したとき。

六　貸付金の貸付けを受けた者が母子福祉団体である場合において、貸付けの対象となつた事業が主として配偶者のない女子であつて現に児童を扶養している者を使用するものでなくなつたとき。

七　貸付金の貸付けを受けた者が母子福祉団体である場合において、その団体が前条第一項の規定に違反し、又は同条第二項の規定による都道府県知事の措置に従わず、若しくは同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第八条に次の一項を加える。

2　母子福祉団体に対する貸付金につき、前項の規定により一時償還の請求がなされたときは、当該貸付金の貸付けを受けた者は、政令の定めるところにより計算した金額を都道府県に納付しなければならない。

第九条第二項中「第八条の二第一項の規定により納付を命ぜられた者」を「第八条第二項又は第八条の二第一項の規定により納付金を納付すべき者」に、「納付を命ぜられた金額」を「納付すべき金額」に改める。

第十条の二第一項第一号を次のように改める。

一　災害、盗難、疾病、負傷その他やむを得ない事由により、貸付金の貸付けを受けた者が支払期日

に償還金を支払うことが著しく困難になつたと認められるとき。

第十二条第二項中「利子、」の下に「第八条第二項又は」を加える。

第十五条第五項を削る。

第十六条第一項中「児童を扶養している者」の下に「又は母子福祉団体」を加え、同条第二項中「みずからその業務に従事しなければならない。」を「みずからその業務に従事し、又は当該母子福祉団体が使用する配偶者のない女子であつて現に児童を扶養している者にその業務に従事させなければならない。」に改め、同条第三項中「児童を扶養している者」の下に「及び母子福祉団体」を加える。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第十条中第七号の二を削り、第七号の三を第七号の二とし、第七号の四を第七号の三とする。

第三十六条中「第十条第七号の二の規定及び同条第八号の規定」を「第十条第八号の規定」に改める。

3　補助金等の臨時特例等に関する法律（昭和二十九年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第九条から第十一条まで　削除

4　昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた者に対する母子福祉資金の貸付に関する特別措置法（昭和三十四年法律第百八十八号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第二条　削除

（内閣総理・大蔵・厚生大臣署名）

法律第百十七号（昭三五・七・二）

◎消防法の一部を改正する法律

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）の一部を次のように改正する。

第八条を次のように改める。

第八条　学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店その他多数の者が出入し、勤務し、又は居住する防火対象物で政令で定めるものの管理について権原を有する者は、政令で定める資格を有する者のうちから防火管理者を定め、当該防火対象物について消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督その他防火管理上必要な業務を行なわせなければならない。

前項の政令で定める防火対象物の管理について権原を有する者は、同項の規定により防火管理者を定めたときは、遅滞なくその旨を所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

第二章中第九条の次に次の一条を加える。

第九条の二　別表で定める数量未満の危険物、油かすその他政令で定める危険物に準ずる可燃性の物品又はわら製品、木毛その他これらに類する物品で火災が発生した場合にその拡大がすみやかであり、若しくは消火の活動が著しく困難となるものの貯蔵又は取扱いの技術上の基準は、市町村条例でこれを定める。

第十条中「貯蔵所以外の場所」を「貯蔵所（車両に固定されたタンクにおいて危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所を含む。以下同じ。）以外の場所」に改める。

第十七条を次のように改める。

第十七条　学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店、旅館、飲食店その他の防火対象物で政令で定めるものの関係者は、政令で定める技術上の基準に従つて、政令で定める消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設（以下「消防用設備等」という。）を設置し、及び維持しなければならない。

市町村は、その地方の気候又は風土の特殊性により、前項の消防用設備等の技術上の基準に関する政令又はこれに基づく命令の規定のみによつては防火の目的を充分に達し難いと認めるときは、条例で、同項の消防用設備等の技術上の基準に関して、当該政令又はこれに基づく命令の規定と異なる規定を設けることができる。

第十七条の次に次の三条を加える。

第十七条の二　前条第一項の消防用設備等の技術上の基準に関する政令若しくはこれに基づく命令又は同条第二項の規定に基づく条例の規定の施行又は適用の際、現に存する同条第一項の防火対象物における消防用設備等（消火器、避難器具その他政令で定めるものを除く。以下この条及び次条において同じ。）又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の同条同項の防火対象物に係る消防用設備等がこれらの規定に適合しないときは、当該消防用設備等については、当該規定は、適用しない。この場合においては、当該消防用設備等の技術上の基準に関する従前の規定を適用する。

前項の規定は、消防用設備等で左の各号の一に該当するものについては、適用しない。

一　前条第一項の消防用設備等の技術上の基準に関する政令若しくはこれに基づく命令又は同条第二項の規定に基づく条例の規定に適合するに至つた消防用設備等

二　工事の着手が前条第一項の消防用設備等の技術上の基準に関する政令若しくはこれに基づく命令又は同条第二項の規定に基づく条例の規定の施行又は適用の後である政令で定める増築、改築又は大規模の修繕若しくは模様替えに係る同条第一項の防火対象物における消防用設備等

三　前条第一項の消防用設備等の技術上の基準に関する政令若しくはこれに基づく命令又は同条第二項の規定に基づく条例の規定に適合するに至つた同条第一項の防火対象物における消防用設備等

第十七条の三　前条に規定する場合のほか、第十七条第一項の防火対象物の用途が変更されたことにより、当該用途が変更された後の当該防火対象物における消防用設備等がこれに係る同条同項の消防用設備等の技術上の基準に関する政令若しくはこれに基づく条例を改正する法令による改正（当該政令若しくは命令又は条例を廃止すると同時に新たにこれに相当する政令若しくは命令又は条例を制定することを含む。）後の当該政令若しくは命令又は条例の規定の適用の際、当該規定に相当する従前の規定に適合していないことにより同条第一項の規定に違反している同条同項の防火対象物における消防用設備等

づく命令又は同条第二項の規定に基づく条例の規定に適合しないこととなるときは、当該規定は、適用しない。この場合においては、当該用途が変更される前の当該防火対象物における消防用設備等の技術上の基準に関する規定を適用する。

前項の規定は、消防用設備等で左の各号の一に該当するものについては、適用しない。

一　第十七条第一項の防火対象物の用途が変更された際、当該用途が変更される前の当該防火対象物における消防用設備等に係る同条同項の消防用設備等の技術上の基準に関する政令若しくはこれに基づく命令又は同条第二項の規定に基づく条例の規定に適合していないことにより同条第一項の規定に違反している当該防火対象物における消防用設備等

二　工事の着手が第十七条第一項の防火対象物の用途の変更の後である政令で定める増築、改築又は大規模の修繕若しくは模様替えに係る当該防火対象物における消防用設備等

三　第十七条第一項の消防用設備等の技術上の基準に関する政令若しくはこれに基づく命令又は同条第二項の規定に違反している場合にあつては、それぞれ第十七条の二第一項後段又は前条第一項後段の規定により適用される政令若しくは条例の規定（以下この条において「基準とする。）に従つて設置された消防用設備等の維持のため必要な措置をしなかつた者

第四十五条中「人の業務に関し」の下に「、第八条」を加え、「又は第十六条」を「、第十六条又は第十七条の四」に改める。

第四十六条を次のように改める。

第四十六条　第九条の二の規定に基づく条例には、これに違反した者に対し、五千円以下の罰金に処する旨の規定を設けることができる。

附　則

1　この法律は、公布の日から起算して九月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2　この法律による改正後の消防法（以下「新法」という。）第八条第一項の政令で定める防火対象物の管理について権原を有する者は、この法律の施行の日から起算して一年間は、同条同項の規定にかかわらず、同条同項の政令で定める資格を有しない者のうちから防火管理者を定めることができる。

3　この法律の施行の際、現に存する新法第十七条第一項の防火対象物における消防用設備等又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中である同条同項の防火対象物に係る消防用設備等で同法第十七条の二第一項の消火器、避難器具その他政令で定めるものについては、この法律の施行の日から起算して二年間は、当該防火対象物の関係者が命令で定めるところにより消防長（消防長を置かない市町村においては市町村長）又は消防署長に届け出た場合に限り、同法第十七条第一項の消防用設備等の技術上の基準に関する政令若しくはこれに基づく命令又は同条第二項の規定に基づく条例の規定のうち当該消防用設備等に係る部分は、適用しない。この場合において、当該消防用設備等の技術上の基準については、なお従前の例による。

第二項の規定に基づく条例の規定に適合するに至つた同条第一項の防火対象物における消防用設備等

第十七条の四　消防長又は消防署長は、第十七条第一項の防火対象物における消防用設備等が同条同項の政令若しくはこれに基づく命令又は同条第二項の規定に基づく条例で定める技術上の基準（第十七条の二第一項前段又は前条第一項前段に規定する場合にあつては、それぞれ第十七条の二第一項後段又は前条第一項後段の規定により適用される基準とする。）に従つて設置されず、又はその維持のため必要な措置をなすべきことを命ずることができる。

第四十二条第一項各号列記以外の部分中「これを六箇月」を「六月」に改め、同項第七号の次に次の一号を加える。

八　第十七条の四の規定による命令に違反して消防用設備等を設置しなかつた者

第四十三条第一項中「第十七条第一項の防火対象物における消防用設備等」を「第八条第一項の規定に違反して防火管理者を定めなかつた者

二　第十条第三項の規定に違反した者

三　第十六条の規定に違反した者

第四十四条第三号中「第十三条第二項」を「第八条第二項、第十三条第二項」に改め、同条中第十一号を第十二号とし、第五号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五　第十七条の四の規定による命令に違反して消防用設備等の維持のため必要な措置をしなかつた者

第四十五条中「人の業務に関し」の下に「、第八条」を加え、「又は第十六条」を「、第十六条又は第十七条の四」に改める。

第四十六条を次のように改める。

第四十六条　第九条の二の規定に基づく条例には、これに違反した者に対し、五千円以下の罰金に処する旨の規定を設けることができる。

附　則

1　この法律は、公布の日から起算して九月をこえない

（自治・内閣総理大臣署名）

法律第百十八号（昭三五・七・一四）

◎石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部を改正する法律

石油及び可燃性天然ガス資源開発法（昭和二十七年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第十四条及び第十六条第三号中「溶解ガス」を「ガス」に改める。

第十九条第一項中「溶解ガス」を「ガス」に改め、「鉱業権者」の下に「又は租鉱権者」を加え、同条第二項中「溶解ガス」を「ガス」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律の施行前に第十六条の規定による交付の決定があつた補助金については、なお従前の例による。

（通商産業・内閣総理大臣署名）

法律第百十九号（昭三五・七・一四）

◎昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた中小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法

（目的）

第一条 この法律は、昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた中小企業者について、その事業の再建に必要な資金（以下「再建資金」という。）の融通を円滑にするため、商工組合中央金庫の貸付利率の引下げのための措置を定めることにより、その事業の再建を促進し、経営の安定を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、「指定被害中小企業者」とは、次に掲げる者で政令で定めるものをいう。

一 政令で定める地域内に事業所を有し、かつ、前条の災害を受けた中小企業者及び中小企業等協同組合その他の主として中小規模の事業者を直接又は間接の構成員とする団体（以下「中小企業者団体」という。）

二 中小企業者団体であつて、その直接又は間接の構成員のうちに前号に掲げる者を含むもの

（商工組合中央金庫による利子補給）

第三条 政府は、商工組合中央金庫が指定被害中小企業者に対して再建資金の貸付けを行なうときは、政令で定めるところにより、当該貸付につき貸付けの日後の日を指定したときは、その日）までに行なう再建資金の貸付けであつて、その全部又は一部の利率が年六分五厘であるものとし、その利子補給金の支給の対象となる金額は、指定被害中小企業者ごとに、その利率によつて貸し付けた額（その額が次の各号に規定する貸付けの区分に応じ当該各号に掲げる金額をこえるときは、当該金額）以内の額とする。

一 指定被害中小企業者（中小企業者団体を除く。）に対する貸付けについては、五十万円（その指定被害中小企業者の直接又は間接に所属する中小企業者団体が当該指定被害中小企業者に対し転貸する再建資金の貸付けを受けている場合において、その転貸する額のうちに利子補給金の支給の対象となる額があるときは、その対象となる額を控除した金額）

二 中小企業者団体に対する貸付け（次号の貸付けを除く。）については、百五十万円

三 中小企業者団体に対する再建資金であつて、その直接又は間接の構成員たる指定被害中小企業者（以下この条において「被害構成員」という。）に転貸されるもの（以下次項において「転貸資金」という。）の貸付けについては、それぞれの被害構成員に転貸する金額のうち五十万円（その被害構成員が再建資金の貸付けを受けている場合において、そのうちに利子補給金の支給の対象となる額があるとき、又はその直接若しくは間接に所属する他の中小企業者団体が当該被害構成員に対し転貸する再建資金の貸付けを受けている場合において、その転貸する額のうちに利子補給金の支給の対象となる額があるときは、その対象となる額を控除した金額）に相当する金額の合計額

2 転貸資金の貸付けを受ける中小企業者団体がその転貸資金を被害構成員に転貸する場合において、その利率が年六分五厘をこえるときは、そのこえる率により転貸した金額は、前項の利子補給金の支給の対象となる金額には含まれないものとする。

3 政府が前条の契約による利子補給金の支給の対象とすることができる金額の総額は、二億五千万円を限度とする。

（利子補給金の支給額）

第五条 第三条の契約により政府が支給する利子補給金の額は、商工組合中央金庫が貸し付けた再建資金の額のうち利子補給金の支給の対象となる金額につき前条第一項に規定する利率により計算した利子の額と、当該利子補給金の支給の対象となる金額につき商工組合中央金庫がその貸付けと同種類の貸付けを行なう場合における通常の利率により計算した利子の額との差額に相当する金額とする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・通商産業・内閣総理大臣署名）

法律第百二十号（昭三五・七・一九）

◎運輸省設置法の一部を改正する法律

運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「（第三十九条―第五十五条）」を「（第三十九条―第五十五条の三）」に改める。

第二十一条に次の二項を加える。

5 海運局に、国内旅客船公団監理官一人を置く。

6 国内旅客船公団監理官は、命を受けて、第二十三条第一項第三号の二に規定する事務を行なう。

第二十七条第一項中第十三号を次のように改め、第十三号の二を削る。

十三 鉄道、軌道、索道及び無軌条電車の安全の確保及び運転事故に関すること。

第二十七条第一項第十六号中「鉄道」を「日本国有鉄道の監督その他鉄道」に改める。

「鉄道建設審議会	運輸大臣の諮問に応じて鉄道敷設法（大正十一年法律第三十七号）に定める日本国有鉄道の鉄道新線の敷設に関する事項を調査審議すること。
第三十八条第一項の表中	
「鉄道建設審議会	運輸大臣の諮問に応じて鉄道敷設法（大正十一年法律第三十七号）に定める日本国有鉄道の鉄道新線の敷設に関する事項を調査審議すること。
」を	運輸大臣の諮問に応じて自動車に関する重要事項を調査審議すること。
自動車審議会	

（大正十一年法律第鉄道新線の敷設に関する施策に関する重　」に改め、同条に次の一項を加える。

3　第一項の表に掲げる附属機関のうち、自動車審議会は、昭和三十六年三月三十一日まで置かれるものとする。

第五十一条第一項中第一号の二を第一号の三とし、第一号を第一号の二とし、第一号として次の一号を加える。

一　日本国有鉄道の監督に関すること。

第五十一条第一項中第三号を次のように改め、第三号の二を削る。

三　地方鉄道、軌道、専用鉄道、索道及び無軌条電車の安全の確保及び運転事故に関すること。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（運輸・内閣総理大臣署名）

法律第百二十一号（昭三五・七・一九）

◎船員保険法の一部を改正する法律

船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項を次のように改め、同条第二項中「前項各号ニ掲グル場合ノ外」を「前項ニ規定スル場合ノ外」に改める。

職務外ノ事由ニ因ル同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ関スル療養ノ給付及傷病手当金ノ支給ハ療養ノ給付開始後三年ヲ経過シタルトキハ之ヲ為サズ

第四十条第一項中「被保険者ノ資格喪失前ニ発シタル疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ガ」の下に「職務上ノ事由ニ因ルモノナルトキハ治癒シタル場合職務外ノ事由ニ因ルモノナルトキハ」を加える。

第四十二条ノ三第一項中「疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ付療養ノ給付ヲ受ケタル日ヨリ起算シテ三年以内ニ」を削る。

第五十条第三号中「第四十二条ノ三第一項ノ規定ニ依ル期間内ニ」を削る。

第五十条ノ二第一項第三号中「第四十二条ノ三第一項ノ規定ニ依ル期間内ニ」を削り、「五月分」の下に「（職務上ノ事由ニ因ル疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ因リ死亡シタル場合ニ於テ当該疾病又ハ負傷ノ二付療養ノ給付ヲ受ケタル日ヨリ起算シテ三年ヲ経過シタル後ニ死亡シタルトキハ最終標準報酬月額ノ二月半分）」を加える。

第五十条ノ六第二号中「第四十二条ノ三第一項ノ規定ニ依ル期間内ニ」を削り、「同条各項」を「第四十二条ノ三各項」に改める。

第五十八条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

国庫ハ前二項ニ規定スル費用ノ外政令ノ定ムル所ニ依リ職務上ノ事由ニ因ル疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ノ内政令ノ定ムルモノニ付療養ノ給付開始後三年ヲ経過スルモ治癒セザル場合ニ於ケル療養ノ給付、療養費及傷病手当金ニ要スル費用並ニ職務上ノ事由ニ因ル障害年金（別表第四上欄ニ定ムル廃疾ノ程度一級乃至三級ニ該当スルモノニ限ル）ニ要スル費用ニシテ船員法第九十二条ニ規定スル障害手当ニ相当スルモノヲ超ユルモノニ要スル費用ノ一部ヲ負担ス

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この法律の施行前に職務上の事由による疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関しこの法律による改正前の第三十一条第一項第一号に掲げる事由に該当するに至つた者の当該疾病又は負傷に関する療養の給付及び傷病手当金の支給については、なお従前の例になる。

3　前項の規定にかかわらず、昭和三十年七月二十九日以後職務上の事由による外傷性せき髄障害に関する特別保護法（昭和三十年法律第九十一号）第二条第一項第四号に規定する外傷性せき髄障害をいう。）に関しこの法律による改正前の第三十一条第一項第一号に掲げる事由に該当し、かつ、この法律の施行の際まだ当該外傷性せき髄障害がなおつていない者であつて、この法律の施行後三箇月以内に、厚生省令で定めるところにより、都道府県知事に届け出たものに対しては、当該外傷性せき髄障害に関し、その届出をした日から当該外傷性せき髄障害がなおるまでの間、療養の給付（療養費の支給を含む。）及び傷病手当金の支給を行なうものとする。

4　前項の規定による届出をした者に対しては、当該外傷性せき髄障害がなおるまでの間、当該外傷性せき髄障害に係る障害年金の支給を停止する。この場合において、第四十三条及び厚生年金保険及び船員保険交渉法（昭和二十九年法律第百十七号）第二十条の規定の適用に関しては、その者は、その間、当該障害年金を受ける権利を有しないものとみなす。

5　職務上の事由による疾病又は負傷及びこれにより発した疾病につき養療の給付を受けた日から起算してこの法律の施行前に三年を経過した被保険者又は被保険者であつた者の当該疾病又は負傷による死亡に関しては、この法律による改正後の第四十二条ノ三第一項及び第五十条第三号の規定は、適用しない。

6　この法律による改正後の第五十八条第三項に規定する事項については、社会保障に関する制度全般の調整の機会において検討するものとし、その結果に基づいて、必要な措置を講ずるものとする。

（大蔵・厚生・内閣総理大臣署名）

法律第百二十三号（昭三五・七・二三）

◎繊維工業設備臨時措置法の一部を改正する法律

繊維工業設備臨時措置法（昭和三十一年法律第百三十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十一条」を「第三十一条の三」に改める。

第二条第一項中「（別表第一に掲げるものをいう。以下同じ。）」を「（別表第一に掲げるものをいう。第四十条第一項及び第四十一条第一項を除き、以下同じ。）」に改める。

第九条第一項中「昭和三十七年度」を「昭和四十年度」に改める。

第十条第一項第三号及び第十条の二第二項中「共同行為に基いて」を「共同行為に基づき、又は第二十七条の二の規定による命令により」に改める。

第二十一条を次のように改める。

（使用の停止等）

第二十一条　通商産業大臣は、第二条の規定に違反して、同条の登録を受けないで精紡機、織物幅出機又は紡糸機を糸の製造、織物の加工又は化学繊維の製造の用に供したときは、その者に対し、期間を定めてその者が使用している精紡機、織物幅出機又は紡糸機であつて同条の登録を受けていないものの全部又は一部を封印し、又は格納すべきことを命ずることができる。

2　通商産業大臣は、第二条の登録を受けた者が第四条の規定に違反したときは、その登録を取り消し、又は期間を定めてその精紡機、織物幅出機若しくは紡糸機を糸の製造、織物の加工若しくは化学繊維の製造の用に供することを停止すべきことを命ずることができる。

3　通商産業大臣は、前二項の規定による処分をしたときは、その旨を公表することができる。

第二十四条第一項中「昭和三十七年度」を「昭和四十年度」に改め、「必要な資金の額」の下に「、当該年度における繊維製品の需給状況、繊維製品の輸出見込み」を加える。

第二十七条の次に次の二条を加える。

（精紡機等の過剰設備の処理命令）

第二十七条の二　通商産業大臣は、第二十四条第一項の規定により精紡機、織物幅出機又は紡糸機の処理をしようとするとき、同条第二項中「第二十六条第一項」の下に「若しくは第二十七条の二」を加える。

第三章中第三十一条の次に次の二条を加える。

（使用の停止等）

第三十一条の二　通商産業大臣は、第二条の登録を受けた者が第二十七条の二の規定による命令に違反したときは、その者に対し、期間を定めて当該命令に係る登録の区分に属する精紡機、織物幅出機又は紡糸機の全部又は一部を糸の製造、織物の加工又は化学繊維の製造の用に供することを停止すべきことを命ずることができる。

2　第三十一条第三項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

（苦情の申出）

第三十一条の三　第二十四条第一項の規定による指示に係る共同行為の実施に関し苦情のある者は、通商産業大臣に対し、理由を記載した文書を提出して苦情の申出をすることができる。

第四十七条第一号を削り、同条第二号中「第二十一条」を「第二十一条第一項」に改め、同号を同条第一号とし、同条第三号を同条第二号とし、同条を第四十七条の二とし、第六章中同条の前に次の一条を加える。

第四十七条　次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一　第二十一条第一項の規定による命令に違反した者

二　第三十一条の二第一項の規定による命令に違反した者

第五十条中「前三条」を「前四条」に改める。

附則第二項中「五年」を「九年」に改める。

別表第一第三号、第六号及び第八号中「及びビスコース繊維」を「、ビスコース繊維及び銅アンモニヤ繊維」に改め、同表第十五号中「ビスコース繊維」を「ビスコース繊維及び銅アンモニヤ繊維」に改め、同表第十七号中「及びビスコース繊維」を「、ビスコース繊維及び銅アンモニヤ繊維」に改める。

別表第二第二号中「ビスコース繊維」を「ビスコース繊維及び銅アンモニヤ繊維」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（内閣総理・通商産業大臣署名）

に関する共同行為を実施すべきことを指示した場合において、当該指示に係る者の三分の二以上がその共同行為を実施しており、かつ、当該指示に係るその他の者の事業活動が第一条の目的を達成するのに著しく障害となつており、このような状態が継続することは、繊維工業の合理化に重大な悪影響を及ぼし、国民経済の健全な発展に著しい支障を生ずるおそれがあると認めるときは、繊維工業設備審議会の意見をきいて、当該指示に係るすべての者に対し、当該指示の内容（当該指示の内容に精紡機、織物幅出機又は紡糸機の廃棄に関する条項がある場合には、当該条項を除く。）に従い、当該指示に係る精紡機、織物幅出機又は紡糸機の一部を格納その他の方法により処理すべきことを通商産業省令をもつて命ずることができる。

（命令の変更又は取消し）

第二十七条の三　通商産業大臣は、前条の規定による命令をした後において、その命令をする要件となつた事実が変更し、又は消滅したと認めるときは、その命令を変更し、又は取り消さなければならない。

第二十九条第一項中「指示をしようとするとき」を「指示をし、又は第二十七条の二の規定による命令をしようとするとき」に改め、同条第二項中「第二十六条第一項」の下に「若しくは第二十七条の二」を加える。

法律第百二十三号（昭三五・七・一五）

◎身体障害者雇用促進法

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　職業紹介等（第三条―第五条）
第三章　適応訓練（第六条―第十条）
第四章　雇用（第十一条―第十五条）
第五章　身体障害者雇用審議会（第十六条―第二十二条）
第六章　雑則（第二十三条・第二十四条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、身体障害者が適当な職業に雇用されることを促進することにより、その職業の安定を図ることを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「身体障害者」とは、別表に掲げる身体上の欠陥がある者をいう。

2　この法律において「特定職種」とは、労働能力はあるが、身体上の欠陥の程度が著しく重いため、通常の職業に就くことが特に困難である身体障害者の能力にも適合すると認められる政令で定める職種をいう。

3　この法律において「重度障害者」とは、前項に規定する身体障害者をいい、その範囲は、特定職種ごとに政令で定める。

4　この法律において「職員」とは、国若しくは地方公共団体又は日本国有鉄道若しくは日本専売公社、日本電信電話公社の機関に常時勤務する職員であつて、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二条第三項第一号から第十一号までに掲げる職員、警察官、船員である職員その他政令で定める職員以外のものをいう。

5　この法律において「労働者」とは、坑内労働者、船員その他労働省令で定める労働者以外の労働者をいう。

第二章　職業紹介等

（求人の条件等）

第三条　公共職業安定所は、正当な理由がないことをかわらず身体障害者でないことを条件とする求人の申込みを受理しないことができる。

2　公共職業安定所は、身体障害者にその能力に適合する職業を紹介するため必要があるときは、求人者に対して、身体的条件その他の求人の条件について指導するものとする。

3　公共職業安定所は、身体障害者について職業紹介を行なう場合において、求人者から求めがあるときは、その有する当該身体障害者の職業能力に関する資料を提供するものとする。

（就職後の指導）

第四条　公共職業安定所は、その紹介により就職した身体障害者に対して、就職後においても、その作業の環境に適応させるため必要な指導を行なうことができる。

（雇用主に対する助言）

第五条　公共職業安定所は、身体障害者を雇用し又は雇用しようとする者に対して、能力検査、配置、作業設備、作業補助具その他身体障害者の雇用に関する技術的事項について助言することができる。

第三章　適応訓練

（適応訓練）

第六条　都道府県は、必要があると認めるときは、求職者である身体障害者について、その能力に適合する作業の環境に適応することを容易にすることを目的として、適応訓練を行なうものとする。

2　適応訓練は、前項に規定する作業でその環境が標準的なものであると認められるものを行なう事業主に委託して実施するものとする。

（あつせん）

第七条　公共職業安定所は、身体障害者に対して、適応訓練を受けることについてあつせんするものとする。

（適応訓練を受ける者に対する措置）

第八条　適応訓練は、無料とする。

2　都道府県は、適応訓練を受ける身体障害者に対して、手当を支給することができる。

（経費の補助）

第九条　国は、都道府県が適応訓練を行なう場合においては、当該都道府県に対して、予算の範囲内で、その経費の一部を補助することができる。

（労働省令への委任）

第十条　この章に規定するもののほか、訓練期間その他適応訓練の基準については、労働省令で定める。

第四章　雇用

（雇用に関する国等の義務）

第十一条　国及び地方公共団体の任命権者（委任を受けて任命権を行なう者を除く。以下同じ。）並びに日本専売公社、日本国有鉄道及び日本電信電話公社の総裁（以下「任命権者等」という。）は、当該機関（当該任命権者の委任を受けて任命権を行なう者に係る機関を含む。以下同じ。）については、職員の採用勤務する身体障害者である職員の数が、当該機関の職員の総数に、政令で定める身体障害者雇用率を乗じて得た数（一人未満の端数は、切り捨てる。）未満である場合には、身体障害者である職員の数がその身体障害者雇用率を乗じ得た数以上となるようにするため、政令で定めるところにより、身体障害者の採用に関する計画を作成しなければならない。

（採用状況の通報等）

第十二条　任命権者等は、政令で定めるところにより、前条の計画及びその実施状況を労働大臣（市町村の任命権者にあつては、都道府県知事。以下次項において同じ。）に通報しなければならない。

2　労働大臣は、特に必要があると認めるときは、前条の計画を作成した任命権者等に対して、その適正な実施に関する事項を勧告することができる。

（一般雇用主の雇用義務）

第十三条　常時労働者を使用する事業所（国及び地方公共団体並びに日本専売公社、日本国有鉄道及び日本電信電話公社の機関を除く。以下同じ。）の雇用主は、労働者の雇入れについては、常時使用する身体障害者である労働者の数が、常時使用する労働者の総数に、事業の種類に応じて労働省令で定める身体障害者雇用率を乗じて得た数（一人未満の端数は、切り捨てる。）以上であるように努めなければならない。

（身体障害者の雇入れに関する計画）

第十四条　公共職業安定所長は、身体障害者の雇用を促進するため特に必要があると認める場合は、常時百人以上の労働者を使用する事業所であつて、常時使用する身体障害者である労働者の数が前条の規定により算定した数未満であり、かつ、その数を増加するのに著しい困難を伴わないと認められるものの雇用主に対して、身体障害者である労働者の数がその前条の規定により算定した数以上となるようにするため、身体障害者の雇入れに関する計画の作成を命ずることができる。

2　雇用主は、前項の規定により身体障害者の雇入れに関する計画を作成したときは、遅滞なく、これを

公共職業安定所長に提出しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3　公共職業安定所長は、身体障害者の雇入れに関する計画が著しく不適当であると認めるときは、当該雇用主に対してその変更を勧告することができる。

（重度障害者）

第十五条　任命権者等は、特定職種の職員の採用について、当該機関に勤務する重度障害者である当該職種の職員の数が、当該機関に勤務する当該職種の職員の総数に、職種に応じて政令で定める重度障害者雇用率を乗じて得た数（一人未満の端数は、切り捨てる。）未満である場合には、重度障害者である当該職種の職員の数がその重度障害者雇用率を乗じて得た数以上となるようにするため、政令で定めるところにより、重度障害者の採用に関する計画を作成しなければならない。

2　第十二条の規定は、前項の計画について準用する。

3　常時労働者を使用する事業所の雇用主は、特定職種の労働者の雇入れについては、常時使用する重度障害者である当該職種の労働者の数が、常時使用する当該職種の労働者の総数に、職種に応じて労働省令で定める重度障害者雇用率を乗じて得た数（一人未満の端数は、切り捨てる。）以上であるように努めなければならない。

4　前条の規定は、常時使用する重度障害者である特定職種の労働者の数が前項の規定により算定した数未満であり、かつ、その数を増加するのに著しい困難を伴わないと認められる事業所（常時使用する当該職種の労働者の数が職種に応じて労働省令で定める数以上であるものに限る。）の雇用主について準用する。

第五章　身体障害者雇用審議会

（設置）

第十六条　労働省に、身体障害者雇用審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（権限）

第十七条　審議会は、労働大臣の諮問に応じて、身体障害者の雇用の促進に関する重要事項について調査審議し、及びこれらに関し必要と認める事項について関係行政機関に意見を述べることができる。

（組織）

第十八条　審議会は、二十人以内の委員をもつて組織する。

2　審議会には、委員のほか、専門委員を置くことができる。

3　専門委員は、議決に加わることができない。

（委員及び専門委員）

第十九条　委員は、労働者を代表する者、雇用主を代表する者、身体障害者を代表する者及び学識経験のある者のうちから、労働大臣が任命する。

2　委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3　専門委員は、専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、労働大臣が任命する。

4　委員及び専門委員は、非常勤とする。

（会長）

第二十条　審議会に、会長を置く。

2　会長は、学識経験のある者のうちから任命された委員のうちから、委員が選挙する。

3　会長は、審議会の会務を総理する。

4　会長に事故があるときは、あらかじめ第二項の規定の例により選挙された委員が会長の職務を代理する。

（庶務）

第二十一条　審議会の庶務は、労働省職業安定局において処理する。

（労働省令への委任）

第二十二条　この章に規定するもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、労働省令で定める。

第六章　雑則

（政府の義務等）

第二十三条　政府は、身体障害者の雇用の促進について、事業主その他国民一般の理解をたかめるために必要な措置を講ずるものとする。

2　労働大臣は、身体障害者に適当な職業、作業設備及び作業補助具その他身体障害者の職業安定に関し必要な事項について、調査、研究及び資料の整備に努めるものとする。

（連絡及び協力）

第二十四条　公共職業安定所及び社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所その他の身体障害者に対する援護の機関は、身体障害者の雇用の促進を図るため、相互に、密接に連絡し、及び協力しなければならない。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（労働省設置法の一部改正）

2　労働省設置法（昭和二十四年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第三十八号の次に次の一号を加える。

三十八の二　身体障害者雇用促進法（昭和三十五年法律第百二十三号）に基づいて、身体障害者の雇入れに関する計画の作成を命ずること。

第十条第一項第三号の次に次の一号を加える。

三の二　身体障害者の採用又は雇入れに関すること。

第十条第一項第八号中「及び炭鉱離職者臨時措置法」を、「炭鉱離職者臨時措置法及び身体障害者雇用促進法」に改める。

第十三条第一項の表中

地方職業安定審議会	職業安定法の施行に関する重要事項を調査審議すること。

を

地方職業安定審議会 身体障害者雇用審議会	都道府県知事の諮問に応じ、公共職業安定所の業務その他職業安定法の施行に関する重要事項を調査審議するほか、労働大臣の諮問に応じ、身体障害者の雇用の促進に関する重要事項

に改める。

第十八条第一項中「及び緊急失業対策法（これに基く命令を含む。）」を「緊急失業対策法（これに基く命令を含む。）及び身体障害者雇用促進法（これに基く命令を含む。）」に改める。

別表　身体上の欠陥の範囲

一　次に掲げる視覚障害で永続するもの
　イ　両眼の視力（万国式試視力表によつて測つたものをいい、屈折異常がある者については、矯正視力について測つたものをいう。以下同じ。）がそれぞれ〇・一以下のもの
　ロ　一眼の視力が〇・〇七以下のもの
　ハ　両眼の視野がそれぞれ一〇度以内のもの
　ニ　両眼による視野の二分の一以上が欠けているもの
二　次に掲げる聴覚又は平衡機能の障害で永続するもの
　イ　両耳の聴力損失がそれぞれ六〇デシベル以上のもの
　ロ　一耳の聴力損失が八〇デシベル以上のもの

ハ　両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が五〇パーセント以下のもの
ニ　平衡機能の著しい障害
三　音声機能、言語機能又はそしやく機能の著しい障害で永続するもの
四　次に掲げる肢体不自由
イ　一上肢、一下肢又は体幹の機能の著しい障害で永続するもの
ロ　一上肢のおや指を指骨間関節以上で欠くもの、ひとさし指を含めて一上肢の二指以上をそれぞれ第一指骨間関節以上で欠くもの又は一上肢のひとさし指を指中手骨関節で欠くもの
ハ　一下肢の第一指を指中足骨関節で欠くもの
ニ　一上肢のおや指の機能の著しい障害又はひとさし指を含めて一上肢の三指以上の機能の著しい障害で、永続するもの
ホ　一下肢のすべての指の機能を喪失したもの
五　前各号に掲げるもののほか、就職に著しい困難があると認められる労働省令で定める身体上の欠陥

（内閣総理・各省大臣署名）

法律第百二十四号（昭三五・七・二五）

◎開拓者資金融通法を改正する法律

開拓者資金融通法（昭和二十二年法律第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「償還期間二十年」を「同条第一項第一号又は第二号の資金については償還期間二十一年」に改め、「年利三分六厘五毛の均等年賦償還の方法」の下に「により、同項第三号の資金については償還期間十六年（すえ置期間を含む。）以内、年利三分六厘五毛の均等年賦償還の方法」を加え、「償還期間二十五年」を「同項第一号又は第二号の資金については償還期間二十六年」に改め、「年利五分の均等年賦償還の方法」の下に「により、同項第三号の資金については償還期間二十五年（すえ置期間を含む。）以内、年利五分の均等年賦償還の方法」に加え、同条第二項中「八年」を「九年」に改め、同条第三項中「二十年」を「二十一年」に改め、同条第五項を次のように改める。

第一項から第三項までに規定するすえ置期間は、前条第一項第一号の資金を、第一項に規定する償還条件で貸し付ける場合は六年以内、第二項に規定する償還条件で貸し付ける場合は四年以内、同条第一項第二号の資金を貸し付ける場合は六年以内、同条第一項第三号の資金を、第一項本文に規定する償還条件で貸し付ける場合は一年以内、同項ただし書に規定する償還条件で貸し付ける場合は五年以内、同条第二項第一号の資金を貸し付ける場合は六年以内、同項第二号の資金を貸し付ける場合は五年以内とし、第一項又は第三項のすえ置期間中は、無利子とする。

附則第三項中「第二条第二項の規定の適用についても、前項と同様とする。」を「第二条第二項及び第五項の規定の適用については、同条第二項中「九年」とあるのは「二十一年」と、同条第五項中「四年」とあるのは「六年」とする。」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

法律第百二十五号（昭三五・七・二五）

◎開拓者資金融通法による政府の貸付金の償還条件の緩和等に関する特別措置法

（営農の基礎が不安定な開拓者に対する貸付金の償還条件の緩和）

第一条　政府は、開拓者資金融通法（昭和二十二年法律第六号。以下「法」という。）により昭和三十五年三月三十一日までに締結した貸付契約でその契約に係る貸付金の残高が存するもの（以下「既貸付契約」という。）のうち、営農の基礎が不安定な開拓者（以下「特定開拓者」という。）の当該貸付契約に係る貸付金債権（以下「緩和対象貸付金債権」という。）に対応する債務（以下「緩和対象債務」という。）については、この法律の定めるところにより、償還期限の延長その他償還条件の緩和をすることができる。

２　特定開拓者のうち、営農の基礎が著しく不安定でその農業生産の基礎的条件を整備するためになお相当の期間を必要とし、その期間内には緩和対象貸付金債権に対応する債務を償還することが著しく困難と認められるものであつて、農林省令で定めるものに対する緩和対象貸付金債権については、その変更契約を締結する日の属する会計年度の初日の午前零時（以下第三条まで、第七条及び第八条において「起算時」という。）における当該緩和対象貸付金債権に係る貸付金の残高（起算時からその変更契約を締結する時までに納付済みとなつた金額を除く。）を、起算時において、政府から当該特定開拓者に貸し付けたものとして、これを次に掲げる条件による元利均等年賦支払の方法（据置期間に係る利子については、その各年に係る利子につき当該各年支払の方法）により償還することができる。

と。

イ　償還期間（据置期間が置かれる場合には、据置期間を含む。以下同じ。）を十九年九月（当該変更契約を締結する日が昭和三十六会計年度に属するときは、十八年九月）とすること。

ロ　据置期間を四年九月（当該変更契約を締結する日が昭和三十六会計年度に属するときは、三年九月）とすること。

ハ　利率を当該緩和対象貸付金債権に係る貸付金の利率と同率とすること。

ニ　変更後の据置期間については、利子を徴すること。（当該緩和対象貸付金債権に係る貸付金の据置期間が起算時においてなお残存し、かつ、その据置期間につき利子を徴しない旨が定められている場合には、起算時以後、その据置期間の残存期間に相当する期間から三月を控除した期間を経過する日までについては利子を徴せず、その翌日から当該変更後の残りの据置期間につき利子を徴すること。）

ホ　年賦金又は据置期間に係る利子の納付期限を当該各年の十二月三十一日とすること。

ヘ　年賦金の納付を延滞した場合には、農林大臣の定めるところにより延滞金を政府に納付すること。

二　一の特定開拓者（前号に規定する特定開拓者に限る。）に対する二以上の緩和対象貸付金債権のうちにその貸付金の利率を同じくするものがある場合において、これらの利率を同じくする緩和対象貸付金債権のいずれかに係る貸付金の据置期間が起算時においてなお残存し、かつ、その据置期間につき利子を徴しない旨が定められているときは、当該開拓者に対するこれらの利率を同じくする各緩和対象貸付金債権に係る貸付金の償還に関する条件については、変更後の据置期間に係る利子は、同号ニの条件によらず、起算時以後、これらの緩和対象貸付金債権に係る貸付金の平均残存据置期間に相当する期間から三月を控除した期間を経過する日までにつきこれを徴せず、その翌日から残りの据置期間につきこれを徴すること。

三　第一号に規定する特定開拓者以外の特定開拓者に対する緩和対象貸付金債権にあつては、起算時における当該緩和対象貸付金債権に係る貸付金の残高（起算時からその変更契約を締結する時までに納付済みとなつた金額を除く。）を、起算時において、政府から当該特定開拓者に貸し付けたものとして、これを次に掲げる条件による元利均等年賦支払の方法（据置期間に係る利子については、その各年に係る利子につき当該各年支払の方法）により償還すること。この場合において、当該変更後に据置期間を置かないこととなる緩和対象貸付金債権についての年賦金の額は、起算時の属する年にあつては、その貸し付けたものとされた額を支払期間を当該変更後の償還期間に相当する期間に三月を加えた期間とし、利率を当該緩和対象貸付金債権に係る貸付金の利率と同率として元利均等年賦支払の方法により償還するものとした場合に算出される年賦金の額から、その年賦金のうちの利子に相当する部分の十二分の三に相当する額を控除した額とし、その他の年にあつては、その算出される年賦金の額と同額とすること。

イ　償還期間を、十四年九月に、当該緩和対象貸付金債権に係る貸付金の据置期間が起算時においてなお残存する場合には、その据置期間の残存期間に相当する期間を加えた期間（当該変更契約を締結する日が昭和三十六会計年度に属し、かつ、当該緩和対象貸付金債権に係る貸付金の

措置期間が同年度の前前年度の末日までにおいて満了している場合には、十三年九月）とすること。

ロ　据置期間を置かないこと。（当該緩和対象貸付金債権に係る貸付金の据置期間が起算時においてなお残存するときは、その据置期間の残存期間から三月を控除した期間に相当する期間の据置期間を置くこと。）

ハ　利率を当該緩和対象貸付金債権に係る貸付金の利率と同率とすること。

ニ　据置期間が置かれる場合には、その期間につき利子を徴すること。（当該緩和対象貸付金債権に係る貸付金の変更前の据置期間につき利子を徴しない旨が定められている場合には、利子を徴しないこと。）

ホ　年賦金又は据置期間に係る利子の納付期限を当該各年の十二月三十一日とすること。

ヘ　年賦金の納付を延滞した場合には、農林大臣の定めるところにより延滞金を政府に納付すること。

四　一の特定開拓者（前号に規定する特定開拓者に限る。）に対する二以上の緩和対象貸付金債権のうちにその貸付金の利率を同じくするものがある場合において、これらの利率を同じくする緩和対象貸付金債権のいずれかに係る貸付金の据置期間が起算時においてなお残存するときは、当該開拓者に対するこれらの利率を同じくする各緩和対象貸付金債権に係る貸付金の償還に関する条件については、償還期間は、同号イの条件によらず、十四年九月にこれらの緩和対象貸付金債権に係る貸付金の平均残存据置期間に相当する期間を加えた期間とし、据置期間は、同号ロの条件によらず、これらの緩和対象貸付金債権に係る貸付金の平均残存据置期間に相当する期間から三月を控除した期間とすること。

2　前項第二号及び第四号の平均残存据置期間とは、一の開拓者に対する二以上の既貸付契約に係る貸付金債権（第四条の三者間の契約に基づきその開拓者が引き受ける債務に対応する政府の貸付金債権を含む。）のうちにその貸付金の利率を同じくするものがある場合に、これらの利率を同じくする貸付金債権（起算時において据置期間の残存期間が存しないものを除く。）のそれぞれに係る起算時における貸付金の残高にそれぞれの貸付金債権に係る貸付金の据置期間の起算時における残存期間に相当する年数を乗じて得た額の合計額を当該利率を同じくする貸付金債権（起算時において償還期間の残存期間が存しないものを除く。）のそれぞれに係る起算時における貸付金の残高（その一部に係る納付期限が起算時までに到来しているときは、その到来している部分の額を除く。）の合計額で除して得た年数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生ずるときはこれを切り上げるものとする。）をいうものとする。

（一般の開拓者に対する貸付金の償還条件の変更）

第二条　政府は、開拓者（特定開拓者を除く。以下次条までにおいて同じ。）に対する既貸付契約に係る貸付金債権（第四条の三者間の契約に基づき開拓者が引き受ける債務に対応する政府の貸付金債権を含む。以下「変更対象貸付金債権」という。）につき、その開拓者からの申出があるときは、その者を相手方として、次により、償還に関する条件を変更する契約を締結することができる。

一　変更対象貸付金債権でその貸付金の償還期間の起算時における残存期間が三年以上であるものにあつては、これに係る起算時における貸付金の残

高（起算時からその変更契約を締結する時までに納付済みとなつた金額を除く。）を、起算時において、政府から当該開拓者に貸し付けたものとして、これを次に掲げる条件による元利均等年賦支払の方法（据置期間に係る利子については、その各年に係る利子につき当該各年支払の方法）により償還すること。この場合において、当該変更後に据置期間を置かないこととなる変更対象貸付金債権についての年賦金の額は、起算時の属する年にあつては、その貸し付けたものとされた額を支払期間を当該変更対象貸付金債権に係る貸付金の償還期間の起算時における残存期間に相当する期間とし、利率を当該変更対象貸付金債権に係る貸付金の利率と同率として元利均等年賦支払の方法により償還するものとした場合に算出される年賦金の額から、その年賦金のうちの利子に相当する部分の十二分の三に相当する額を控除した額とし、その他の年にあつては、その算出される年賦金の額と同額とすること。

イ　償還期間を当該変更対象貸付金債権に係る貸付金の償還期間の起算時における残存期間に相当する期間から三月を控除した期間とすること。

ロ　当該変更対象貸付金債権に係る貸付金の据置期間が起算時においてなお残存する場合には、据置期間をその据置期間の残存期間に相当する期間から三月を控除した期間とし、その他の場合には、据置期間を置かないこと。

ハ　利率を当該変更対象貸付金債権に係る貸付金の利率と同率とすること。

ニ　据置期間が置かれる場合には、その期間につき利子を徴すること。（当該変更対象貸付金債権に係る貸付金の変更前の据置期間につき利子を徴しない旨が定められている場合には、利子を徴しないこと。）

ホ　年賦金又は据置期間に係る利子の納付期限を当該各年の十二月三十一日とすること。

ヘ　年賦金の納付を延滞した場合には、農林大臣の定めるところにより延滞金を政府に納付すること。

二　変更対象貸付金債権でその貸付金の償還期間の起算時における残存期間が二年であるものにあつては、これに係る起算時からその変更契約を締結する時までに納付済みとなつた金額を除く。）を、起算時において、政府から当該開拓者に貸し付けたものとして、これを次に掲げる条件による年賦支払の方法により償還すること。

イ　償還期間を一年九月とすること。

ロ　据置期間を置かないこと。

ハ　利率を当該変更対象貸付金債権に係る貸付金の利率と同率とすること。

ニ　年賦金の額を、起算時の属する年にあつては、その貸し付けたものとされた額を支払期間を二年とし、利率を当該変更対象貸付金債権に係る貸付金の利率と同率として元利均等年賦支払の方法により償還するものとした場合に算出される年賦金の額から、その年賦金のうちの利子に相当する部分の十二分の三に相当する額を控除した額とし、その翌年にあつては、その算出される年賦金の額と同額とすること。

ホ　年賦金の納付期限を当該各年の十二月三十一日とすること。

ヘ　年賦金の納付を延滞した場合には、農林大臣の定めるところにより延滞金を政府に納付すること。

三　変更対象貸付金債権でその貸付金の償還期間の起算時における残存期間が一年であるものにあつては、これに係る起算時における貸付金の残高（起算時からその変更契約を締結する時までに納付済みとなつた金額を除く。）を、起算時において、政府から当該開拓者に貸し付けたものとして、これを次に掲げる条件による支払方法により償還すること。

イ　償還期限を起算時の属する年の十二月三十一日とすること。

ロ　利率を当該変更対象貸付金債権に係る貸付金の利率と同率とすること。

ハ　償還金の納付を延滞した場合には、農林大臣の定めるところにより延滞金を政府に納付すること。

（利率を同じくする貸付金に関する特例）

第三条　一の開拓者に対する二以上の変更対象貸付金債権のうちにその貸付金の利率を同じくするものがある場合において、これらの利率を同じくする変更対象貸付金債権のいずれかに係る貸付金の償還期間が起算時においてなお残存するときは、当該開拓者に対するこれらの利率を同じくする各変更対象貸付金債権に係る貸付金の償還に関する条件の変更については、政府は、前条各号の区分によらず、当該開拓者に対するこれらの利率を同じくする変更対象貸付金債権（起算時において償還期間の残存期間が存しないものを除く。）のそれぞれに係る起算時における貸付金の残高（その一部に係る納付期限が起算時までに到来しているときは、その到来している部分の額を除く。以下この項において同じ。）にそれぞれその変更対象貸付金債権に係る貸付金の償還期間の起算時における残存期間に相当する年数を乗じて得た額の合計額をその変更対象貸付金債権のそれぞれに係る起算時における貸付金の残高の合計額で除して得た年数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生ずるときはこれを切り上げるものとする。）をいうものとする。

（開拓者の組織する法人に対する貸付金に関する措置）

第四条　政府は、開拓者の組織する法人（以下単に「法人」という。）を相手方とする既貸付契約でその法人を組織する開拓者（以下「構成員」という。）が必要とする法第一条第一項第一号若しくは第二号又は第二項第一号の資金の貸付けにあてるために要

する資金をその法人に貸し付ける旨を定めるもの（以下「対法人貸付契約」という。）に係る貸付金債権につき、その法人及び当該貸付金に係る転借人（その法人が当該貸付金の全部を財源として当該対法人貸付契約に基づきその構成員にこれらの各号の資金の貸付けをした場合における当該貸付けに係る構成員をいう。以下この条において同じ。）の全部又は一部の双方から、当該転借人が当該貸付けを受けたことによりその法人に対してそれぞれ負担する借入金債務（これに係る利子及び延滞金についての債務を含む。以下この条において「転借金債務」という。）の全部又は一部の額を示し、これらの額に応じて当該貸付金債権に対応する債務を分割し、その分割された各債務をそれぞれその額に応じ当該転借人が引き受ける旨の申出があつたときは、農林省令で定めるところにより、政府とその法人及びその申出に係る各転借人の三者間の契約をもつて、その契約を締結する日の属する会計年度の初日の午前零時（以下この条において「起算時」という。）において、当該貸付金債権（その額は、起算時現在によるものとし、起算時からその契約を締結する時までに納付済みとなつた金額を控除して計算するものとする。）に相当する額及びこれらの額の合計額を当該貸付金債権に対応する債務の額から控除した額に相当する額のそれぞれをその額とする数個の債権とし、その分割された各債権（申出に係る各転借人の転借金債務の額をその額とする債権に限る。）に対応する各債務を、それぞれ、その額に応じて当該引受けに係る債務の額に応じ当該引受け時において消滅させる旨の定めをすることができる。ただし、次の各号の条件のすべてがみたされる場合に限るものとする。

一　当該債務の引受け後においては、当該法人が当該引受け後の債務を保証する旨を当該三者間の契約において定めること。

二　前号に掲げるもののほか、当該引受け後の債務につき相当と認められる保証人の保証を徴すること。

三　当該債務の引受けをする転借人が当該法人に対して負担していた当該転借金債務の全部又は一部を当該引受けに係る債務の額に応じ当該引受け時において消滅させる旨を当該三者間の契約において定めること。

第五条　第二条の規定は、法人を相手方とする既貸付契約に係る貸付金債権で対法人貸付契約に係る貸付金債権以外のものについて準用する。

（未納の利子及び延滞金に関する措置）

第六条　第一条第一項、第二条（前条において準用する場合を含む。）又は第三条第一項の規定により変更契約を締結する場合において当該変更契約に係る貸付金債権について未納の利子又は延滞金があるときは、当該未納の利子及び延滞金については、農林省令で定めるところにより、その総額を当該貸付金債権に係る貸付金の変更後の償還期間に三月を加えた期間（当該貸付金債権に係る貸付金につき、変更後の据置期間が置かれる場合には、当該貸付金債権に係る貸付金の変更後の償還期間から当該据置期間を控除した期間）に相当する年数で除して得た額を、当該貸付金債権に係る貸付金の変更後の年賦金を納付すべき各年に納付することができるものとし、各年に納付すべき金額の納付期限は、当該各年の十二月三十一日とする。

（変更契約を締結する年の年賦金等の納付の特例）

第七条　第一条第一項、第二条（第五条において準用する場合を含む。）又は第三条第一項の規定により変更契約を締結する場合において、その締結する日が毎年十二月十二日から翌年三月三十一日までの間に属するときは、当該契約により変更された償還に関する条件により納付すべき起算時の属する年の年賦金若しくは据置期間に係る利子又は前条の規定により起算時の属する年に納付すべき未納の利子若しくは延滞金は、当該変更契約を締結した日から二十日を経過する日までに納付すれば足りるものとする。

（変更契約を締結する年に係る延滞金の免除）

第八条　政府は、第一条第一項、第二条（第五条において準用する場合を含む。）又は第三条第一項の規定により変更契約を締結した場合には、当該変更契約に係る貸付金債権について、起算時から当該変更契約を締結する日までの延滞金を徴収しないものとする。

（変更契約を締結することができる期間）

第九条　第一条第一項、第二条（第五条において準用する場合を含む。）又は第三条第一項の規定による変更契約は、昭和三十七年三月三十一日まででなければ、締結することができない。

（農林省令への委任）

第十条　この法律の施行に関し必要な事項は、農林省令で定める。

附　則

この法律は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

法律第百二十六号（昭三五・七・二五）

◎公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律

公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第百八十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「前払金の保証」の下に「（これに関連して行なう第十三条の二第一項の規定による支払を含む。）」を加え、同条に次の一項を加える。

5　この法律において「保証契約」とは、前払金の保証（これに関連して行なう第十三条の二第一項の規定による支払を含む。）に関する契約をいう。

第四条第三項中「前払金の保証に関する契約（以下「保証契約」という。）」を「保証契約」に改める。

第十三条の次に次の一条を加える。

（工事完成保証人に対する支払）

第十三条の二　保証契約に係る公共工事の請負者がその責に帰すべき事由に因り債務を履行しないために発注者がその請負契約を解除できる場合において、

その解除をしないで工事完成保証人（保証契約に係る公共工事の請負者がその請負債務を履行しない場合において、請負者に代わつて自らその工事を完成することを発注者に対して約する者をいう。以下同じ。）にその工事を完成することを請求するとともに、その旨を保証事業会社に通知し、工事完成保証人がこれを完成したときは、保証事業会社は、保証約款で定めるところにより、発注者がその解除をしたとするならば支払を請求することができた保証金に相当する額を限度として、工事完成保証人が請負者に求償することができる金額を工事完成保証人に対して支払うことができる。

2　保証事業会社及び工事完成保証人は、協議により、発注者の意見を聞いて、前項に規定する支払の額を予定することができる。

第十七条第三項中「保証債務を」を「保証債務（第十三条の二第一項の規定による支払を含む。以下本条中同じ。）を」に改める。

第十八条第一項中「発注者の同意」を「発注者（第十三条の二第一項の規定による支払に関する事項が保証約款に定められている場合においては、工事完成保証人を含む。以下本条中同じ。）の同意」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（建設・内閣総理大臣署名）

法律第百二十七号（昭三五・七・二五）

◎開拓営農振興臨時措置法の一部を改正する法律

開拓営農振興臨時措置法（昭和三十二年法律第五十八号）の一部を次のように改正する。

第五条の次に次の一条を加える。

（国の災害資金の融通措置）

第五条の二　政府は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、開拓営農振興組合の組合員たる第二条第一項に規定する開拓者で、暴風雨、高潮、こう水、低温その他の異常な天然現象（当該天然現象による開拓地における被害の程度が激甚であると認めて、適用地域を定めて、農林大臣が指定するものに限る。）により著しい被害を受けたため同条第二項の営農改善計画を達成することができなくなると認められるものに対し、その者が当該被害を受けたため必要とすることとなつた資金で当該営農改善計画を達成するために必要と認められるものを貸し付けることができる。

2　前項の規定による貸付金の償還は、償還期間（据

置期間を含む。）を十二年（政令で定める場合には、二十年）以内とし、据置期間を三年（当該政令で定める場合には、五年）以内とし、利率を年五分五厘（政令で定める場合には、年三分六厘五毛）とする元利均等年賦支払の方法（据置期間中の各年に係る利息については、当該年支払の方法）によるものとする。

第六条中「に規定する助成措置」を「の規定による助成措置並びに前条の規定による資金の融通措置」に改める。

第八条の次に次の一条を加える。

（開拓営農振興審議会）

第九条　農林省に開拓営農振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2　審議会は、農林大臣の諮問に応じ、第二条第一項に規定する開拓者の営農の改善に関する対策その他開拓営農の振興に関する重要事項について調査審議する。

3　審議会は、委員十四人以内で組織する。

4　委員は、第二項に規定する事項に関し学識経験を有する者のうちから農林大臣が任命する。

5　前四項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　開拓者資金融通特別会計法（昭和二十二年法律第七号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

当分の間、開拓営農振興臨時措置法（昭和三十二年法律第五十八号）第五条の二第一項の規定による貸付けに関する歳入歳出は、この会計の所属とする。

3　農林省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項の表中「中央作況決定審議会」を「農作物の作況決定に関する重要事項を調査審議すること。」に改める。

「中央作況決定審議会	農作物の作況決定に関する重要事項を調査審議すること。」
開拓営農振興審議会	開拓営農振興臨時措置法（昭和三十二年法律第五十八号）により開拓営農の振興に関する重要事項を調査審議すること。」

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

法律第百二十八号（昭三五・七・二五）

◎国土開発縦貫自動車道中央自動車道の予定路線を定める法律

国土開発縦貫自動車道建設法（昭和三十二年法律第六十八号）第三条第一項の規定に基づき、国土開発縦貫自動車道中央自動車道のうち、東京都から小牧市附近までの予定路線を次のとおり定める。

一　起点　東京都

二　主たる経過地　神奈川県津久井郡相模湖町附近　富士吉田市附近　静岡県安倍郡井川村附近　飯田市附近　中津川附近　小牧市附近

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（内閣総理・建設大臣署名）

法律第百二十九号（昭三五・七・二五）

◎東海道幹線自動車国道建設法（衆法）

（目的）

第一条　この法律は、わが国の経済の枢要地帯を形成する東海道地域における産業の飛躍的な発展に伴う交通情勢に対処するため、当該地域内の重要な都市を連絡する自動車の高速交通の用に供する幹線自動車国道の緊急な整備を図り、もつて経済基盤の強化に寄与することを目的とする。

（予定路線）

第二条　前条に規定する幹線自動車国道（以下「東海道幹線自動車国道」という。）の予定路線は、起点を東京都、終点を名古屋市附近とし、主たる経過地を横浜市附近、静岡市附近、浜松市附近及び豊橋市附近とする。

（路線の指定）

第三条　東海道幹線自動車国道の路線は、前条に規定する予定路線を基準として政令で指定する。

2　前項の規定による政令においては、路線名、起点、終点、重要な経過地その他路線について必要な事項を明らかにしなければならない。

（政令案の作成）

第四条　運輸大臣及び建設大臣は、この法律の施行後、すみやかに、前条の規定による政令の案を作成して閣議の決定を求めなければならない。

（整備計画）

第五条　運輸大臣及び建設大臣は、東海道幹線自動車国道の路線が指定された場合においては、政令で定めるところにより、すみやかに、東海道幹線自動車国道の新設に関する整備計画を定めなければならない。

2　運輸大臣及び建設大臣は、東海道幹線自動車国道の改築をしようとする場合においては、政令で定めるところにより、東海道幹線自動車国道の改築に関する整備計画を定めなければならない。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「国土開発縦貫自動車道」の下に「及び東海道幹線自動車国道建設法（昭和三十五年法律第百二十九号）第二条に規定する東海道幹線自動車国道」を加える。

第四条第一項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　東海道幹線自動車国道建設法第三条の規定により政令でその路線を指定したもの

第四条第二項中「前項」を「前項第一号又は第三号」に、同条第三項中「第一項」を「第一項第一号又は第三号」に改める。

第五条第一項及び第三項中「運輸大臣及び建設大臣は、」の下に「前条第一項第一号又は第三号の規定に係る」を加える。

第七条第一項中「整備計画が決定された場合」の下に「又は東海道幹線自動車国道建設法第五条第一項の規定により整備計画が決定された場合」を加える。

第十一条第二項中「整備計画」の下に「又は東海道幹線自動車国道建設法第五条の規定により定められた整備計画」を加える。

第二十三条第一項中「この法律」の下に「又は東海道幹線自動車国道建設法」を加える。

3　道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第二条の二中「整備計画」の下に「又は東海道幹線自動車国道建設法（昭和三十五年法律第百二十九号）第五条に規定する整備計画」を加える。

（運輸・建設・内閣総理大臣署名）

法律第百三十二号（昭三五・七・二九）

◎電源開発促進法の一部を改正する法律（衆法）

電源開発促進法（昭和二十七年法律第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「又は火力」を「、火力又は原子力」に改める。

第十三条第二項第三号中「火力」を「火力、原子力」に改める。

第二十三条の次に次の一条を加える。

第二十三条の二　会社は、前条第一項の事業の円滑な遂行に支障のない限り、委託を受けて、外国における電源開発等及びこれに関連する大規模土木工事に関する調査、設計及び工事監督その他の技術援助に関する事業を行なうことができる。

2　会社が前項の事業を行なおうとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

第三十五条の二中「第二十三条第二項」の下に「、第二十三条の二第二項」を加える。

第四十条第一号中「第二十三条第二項若しくは第三

法律第百三十三号（昭三五・七・二九）

◎積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法の一部を改正する法律（衆法）

積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法（昭和二十六年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和三十六年三月三十一日」を「昭和四十一年三月三十一日」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

法律第百三十四号（昭三五・八・一）

◎社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部を改正する法律

社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号）の一部を次のように改正する。

第二十一条中「委員二人」を「委員五人」に改める。

第二十七条を次のように改める。

（合議体）

第二十七条　審査会は、委員長及び委員のうちから、審査会が指名する者三人をもつて構成する合議体で、再審査又は審査の事件を取り扱う。

2　前項の規定にかかわらず、審査会が定める場合においては、委員長及び委員の全員をもつて構成する合議体で、再審査又は審査の事件を取り扱う。

第二十七条の次に次の三条を加える。

第二十七条の二　前条第一項又は第二項の各合議体を構成する者を審査員とし、うち一人を審査長とする。

2　前条第一項の合議体のうち、委員長がその構成に

項」の下に「、第二十三条の二第二項」を加える。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（内閣総理・通商産業大臣署名）

加わるものにあつては、委員長が審査長となり、その他のものにあつては、審査会の指名する委員が審査長となる。

3　前条第二項の合議体にあつては、委員長が審査長となり、委員長に故障があるときは、第二十六条第二項の規定により委員長を代理する委員が審査長となる。

第二十七条の三　第二十七条第一項の合議体は、これを構成するすべての審査員の、同条第二項の合議体は、四人以上の審査員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2　第二十七条第一項の合議体の議事は、その合議体を構成する審査員の過半数をもつて決する。

3　第二十七条第二項の合議体の議事は、出席した審査員のうちの三人以上の者の賛成をもつて決し、賛否それぞれ三人のときは、審査長の決するところによる。

（委員会議）

第二十七条の四　審査会の会務の処理（再審査又は審査の事件の取扱いを除く。）は、委員長及び委員の全員の会議（以下「委員会議」という。）の議決によるものとする。

2　委員会議は、委員長及び過半数の委員の出席がなければ、これを開き、議決をすることができない。

3　委員会議の議事は、出席した委員長及び委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4　審査会が第二十四条第三号の規定による認定をするには、前項の規定にかかわらず、出席した委員長及び委員のうちの本人を除く全員の一致がなければならない。

第三十条に次の一項を加える。

2　厚生大臣は、国民年金の被保険者及び受給権者の利益を代表する者四名を指名するものとする。

第三十三条中「第三十条」を「第三十条第一項又は第二項」に改め、「（以下「利益代表者」という。）」を削る。

第三十六条中「利益代表者」を「第三十条第一項又は第二項の規定により指名された者」に改める。

第三十八条中「委員長が行う。」を「審査長が行なう。」に改める。

第三十九条第二項中「利益代表者」を「第三十条第一項又は第二項の規定により指名された者」に、「被保険者たる当事者」を「被保険者たる当事者」に改め、同条に次の一項を加える。

3　第三十条第二項の規定により指名された者は、国民年金の被保険者又は受給権者たる当事者の利益のため、審理期日に出頭して意見を述べ、又は意見書を提出することができる。

第四十条第一項中「利益代表者」を「第三十条第一項若しくは第二項の規定により指名された者」に改め、同条第二項及び第三項中「委員長又は委員」を「審査員」に改める。

第四十三条第一項中「委員長」を「審査長」に、「委員」を「審査員」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して三箇月をこえない範囲内において、政令で定める日から施行する。

（任命のために必要な行為）

2　この法律の施行に伴い新たに任命されることとなる委員については、第二十二条第一項に規定する委員の任命のために必要な行為は、前項の規定にかかわらず、この法律の施行前においても行なうことができる。

（委員の任命手続の特例）

3　第二十二条第二項及び第三項の規定は、この法律の施行に伴い新たに任命されることとなる委員の任命について準用する。

（委員の任期の特例）

4　この法律の施行に伴い新たに任命される委員の任期は、第二十三条第一項本文の規定にかかわらず、内閣総理大臣の定めるところにより一人は三年とし、一人は二年とし、一人は一年とする。

（厚生・内閣総理大臣署名）

法律第百三十五号（昭三五・八・一）

◎未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律

未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第百六十一号）の一部を次のように改正する。

第十八条第四項中「前項」を「前二項」に改め、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　厚生大臣は、前項の規定による療養の給付を受けている者が、同項の期間を経過する日において、なお、引き続き療養を要する場合においては、その期間の経過後においても、さらに二年間、その者の申請により、必要な療養の給付を行なうことができる。

第二十条第二項を削る。

第二十四条第二項中「（療養費の支給を受けるべき者が医療機関に収容されて療養を受けた場合であつて、且つ、その者が恩給法の規定による増加恩給、傷病年金若しくは傷病賜金又は遺族援護法の規定による障害年金を受ける権利を有するとき（傷病賜金については、その支給を受けた場合を含む。）は、療養に要する費用から第二十条第二項の例により算定した一部負担金に相当する額を控除した額）」を削る。

附則第四十項中「附則第四十四項」を「附則第四十五項」に改める。

附則第四十七項を附則第四十八項とし、附則第四十六項中「遺族援護法」を「戦傷病者戦没者遺族等援護法」に、「附則第四十四項」を「附則第四十五項」に改め、同項を附則第四十七項とし、附則第四十五項中「遺族援護法」を「戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）」に改め、同項を附則第四十六項とし、附則第四十四項を附則第四十五項とし、附則第四十三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を附則第四十四項とし、附則第四十二項の次に次の一項を加える。

43　厚生大臣は、前項の規定により療養の給付を受けている者が、同項に規定する期間を経過する日において、なお、引き続き療養を要する場合においては、その期間の経過後においても、さらに二年間、その者の申請により、必要な療養の給付を行なうことができる。

附則に次の一項を加える。

（障害一時金に相当する給付を受けたため旧未復員者給与法等の規定による療養を受けることができなかつた者に対する療養の給付）

49　この法律の施行前に復員した者、旧特別未帰還者給与法第一条に規定する特別未帰還者でこの法律の施行前に帰国したもの又は日本国との平和条約第十一条に掲げる裁判により本邦以外の地域において拘禁され、この法律の施行前にその拘禁を解かれて帰国した者若しくは日本国との平和条約第十一条に掲げる裁判により本邦において拘禁され、この法律の施行前にその拘禁を解かれた者であつて、同一の事由について、法令の規定により旧未復員者給与法（旧特別未帰還者給与法第二条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による障害一時金に相当する給付を受けたため、この法律の施行の際旧未復員者給与法の規定による療養を受けることができなかつたもの（附則第二十六項ただし書の規定により療養の給付を受けるに至つた者を除く。）のうち厚生大臣が療養の給付を行なう必要があると認める者については、附則第二十二項ただし書の規定にかかわらず、第十八条第一項の規定を適用する。この場合において、第十八条第一項中「自己の責に帰することのできない事由により」とあるのは「復員前、帰国前又は帰国前若しくは拘禁中自己の責に帰することのできない事由により」と、「帰還後療養を要する場合」とあるのは「復員後、帰国後又は拘禁を解かれて帰国後若しくは拘禁を解かれた後療養を要する場合」と、「帰還後三年」とあるのは「未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律（昭和三十五年法律第百三十五号）の施行後三年」と読み替えるものとする。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（一部負担金等に関する経過措置）

2　この法律の施行前に行なわれた療養の給付に係る一部負担金の徴収及びこの法律の施行前に行なわれた療養に係る療養費の額の算定については、なお従前の例による。

（戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正）

3　戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第百二十七項を削る。

（戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正に伴う経過措置）

4　この法律の施行の日の前日までに改正前の戦傷病者戦没者遺族等援護法第二十二条第一項の規定により厚生大臣が国立保養所に収容した者の同日までの在所に係る実費の一部の徴収については、なお従前の例による。

（国民年金法の一部改正）

5　国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第六号中「附則第四十四項」を「附則第四十五項」に改める。

（厚生・内閣総理大臣署名）

法律第百三十六号（昭三五・八・一）

◎原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章　医療（第七条―第十四条）」を「第三章　医療（第七条―第十四条の八）」に改める。

第三章中第十四条の次に次の七条を加える。

（一般疾病医療費の支給）

第十四条の二　厚生大臣は、原子爆弾の放射線を多量に浴びた被爆者で政令で定めるもの（以下「特別被爆者」という。）が、負傷又は疾病（第七条第一項の規定による医療の給付を受けることができる負傷又は疾病、遺伝性疾病、先天性疾病及び厚生大臣の定めるその他の負傷又は疾病を除く。）につき、都道府県知事が次条の規定により指定する医療機関（以下「被爆者一般疾病医療機関」という。）から第七条第二項各号に規定する医療を受け、又は緊急その他やむを得ない理由により被爆者一般疾病医療機関以外の医療機関からこれらの医療を受けたときは、その者に対し、当該医療に要した費用の額を限度として、一般疾病医療費を支給することができる。ただし、その者が、当該負傷若しくは疾病につき、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）、公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第百三十四号）、市町村職員共済組合法（昭和二十九年法律第二百四号）、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、船員法（昭和二十二年法律第百号）若しくは日本学校安全会法（昭和三十四年法律第百九十八号）の規定により医療に関する給付を受け、若しくは受けることができたとき、又は当該医療が法令の規定により国若しくは地方公共団体の負担による医療に関する給付として行なわれたときは、当該医療に要した費用の額から当該医療に関する給付の額を控除した額（その者が国民健康保険法による療養の給付を受け、又は受けることができたときは、当該療養の給付に関する同法の規定による一部負担金に相当する額とし、当該医療が法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療の現物給付として行なわれたときは、当該医療に関する給付について行なわれた実費徴収の額とする。）の限度において支給するものとする。

2　前項の医療に要した費用の額の算定については、前条第二項の規定を準用する。

3　特別被爆者が被爆者一般疾病医療機関から医療を受けた場合においては、厚生大臣は、一般疾病医療費として当該被爆者に支給すべき額の限度において、その者が当該医療に関し当該医療機関に支払うべき費用を、当該被爆者に代わり、当該医療機関に支払うことができる。

4　前項の規定による支払があつたときは、当該被爆者に対し、一般疾病医療費の支給があつたものとみなす。

5　国民健康保険の被保険者である特別被爆者が、第一項に規定する負傷又は疾病について国民健康保険法による療養取扱機関である被爆者一般疾病医療機関から医療を受ける場合には、同法の規定により当

該医療機関に支払うべき一部負担金は、同法第四十二条第一項の規定にかかわらず、当該医療に関し厚生大臣が第三項の規定による支払をしない旨の決定をするまでは、支払うことを要しない。

（被爆者一般疾病医療機関）

第十四条の三　都道府県知事は、その開設者の同意を得て、前条第三項の規定による支払を受けることができる病院若しくは診療所又は薬局を指定する。

2　被爆者一般疾病医療機関は、三十日以上の予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

3　都道府県知事は、被爆者一般疾病医療機関に前条第三項の規定による支払を受けるについて著しく不適当であると認められる理由があるときは、その指定を取り消すことができる。

4　第九条第四項の規定は、前項の場合に準用する。

第十四条の四　厚生大臣は、第十四条の二第三項の規定による支払をなすべき額を決定するに当たつては、社会保険診療報酬支払基金法に定める審査委員会の意見を聞かなければならない。

2　国は、第十四条の二第三項の規定による支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金に委託することができる。

（報告の請求等）

第十四条の五　第十三条の規定は、第十四条の二第三項の規定による支払のため必要がある場合に、第十四条第三項の規定は、一般疾病医療費を支給するについて必要がある場合に、それぞれ準用する。

（一般疾病医療費の支給の制限）

第十四条の六　特別被爆者が、自己の故意の犯罪行為により、又は故意に負傷し、又は疾病にかかつたときは、当該負傷又は疾病に係る一般疾病医療費の支給は、行なわない。

第十四条の七　特別被爆者が、闘争、泥酔又は著しい不行跡によつて負傷し、又は疾病にかかつたときは、当該負傷又は疾病に係る一般疾病医療費の支給は、その全部又は一部を行なわないことができる。

2　社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十二条第三項」の下に「若しくは第十四条の四第一項」を、「医療機関の請求することのできる診療報酬の額」の下に「又は被爆者一般疾病医療機関に支払うべき額」を、「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律第十二条第四項」の下に「若しくは第十四条の四第二項」を、「医療機関に対する診療報酬」の下に「又は一般疾病医療費の支給」を加える。

（医療手当）

第十四条の八　都道府県知事は、被爆者に対し、政令の定めるところにより、その者が第七条第一項の規定による医療の給付を受けている期間、月額二千円を限度として、医療手当を支給することができる。

（施行期日）

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

（社会保険診療報酬支払基金法の一部改正）

2　社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第二十四条中「第十四条第三項」の下に「（第十四条の五において準用する場合を含む。）」を加える。

第二十条中「都道府県知事が行う事務に要する費用」を「都道府県知事が行う事務に要する費用及び医療手当の支給に要する費用」に、「長崎市の長が行う事務に要する費用」を「長崎市の長が行う事務に要する費用及び医療手当の支給に要する費用」に改める。

医療費に相当する額」を加える。

（厚生・内閣総理大臣署名）

法律第百三十七号（昭三五・八・一）

◎経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律の一部を改正する法律

経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律（昭和三十三年法律第百六十九号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第一号中「農地」の下に「又は牧野」を加える。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

法律第百三十八号（昭三五・八・一）

◎石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律

石炭鉱業合理化臨時措置法（昭和三十年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「石炭鉱業整備事業団」を「石炭鉱業合理化事業団」に、「第五節　監督（第五十二条・第五十三条）」を「第五節　監督（第五十二条・第五十三条）　第六節　補則（第五十三条の二―第五十三条の六）」に改める。

第一条中「整備し」の下に「、石炭坑の近代化等を促進し」を加える。

第三条第二項第一号中「昭和四十二年度」の下に「（昭和三十八年度までは、昭和三十八年度及び昭和四十二年度）」を加え、同項第三号中「石炭鉱業整備事業団」を「石炭鉱業合理化事業団」に改め、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　石炭坑の近代化に関する事項

第三章の章名を次のように改める。

第三章　石炭鉱業合理化事業団

第七条中「石炭鉱業整備事業団」を「石炭鉱業合理化事業団」に改め、「その整備」の下に「及び石炭坑の近代化等に必要な設備資金の貸付け」を加える。

第八条中「石炭鉱業整備事業団」を「石炭鉱業合理化事業団」に改める。

第九条の次に次の一条を加える。

（資本金）

第九条の二　事業団の資本金は、二十一億四千万円とし、政府がその全額を出資する。

2　政府は、必要があると認めるときは、予算の範囲内において、事業団に追加して出資することができる。この場合において、事業団は、その出資額により資本金を増加するものとする。

3　前二項の規定による政府の出資金及びこれを運用した場合に生ずる利子は、第二十五条第一項第七号及び第八号に規定する設備資金の貸付けの財源にあてなければならない。

4　事業団は、第三十六条の十二の規定により国庫納付金を納付したときは、その納付額により資本金を減少するものとする。

第十二条中「石炭鉱業整備事業団」を「石炭鉱業合理化事業団」に改める。

第十三条中「、第五十条（法人の住所）及び第五十四条（代表権の制限）」を「及び第五十条（法人の住所）」に改める。

第十四条中「理事長一人」の下に「、副理事長一人」を加える。

第十五条中第三項を第四項とし、第二項を削り、第一項の次に次の二項を加える。

2　副理事長は、理事長が定めるところにより、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3　理事は、理事長が定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行なう。

第十六条第二項中「理事」を「副理事長及び理事」に改める。

第十八条第二項中「理事」を「副理事長又は理事」に改める。

第十九条第二項中「理事」を「副理事長若しくは理事」に改める。

第二十三条中「事業団の業務の一部」を「事業団の従たる事務所の業務」に改める。

第二十五条第一項第七号中「前各号に掲げるもの」を「第一号から第六号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務」に、「第七条の目的を達成するため」を「石炭鉱業の整備のため」に改め、同号を同項第十号とし、同項中第六号を第九号とし、第五号の二を第六号とし、同号の次に次の二号を加える。

七　石炭坑の近代化に必要な設備資金の貸付け

八　石炭の流通の合理化に必要な設備資金の貸付け

第二十五条第二項中「前項第七号」を「前項第十号」に改める。

第二十六条第二項に次の一号を加える。

七　前条第一項第七号及び第八号に規定する設備資金（以下「近代化資金」という。）の貸付け及び償還の方法

第二十六条の次に次の一条を加える。

（区分経理）

第二十六条の二　事業団は、第九条の二第一項及び第二項の規定による政府の出資金並びにこれを運用した場合に生ずる利子に係る経理については、政府で定めるところにより、その他の経理と区分し、特別

の勘定を設けて整理しなければならない。

第二十七条の見出しを「（事業計画等）」に改め、同条に次の二項を加える。

2　事業団は、事業年度の毎四半期開始前に、前項の認可を受けた事業計画に適合するようにその四半期に係る近代化資金の貸付計画を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3　第一項の事業計画及び前項の貸付計画に記載すべき事項は、通商産業省令で定める。

第二十九条中「及び損益計算書」を「、損益計算書及び決算報告書」に改める。

第三十六条第一項中「事業団の業務に必要な費用にあてるため、この法律の施行の日から六年間」を「石炭鉱業の整備に関する業務に必要な費用にあてるため」に改め、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「第二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項を同条第四項とする。

第三十六条の二の次に次の十条を加える。

（貸付けの相手方等）

第三十六条の三　第二十五条第一項第七号に規定する設備資金の貸付けは、採掘権者であつて通商産業省令で定める基準に該当するものに対して、同項第八号に規定する設備資金の貸付けは、採掘権者若しくは租鉱権者又は石炭の販売業者であつて通商産業省令で定める基準に該当するものに対して行なうものとする。

2　第二十五条第一項第七号に規定する設備資金の貸付けは、石炭坑の近代化に必要な設備であつて通商産業省令で定めるものについて、その設備に係る石炭坑において掘採しようとする石炭の鉱量並びにその石炭坑の近代化が完了した後にその石炭坑において掘採する石炭の生産能率及び生産費が通商産業省令で定める基準に適合する場合に限り、行なうものとする。

3　第二十五条第一項第八号に規定する設備資金の貸付けは、石炭の流通の合理化に必要な設備であつて通商産業省令で定めるものについて、その設備が二以上の採掘権者若しくは租鉱権者又は石炭の販売業者の事業の用に供され、かつ、その合理化の効果が大きいと認められる場合に限り、行なうものとする。

4　通商産業大臣は、前三項の通商産業省令の制定又は改廃をしようとするときは、石炭鉱業審議会の意見をきかなければならない。

（利率及び償還期間）

第三十六条の四　近代化資金に係る貸付金は、無利子とし、その償還期間は、十五年（すえおき期間を含む。）をこえない範囲内において政令で定める期間とする。

（償還方法）

第三十六条の五　近代化資金に係る貸付金の償還は、半年賦均等償還の方法によるものとする。

（償還期日の繰上げ）

第三十六条の六　事業団は、近代化資金の貸付けを受けた者が会社である場合において、その貸付けを受けた日の属する事業年度以後の事業年度の決算において計上した利益（第七十八条の規定により損益計算書その他の計算書類の作成の方法について不当な経理を是正すべき旨の勧告を受けた会社については、その勧告に従つて再計算することとしたときの当該決算期の利益とし、これらの利益の範囲は、政令で定めるものに限るものとする。）の額がその資本の額又は出資の総額に政令で定める率を乗じて算出した金額をこえるときは、政令で定めるところにより、その者に係る貸付金の全部又は一部についてその償還期日を繰り上げることができる。

（支払の猶予）

第三十六条の七　事業団は、災害その他政令で定めるやむを得ない理由により貸付金の償還が著しく困難であると認められる場合には、償還金の支払を猶予することができる。

（一時償還）

第三十六条の八　事業団は、近代化資金の貸付けを受けた者が次の各号の一に該当するときは、その者に対し、いつでも、貸付金の全部又は一部の償還を請求することができる。

一　正当な理由がなくて貸付金の償還を怠つた場合

二　貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用した場合

三　正当な理由がなくて貸付けの条件に違反した場合

四　第三十六条の十一の規定による命令に係る者である場合

五　貸付金に係る設備を譲渡した場合その他通商産業省令で定める場合

（違約金等）

第三十六条の九　事業団は、近代化資金の貸付けを受けた者が支払期日までに貸付金を償還せず、又は前条の規定により償還を請求された貸付金を償還しなかつたときは、政令で定めるところにより、違約金を徴収するものとする。

2　事業団は、前条の規定により貸付金の償還を怠つたときは、当該貸付金を担保するために設定された抵当権その他の権利を実行するものとする。

（利益の配当の制限）

第三十六条の十　近代化資金の貸付けを受けた者が会社である場合には、当該借入金の償還が終わるまでの期間に係る各事業年度においては、政令で定めるところにより、減価償却その他の費用について必要な経理を行なつた後でなければ、当該決算においても利益の配当をしてはならない。

（償還命令）

第三十六条の十一　通商産業大臣は、鉱業権者若しくは租鉱権者又は石炭の販売業者であつて近代化資金の貸付けを受けたものが第六十条第一項若しくは第六十一条第一項又は第七十八条の規定による勧告に従わないときは、事業団に対し、その者に係る貸付金の全部又は一部の償還を命ずることができる。

（国庫納付金）

第三十六条の十二　事業団は、政令で定めるところにより、前事業年度に回収した近代化資金に係る貸付金の額に相当する金額を国庫に納付しなければならない。

第三十七条を次のように改める。

（借入金及び石炭鉱業合理化債券）

第三十七条　事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、短期借入金をし、又は石炭鉱業の整備に関する業務に必要な費用にあてるため、長期借入金をし若しくは石炭鉱業合理化債券（以下「債券」という。）を発行することができる。

2　前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、通商産業大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3　前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4　第一項の規定による債券の償権者は、事業団の財産について他の債権者に先立つ自己の債権の弁済を

受ける権利を有する。

5　前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6　事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、債券の発行、償還、利子の支払その他の債券に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7　商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条から第三百十一条までの（受託会社の権限及び義務）の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

8　第一項及び第四項から前項までに定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十七条の次に次の二条を加える。

（償還計画）

第三十七条の二　事業団は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画をたてて、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

（余裕金の運用）

第三十七条の三　事業団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一　資金運用部への預託

二　銀行への預金又は郵便貯金

三　信託会社又は信託業務を行なう銀行への金銭信託

第四十条の次に次の三条を加える。

（手数料）

第四十条の二　事業団は、その貸付業務の執行に必要な費用にあてるため、近代化資金の貸付けを受けようとする者及びその貸付けを受けることとなつた者から、政令で定めるところにより、手数料を徴収することができる。

（給与及び退職手当の支給の基準）

第四十条の三　事業団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、通商産業大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（省令への委任）

第四十条の四　この法律及びこれに基づく命令に規定するもののほか、事業団の財務及び会計に関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

第三章に次の一節を加える。

第六節　補則

（大蔵大臣との協議）

第五十三条の二　通商産業大臣は、次の場合には、大蔵大臣と協議しなければならない。

一　第二十六条第一項、第二十七条第一項若しくは第二項、第三十七条第一項若しくは第二項又は第三十七条の二の認可をしようとするとき。

二　第二十八条、第二十九条又は第四十条の三の承認をしようとするとき。

三　第二十七条第三項、第三十六条の三第一項から第三項まで、第三十六条の八第五号又は第四十条の四の通商産業省令を定めようとするとき。

（共済組合の組合員期間の特例）

第五十三条の三　事業団の設立の際現に国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号。以下「組合法」という。）第三条の国家公務員共済組合（以下「組合」という。）の組合員（組合法の長期給付に関する規定の適用を受けない者、組合法第百二十条の規定の適用を受ける者及びその退職により組合法による退職年金の支給を受ける権利を取得する者を除く。以下「組合員」という。）である者が退職し、引き続き事業団の役員又は職員（以下「役職員」という。）となつた場合において、その者が、そのなつた日から六十日以内に、政令で定めるところにより、その

引き続く役職員としての在職期間を、これに引き続き再び組合員の資格を取得したとき（以下「復帰したとき」という。）の組合法第三十八条の規定による組合員期間の計算上組合員期間とみなされることを希望する旨をその組合に申し出たときは、当該退職（以下「転出」という。）に係る組合法の長期給付は、その申出をした者（以下「復帰希望役職員」という。）が引き続き役職員として在職する間、その支払を差し止める。

第五十三条の四　復帰希望役職員が引き続き役職員として在職し、引き続き復帰したときは、転出に係る組合法の長期給付は、廃疾年金にあつては転出の時にさかのぼつてその支給を停止し、退職一時金及び廃疾一時金にあつてはこれを受ける権利は消滅する。

2　復帰希望役職員が引き続き役職員として在職し、引き続き復帰したときは、組合法の長期給付に関する規定（第六章の規定を除く。）の適用については、その者は、当該役職員であつた期間引き続き組合員であつたものとみなす。ただし、当該役職員であつた期間に発した疾病又は負傷に係る廃疾給付については、この限りでない。

3　前項の場合において、組合法第百十二条第二項の規定の適用については、同項中「俸給」とあるのは、「俸給（組合の運営規則で定める仮定俸給を含む。）」とする。

第五十三条の五　復帰希望役職員及び事業団については、当該復帰希望役職員の転出の時にさかのぼつて、組合法第六章（短期給付及び福祉事業に係る部分を除く。）の規定を準用する。この場合において、組合法第九十九条第二項各号列記以外の部分中「及び国の負担金」とあるのは「、事業団の負担金及び国の負担金」と、同項第二号中「国の負担金」とあるのは「事業団の負担金」と、第百条第二項中「俸給」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定俸給」と、第百二条中「各省各庁の長又は職員団体」とあり、又は「国又は職員団体」とあるのは「事業団」とする。

第五十三条の六　復帰希望役職員が引き続き役職員として在職しなくなつたとき（引き続き復帰したときを除く。）は、その組合員又は組合法第二十一条第一項の国家公務員共済組合連合会は、政令で定めるところにより、当該復帰希望役職員及び事業団に対し、これらの者が負担した掛金又は負担金を返還しなければならない。

第七十一条第一項中「三十人」を「四十人」に改める。

第七十八条中「又は租鉱権者」を「若しくは租鉱権者又は石炭の販売業者」に改める。

第七十九条を次のように改める。

第七十九条　通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、鉱業権者若しくは租鉱権者又は石炭の販売業者に対し、その業務又は経理の状況に関し報告をさせることができる。

第八十九条中第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三　第三十七条の三の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

四　第五十二条第二項の命令に違反したとき。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して二月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（石炭鉱業合理化事業団の設立等）

第二条　改正前の第七条の規定により設置された石炭

鉱業整備事業団は、この法律の施行の日において、改正後の同条に規定する石炭鉱業合理化事業団となるものとする。

2　この法律の施行の日の前日において石炭鉱業整備事業団の理事長、理事又は監事である者の任期は、改正前の第十六条第三項の規定にかかわらず、その日に満了する。

3　改正前の石炭鉱業合理化臨時措置法の規定によつて石炭鉱業整備事業団に対してした処分又は同法の規定によつて石炭鉱業整備事業団がした手続その他の行為は、改正後の石炭鉱業合理化臨時措置法の規定によつて石炭鉱業合理化事業団に対してした処分又は同法の規定によつて石炭鉱業合理化事業団がした手続その他の行為とみなす。

（経過規定）

第三条　石炭鉱業合理化事業団が最初に作成する近代化資金の貸付計画については、改正後の第二十七条第二項中「事業年度の毎四半期開始前に」とあるのは、「この法律の施行後遅滞なく」とする。

第四条　改正前の第三十六条第三項に規定する者が、同条第一項の規定により昭和三十五年三月三十一日までの分として納付すべきであつた納付金の額の算定については、なお従前の例による。

（登録税法の一部改正）

第五条　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第七号中「石炭鉱業整備事業団」を「石炭鉱業合理化事業団」に改める。

（印紙税法の一部改正）

第六条　印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十二を次のように改める。

六ノ十二　石炭鉱業合理化事業団ガ石炭鉱業合理化臨時措置法第二十五条第一項第一号若ハ第二号ノ業務トシテ行フ採掘権若ハ鉱業施設ノ買収又ハ同項第七号若ハ第八号ノ業務トシテ行フ貸付ニ関シ発スル証書、帳簿

（所得税法の一部改正）

第七条　所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十号中「石炭鉱業整備事業団」を「石炭鉱業合理化事業団」に改める。

第八条第六項第六号中「第百条」の下に「（他の法律において準用する場合を含む。）」を加える。

（法人税法の一部改正）

第八条　法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第七号中「石炭鉱業整備事業団」を「石炭鉱業合理化事業団」に改める。

（地方税法の一部改正）

第九条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第七号、第七十三条の五第二項、第百七十九条及び第三百四十八条第二項第二号の二中「石炭鉱業整備事業団」を「石炭鉱業合理化事業団」に改める。

（法務・大蔵・通商産業・労働・自治・内閣総理大臣署名）

法律第百三十九号（昭三五・八・一）

◎電気工事士法

（目的）

第一条　この法律は、電気工事の作業に従事する者の資格及び義務を定め、もつて電気工事の欠陥による災害の発生の防止に寄与することを目的とする。

（用語の定義）

第二条　この法律において「一般用電気工作物」とは、電気事業者からの受電に係る電気を使用するために設置する屋内配線、屋側配線その他の工作物をいう。ただし、その設置及び管理に関する事項について法令に特別の定めのある工作物その他の電気に関する保安上支障がないと認められる工作物であつて、政令で定めるものを除く。

2　この法律において「電気工事」とは、一般用電気工作物を設置し、又は変更する工事をいう。ただし、政令で定める軽微な工事を除く。

（電気工事士）

第三条　電気工事士免状の交付を受けている者（以下「電気工事士」という。）でなければ、電気工事の作業（一般用電気工作物の保安上支障がないと認められる作業であつて、通商産業省令で定めるものを除く。以下同じ。）に従事してはならない。

（電気工事士免状）

第四条　電気工事士免状は、都道府県知事が交付する。

2　電気工事士免状は、次の各号の一に該当する者でなければ、その交付を受けることができない。

一　電気工事士試験に合格した者

二　通商産業大臣が指定する養成施設において、通商産業省令で定める電気工事士たるに必要な知識及び技能に関する課程を修了した者

三　通商産業省令で定めるところにより、前二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有していると都道府県知事が認定した者

3　都道府県知事は、次の各号の一に該当する者に対しては、電気工事士免状の交付を行なわないことができる。

一　次項の規定による電気工事士免状の返納を命ぜられ、その日から一年を経過しない者

二　この法律の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

4　都道府県知事は、電気工事士がこの法律の規定に違反したときは、その電気工事士免状の返納を命ずることができる。

5　電気工事士免状の交付、再交付、書換え及び返納に関し必要な事項は、政令で定める。

（電気工事士試験）

第五条　電気工事士試験は、一般用電気工作物の保安に関して必要な知識及び技能について行なう。

2　電気工事士試験は、都道府県知事が行なう。

3　電気工事士試験の試験科目、受験手続その他電気工事士試験の実施細目は、政令で定める。

（電気工事士試験委員）

第六条　電気工事士試験の実施に関する事務を行なわせるため、都道府県に、電気工事士試験委員を置く。

2　電気工事士試験委員に関し必要な事項は、政令で定める。

（電気工事士の義務）

第七条　電気工事士は、電気工事の作業に従事するときは、法令で定める一般用電気工作物の保安に関する基準に適合するようにその作業をしなければならない。

第十一条第二項中「火薬庫において」を削る。

第十二条第二項中「適合するものであるときは」を「可を与えなければならないものと認めるときは」に改める。

第十六条第一項中「営業」の下に「の全部又は一部」を加える。

第十七条第二項第二号を次のように改める。

二　販売業者が、火薬類を販売する場合において、「猟銃を譲り受ける者」の下に「猟銃を親族その他特定の者から譲り受ける者」を、「譲り受ける者」の下に「猟銃を親族その他特定の者に譲り渡す者」を加える。

第二十条第三号の次に次の一号を加える。

四　第十七条第二項第二号に掲げる者

第二十一条第一項中「猟銃等」を「猟銃」に改める。

第二十二条第一項第四号中「採掘を」の下に「猟銃を親族その他特定の者から譲り受ける者」を加える。

第二十三条第一項第四号中「猟銃等」を「猟銃」に改める。

第二十四条の二に次の一項を加える。

3　都道府県知事は、第一項の許可をした後において、当該許可に係る猟銃又は実包の譲受人が第十条の二第一項各号のいずれかに該当するに至つたときは、その許可を取り消すことができる。

第二十四条の二第一項中「又は譲受人」を「若しくは譲受人又は所持者」に、「譲受人」を「これらの者」に改める。

第二十五条第一項中「猟銃等」を「猟銃」に改める。

第二十六条第一項中「猟銃等」を「猟銃」に改める。

第二十七条第一項中「猟銃等」を「猟銃」に改める。

第二十八条第一項中「猟銃等」を「猟銃」に改める。

第二十九条第一項中「猟銃等」を「猟銃」に改める。

第三十条第一項中「猟銃等」を「猟銃」に改める。

第三十一条第一項中「猟銃等」を「猟銃」に改める。

第三十二条第一項中「猟銃等」を「猟銃」に改める。

第三十三条第一項中「猟銃等」を「猟銃」に改める。

第三十四条第一項中「猟銃等」を「猟銃」に改める。

第三十五条第一項中「猟銃等」を「猟銃」に改める。

第三十六条第一項中「猟銃等」を「猟銃」に改める。

第三十七条第一項中「猟銃等」を「猟銃」に改める。

第三十八条第一項中「猟銃等」を「猟銃」に改める。

第三十九条第一項中「猟銃等」を「猟銃」に改める。

第四十条第一項中「猟銃等」を「猟銃」に改める。

第四十一条第一項中「猟銃等」を「猟銃」に改める。

第四十二条第一項中「猟銃等」を「猟銃」に改める。

第四十三条第一項中「猟銃等」を「猟銃」に改める。

第四十四条第一項中「猟銃等」を「猟銃」に改める。

第四十五条第一項中「猟銃等」を「猟銃」に改める。

第四十六条第一項中「猟銃等」を「猟銃」に改める。

第四十七条第一項中「猟銃等」を「猟銃」に改める。

第四十八条第一項中「猟銃等」を「猟銃」に改める。

第四十九条　火薬類を運搬しようとする者（鉄道

2　電気工事士は、電気工事の作業に従事するときは、電気工事士免状を携帯していなければならない。

（届出）

第八条　電気工事士は、電気工事の業務を開始したときは、その開始の日から十日以内に、通商産業省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。届け出た事項に変更があつたとき、又は業務を廃止したときも、同様とする。

（報告の徴収）

第九条　都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、電気工事士に対し、電気工事の業務に関して報告をさせることができる。

（手数料）

第十条　次の表の上欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる額の手数料を都道府県に納めなければならない。

	金額
一　電気工事士試験を受けようとする者	千五百円
二　電気工事士免状の交付を受ける者	四百円

（免状の再交付等）

第十一条　電気工事士免状の再交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。

一　免状を滅失し、又は紛失した場合	二百円
二　免状の記載事項に変更を生じた場合又は免状が著しく汚損した場合	百円
三　電気工事士免状の再交付を受けた者が、滅失した免状を発見した場合	百円
四　電気工事士免状の書換えを受ける者	百円

第十二条　通商産業大臣は、前条の申立てがあつた場合において、電気工事士免状を返納させるべきかどうかを決定するため、公開による聴聞を行なわなければならない。

2　前項の予告においては、期日の少なくとも十日前までに、聴聞の期日及び場所を当該電気工事士に通知しなければならない。

3　聴聞に際しては、弁護人を出頭させることができる。

4　通商産業大臣は、聴聞の期日において当該電気工事士又はその弁護人に対し、証拠を提示し、当該事案について陳述を求めなければならない。

5　通商産業大臣は、聴聞の期日において当該電気工事士又はその弁護人が出頭しないときは、前項の規定による陳述を求めないで、聴聞を終結することができる。

6　前各項に定めるもののほか、聴聞の手続に関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

（罰則）

第十三条　次の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一　正当な理由なく、第四条第四項の規定による命令に違反して電気工事士免状を返納しなかつた者

二　第六条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

（報告の徴収）

第十四条　通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、通商産業省令で定めるところにより、電気工事士に対し、電気工事の業務に関して報告をさせることができる。

（立入検査）

第十五条　通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、電気工事士の事務所又は電気工事の施工場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（罰則）

第十六条　次の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一　第十条の規定による手数料を納めない者

二　第十一条第一項の規定による手数料を納めない者

三　電気工事士免状の再交付を受けた者が、滅失した免状を発見した場合において、三月以下の期間内に発見した免状を返納しなかつたとき。

四　電気工事士免状の書換えを受けた者が、書換えをする前の免状を返納しなかつたとき。

（両罰規定）

第十七条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前条第一号又は第二号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

（過料）

第十八条　第十四条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、五千円以下の過料に処する。

2　第十五条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、五千円以下の過料に処する。

（経過措置）

第十九条　この法律の施行の際現に電気工事士の名称を用いて電気工事の業務を行なつている者は、この法律の施行の日から起算して三月間は、第三条第一項の規定にかかわらず、引き続き電気工事の業務を行なうことができる。

（政令への委任）

第二十条　この法律の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

（罰則）

第二十一条　第三条第一項の規定に違反した者は、三月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

法律第百四十号（昭三五・八・一）

◎火薬類取締法の一部を改正する法律

火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十七条」を「第二十七条の二」に、「第二十五条の二」を「第二十五条の三」に改める。

第二条第三号ヘ中「猟銃雷管」を「猟銃雷管」に改める。

第十七条第二項第二号中「採掘を」の下に「猟銃を親族その他特定の者から譲り受ける者」を、「譲り受ける者」の下に「猟銃を親族その他特定の者に譲り渡す者」を加える。

第二十四条の二第一項中「又は譲受人」を「若しくは譲受人又は所持者」に、「譲受人」を「これらの者」に改める。

第二十五条第一項中「猟銃等」を「猟銃」に改める。

第二十六条第一項中「猟銃等」を「猟銃」に改める。

第二十七条第一項中「猟銃等」を「猟銃」に改める。

第二十八条第一項中「猟銃等」を「猟銃」に改める。

第二十九条第一項中「猟銃等」を「猟銃」に改める。

第三十条第一項中「猟銃等」を「猟銃」に改める。

第三十一条第一項中「猟銃等」を「猟銃」に改める。

第三十二条第一項中「猟銃等」を「猟銃」に改める。

第三十三条第一項中「猟銃等」を「猟銃」に改める。

第三十四条第一項中「猟銃等」を「猟銃」に改める。

第三十五条第一項中「猟銃等」を「猟銃」に改める。

第三十六条第一項中「猟銃等」を「猟銃」に改める。

第三十七条第一項中「猟銃等」を「猟銃」に改める。

第三十八条第一項中「猟銃等」を「猟銃」に改める。

第三十九条第一項中「猟銃等」を「猟銃」に改める。

第四十条第一項中「猟銃等」を「猟銃」に改める。

第四十一条第一項中「猟銃等」を「猟銃」に改める。

第四十二条第一項中「猟銃等」を「猟銃」に改める。

第四十三条第一項中「猟銃等」を「猟銃」に改める。

第四十四条第一項中「猟銃等」を「猟銃」に改める。

第四十五条第一項中「猟銃等」を「猟銃」に改める。

第四十六条第一項中「猟銃等」を「猟銃」に改める。

第四十七条第一項中「猟銃等」を「猟銃」に改める。

第四十八条第一項中「猟銃等」を「猟銃」に改める。

第四十九条　火薬類を運搬しようとする者（鉄道

送人（他に運搬を委託しないで運搬する場合にあつては、その者）は、その旨を都道府県公安委員会に届け出て、届出を証明する文書（以下「運搬証明書」という。）の交付を受けなければならない。ただし、船舶又は航空機のみにより火薬類を運搬する場合及び総理府令で定める数量以下の火薬類を運搬する場合は、この限りでない。

2　都道府県公安委員会は、前項の届出があつた場合において、災害の発生の防止又は公共の安全の維持のため必要があると認めるときは、運搬の日時、通路若しくは方法又は運搬される火薬類の性状若しくは積載方法について、必要な指示をすることができる。

3　都道府県公安委員会は、前項の指示をしたときは、その指示の内容を運搬証明書に記載しなければならない。

4　第十七条第六項から第八項までの規定は、運搬証明書の有効期間、書換え及び再交付について準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県知事」とあるのは「都道府県公安委員会」と読み替えるものとする。

第二十条を次のように改める。

第二十条　火薬類を運搬する場合は、運搬証明書を携帯していなければならない。ただし、前条第一項ただし書の規定により運搬証明書の交付を受けることを要しない場合は、この限りでない。

2　火薬類を運搬する場合（船舶又は航空機により運搬する場合を除く。）は、通路、積載方法及び運搬方法について総理府令（鉄道、軌道、索道及び無軌条電車については、運輸省令）で定める技術上の基準及び前条第一項の規定により運搬証明書の交付を受けることを要する場合にはその運搬証明書に記載された内容に従つてしなければならない。

第二十二条前段中「又は火薬類」を「、火薬類」に改め、「消費することを要しなくなつた場合」の下に「又は第二十五条第一項の規定により火薬類の消費の許可を受けた者がその許可を取り消された場合」を加える。

第二十三条第三項中「規定は、」の下に「ふん煙火の譲渡、譲受又は消費」を加える。

第二十五条第一項中「（以下「消費者」という。）」を「（火薬類を廃棄するため爆発させ、又は燃焼させようとする者を除く。以下「消費者」という。）」に、「又は観賞」を「、観賞その他通商産業省令で定めるもの」に改め、「第二十七条の規定に基づき火薬類を廃棄する場合」を削り、同条に次の一項を加える。

3　都道府県知事は、第一項の許可をした後において、その許可に係る火薬類の爆発又は燃焼が公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれが生じたと認めるときは、爆発又は燃焼前に限り、その許可を取り消すことができる。

第二十七条を次のように改める。

（廃棄）

第二十七条　火薬類を廃棄しようとする者（以下「廃棄者」という。）は、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、製造業者が火薬類の製造中に生じた火薬類の廃棄をその製造所内で廃棄する場合は、この限りでない。

2　都道府県知事は、その廃棄の場所、日時、数量又は方法が不適当であると認めるとき、その廃棄に従事する者が火薬類の廃棄についての知識経験が十分でないと認めるときその他その廃棄が公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、前項の許可をしてはならない。

第二章中第二十七条の次に次の一条を加える。

第二十七条の二　火薬類の廃棄は、通商産業省令で定

める技術上の基準に従つてしなければならない。

第二十九条を次のように改める。

（保安教育）

第二十九条　製造業者又は販売業者は、通商産業省令で定めるところにより、その従業者に対する保安教育計画を定め、通商産業大臣又は都道府県知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　通商産業大臣又は都道府県知事は、保安教育計画が前項の通商産業省令で定める保安教育の基準に適合していないと認めるときは、同項の認可をしてはならない。

3　製造業者又は販売業者は、第一項の認可を受けた保安教育計画を忠実に実行しなければならない。

4　都道府県知事は、災害の発生を防止するため特に必要があると認めるときは、通商産業省令で定めるところにより、多量の火薬類を消費し、又は相当期間引き続いて火薬類を消費する者を保安教育計画を定めるべき者として指定することができる。

5　第一項から第三項までの規定は、前項の規定により指定された者について準用する。

6　消費者（第四項の規定により指定された者を除く。）及び火薬類の運搬の業を営む者は、その従業者に火薬類による災害の発生の防止に必要な教育を施さなければならない。

第三十条の見出しを「（保安責任者及び副保安責任者）」に改め、同条第一項中「区分」を「ところ」に、「火薬類作業主任者免状」を「火薬類製造保安責任者免状」に、「火薬類作業主任者（以下「作業主任者」という。）」を「火薬類製造保安責任者（以下「製造保安責任者」という。）及び火薬類製造副保安責任者（以下「製造副保安責任者」という。）又は製造保安責任者」に、「火薬類の製造作業に係る保安について監督」を「第三十二条第一項又は第二項に規定する製造保安責任者又は製造副保安責任者の職務」に改め、同条第二項中「区分」を「ところ」に、「火薬類取扱主任者免状」を「火薬類取扱保安責任者免状」に、「火薬類取扱主任者（以下「取扱主任者」という。）」を「火薬類取扱保安責任者（以下「取扱保安責任者」という。）及び火薬類取扱副保安責任者（以下「取扱副保安責任者」という。）又は取扱保安責任者に、「火薬類の貯蔵又は消費に係る保安について監督」を第三十二条第一項又は第二項に規定する取扱保安責任者又は取扱副保安責任者の職務」に改め、同条第三項中「作業主任者又は取扱主任者」を「製造保安責任者若しくは製造副保安責任者又は取扱保安責任者若しくは取扱副保安責任者」に改める。

第三十一条を次のように改める。

（保安責任者免状）

第三十一条　火薬類製造保安責任者免状は、甲種火薬類製造保安責任者免状、乙種火薬類製造保安責任者免状及び丙種火薬類製造保安責任者免状とする。

2　火薬類取扱保安責任者免状は、甲種火薬類取扱保安責任者免状及び乙種火薬類取扱保安責任者免状とする。

3　甲種火薬類製造保安責任者免状及び乙種火薬類製造保安責任者免状は、通商産業大臣の行なう試験に合格した者に対し、丙種火薬類製造保安責任者免状、甲種火薬類取扱保安責任者免状及び乙種火薬類取扱保安責任者免状は、都道府県知事の行なう試験に合格した者に対し交付する。

4　通商産業大臣又は都道府県知事は、次の各号の一に該当する者に対しては、火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状の交付を行なわないことができる。

一　次項の規定により火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状の返納を命ぜられ、

その日から一年を経過していない者

二　この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのなくなった後、二年を経過していない者

5　通商産業大臣又は都道府県知事は、火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状の交付を受けた者が、この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したときは、その火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状の返納を命ずることができる。

6　第三項の試験の課目、受験手続その他試験の実施細目並びに火薬類製造保安責任者免状及び火薬類取扱保安責任者免状の交付及び返納に関する手続的事項は、通商産業省令で定める。

7　第十七条第七項及び第八項の規定は、火薬類製造保安責任者免状及び火薬類取扱保安責任者免状の書換え及び再交付について準用する。

第三十二条を次のように改める。

（保安責任者の職務等）

第三十二条　製造保安責任者又は取扱保安責任者は、火薬類の製造又は貯蔵若しくは消費に係る保安に関する「省令」を「命令」に改める。

第三十三条の見出し「（保安責任者の代理者）」に改め、同条第一項中「製造業者」の下に「又は火薬庫の所有者若しくは占有者若しくは第三十条第二項の消費者」を加え、「区分」を「ところ」に、「火薬類作業主任者免状」を「火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状」に、「作業主任者」を「製造保安責任者又は取扱保安責任者」に改め、同条第二項中「製造業者」の下に「又は火薬庫の所有者若しくは占有者若しくは第三十条第二項の消費者」を、「通商産業大臣」の下に「又は都道府県知事」を加え、同条第三項中「作業主任者」を「製造保安責任者又は取扱保安責任者」に、「省令」を「命令」に改める。

第三十四条の見出し中「作業主任者」を「製造保安責任者」に改め、同条中「作業主任者若しくはその代理者又は取扱主任者」を「製造保安責任者若しくはその代理者又は製造副保安責任者」に、「者令」を「命令」に、「これらの者を選任した者又はその承継人」を「製造業者」に改め、同条に次の一項を加える。

2　都道府県知事は、取扱保安責任者若しくはその代理者又は取扱副保安責任者が、この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したとき又は保安上その職務を遂行させることが不適当であると認めるときは、火薬庫の所有者若しくは占有者又は第三十条第二項の消費者に対し、取扱保安責任者若しくはその代理者又は取扱副保安責任者の解任を命ずることができる。

第三十五条の次に次の一条を加える。

（定期自主検査）

第三十五条の二　製造業者又は火薬庫の所有者若しくは占有者は、製造施設であつて通商産業省令で定めるもの又は火薬庫について、通商産業省令で定めるところにより、定期に、保安のための自主検査を行なわなければならない。

2　前項に規定する者は、通商産業省令で定めるところにより、同項の自主検査についての計画を定め、通商産業大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

3　第一項に規定する者は、同項の自主検査が終了したときは、遅滞なくその旨を通商産業大臣又は都道府県知事に報告しなければならない。

4　通商産業大臣又は都道府県知事は、その職員に、第一項の自主検査に立ち合わせることができる。

第三十九条第二項中「都道府県知事又は警察官」を「警察官、消防吏員若しくは消防団員又は海上保安官」に改める。

第四十一条中「及び火薬庫の所有者若しくは占有者」を「、火薬庫の所有者又は占有者及び第三十条第二項の消費者」に、「及び出納」を「、出納又は消費」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項の帳簿は、通商産業省令で定めるところにより、保存しなければならない。

第四十二条中「、販売業者又は火薬庫の所有者若しくは占有者」を「若しくは販売業者又は火薬庫の所有者若しくは占有者若しくは第三十条第二項の消費者」に改め、「事業」の下に「又は火薬類の貯蔵若しくは消費」を加える。

第四十三条第一項中「災害の防止又は公共の安全の維持のため必要があると認めるときは、」を「この法律の施行に必要な限度において、」に改め、「消費者」の下に「、廃棄者」を、「消費場所」の下に「、廃棄場所」を加え、同条第二項を次のように改める。

2　都道府県公安委員会は、この法律の施行に必要な限度において、警察職員に、製造業者、販売業者、消費者、廃棄者又は火薬類を保管する者の製造所、販売所、火薬庫、消費場所、廃棄場所又は保管場所に立ち入り、その者の帳簿書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

第四十三条第四項中「第一項又は第二項の規定による立入検査」を「第一項から第三項までの規定による立入検査」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　海上保安庁長官は、この法律の施行に必要な限度において、海上保安官に、製造業者、販売業者、消費者、廃棄者又は火薬類を保管する者の製造所、販売所、火薬庫、消費場所、廃棄場所又は保管場所に立ち入り、その者の帳簿書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

第四十四条中第四号を削り、第三号を第四号とし、同条第二号中「又は第二十四条第一項」を「第二十四条第一項又は第二十七条第一項」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号中「第十八条」の下に「第十九条第一項」を「第二十三条第二項」の下に「第二十九条第三項」を「若しくは第二項」の下に「第三十五条の二第一項」を加え、同号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一　第九条第一項若しくは第二項、第十一条第二項、第十四条第一項又は第二十七条の二の規定に違反し、災害を発生させ、又は公共の安全を害したとき。

第四十五条の見出しを「（緊急措置等）」に改め、同条中「自動車、軽車両及び船舶による運搬については、運輸大臣」を「船舶及び航空機による運搬については運輸大臣、自動車、軽車両（原動機付自転車を含む。以下同じ。）その他による運搬については都道府県公安委員会」に改め、同条第二号中「又は消費」を「、消費又は廃棄」に改め、同条に次の一号を加える。

四　火薬類を廃棄した者に対して、その廃棄した火薬類の収去を命ずること。

第三章中第四十五条の次に次の二条を加える。

第四十五条の二　警察官は、火薬類による災害の発生を防止するため特に必要があると認めるときは、火薬類を運搬している自動車又は軽車両を停止させ、当該車両により火薬類を運搬する者に対し、運搬証明書の提示を求め、若しくは第二十条第二項の技術上の基準若しくは運搬証明書に記載された内容に従つて運搬しているかどうかについて検査し、又は災害の発生を防止するため必要な応急の措置をとるべきことを命ずることができる。

2　第四十三条第四項及び第五項の規定は、前項の場合に準用する。

（火薬類取締官）

第四十五条の三　製造業者、販売業者、火薬庫の所有者又は占有者その他火薬類を取り扱う者に対する監督又は指導を行なわせるため、通商産業省に火薬類取締官を置く。

2　火薬類取締官の資格に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十八条第一項中「又は第二十五条第一項」を「、第二十五条第一項又は第二十七条第一項」に改める。

第四十九条第一項中「（国を除く。）」を削り、同項の表第六号中「第二十条」を「第十九条第一項」に、同表第十一号中「火薬類作業主任者免状又は火薬類取扱主任者免状」を「火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状」に改め、同条第二項中「通商産業大臣に対してする者」の下に「、第十二条第一項の許可の申請を海運局長に対してする者」を加え、「甲種火薬類作業主任者免状又は乙種火薬類作業主任者免状」を「甲種火薬類製造保安責任者免状又は乙種火薬類製造保安責任者免状」に改める。

第五十条第一項中「第十二条の二第二項」の下に「、第十四条第二項」を、「第十六条第二項」の下に「、第三十五条の二」を加え、「海上保安庁長官（湖沼河川については、都道府県知事）」を「海運局長」に改める。

第五十一条第一項中「第三十条第二項及び第三十六条」を「第三十六条及び第四十五条の二」に改め、同条第二項中「第二十七条」を「第二十七条の二」に、「第三十条第二項、第三十三条及び第三十六条」を「第三十六条及び第四十五条の二」に改め、同条第三項中「第十九条から第二十二条まで」を「第二十条第二項（第十九条第一項ただし書の総理府令で定める数量以下のものを運搬する場合に限る。）」に、第二十一条、第五十一条第一項を次のように改める。

都道府県知事は、第十七条第一項又は第二十五条第一項の許可をしようとするときは、政令で定めるところにより、都道府県公安委員会の意見をきかなければならない。

2　第四十三条第四項及び第五項の規定は、前項の場合に準用する。

（火薬類取締官）

第四十五条の三　製造業者、販売業者、火薬庫の所有者又は占有者その他火薬類を取り扱う者に対する監督又は指導を行なわせるため、通商産業省に火薬類取締官を置く。

2　火薬類取締官の資格に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十八条第一項中「又は第二十五条第一項」を「、第二十五条第一項又は第二十七条第一項」に改める。

第四十九条第一項中「（国を除く。）」を削り、同項の表第六号中「第二十条」を「第十九条第一項」に、同表第十一号中「火薬類作業主任者免状又は火薬類取扱主任者免状」を「火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状」に改め、同条第二項中「通商産業大臣に対してする者」の下に「、第十二条第一項の許可の申請を海運局長に対してする者」を加え、「甲種火薬類作業主任者免状又は乙種火薬類作業主任者免状」を「甲種火薬類製造保安責任者免状又は乙種火薬類製造保安責任者免状」に改める。

第五十条第一項中「第十二条の二第二項」の下に「、第十四条第二項」を、「第十六条第二項」の下に「、第三十五条の二」を加え、「海上保安庁長官（湖沼河川については、都道府県知事）」を「海運局長」に改める。

第五十一条第一項中「第三十条第二項及び第三十六条」を「第三十六条及び第四十五条の二」に改め、同条第二項中「第二十七条」を「第二十七条の二」に、「第三十条第二項、第三十三条及び第三十六条」を「第三十六条及び第四十五条の二」に改め、同条第三項中「第十九条から第二十二条まで」を「第二十条第二項（第十九条第一項ただし書の総理府令で定める数量以下のものを運搬する場合に限る。）」に、第二十一条、第五十一条第一項を次のように改める。

2　通商産業大臣又は都道府県知事は、第三条、第五条、第八条、第九条第三項、第十条第一項、第十一条第三項、第十二条第一項、第十四条第二項、第十七条第一項若しくは第三項、第二十四条第一項、第二十五条第一項若しくは第三項、第二十七条第一項、第二十八条第一項若しくは第三項、第四十四条若しくは第四十五条の規定による処分をしたとき、又は第十二条の二第二項若しくは第十六条の規定による届出を受理したときは、政令で定める区分により、すみやかにその旨を国家公安委員会、都道府県公安委員会又は海上保安庁長官に通報しなければならない。

3　運輸大臣は、第四十五条の緊急措置（船舶に係るものを除く。）をしたときは、政令で定める区分により、すみやかにその旨を国家公安委員会又は都道府県公安委員会に通報しなければならない。

4　国家公安委員会若しくは都道府県公安委員会又は海上保安庁長官は、火薬類の製造、販売、貯蔵その他の取扱いに関し、公共の安全の維持又は海上の安全の維持のため特に必要があると認めるときは、政

令で定める区分により、通商産業大臣又は都道府県知事に対し、必要な措置をとるべきことを要請することができる。

第五十三条中「第十九条第二項」を「第二十条第二項」に、「第二十七条第一項」を「第二十七条の二」に改める。

第五十七条に次の一項を加える。

2　この法律又はこの法律に基づく命令の規定により通商産業大臣の権限に属する事項は、政令の定めるところにより、方面公安委員会に行なわせることができる。

第四章中第五十七条の次に次の条一を加える。

（国に対する適用）

第五十七条の二　この法律の規定は、第四十九条及び第五十五条並びに次章の規定を除き、国に適用があるものとする。この場合において、「許可」又は「認可」とあるのは、「承認」とする。

第五十八条中「二十万円」を「三十万円」に改める。

第五十九条中「五万円」を「十万円」に改め、同条第五号の次に次の一号を加える。

五の二　第二十七条第一項の規定に違反し、許可を受けないで火薬類を廃棄した者

第五十九条第六号の次に次の一号を加える。

六の二　第二十九条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反し、認可を受けないで火薬類の製造、販売又は消費をした者

第六十条第一号中「第十七条第四項」、第十九条第二項」を「第十七条第五項」、第二十条第二項」に、「第二十七条第一項」を「第二十七条の二」に改め、同条第二号中「第十九条第一項」を「第二十条第一項」に改め、同条第三号中「第二十条」を「第十九条第一項」に改め、同条第四号及び第五号を削り、同条第六号を同条第四号とする。

第六十一条第一号中「第三十一条第四項」を「第三十一条第五項」に、「火薬類作業主任者免状又は火薬類取扱主任者免状」を「火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状」に改め、同条第二号中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に、「又は虚偽の記載をした者」を「若しくは虚偽の記載をし、又は同条第二項の規定に違反して帳簿を保存しなかつた者」に改め、同条第三号中「第三十六条第一項」を「第三十五条の二第三項、第三十六条第一項」に改め、同条第四号中「又は第四十六条第一項」を「、第三十五条の二第一項又は第四十六条第一項」に改め、同条第五号中「第三十一条第一項」を「第三十一条第二項」に、「第三十三条及び第三十六条」を「第三十六条及び第四十五条の二」に、「第三十三条及び第三十六条」を「第三十六条及び第四十五条の二」に、「第三十三条第二項、第三十三条及び第三十六条」を「第三十六条及び第四十五条の二」に改める。

4　ガス具種火については、前項に規定するもののほか、第五条、第十八条、第二十五条及び第二十六条の規定は、適用しない。

5　前二項に規定するもののほか、第三条、第四条、第十一条第二項及び第三項、第十三条、第二十九条、第三十条第一項及び第二項、第三十五条、第三十五条の二、第三十八条、第四十一条並びに第四十六条第一項第二号の規定は、各規定ごとに通商産業省令で定める数量以下のガス具種火については、適用しない。

第五十二条第一項を次のように改める。

都道府県知事は、第十七条第一項又は第二十五条第一項の許可をしようとするときは、政令で定めるところにより、都道府県公安委員会の意見をきかなければならない。

第二項又は第四十六条第一項」に改め、同条第五号中「第四十三条第一項若しくは第二項」を「第四十三条第一項から第三項まで」に改め、同条に次の一号を加える。

六　第四十五条の二第一項の規定による警察官の停止に従わず、提示の要求を拒み、若しくは検査を拒み、若しくは妨げ、又は同項の規定による命令に従わなかつた者

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第八項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　改正前の第二十条第一項の規定に基づいて交付された運搬証明書は、改正後の第十九条第一項の規定に基づいて交付された運搬証明書とみなす。

3　改正前の第二十七条第二項の規定により火薬類の廃棄の届出をした者であつて、この法律の施行の日から起算して十日以内に当該届出に係る火薬類を廃棄するものは、改正後の同条第一項の規定により当該火薬類の廃棄について許可を受けたものとみなす。

4　改正前の第三十条第三項又は第三十三条第二項の規定により届け出た火薬類作業主任者若しくは火薬類取扱主任者又は火薬類作業主任者の代理者は、それぞれ改正後の第三十条第三項又は第三十三条第二項の規定により届け出た火薬類製造保安責任者若しくは火薬類製造保安責任者又は火薬類製造保安責任者の代理者とみなす。

5　改正前の第三十一条第三項の規定に基づいて交付された火薬類作業主任者免状又は火薬類取扱主任者免状（火薬類取締法附則第五項の規定により同法の規定による火薬類作業主任者免状又は火薬類取扱主任者免状とみなされたものを含む。）は、それぞれ改正後の同条第一項又は第二項の火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状とみなす。

6　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（建築基準法の一部改正）

7　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の一部を次のように改正する。

別表第二(ろ)項第三号(一)中「玩具用煙火」を「玩具煙火」に改め、同表(は)項第一号(一)中「火薬類の製造」を「火薬類（玩具煙火を除く。）の製造」に改める。

（通商産業省設置法の一部改正）

8　通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二　火薬類の取締りに関すること。

（自衛隊法の一部改正）

9　自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第百六条第一項中「火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）の規定は、」の下に「同法第五十七条の二の規定にかかわらず、」を加え、「第十九条第二項」を「第二十条第二項、第二十七条の二」に改め、「第二十九条」を削る。

（内閣総理・通商産業・運輸・建設大臣署名）

法律第百四十一号（昭三五・八・二）

◎道路運送法の一部を改正する法律

道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の次に次の一条を加える。

（運行管理者）

第二十五条の二　自動車運送事業者は、事業用自動車の運行の安全の確保に関する事項を処理させるため、運輸省令で定める営業所ごとに、年齢、事業用自動車の運行の管理又は運転の経歴その他について運輸省令で定める一定の要件を備える者のうちから、運行管理者を選任しなければならない。

2　前項の運行管理者が処理すべき事項の範囲及び運行管理者の選任に関し必要な事項は、運輸省令で定める。

3　運輸大臣は、運行管理者がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、自動車運送事業者に対し、運行管理者の解任を命ずることができる。

4　運輸大臣は、前項の命令をしようとするときは、当該自動車運送事業者及び当該運行管理者に対し、あらかじめ、期日及び場所を指定して、聴聞をしなければならない。聴聞に際しては、これらの者に対し、意見を述べ、及び証拠を提出する機会が与えられなければならない。

第三十条の見出しを「（輸送の安全等）」に改め、同条第一項の次に次の一項を加え、第一項を第三項とし、第二項を第四項とする。

2　運輸大臣は、自動車運送事業者が前項の運輸省令で定める事項を遵守していないため輸送の安全が確保されていないと認めるときは、当該自動車運送事業者に対し、施設又は運行の管理の方法の改善その他その是正のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

第三十三条の二に次の一項を加える。

4　陸運局長は、第一項の規定による命令に係る自動車であつて、道路運送車両法の規定によるまつ消登録をしたものについては、前条に規定する輸送施設の使用の停止の期間が満了するまでは、同法第二十二条第一項の新規登録用謄本を交付しないものとする。

第四十六条中「第二十五条」の下に「、第二十五条の二」を加える。

第七十九条第一項中「第二十一条」の下に「、第二十五条の二第三項及び第四項、第三十条第二項」を加え、「及び第百二十三条」を「並びに第百二十三条」に改める。

第百二十六条の見出しを「（報告、検査及び調査）」に改め、同条第一項中「その他の」を「その他」に改め、同条第二項中「必要がある」を「特に必要がある」に、「道路運送事業者の事業場」を「道路運送事業者その他自動車若しくは軽車両を所有し、若しくは使用する者若しくはこれらの者の組織する団体の事務所その他の事業場（道路運送事業又は自動車若しくは軽車両の管理に係るものに限る。）」に改める。

第百二十六条第四項中「第二項」を「第二項及び第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　当該行政庁は、自動車又は軽車両による輸送の実情の調査を行なうため特に必要があると認めるときは、その職員をして、当該調査のため必要な限度において、道路を通行する自動車又は軽車両の運転者に対し一時当該自動車又は軽車両を停止すること

を求め、及び運転者又はその補助者に輸送の経路、貨物の種類その他の事項を質問させることができる。

第百二十八条中「三十万円以下の罰金に処する」を「一年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」に改める。

第百二十八条の二中「二十万円以下の罰金に処する」を「六月以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」に改める。

第百二十八条の二の次に次の一条を加える。

第百二十八条の三　左の各号の一に該当する者は、三月以下の懲役若しくは五万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第三十八条第一項（第七十二条において準用する場合を含む。）の規定により許可を受けてしなければならない事項を許可を受けないでした者

二　第百一条第一項の規定に違反した者

三　第百二条第一項の規定による処分に違反した者

第百二十九条第三項を次のように改める。

三　第三十七条第一項、第四十一条第一項（第七十二条において準用する場合を含む。）、第百条第一項又は第百一条第二項の規定により許可を受けてしなければならない事項を許可を受けないでした者

第百三十条第一号中「、第三十七条第一項、第三十八条第一項（第七十二条において準用する場合を含む。）、第四十一条第一項（第七十二条において準用する場合を含む。）」を削り、「、第八十六条第一項（第九十四条において準用する場合を含む。）、第百条第一項又は第百一条第二項」を「又は第八十六条第一項（第九十四条において準用する場合を含む。）」に、「許可又は認可」を「認可」に改める。

第百三十条第二号中「第十九条第二項」の下に「、第二十五条の二第三項、第三十条第二項」を加える。

第百三十条第三号中「第十五条」の下に「、第二十五条の二第一項」を加え、「、第八十九条又は第百一条第二項」を「又は第八十九条」に改める。

第百三十条第四号中「、第九十七条第一項」を「又は第九十七条第一項」に改める。

第百三十一条及び第百三十三条第三項中「三万円」を「五万円」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。ただし、第二十五条の二を加える改正規定は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

2　改正後の第四十三条の二第四項の規定は、この法律の施行の日前にした道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）の規定によるまつ消登録の申請に係る自動車については、適用しない。

（運輸・建設・内閣総理大臣署名）

法律第百四十五号（昭三五・八・一〇）

◎薬事法

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　薬事審議会（第三条・第四条）
第三章　薬局（第五条―第十一条）
第四章　医薬品等の製造業及び輸入販売業
　第一節　製造業（第十二条―第二十一条）
　第二節　輸入販売業（第二十二条・第二十三条）
第五章　医薬品及び医療用具の販売業（第二十四条―第四十条）
第六章　医薬品等の基準及び検定（第四十一条―第四十三条）
第七章　医薬品等の取扱い
　第一節　毒薬及び劇薬の取扱い（第四十四条―第四十八条）
　第二節　医薬品の取扱い（第四十九条―第五十八条）
　第三節　医薬部外品の取扱い（第五十九条・第六十条）
　第四節　化粧品の取扱い（第六十一条・第六十二条）
第八章　医薬品等の広告（第六十六条―第六十八条）
第九章　監督（第六十九条―第七十七条）
第十章　雑則（第七十八条―第八十三条）
第十一章　罰則（第八十四条―第八十九条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療用具に関する事項を規制し、その適正をはかることを目的とする。

（定義）

第二条　この法律で「医薬品」とは、次の各号に掲げる物をいう。

一　日本薬局方に収められている物

二　人又は動物の疾病の診断、治療又は予防に使用されることが目的とされている物であつて、器具器械（歯科材料、医療用品及び衛生用品を含む。以下同じ。）でないもの（医薬部外品を除く。）

三　人又は動物の身体の構造又は機能に影響を及ぼすことが目的とされている物であつて、器具器械でないもの（医薬部外品及び化粧品を除く。）

2　この法律で「医薬部外品」とは、次の各号に掲げることが目的とされており、かつ、人体に対する作用が緩和な物であつて器具器械でないもの及びこれらに準ずる物で厚生大臣の指定するものをいう。ただし、これらの使用目的のほかに、前項第二号又は第三号に規定する用途に使用されることもあわせて目的とされている物を除く。

一　吐きけその他の不快感又は口臭若しくは体臭の防止

二　あせも、ただれ等の防止

三　脱毛の防止、育毛又は除毛

四　人又は動物の保健のためにするねずみ、はえ、蚊、のみ等の駆除又は防止

3　この法律で「化粧品」とは、人の身体を清潔にし、美化し、魅力を増し、容貌を変え、又は皮膚若しくは毛髪をすこやかに保つために、身体に塗擦、散布その他これらに類似する方法で使用されることが目的とされている物で、人体に対する作用が緩和なものをいう。ただし、これらの使用目的のほかに、第

一項第二号又は第三号に規定する用途に使用されることもあわせて目的とされている物及び医薬部外品を除く。

4　この法律で「医療用具」とは、人若しくは動物の疾病の診断、治療若しくは予防に使用されること又は人若しくは動物の身体の構造若しくは機能に影響を及ぼすことが目的とされている器具器械であつて、政令で定めるものをいう。

5　この法律で「薬局」とは、薬剤師が販売又は授与の目的で調剤の業務を行なう場所（その開設者が医薬品の販売業をあわせ行なう場合には、その販売業に必要な場所を含む。）をいう。ただし、病院若しくは診療所又は家畜診療施設の調剤所を除く。

第二章　薬事審議会

（中央薬事審議会）

第三条　厚生大臣の諮問に応じ、薬事（医療用具に関する事項を含む。以下同じ。）に関する重要事項（薬剤師国家試験に関する事項を除く。）を調査審議させるため、厚生省に、附属機関として中央薬事審議会を置く。

2　中央薬事審議会の組織、運営その他中央薬事審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

（地方薬事審議会）

第四条　都道府県知事の諮問に応じ、薬事に関する当該都道府県の事務及びこの法律に基づき当該都道府県知事の権限に属する事務のうち政令で定めるものに関する重要事項を調査審議させるため、各都道府県に、地方薬事審議会を置くことができる。

2　地方薬事審議会の組織、運営その他地方薬事審議会に関し必要な事項は、当該都道府県の条例で定める。

第三章　薬局

（開設の許可）

第五条　薬局は、その所在地の都道府県知事の許可を受けなければ、開設してはならない。

2　前項の許可は、二年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

（許可の基準）

第六条　次の各号のいずれかに該当するときは、前条第一項の許可を与えないことができる。

一　その薬局の構造設備が、厚生省令で定める基準に適合しないとき。

二　申請者（申請者が法人であるときは、その業務を行なう役員を含む。第十三条第二項において同じ。）が、次のイからホまでのいずれかに該当するとき。

イ　第七十五条第一項の規定により許可を取り消され、取消しの日から三年を経過していない者

ロ　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた後、三年を経過していない者

ハ　イ及びロに該当する者を除くほか、この法律、麻薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）その他薬事に関する法令又はこれに基づく処分に違反し、その違反行為があつた日から二年を経過していない者

ニ　禁治産者、精神病者又は麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤の中毒者

ホ　その性癖素行に照らして、薬局を管理する薬剤師の第九条に規定する義務の遂行を著しく阻害することが明白である者

（名称の使用制限）

第七条　医薬品を取り扱う場所であつて、第五条第一項の許可を受けた薬局（以下単に「薬局」という。）でないものには、薬局の名称を附してはならない。ただし、厚生省令で定める場所については、この限りでない。

（薬局の管理）

第八条　第五条第一項の許可を受けた者（以下「薬局開設者」という。）が薬剤師であるときは、自らその薬局を実地に管理しなければならない。ただし、その薬局を実地に管理させるために、その薬局に他の薬剤師を置いたときは、この限りでない。

2　薬局開設者が薬剤師でないときは、その薬局を実地に管理させるために、その薬局に薬剤師を置かなければならない。

3　薬局を管理する薬剤師（以下「薬局の管理者」という。）は、その薬局以外の場所で業として薬局の管理その他薬事に関する実務に従事する者であつてはならない。ただし、その薬局の所在地の都道府県知事の許可を受けたときは、この限りでない。

（管理者の義務）

第九条　薬局の管理者は、保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、その薬局に勤務する薬剤師その他の従業者を監督し、その薬局の構造設備及び医薬品その他の物品を管理し、その他その薬局の業務につき、必要な注意をしなければならない。

2　薬局開設者は、薬局の管理者が前項に規定する義務を遂行するに当たつて支障を生ずることがないように、必要な配慮をしなければならない。

（休廃止等の届出）

第十条　薬局開設者は、その薬局を廃止し、休止し、若しくは休止した薬局を再開したとき、又はその薬局の管理者若しくは他厚生省令で定める事項を変更したときは、十日以内に、薬局の所在地の都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

（政令への委任）

第十一条　この章に定めるもののほか、薬局の開設の許可、許可の更新、管理その他薬局に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章　医薬品等の製造業及び輸入販売業

第一節　製造業

（製造業の許可）

第十二条　医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具の製造業の許可を受けた者でなければ、それぞれ、業として、医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具の製造（小分けを含む。以下同じ。）をしてはならない。

2　前項の許可は、厚生大臣が製造所ごとに与える。

3　第一項の許可は、二年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

（許可の基準）

第十三条　前条第一項の許可の申請者が製造しようとする物が、日本薬局方に収められていない医薬品、医薬部外品又は次条第一項に規定する化粧品若しくは医療用具である場合において、その者がその物につき同条（第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による厚生大臣の承認を受けていないときは、その品目に係る前条第一項の許可は、与えない。

2　次の各号のいずれかに該当するときは、前条第一項の許可を与えないことができる。

一　その製造所の構造設備が、厚生省令で定める基準に適合しないとき。

二　申請者が、第六条第二号イからホまでのいずれかに該当するとき。

（日本薬局方外医薬品等の製造の承認）

第十四条　厚生大臣は、日本薬局方に収められていない医薬品、医薬部外品、厚生大臣の指定する成分を含有する化粧品又は医療用具（厚生大臣の指定する医療用具を除く。）につき、これを製造しようとする